目 次

1.	平成18	年 9	月8日(金曜日)	3
2.	議事及び	会期	日程表	3
3.	議事日程	(第	5.1号)	4
4.	開 会	• • •		8
5.	日程第	1	会議録署名議員の指名	8
6.	日程第	2	会期の決定	8
7.	日程第	3	市長あいさつ	8
8.	日程第	4	議案上程(議第143号から議第175号まで)	10
9.	日程第	5	提案理由の説明	11
10.	日程第	6	報告 1 件	16
11.	日程第	7	陳情の報告(陳第8号)	17
12.	日程第	8	議員提出議案上程(議員提出第3号)	17
13.	日程第	9	質疑・討論・採決	17
14.	日程第1	0	決算特別委員会委員の選任	18
15.	日程第1	1	議案の委員会付託	18
16.	日程第1	2	決算特別委員会正副委員長互選結果報告	19
17.	日程第1	3	決算特別委員長報告	
18.	日程第1	4	質疑・討論・採決	20
19.	散 会	•••		21
20.	平成18	年 9	月14日(木曜日)	25
21.	議事日程	(第	5.2号)	25
22.	開 議	•••		28
23.	日程第1	_	般質問	28
24.	松本議員	質	問	28
25.	青木議員	質	問	40
26.	萩原議員	質	問	50
27.	中尾議員	質	問	57
28.	堀本議員	質	問	62
29.	北本議員	質	問	77
30.	永野議員	質	問	90
31.	本山議員	質	問	94

32.	前田議員	質問	97
33.	散 会		108
34.	平成18年	三9月15日(金曜日)	111
35.		(第3号)	
35.	開議		115
37.	日程第1	一般質問	115
38.	多田隈議員	員 質問	115
39.	田島議員	質問	122
40.	近松議員	質問	136
41.	福嶋議員	質問	145
42.	内田議員	質問	151
43.	吉田議員	質問	154
44.	田畑議員	質問	166
45.	宮田議員	質問	175
46.	江田議員	質問	
47.	日程第2	議案及び陳情の委員会付託	188
48.	散会		189
		9月25日(月曜日)	
50.	議事日程	(第4号)	
51.	開議		
		委員長報告	
		·報告 ······	
		· 員長報告 ····································	
		· 報告 ······	
		· 員長報告 ····································	
		質疑・討論・採決	
		委員長報告	
59.	新幹線鹿児	己島ルート建設促進特別委員長報告	210
60.	日程第4	質疑・討論・採決	212
		委員長報告	
		《ス建設促進特別委員長報告	
63.	日程第 6	質疑・討論・採決	214

64.	日程第7	意見書案上程(意見書案第4号から意見書案第5号まで)	···214
65.	日程第8	質疑・討論・採決	···215
66.	日程第9	発言取り消しについて	216
67.	閉 会		···216
68.	署名欄		217

第 1 号 9 月 8 日(金)

平成18年第4回玉名市議会定例会議事及び会期日程表

月	日	曜	会詞	義別		摘	要
9	8	金	本会	業	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 1 2 1 3 1 4	会議録のある議員とは、	143号から議第175号まで) 第8号) 程(議員提出第3号) 決 委員の選任 託 委員会) 正副委員長互選結果報告 被告
9	9	土	休	会			
9	10	日	休	会			
9	11	月	休	会			
9	12	火	休	会			
9	13	水	休	숮			
9	14	木	本会	会議		一般質問	
9	15	金	本会	会議	1 2	一般質問 議案及び陳情の委	員会付託
9	16	土	休	会			
9	17	日	休	会			
9	18	月	休	숲			
9	19	火	委員	員会	•	総務委員会 産業経済委員会	
9	20	水	委員	員会		建設委員会 文教厚生委員会	
9	21	木	休	会			
9	22	金	休	会			
9	23	土	休	会			
9	24	日	休	会			
9	25	月	本组	会議		委員長報告(質疑 閉 会 宣 告	・討論・採決)

平成18年第4回玉名市議会定例会会議録(第1号)

議事日程(第1号)

平成18年9月8日(金曜日)午前10時15分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 市長あいさつ

日程第 4 議案上程(議第143号から議第175号まで)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告1件

日程第 7 陳情の報告 (陳第8号)

日程第 8 議員提出議案上程(議員提出第3号)

日程第 9 質疑・討論・採決

日程第10 決算特別委員会委員の選任

日程第11 議案の委員会付託 (休憩中委員会)

日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第13 決算特別委員長報告

日程第14 質疑・討論・採決

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 市長あいさつ

日程第 4 議案上程

議第143号 平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第144号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第145号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算

議第146号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第147号 平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算

議第148号 平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

議第149号 平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

議第150号 平成17年度玉名市土地取得特別会計歳入歳出決算

議第151号 平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算

- 議第152号 平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第153号 平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計歳入歳出決算
- 議第154号 平成17年度玉名市水道事業会計決算
- 議第155号 平成17年度玉名市下水道事業会計決算
- 議第156号 平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
- 議第157号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第158号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第159号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第160号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第161号 平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第162号 平成18年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第163号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第164号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の制定について
- 議第165号 玉名市治山事業分担金徴収条例の制定について
- 議第166号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第167号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 議第168号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第169号 玉名市消防団の設置等に関する条例及び玉名市消防団員の定員、任免、 給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第170号 玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を 改正する条例の制定について
- 議第171号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 議第172号 市道路線の認定について
- 議第173号 教育委員会委員の任命について
- 議第174号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第175号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告1件
 - 報告第11号 専決処分の報告について 専決第10号
- 日程第 7 陳情の報告
 - 陳第8号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の提出と教育基本法の理念を 学校と社会に生かすことを求める陳情
- 日程第 8 議員提出議案上程

議員提出第3号 決算特別委員会の設置について

- 日程第 9 質疑・討論・採決
- 日程第10 決算特別委員会委員の選任
- 日程第11 議案の委員会付託
 - 議第143号 平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算
 - 議第144号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第145号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第146号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第147号 平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第148号 平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第149号 平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第150号 平成17年度玉名市土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 議第151号 平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第152号 平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第153号 平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計歳入歳出決算
 - 議第154号 平成17年度玉名市水道事業会計決算
 - 議第155号 平成17年度玉名市下水道事業会計決算
- 日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
- 日程第13 決算特別委員長報告
- 日程第14 質疑・討論・採決

出席議員(29名)

1番	萩	原	雄	治	君	2番	中	尾	嘉	男	君
3番	宮	田	知	美	君	4番	北	本	節	代	さん
5番	横	手	良	弘	君	6番	前	田	正	治	君
7番	近	松	恵美	長子	さん	8番	作	本	幸	男	君
9番	福	嶋	譲	治	君	10番	竹	下	幸	治	君
11番	青	木		壽	君	12番	森	Ш	和	博	君
13番	内	田	靖	信	君	14番	髙	村	兀	郎	君
16番	松	本	重	美	君	17番	江	田	計	可	君
18番	多日	日隈	保	宏	君	19番	永	野	忠	弘	君
20番	林	野		彰	君	21番	髙	木	重	之	君
22番	本	Щ	重	信	君	23番	吉	田	喜	德	君
24番	田	島	八	起	君	25番	田	畑	久	吉	君

 26番
 小屋野 幸 隆 君
 27番 堀 本 泉 君

 28番
 松 田 憲 明 君
 29番 杉 村 勝 吉 君

30番 中川潤一君

欠席議員(1名)

15番 大崎 勇君

事務局職員出席者

 事務局長
 松岡誠也君
 事務局次長
 梶山孝二君

 次長補佐
 中山富雄君
 書記和田耕一君

 書記松尾和俊君

説明のため出席した者

市	長	島	津	勇	典	君	助			役	髙	本	信	治	君
総務部	長	村	田	隆	夫	君	玉名	財 政総合 注	支所:	長兼	牧	野	吉	秀	君
市民部	長	田	上	敏	秋	君	褔	祉	部	長	元	田	充	洋	君
産業経済	部	谷	П		強	君	建	設	部	長	取	本	_	則	君
地域自治調整総室		井	上		了	君	出	納	局	長	徳	井	秀	憲	君
岱明総合支所: 岱明自治区事務		前	田	繁	廣	君		総合] 自治区			田	上		均	君
天水総合支所: 天水自治区事務		望	月	_	晴	君	企	業	局	長	中	原	早	人	君
教育委員	長	坂	本	清	_	君	教	育	î	長	菊	III	茂	男	君
教 育 次	長	杉	本	末	敏	君	監	査	委	員	髙	村	捷	秋	君

○議長(松田憲明君) おはようございます。

ただいまから平成18年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(松田憲明君) 会議録署名議員を指名いたします。

11番議員 青木 壽君、12番議員 森川和博君、以上の両君にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長(松田憲明君) 会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、 9月1日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月25日までの18日間にいた したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日まで の18日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長(松田憲明君) 次に、市長より発言の申し出があっておりますのでこれを許可 いたします。

市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) おはようございます。

本日は、平成18年第4回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には朝夕は幾分過ごしやすくなったとはいえ、残暑なお厳しい中揃って御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、深く感謝申し上げます。

まず、秋篠宮妃紀子様におかれましては、過ぐる6日元気な男児を出産されました。親王殿下の誕生を議会の皆様、市民の皆様とともに心からお祝いしたいと思います。皇位継承資格を有する男子の誕生は41年ぶりということであわせて健やかに御成長されることを御祈念申し上げたいと存じます。

中央政界では本日から自民党の総裁選挙が告示され、20日には新総裁が決まります。あわせて26日には新首相を選出すべき臨時国会が予定されております。「聖域な

き構造改革」、「改革なくして成長なし」などのスローガンを掲げて就任した小泉政権の5年半を顧みるとき、日本道路公団、郵政事業の3事業の民営化と「官から民へ」の改革が進められ、経済面においては不良債権の回収でありますとか、諸々の施策の中で長い景気の低迷から脱却し、自動車産業を中心に堅調に経済成長を維持し、構造改革の成果もあらわれていると受け止めております。一方、地方分権への取り組みが国と地方の税財政をめぐる「三位一体の改革」でありました。しかし平成15年から昨年度にわたった三位一体改革は、地方にとっては厳しいものとなり、当初の期待のようには分権が進まなかったばかりか、改革に伴う地方交付税の大幅な削減が多くの自治体財政を直撃し、地方に強い不信を残す結果となりました。やがて誕生する新政権には地方への一層の取り組み充実を期待し、分権社会にふさわしい国土の均衡ある発展を強く望みたいと思います。

今年の夏の最高気温は岱明観測所で8月8日に37.4度を記録し、昭和52年の37.2度を更新する観測史上過去最高を記録しました。最高気温の平均でも34.5度と平年より2度も高くまさしく猛暑でありました。一方、梅雨時期の降雨量は市役所の雨量計で平年の2倍近い1,160ミリにも達し、短時間での豪雨が多く発生し、がけ崩れ、家屋の浸水等多くの被害が発生しました。世界各国でも高温が続き、欧州で30人以上、米国でも西部で最高気温が40度を超え140人以上が死亡したそうであります。一方、中国西部では50年に1度という大干ばつが発生し、1,800万人以上が水不足に見舞われているそうです。こうした異常気象が近年地球規模で発生をしており、地球温暖化が大きな問題になっております。私たち一人一人も子や孫のためにも地球環境を強く意識する必要があろうかと存じます。

さて、玉名市も来月の3日には合併1周年を迎え、記念式典を開催することになっております。徐々にではありますが、一つの自治体として同じルール、同じレールに乗りつつありますが、これまでそれぞれの自治体として築いてきた歴史や風土の中で慣習の違いがあり、調整になお時間が必要な事柄もあります。そういう中での最近の市政の主な取り組みでありますが、まず新市の総合計画を策定した上で、合併効果を上げるためにも行政改革に取り組む必要があります。総合計画の策定状況につきましては、これまでワークショップ、地域協議会、市政懇談会、策定審議会から意見・要望の御提案をいただき、さらに市民アンケートを実施し、市民ニーズの収集を行なってきたところであります。この総合計画は基本構想を地方自治法の規定に基づき10年間とし、第1期基本計画を5年間とするもので、今後の市政運営の方向性を示す最上位の計画であります。

今回策定の基本構想については、「信頼と勇気ある改革」を基本理念として、また 「人と自然がひびきあう県北の都玉名」を将来像に掲げ総合計画案を作成し、去る8月 24日に玉名市総合計画策定審議会に諮問したところです。今後、策定審議会より答申を得て基本構想について12月議会への提案を予定しているところでございます。あわせて地方分権社会にふさわしい簡素で効率的な新しい行財政の仕組みを構築するため、行政改革大綱の策定に着手しております。先般、市内外の有識者からなる行政改革推進懇話会を設置したところであり、今後、懇話会の審議、助言を踏まえながら今年末をめどに大綱の策定を進めてまいります。そのさきがけとして市の公の施設のうち、市の出資法人などに管理委託している施設を中心とした20施設について9月1日から指定管理者制度を導入し、そのうち10施設は公募により指定をいたしました。民間の能力が活用され、経費の縮減と市民サービスの向上が図れるよう市としても連携を取り合い指揮していく所存です。

次に、効率的な行政運営と市民サービスの向上のための新庁舎建設への対応については、本年4月に企画財政部に設置した新庁舎建設準備室において、新庁舎の基本方針や機能を示した新庁舎建設基本構想の策定に取り組んでいるところでございます。構想には市民の皆様にとっても関心の強い問題と思われる新庁舎の建設位置についても掲載することとしておりますので、市政フォーラムの議題として取り上げ、市民の代表者による討論の機会を設けるとともに広く市民の御意見や御提案を拝聴し、構想の策定に反映させていきたいと考えております。なお、具体的な日時につきましては、今月27日市政フォーラム「考えよう新庁舎建設」と題し、市民会館ホールにおいて開催する予定でございます。また職務の遂行にあたりましては、福岡市職員の飲酒運転による死亡事故等々公務員のモラル低下による国民の信頼も揺らいでおり、職員には改めて綱紀粛正を強く求めながら公務を遂行してまいります。そのほかにも市が取り組むべき各種事業に全力を挙げる所存でありますので、議員各位の格別の御理解と御協力をお願いいたします。

今議会には決算の認定13件、一般会計並びに特別会計補正予算案8件、条例関係7件、人事案件3件、規約の変更1件、道路認定1件、報告1件と各方面にわたり多数の議案を御提案申し上げております。このうち一般会計補正予算案につきましては集中豪雨における災害復旧費4億1,500万円のほか新幹線整備関連経費、障害者自立支援法関連経費、乳幼児医療費、財政調整基金の積み立てなど全体で10億3,500万円の増額補正案となっております。

詳しくは提案理由説明の中で申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、9月定例議会開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。お世話さまになります。よろしくお願いします。

日程第4 議案上程(議第143号から議第175号まで)

○議長(松田憲明君) 以上で市長のあいさつを終わりまして、これより議案を上程いたします。

議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第175号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの議案33件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長(松田憲明君) ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

助役。高本信治君。

[助役 髙本信治君 登壇]

○助役(髙本信治君) おはようございます。今市議会に提案いたしております議案に つきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算までにつきましては、一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算の認定につきまして、議案13件を提案いたすものでございます。平成17年度の決算認定につきましては、平成17年4月1日から10月2日の合併前日までの旧1市3町の決算につきましては、既に6月定例会におきまして認定をいただいているところでございます。今回提出いたしております決算につきましては、同じく平成17年度の決算で平成17年10月3日から平成18年3月31日までの合併後の平成17年度の決算に係るものでございます。これらの会計の決算につきまして監査委員の審査に付しておりましたが、別添の意見書の通り送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により御審議をいただきますよう御提案申し上げるものでございます。なお詳細につきましては、委員会で御説明申し上げますので原案どおり認定いただきますようお願いを申し上げます。

次に議第164号から議第172号までは条例等議案でございます。まず議案集でございますが、議第164号は玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の制定についてでございます。これは浄化槽市町村整備推進事業に係る市債の償還に必要な財源を確保するための基金を設置するため条例を制定するものでございます。内容でございますが、平成17年度より天水地区で実施している浄化槽市町村整備推進事業に対し交付される熊本県の交付金を基金の財源として積み立て、市債の償還に充てるものでございます。

議第165号は、玉名市治山事業分担金徴収条例の制定についてでございますが、 これは熊本県単独治山事業に要する費用に充てる分担金を徴収するため条例を制定する ものでございます。内容でございますが、熊本県が行なう単独治山事業の施行により特 に利益を受けると認めるものから分担金を徴収するため分担金の額などを定めるもので ございます。

次に議第166号は、玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市民会館の一部新築に伴い条例の整備を図るものでございまして、会議室等を移設新築するため使用料の見直しをするものでございます。

次に議第167号は、玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは障害者自立支援法の施行に伴い条例の整備を図るものでございます。主な内容は第2条第5号の一部負担金の定義を改正法に合わせ整備するものでございます。

次に議第168号は、玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは国民健康保険法の一部改正に伴い被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の額を「30万円」から「35万円」に改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成18年10月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金の額については従前の例によることといたしております。

次に議第169号は、玉名市消防団の設置等に関する条例及び玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは消防組織法の一部改正に伴い条文中に引用しております法律の条項を改めるものでございます。

次に議第170号でございますが、玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは水道事業区域及び給水区域の拡張に伴い条例の整備を図るもので、現在、横島町昭栄地区の飲料水につきましては、横島干拓飲料水組合の専用水道で供給されておりますが、水質の悪化により市の上水道を供給することに伴い、条例を改めるものでございます。

次に議第171号は、有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてでございますが、これは一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。内容につきましてはクリーンパークファイブに併設し建設されます多目的公園の設置及び管理に関する事務を新たに共同処理する事務に加えるものでございます。

次に議第172号は、市道路線の認定についてでございます。今回認定いたします 路線は岩崎3号線、両迫間5号線、栗崎団地東2号線の3路線の認定についてでござい ます。

以上が、条例等議案の提案理由でございますが、御審議の上原案どおり御議決いた

だきますようお願い申し上げます。

○議長(松田憲明君) 引き続き、企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) おはようございます。

ただいまから議第156号及び議第163号までの補正予算関係8件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。初めに、議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)でございますが、今回御提案いたします補正予算は、先の6月26日、7月23日の大雨によります災害関係の経費を主に計上いたしておりますが、近年稀にみる大災害でありまして、この9月議会に積算しきれない災害復旧費もまだ一部残っております。その分につきましては12月議会におきまして御提案を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

その他の項目に関しましては、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行 なう必要が生じましたので、あわせて御提案をいたすものでございます。お手元に配付 いたしております資料を御覧いただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正につき ましては歳入歳出それぞれ10億3,512万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27 7億9,812万円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと1 2款分担金及び負担金は、1,534万5,000円の補正で現年発生農業施設災害復旧 費にかかる受益者からの分担金が主なものでございます。14款国庫支出金は2億7. 082万8,000円の補正でございます。主なものは現年発生公共土木施設災害復旧 費負担金6,175万9,000円の補正、地方道路整備臨時交付金が決定によりまして 3.905万円の追加、小中学校費で建築物耐震改修等事業補助金が478万9.000 円の補正、災害復旧費補助金としまして9,969万4,000円の補正でございます。 15款県支出金は3,986万5,000円の補正で、主なものは障害者自立支援法に関 する補助金が750万3,000円の補正、乳幼児医療費補助金が891万4,000円 の追加の補正でございます。19款繰越金は前年度からの繰越金で明許繰越等によりま す財源を差し引いた実質の繰越金が6億2,441万円でありますので、そのうち今回 の補正予算の財源として4億9.512万円の追加としたところでございます。21款 市債は2億1,220万円の補正でございます。主なものは災害復旧費にかかるもの で、農林水産施設が3,120万円、公共土木施設が8,290万円、社会教育施設が5 10万円の補正でございます。その他道路橋りょう整備事業債が3,040万円の追 加、まちづくり交付金事業債が6,260万円の追加でございます。

次のページでございますけれども、次に歳出について御説明申し上げます。 2 款総務費は 3 億 3 , 7 6 7 万 1 , 0 0 0 円の補正でございます。主なものは基金費が 3 億 2 , 0 0 0 万円の追加で地方財政法に基づき前年度繰越額のうちから 2 分の 1 を下らない額

を財政調整基金に積み立てるものでございます。諸費につきましては、185万7,0 00円の補正で地方バス路線維持費補助金に代わりますところの天水河内みかんタクシ 一運行費用94万3,000円が主なものでございます。3款民生費は6,253万3, 000円の補正で、主なものは障害福祉費が1,104万7,000円の補正で障害者自 立支援法に係る支援事業費等でございます。また児童福祉総務費が5.080万7.00 0円の追加で、乳幼児医療費4.936万3.000円が主なものでございます。6款農 林水産業費は2,106万9,000円の補正で、主なものは園芸産地かつりょく強化事 業809万3, 000円、水田営農組織化緊急支援事業740万2, 000円の追加でご ざいます。次のページでございます。8款土木費は1億6,675万3,000円の補正 で、主なものは道路新設改良費6,975万7,000円の追加、都市再生整備事業8, 676万1,000円の追加などでございます。9款消防費は515万1,000円の補 正で、先の災害における水防費492万2,000円の追加が主なものでございます。 10款教育費は2,333万6,000円の補正でございます。主なものは小中学校の耐 震化優先度調査業務委託費1,437万円の補正で、小学校14校31棟、中学校5校 14棟の調査を行なうものでございます。11款災害復旧費につきましては管内390 カ所4億1,534万3,000円の補正でございます。農林水産施設につきましては農 地を初めとした災害箇所は260カ所で2億987万1,000円、公共土木施設につ きましては、道路・河川・住宅・公園で129カ所1億8,765万5,000円、文教 施設につきましては1カ所1,781万7,000円の補正となっております。次に第2 表債務負担行為の補正でございます。追加といたしまして農家経営安定緊急特別対策資 金の利子のうち1%を市が補給するものでございます。期間は19年から21年度まで の3カ年、総額は236万7,000円を計上しております。次に第3表地方債補正に つきましては追加といたしまして、災害復旧事業1億1,920万円、変更といたしま して、まちづくり交付金事業が4億6,240万円から5億2,500万円に、道路橋り ょう整備事業が3億5,320万円から3億8,360万円に、それぞれ増額し変更をお 願いするものでございます。

以上が、一般会計補正予算の説明でございます。

次に、議第157号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,255万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億1,828万5,000円とするものでございます。歳入の主なものは、1款保険税収入が4,654万円の減額でございます。次に5款共同事業交付金が保険財政共同安定事業交付金の創設に伴うもので、5億151万3,000円の補正でございます。9款繰越金が平成17年度決算見込みにより1,121万5,000円の追加などでございます。

次に歳出について御説明申し上げます。2款保険給付費が国民健康保険の条例改正 に伴う出産育児一時金で300万円の追加でございます。5款共同事業拠出金が保険財 政共同安定化事業創設に伴う4億8,278万5,000円の補正でございます。

次に、議第158号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) でございます。歳入歳出予算総額に変更はございませんが、歳出予算の組み替えを行な うものでございます。

次に、議第159号平成18年度大衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,482万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,982万2,000円とするものでございます。

次に、議第160号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,359万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,354万7,000円とするものでございます。これにつきましては天水小天地区水源地井戸掘削工事関連の補正でございます。第2条の地方債の補正につきましては、限度額を950万円から2,930万円に変更するものでございます。

次に、議第161号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,607万円とするものでございます。主な内容は浄化槽市町村整備推進事業減債基金の創設によりますところの積立金が主なものでございます。

次に、議第162号平成18年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、まず収益的収入及び支出の補正についてでございます。収入で営業外収益300万円の増額補正をお願いするものでございます。支出では営業費用1,011万9,000円の追加と営業外費用206万2,000円の減額をお願いするものでございます。次に資本的収入及び支出の補正につきましては、収入で企業債2,440万円の追加でございます。これは横島町昭栄地区配水管布設工事に伴う増額でございます。次に支出で建設改良費4,108万9,000円の追加をお願いするものでございます。これは建設拡張費で同じく横島町昭栄地区及び世間部地区配水管布設等のための委託料、工事費請負費、用地購入費の補正でございます。

最後に議第163号平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。収益的収入及び支出の補正につきましては、収入で営業外収益300万円の増額でございます。支出につきましては、営業費用1,985万5,000円を増額し、営業外費用283万7,000円の減額でございます。次に資本的収入及び支出の補正でございますが、収入につきましては企業債1億580万円と補助金550万円の増額をお願いするものでございます。これは補助事業費の増額と企業債の借りかえ等

によるものでございます。支出につきましては、建設改良費2,194万5,000円と借入償還金9,840万3,000円の増額でございます。債務負担行為の補正といたしまして浄化センター簡易処理施設改築事業を1億6,000万円追加するものでございます。企業債の補正につきましては、追加として公営企業金融公庫債9,820万円を低利に借りかえるものと、また補助事業の増額に伴い公共下水道事業債の限度額を760万円増額するものでございます。

以上、議第156号から議第163号までの補正予算関係8件につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

「市長 島津勇典君 登壇」

○市長(島津勇典君) 議第173号同じく174号、175号、3件について人事案件3件について御説明を申し上げます。教育委員会委員の任命についてでございますが、本市教育委員会委員森知子氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため、引き続き森知子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議第174号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、委員でありました上野一子氏が本年4月30日をもちまして辞任されましたことに伴い、國友久美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

同じく第175号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員上村 則子氏が本年12月31日をもちまして任期満了となるため、長嶋良子氏を推薦いたし たく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでご ざいます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(松田憲明君) 以上で、提案理由の説明を終わりました。

日程第6 報告1件

- ○議長(松田憲明君) 次に報告第11号専決処分の報告について、専決第10号について報告があります。
- ○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長(村田隆夫君) おはようございます。

ただいまから報告1件について御説明を申し上げます。議案集の19ページになります。報告第11号専決処分の報告について、専決第10号でございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしまして、平成18年6月11日の夜から翌朝までの間に玉名市営明神尾団地におきまして、同団地3棟の屋根の一部が崩落し、駐車中の西村芳務氏が所有する乗用車を損傷させたものであります。相手方への損害賠償として、市は100%に当たる10万7,902円を支払ったものでございます。なお、損害賠償金につきましては、当市が加入しております株式会社損害保険ジャパンより全額給付をされております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 陳情の報告(陳第8号)

○議長(松田憲明君) 次に、陳情の報告をいたします。今回陳情1件が提出されております。内容につきましては、お手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時16分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議員提出議案上程(議員提出第3号)

○議長(松田憲明君) 次に議員提出議案の審議に入ります。議員提出第3号決算特別 委員会の設置についてを議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第3号については、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって議員提出第3号は提案理由の説明 及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長(松田憲明君) 議員提出第3号について質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議員提出第3号決算特別委員会の設置については、これ を設置することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置すること に決定いたしました。

日程第10 決算特別委員会委員の選任

- ○議長(松田憲明君) ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。決算特別委員会委員については職員に朗読させます。
- ○議長(松田憲明君) 議会事務局次長 梶山孝二君。

[議会事務局次長 梶山孝二君 登壇]

- ○議会事務局次長(梶山孝二君) それでは命によりまして、決算特別委員会の委員の 氏名を朗読いたします。中尾嘉男議員、宮田知美議員、北本節代議員、横手良弘議員、 福嶋譲治議員、竹下幸治議員、青木壽議員、髙村四郎議員、松本重美議員、林野彰議 員、吉田喜徳議員、小屋野幸隆議員、杉村勝吉議員、中川潤一議員、以上のとおりでご ざいます。
- ○議長(松田憲明君) お諮りいたします。ただいま指名いたしました14名の諸君を 決算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上 の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第11 議案の委員会付託

○議長(松田憲明君) 次に議案を付託いたします。議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算についてまでの議案13件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり決算特別委員会に付託いたします。

議案付託表

決算特別委員会

- 議第143号 平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第144号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第145号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算
- 議第146号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第147号 平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
- 議第148号 平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第149号 平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第150号 平成17年度玉名市土地取得特別会計歳入歳出決算
- 議第151号 平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 議第152号 平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第153号 平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計歳入歳出決算
- 議第154号 平成17年度玉名市水道事業会計決算
- 議第155号 平成17年度玉名市下水道事業会計決算

○議長(松田憲明君) 付託を決しましたので、直ちに正副委員長の互選及び審査をお願いいたします。委員会審査のため、休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時42分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長(松田憲明君) 決算特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。決算特別委員長に林野彰君、決算特別副委員長に北本節代さんがそれぞれ就任されましたので報告いたします。

日程第13 決算特別委員長報告

○議長(松田憲明君) 次に、決算特別委員会に付託してあります議案を議題といたします。審議の方法は委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 林野 彰君。

[決算特別委員長 林野 彰君 登壇]

○決算特別委員長(林野 彰君) 特別委員会に付託されました案件について、審査の結果について御報告申し上げます。付託された案件議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算までの議案13件であります。決算審査は内容が膨大であり、そしてまた多岐にわたりますので慎重審査を期する必要があります。よって、次の会議を10月30日月曜日、31日火曜日、11月1日水曜日の3日間と決定し、今回は継続審査とすることで全員異議なく決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長(松田憲明君) 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

日程第14 質疑・討論・採決

○議長(松田憲明君) ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり継続 審査の申し出がありましたので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員長報告のとおり これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております議第173号教育委員会委員の任命について、議第174号人権擁護委員候補者の推薦について、議第175号人権擁護委員候補者の推薦については、議事の都合により、これを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、日程追加とし、議第173号、 議第174号、議第175号については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略す ることに決定いたしました。

議第173号教育委員会委員の任命について、議第174号人権擁護委員候補者の推薦について、議第175号人権擁護委員候補者の推薦については、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第173号教育委員会委員の任命については、原案に 同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、議第173号については、原案 に同意することに決定いたしました。

議第174号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議 ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、議第174号については、原案 に同意することに決定いたしました。

議第175号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議 ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、議第175号については、原案 に同意することに決定いたしました。
- ○議長(松田憲明君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日から13日までは休会とし、14日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、11日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時48分 散会

第2号 9月14日(木)

平成18年第4回玉名市議会定例会会議録(第2号)

議事日程(第2号)

平成18年9月14日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 16番 松 本 議 員
- 2 11番 青木議員
- 3 1番 萩 原 議 員
- 4 2番 中尾議員
- 5 27番 堀 本 議 員
- 6 4番 北 本 議 員
- 7 19番 永 野 議 員
- 8 22番 本山議員
- 9 6番 前 田 議 員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 16番 松 本 議 員
 - 1 玉名市の財政事情について
 - 2 合併推進道路の認識について
 - 3 脱、横並びの企業誘致活動とホスピタリティ経済社会の中での独自性について
- 2 11番 青 木 議 員
 - 1 地方自治法の一部改正について
 - 2 環境保全型農業推進への取り組みについて
 - 3 マイバッグ運動の推進について
 - 4 教育問題について
 - (1) 小学校における英語活動の推進について
 - (2) 小中学校の内装木質化の推進について
- 3 1番 萩 原 議 員
 - 1 市長のマニフェストについて
 - 2 市営住宅について

- 4 2番中尾議員
 - 1 防犯灯の設置及び維持管理について
 - 2 横島町六十丁地区用排水路整備について
- 5 27番 堀 本 議 員
 - 1 公約の具現化について
 - 2 19年度予算に対しての考えについて
 - 3 市職の志気高揚に対する方策について
 - 4 九州看護福祉大学に関する関与の状況について
- 6 4番 北 本 議 員
 - 1 子どもたちのすこやかな学校生活について
 - (1) 学校給食の現状と課題について
 - (2) 障がいをもっている子どもたちについて
 - (3) 紫外線予防について現状と課題について
 - 2 障害者自立支援法について
 - 3 認定子ども園について
 - 4 市民参加条例について
- 7 19番 永 野 議 員
 - 1 改正中心市街地活性化法への取り組みについて
 - 2 防災対策について
- 8 22番 本 山 議 員
 - 1 防犯灯の設置、維持費について
 - (1)新市としての取り組みについて
- 9 6番 前 田 議 員
 - 1 子育て支援について
 - 2 中高一貫教育について
 - 3 天水中学校建設入札に関して
 - 4 天水老人憩いの家に関して 散 会 宣 告

出席議員(29名)

1番萩原雄治君2番中尾嘉男君3番宮田知美君4番北本節代さん5番横手良弘君6番前田正治君7番近松恵美子さん8番作本幸男君

嶋 下 9番 福 譲 治 君 10番 竹 幸 治 君 壽 12番 11番 青 木 君 森 Ш 和 博 君 13番 内 田 靖 信 君 14番 村 兀 郎 君 髙 16番 松 重 美 君 17番 \mathbb{H} 君 本 江 計 司 18番 多田隈 保 宏 君 19番 野 忠 君 永 弘 20番 林 野 彰 君 21番 髙 木 重 之 君 信 吉 22番 本 山 重 君 23番 \mathbf{H} 喜 德 君 起 24番 田島 八 君 25番 畑 久 吉 君 田 26番 小屋野 幸 隆 君 27番 堀 本 泉 君 28番 松 田 憲 明 君 29番 杉 村 勝 君 吉 30番 中 \prod 潤 君

欠席議員(1名)

15番 大﨑 勇君

事務局職員出席者

事務局長 山 孝 二 松 出 誠 巾 事務局次長 君 梶 君 次長補佐 中 Ш 富 雄 君 書 記 \mathbb{H} 耕 君 和 書 記 松 尾和俊 君

説明のため出席した者

長 津 勇 典 君 助 役 本 信 治 君 市 島 髙 企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 野 吉 秀 牧 君 総務部長 村 田 隆 夫 君 玉名自治区事務所長 市民部長 上 敏 秋 君 充 洋 君 \mathbb{H} 福祉部長 元 田 産業経済部 君 建設部長 本 則 君 谷 強 取 地域自治区 出納局長 徳 井 秀 憲 君 井 上 了 君 調整総室長 岱明総合支所長兼 横島総合支所長兼 \mathbb{H} 上 均 君 田 繁 廣 前 君 岱明自治区事務所長 横島自治区事務所長 天水総合支所長兼 望 月 晴 君 企業局長 原 早 人 君 中 天水自治区事務所長 教 育 長 菊 Ш 茂 男 君 教育次長 杉本 末 敏 君 監查委員 村 捷 秋 髙 君

○議長(松田憲明君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

- ○議長(松田憲明君) 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことといたします。
 - 16番議員 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番(松本重美君) おはようございます。新生クラブの松本でございます。今回初めて1番くじを引きまして感激いたしております。今議会におきましては、過去最高の18名という議員さんが質問に立ちますので、さっさと一生懸命やりたいと思います。

それでは1番目の質問、玉名市の財政事情についてまいります。副題として、「夕張ショック、本市の財政は健全なりや」というサブタイトルをつけております。本年6月20日、北海道夕張市が自治体の倒産にあたる財政再建団体への申請を決めました。夕張市は借入金を翌年度の4月・5月に返すことが認められている出納整理期間に次の年度の予算から償還原資をひねり出す裏技を使い、一時借入金の会計操作による赤字隠しを続けてきました。その結果、標準財政規模の14倍、総額630億円もの負債を抱え万策尽きました。夕張市は相次ぐ炭鉱閉山で人口も11万人から1万3,000人まで激減する中、産業の方向転換を図り、20数年間にテーマパーク整備に110億円を投資しました。しかし、地方のテーマパークは再投資の資金が続かずリピーターは激減、破綻し全滅、東京ディズニーランドの一人勝ちという結果に終わりました。しかし膨大な借金は夕張固有の問題とも言えず、夕張ショックという言葉が明日はわが身の自治体を駆けめぐりました。

全国の自治体が抱える借金総額は04年度決算で201兆円、80年代後半のバブル期の3倍に膨らみました。バブル経済の崩壊で政府は90年代に相次いで経済対策を打ち出し、自治体も次々に公共事業を実施しました。熊本県は平成11年、2回目の国体開催にあたり、インフラ整備と競技場建設に熱心に取り組み、景気対策の優等生の県と言われました。その後も新幹線建設に莫大な投資を強いられ、基金は底をついたと聞いています。その間の事業は島津市長、髙本助役は県の中枢におられたのでよく御存じのことと思います。この辺があとの展開の大事な伏線となっております。

国の財政事情の悪化で2001年小泉政権が誕生するや否や公共事業に充てる投資

的経費は10兆円減り、地方交付税も三位一体改革で5兆円減ってしまいました。借金返済に充てる公債費、扶助費、人件費など固定費の負担は重く、景気対策投資も効果が薄く自由に使えるお金は年々乏しくなって、熊本県の場合は屋根に上がってはしごを外されたような悲惨な状況になってしまったようです。歳出に見合った歳入が確保できず、赤字に陥った自治体は法人税収の低迷で7年連続の大阪府、そして全国25市町村に及びます。ゼロ金利政策の解除で金利が上昇に転ずると借金漬けの自治体から第2の夕張が出る恐れがあるとささやかれています。そこで合併してよくわからなくなった玉名市の財政事情は本当に健全なのか、夕張ショックを受けて熊本県は県下48市町村に財政状況の緊急実態調査に入り、回答を求め総務省に報告すると新聞記事がありました。当の熊本県が一番危ないという噂もあります。

そこで以下の点について質問いたします。①一時借入金の有無と返済状況、②第3 セクターなどへの出資状況及び貸付金の有無について、③パーセントで健全度を示すも のとして経常収支比率、公債費負担比率、財政力指数等があります。文言の説明は難し い上に二重になりますので、答弁の中でその解説と数字がどの程度の健全度を示してい るのかをお聞かせください。

次に、合併推進道路の認識について。地方財政が厳しい中で合併推進事業の中にはうやむやのうちに消えてしまう事業が出てくるのではないかとの思いから、昨年合併直後の12月議会において新玉名駅前整備事業とアクセス道路についてというテーマで質問いたしました。玉名バイパスも19年度中に寺田まで開通し、4年半後には全線開通を目指すと同時に九州新幹線と新玉名駅が開業します。市役所新庁舎もバイパス沿いに展開すると仮定するならば、新市の新しい顔立ちというものが見えてきます。6月議会中の全員協議会の席上、新幹線プロジェクト室から新玉名駅前整備とアクセス道路の説明がありました。天水、横島地区の出身の議員さんからはせっかく合併したのに、天水、横島は何もないではないかと不満の声が出ました。しばらく沈黙が続きましたが南回りバイパス構想については言及がなく、おかしな気配を感じたところです。

その後市長の言動を注意深くじっと観察していますと、構想がどんどん後退しているかのようです。もともと眼中になかったのかもしれません。熊本県の金庫が空っぽであることを一番よく知っておられるので、以前ある議員さんの菊池川左岸振興策についての質問にも、天水、横島地区は自分にとっては大変大事な地区ではあるが、どうしたものか苦慮していると具体性に欠ける答弁に終始しました。また7月3日の玉南校区市政懇談会では、住民の方から伊倉郵便局前の通りは産業道路、生活道路、通学路が混然一帯で朝夕の通過車両はラッシュとなっている。トラック、ダンプカーも大型化して軒先を壊し大変危険である。交通安全協会としては20数年来の悲願であり、早く安全で安心して暮らせるまちになることを切望する。合併を機会に南回りバイパスの早期着工

を期待しますという要望には、広域的な計画になりますので、今後の検討課題とします と実にそっけなく原点に戻ってしまったような答弁で、伊倉、天水、横島は完全に見捨 てられたと感じました。昨年12月議会で私の質問に当時の建設部長の答弁は以下のよ うなものでした。本市が平成10年度に策定した玉名都市計画マスタープランでは、国 道208号線から国道501号線への連絡道路として位置づけをしているところです。 質問の道路は南部地区の補助幹線以上の道路の未整備が多く、他地区へのアクセスが悪 い状況にあるため、幹線道路網の整備を促進し、アクセス強化を図ることを目的とした 新設道路であります。本路線は本市の南部地区、伊倉、天水、横島の広域的な交流機能 の向上を図る外延道路として重要な計画道路として位置づけております。ルート検討も 含め今後とも県を初め関係機関に対し、事業採択に向け強く働きかけを行なっていきた いと考えています。また、合併協議の中の新市計画において事業着手目標を平成25年 度と予定しているところであります。云々、という答弁でした。これほどまでに南回り バイパスの重要度を認識した答弁がありながら、どんどん腰が引けてしまうのはどうし たことか、計画が白紙同然では天水、横島地区はかわいそうに何一つ得るところはあり ません。伊倉が昭和の合併のだしに使われただけで、頭脳を失い50年間周辺部に置き 去りにされ、衰退してしまった悪夢と同じ運命をたどることになりはしないか。され ば、たれの人も早く後生の一大事と心にかけ異議を申すべきものなり。全くお陀仏のよ うな話でへこんでしまいますが、市長はこの南回りバイパスのコストパフォーマンスは 低く、投資の割には開発効果が期待できないと判断しておられるのではないか。

8月28日、2回目の総合計画審議会が開かれましたが、基本構想の中で10年後の玉名市の人口を約7万5,000人と想定してあります。少子高齢化は予想以上に早く、人口が減少する時代に突入した今日、地方都市で3,000人も人口を増やすのは容易なことではありません。何を根拠にかはわかりませんが、多分2007年問題で来年から3年間のうちに700万人の団塊世代が退職します。そのうち関東、関西方面から生活費が安く余裕のある時間を芸術、芸能、娯楽の観賞、温泉、山歩きそしてゴルフ三昧と楽しめるふるさとへの移住を期待してのことかと思います。その受け皿として各地でシニアタウンの建設も進んでおります。玉名市でその適地といえば南回りバイパスルート沿いの寺田、大倉、一本松、日の出、横田地区が考えられます。JR肥後伊倉駅が近くにあり、新幹線開業後は特急の追い越しのロスタイムもなくなり、20分弱で熊本まで確実に行くことができます。また熊本駅までは玉名駅より90円も安く450円と大変お徳用になっております。日常の通勤、通学、デパート、まち遊びなど駅まで徒歩か自転車で十分であります。必ずしもマイカーを必要としないエコライフが可能です。それはまた在来線振興策にもつながります。遠出の旅行でも新幹線駅まで10分以内で行ける便利さは年齢を重ねて、車の運転をあきらめても不自由さを感じさせないも

のであります。現に伊倉地区においては無秩序な虫食い状態ではありますが、一本松、 日の出地区の世帯は増え続け、戸数はともに100数十戸と最大の集落を形成しつつあ ります。生産性がなくなり放棄された広いミカン畑が災害にも安全な優良宅地に変身す れば玉名市の固定資産税も増加するというものです。

以上の理由から、南回りバイパスは天水、横島地区との一体化を促進すると同時に 市内中心部の求心力の向上につながり、合併効果を象徴する政策となり得るものです。 ゆえに南回りバイパス構想が後退することなく、さらに一歩前進することを強く期待い たします。市長の見解を改めて伺いたいと思います。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) おはようございます。松本議員の玉名市の財政事情についての1答目で一時借入金の状況についてお答えいたします。一時借入金につきましては、会計年度中に歳出で歳計現金が不足した場合にその不足を補うために借り入れる借入金を言います。一時借入金の限度最高額は、予算で定めることとされております。また予算には歳入として計上されないものでありまして、その会計年度の歳入をもって償還しなければならないと規定されております。平成17年度につきましては、限度額を15億円と定め第1回目を2月24日に10億円借り入れ、3月24日に返済しております。第2回目は3月27日に15億円借り入れし、4月26日に返済しております。平成18年度につきましては、限度額を20億円と定め、年度内の安定した財政運営に活用したいと考えております。本市におきましては議員御懸念の一時借入金の会計操作は一切ございませんので、御安心ください。

次に、第3セクター等への出資状況と貸付金の有無についてでございます。本市での第3セクター的なものは財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会、株式会社草枕温泉てんすいの3つの法人がございます。出資の状況につきましては、玉名市自治振興公社が市より3,000万円で出資比率100%でございます。横島町特産物振興協会につきましては市1,000万円、JAたまな450万円、漁協150万円、商工会30万円、合計で1,630万円でございまして、出資比率は61%でございます。草枕温泉てんすいにつきましては、市が6,600万円、JAたまな300万円、商工会100万円、合計で7,000万円でございまして、出資比率は94%でございます。また第3セクターへの貸付金につきましては、これまでございませんし、今後も貸し付ける予定はございません。

次に、健全度を示す指標、経常収支比率、公債費比率、財政力指数等について御答 弁いたします。地方公共団体の財政の健全化を判断する指標といたしまして、議員御質 問の指数が代表的なものとして用いられております。まず経常収支比率について御説明 申し上げます。歳出の経常的経費、人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費などの経費のために歳入の経常、一般財源、これにつきましては普通税、地方譲与税、普通交付税、その他の各種交付金等がございますけれども、それがどれだけ充用されたかを示す比率をパーセントであらわしたものでございます。経常収支比率は地方公共団体の硬直度、逆に言えば余裕度を示すものであります。近年は90%を著しく超える団体においては、財政構造が硬直しているとみられております。本市におきましては、平成15年度91.2%、16年度93.7%、17年度98.6%と上昇傾向にあります。これは分母となります歳入の経常一般財源で、普通税が伸びませんで三位一体の改革により普通交付税が大幅に削減された影響が大きいためでございます。今後は人件費等の抑制が見込まれますので、比率改善に向け努力してまいりたいと考えております。

次に公債費負担比率でございます。これは地方債の償還経費でございます公債費の負担が、当該団体の財政運営に及ぼす影響を知る指標でございます。一般的に20%を超える団体が要注意とされています。本市におきましては平成15年度14.5%、16年度14.7%、17年度14.9%とわずかに上昇傾向にありますが、安定した指数で推移しております。

続きまして、財政力指数でございます。地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として求められるもので、普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需用額で除して得た値の3年間の平均値でございます。この数値が1に近いほど財政力が強い団体でございまして、本市におきましては平成15年度0.4、16年度同じく0.4、17年度0.41とほぼ横ばいの状況でございまして、類似団体の中でも平均的な位置となっております。以上、代表的な指数について御説明申し上げましたが、玉名市の総合的な財政事情につきましては、一応安定している状況でございます。しかしながら、今後第2期の三位一体の改革等を通じ、本市にとってはさらに厳しくなることが予想されます。国の動向等にすばやく対応できる安定的な財政運営に心がけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) おはようございます。冒頭からシビアな質問でございましてね、議会だなあと思って改めて緊張しております。質問に当たって、横島、天水の問題がえらい何回も出てきましたね、それは私が過去にも申し上げたかもしれませんが、私の出身地でもございますからお礼を申し上げなきゃならんと思いますが、その中で問われた二意識について申し上げておきます。

玉名市ではずっと昨日調べてみたんですが、平成3年ごろからこの問題が南回りバ

イパス、その話が出てきている。それでずっと平成3年ごろから都市計画マスタープランであるとか第3次総合計画とかの中に、この南回りバイパスが顔を出しております。私はその当時県議会におりましたが、率直に言って横島や天水の地域の問題についてはそれなりに承知しておるつもりですが、この伊倉南回りバイパスについて、我々の地域でそう強い関心があったとは受け止めておりません。合併推進道路ということも今初めて伺いましたが、幾つかの認識を申し上げますが、この南回りバイパスについて市長の認識は後退しているんではないかと、こういう御指摘がありました。後退というのは前進があるから後退があるんですね。だろうと私は思う、普通。だからこの問題が、それじゃあそんなに前進しておったのか、新市協定の中に載っております。それは御指摘のように25年と等々がある。しかしこれ中心は県道のつけかえというかね、それがこの事業計画の中心になっているんだと私は認識しています。

それで県の方に松本議員からこういう質問があるということを伺いましたので、県の方に問い合わせました。この伊倉地区を中心とする南回りバイパスについて、県はどう受け止めているか、どう認識しているのか聞きましたら、全部言うとまた腹かきなはるかもしれんが、このあの、このことについて玉名市と個別に協議をしたという認識は現課長も前任の課長もないということであります。前任の課長もないということを言っています。それからとりわけこのことについて陳情を受けたという認識も持っておりません。こういう話でした。あの昨年の暮れに私は当選早々に質問があったことも承知をしておりますし、その際に建設部長が再三にわたり県と協議したというふうに答弁をいたしましたので、これは行政の責任としたんですが、このいろんな計画がなされた時点でのすり合わせはこれはあったんだろうと思います。平成3年から出ておりますからね。それはあったと思いますが、具体的にそれじゃあこれをどう詰めていこうかという協議あるいは陳情、こういうことは受けたという認識を彼らは持っておりません。ですから今その時点で私の認識が後退をしているという指摘は、私はいささか不満であります。

もう1つそれじゃあ、この道路の必要性についての認識を申し上げておきます。それは過去にも田畑議員の質問にもお答えしたつもりですが、通ってみますと片諏訪からずっと上がる道路が県道といいながら主要道路といいながら、極めて狭い、周辺町家にもやっぱり迷惑をかけている部分もあるし、交通の難しさも承知をしております。そういう中でだからこそ南回りバイパスという考え方が起きてきたんだと思います。これは必要だと私は思います。ですからこの道路を完成させていくためには今の時点で幾つかの問題がある、県道の迂回路線として整備しようとするならば、県ときちっとした協議をしていかなきゃならん。県道の迂回をやるのにただ玉名の市議会の中でわあわあ言っておったってしょうがないでしょう。県事業ですから。その上で、この県が取り組む姿

勢を強めていくのかどうか。しかし県の事情もあるしこれはなかなか難しいなあという ことになるならば、それはそれでまた県道迂回という形でなくて、市の事業として農免 道路としての位置づけあるいは市道としての位置づけの中で検討してみる必要がある。 そういうのを一つ一つ着実に潰していかないとわあわあ言っておったって前には進んで いかないなあというのが、私の認識でございます。

ですからその道路の必要性については、十分に認識をしておりますし、新市計画に載っているからそれまでうっちゃわんということではありません。きちっと今申し上げたような手順を踏んで、県との協議を詰めながら県が本当にやれるのか、今のところ本当に彼らの認識・意識の中にありませんよ。だからその辺を詰めていって、これが事実としてできあがっていくのか、動いていくのか、こういう精査をきちっと議論をしていかなきゃならん、その上で今申し上げたように無理があるなあということであるならば、ほかの方策を早急に検討しながらやっていかなきゃならん。地域のこのバランスの上からも進めてまいりたいという認識を強く持っているということを申し上げておきますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長(松田憲明君) 16番議員 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番(松本重美君) 答弁ありがとうございました。結構気合いが入って緊張いたしました。玉名市の財政運営は慎重かつ誠実に行なわれているようでおおむね信頼いたします。第3セクターへの貸付金は絶対にないと断言されて、大穴が開くのは未然に防ぐ工夫と約束があるようで心してお願いするところであります。東京オリンピックのころ、世界水準に遅れていた高速道路網を整備するために恐る恐る建設国債を発行したときまでは、これ以外の借金は戦前の国債が紙切れとなってしまった悪夢から絶対にだめという自覚がありました。ところが昭和50年代に入ると気が緩みちょっとだけよの赤字国債が30年弱で800兆円、誰の責任かわからないというあいまいさはこれから許されないことであります。血税である自覚を常に忘れないようにお願いいたします。公債費負担比率と財政力指数は平均的なところのようですが、経常収支比率は高く、ほとんど新規事業に着手する余裕はなく、身動きができない状態ではないかと思います。今後は景気回復の恩恵と3人の総理候補者も地方にもう少し思いやりの政治を提言されていますので、ほっと一息の場面もあるかと思います。しかし、玉名市は新幹線駅前整備、バイパス開通、新庁舎建設問題など厳しい選択と集中の財政運営が求められていますので、一層の誠実な運用としっかり勉強のほどをよろしくお願いいたします。

次に、合併推進道路の認識についてがございますが、市長もようやく認識していた だいたようで、ありがたいことでまずまずかと思います。この問題は20数年来の懸案 でありまして、市議会でも入れかわり立ちかわりの質問が続いていたという経緯があります。そのたびにこれは県道でありますので、県に強く要望しておきますと同じ繰り返しの答弁、だが県は金欠病で、ない袖は振れないという説明で、事務レベルではなかなか突破できずに時を過ごしてきました。ところが今回県議会の重鎮と県執行部の中枢におられた市長、助役の2トップの政治力により突破口が開けるのではないかとにわかに期待が高まっているのであります。また市長には大物市長として特別の期待があることを肝に銘じてください。古い話ですが、乃木大将から一時指揮権を預かり203高地を突破、旅順を陥落させ日露戦争を辛くも勝利に導いた満州軍総参謀長児玉源太郎大将をほうふつとさせ、その知恵と才覚、最後の切り札としての期待感であります。そうか、俺は児玉源太郎なのかという自覚を持ち、期待と失望の落差は大きいがエースの勇ちゃんとして政治生命をかけて頑張ってください。

それでは最後の脱、横並びの企業誘致活動とホスピタリティ経済社会の中での独自性についてという、非常に学術的なタイトルをつけてしまいましたが、本当は簡単なタイトルで書き始めたんですが、どんどんどんどん文章が膨らみすぎまして、こういうふうなタイトルをつけざるを得なくなりまして、私自身が非常に驚いている次第でございます。最新の経済学的理論と物語性の強い話ですので先入観を持たず、ニュートラルな気持ちで聞いていただきたいと思います。

日本経済の景気回復と設備投資の国内回期で全国の自治体とも久しぶりの企業誘致活動に沸き立ち、奔走しています。玉名市も九州北部4県のカーアイランド構想のもと、企業誘致に東奔西走の努力をされているが、工業団地を持たない悲しさ、徒手空拳、素手で戦っているようなもので、せり負けが続いているようです。90年代各自治体は工場誘致のため、競って工業団地を造成しました。ところが89年にベルリンの壁が崩壊すると社会主義体制も瓦解してしまい、西側陣営、東側陣営の経済活動の垣根はなくなり、同じ土俵上で競う世界大競争の時代に突入しました。そして世界の産業資本は中国へなだれ込み、たちまちのうちに日本にかわって世界の工場になってしまいました。その間日本の各地の工業団地はぺんぺん草が生え、虚しい日々が過ぎ、失われた90年代という言葉も生まれました。当時玉名市は大学設立準備に没頭し、工業団地造成まで手が回らず、結果オーライの形となりました。98年大学が開学し、大きな成果を上げたのですから現状を責めるわけにはいきません。また今さら工業団地を造成しても間に合うものではありません。

ここ1、2年の景気回復現象は、巨人、大鵬、卵焼きと言われた一方向だけの価値 観とより良いものをより安く、大量に生産、大量に消費する物不足時代の経済とは明ら かに違います。経済成長の過程で、消費者は質を問わなければ、大抵の物は既に持って いますから、必然的に過少消費となり、一方生産者は過剰生産能力のまま生産を続けま す。この調整が価格低下の厳しい競争にさらされ、深刻なデフレ経済を招くのであります。これは物が売れないという単純な不景気という事態ではなく、経済の構造と仕組みが変化していることをあらわしています。

すなわちグレードアップにバージョンアップの差別化、付加価値、個別化、多品種 少量生産など、いろいろな表現がなされます。つまり物流中心の一律的サービス経済か ら人口減少の少子先進国では、情報をサービスの中心に据えた経済の仕組みへ変化して きているということでございます。その結果、情報の付加価値で感動や快楽を提供する ホスピタリティの経済が成長を促進するパワーと資本になると言われています。ホスピ タリティですね、ホスピタルは病院ですが、ホスピタリティとは訪問者、ここでは消費 者を表現します。訪問者を丁重にもてなすこととあります。おもてなし、歓待、歓迎、 あつらえ、オーダーメイドなどもっとわかりやすく俗っぽい表現は癒しとか萌えとか、 御主人様、お帰りなさい、秋葉原、マニアック、おたく経済など個別化、限定された市 場経済、場所と言えます。物が売れなくなって起きていることは量産社会の終焉を意味 し、新たな次元の経済地盤が形づくられていきます。人それぞれに応じたオーダーメイ ドのようなホスピタリティ経済が働く新たな場所において、それぞれの個別化された顧 客がつくり出されていくのです。顧客ごとに違うことが提供される経済でありますか ら、一律のマニュアル的サービス経済の観点からは極めて面倒で効率が悪いものと言え ます。しかし日本人や日本経済には繊細で決め細やかな感性があります。そこにこそ新 たな大きな経済の場所が用意されており、固有にホスピタリティをつくりだし、ものに した企業または自治体だけがその成果にありつけるというのがホスピタリティ経済社会 の論旨であります。開業1年目で早くも大苦戦の香港ディズニーランドに中国経済社会 の限界が見えます。

ここまで書くのにですね、頭がぐちゃぐちゃになりまして、もう考えると眠れない日が続きましたが、何を言いたいかと申しますと、ハードな物づくり企業はたちまち生産過剰に陥り、カーアイランドブームも短命に終わりはしないか、企業誘致は工業団地を持つ荒尾、南関に任せて玉名市は雇用の恩恵だけに預かり、他の方法を考えるのが得策ではなかろうかということです。それでは何があるのか、温泉を生かした観光は考えられますが、これもいまいちであります。今年4月花しょうぶまつりのキャンペーン活動で福岡へ出かけ、博多駅長を訪問する機会がありました。駅長が語るには玉名温泉は近年埋没している。昔立願寺温泉と名乗っていたころがよほど存在感があった。もっと頑張って個性を発揮しなければ魅力に欠けるという厳しい指摘でありました。いまや九州だけで1,200カ所もの掃いて捨てるほどの温泉施設があり、しかも温泉経営にこそふさわしいホスピタリティの概念が浸透していない現状では、個性の発揮などできるわけがありません。ちなみにこのホスピタリティのコンセプトで成功しているのが黒川

温泉、湯布院温泉ということでしょう。駅長は続けて九州新幹線開業時には現在の7倍の規模のターミナルビルを建設、阪急デパートを中核とした商業施設、シネコン、多目的ホールなどを配置して九州一円から集客する一極集中の戦略を披露しました。私はそれは間違いでしょうと反論しました。87万人の佐賀県民、184万人の熊本県民、175万人の鹿児島県民など新幹線にたまにしか乗る機会のない、貧乏ではないが豊かでもない、微妙な沿線住民をやっとこさ集客してどうしますか。それよりも九州で一番金持ちがいる150万人の福岡市民とその周辺の市民や町民を含めると240万人、久留米まで下ると300万人、その富裕層のメタポリックな肥満、高血圧、糖尿病も含めて、拡大解釈のちょい悪おやじ、ちょい悪おばさんたちを九州新幹線のちょい旅に乗せるのが、より大事な戦略ではないのかというところで時間切れとなってしまいました。

私は文化施設は福岡、熊本、鹿児島間の中間地点、新玉名駅にこそふさわしいものと思います。近くもなく遠くもなく、長崎方面も集客の視野に入れることができる絶妙な立地は他の文化ホールの追随を許さない圧倒的地位を占めることができます。JR九州は乗車券とホールのチケットをセットで販売すれば増収につながると言いたかったのですが、よく理解できなかったようです。社会が成熟すると芸術、文化、娯楽、芸能のザッツエンターテインメントの需要は拡大します。ハードな物づくりばかりが企業誘致ではないとの思いから、6月29日阪急ホールディングスの株主総会に18年目にして初めて出席いたしました。村上ファンドの仕掛けによる阪急ホールディングスと阪急電鉄の薩長同盟のようなサプライズな経営統合で余った人材と経営資源をリストラして、関西にとどまるのはいかにももったいない。九州新幹線沿線上に阪急、阪神ブランドを展開してはどうか。阪急、阪神デパートをターミナルの核としてシニアタウンなどの不動産開発、関西方面からの観光客の送客、演劇、公演、ホテル、交通など総合デベロッパーとしての持てるノウハウをいかんなく発揮すべしとラブコールを送りに行きました。注目の株主総会には5,000人の株主とマスコミが詰めかけ、大盛り上がりでした。

さて、どうなったかと申しますと、九州進出の事業計画は今のところないとあっさり振られてしまいました。しかしまずはあいさつがわりのようなもので、まだまだアタックの方法はあります。九州看護福祉大学をつくった手法の公設民営の方法、一流の演劇やコンサートが上演できる1,500人規模の文化ホールを新玉名駅に併設する。10月1日に発足する阪急・阪神ホールディングスのリスクを軽減することで指定管理者になってもらう。そして阪急・東宝グループのエンターテインメントコミュニケーション事業部で九州公演を年間を通して上演してもらう。一流の興業が打てることによって島原半島、諫早、長崎方面からの集客の目玉ができます。それにより赤字体質に陥り存続が危うくなりつつある有明フェリーの救済にもつながります。総合計画にも交通の結

節地点として重要な位置づけをしてあるが、廃止になったら県北はますます地盤沈下して大変でありましょう。何か手を打たなければなりません。8月29日三角-島原間のフェリー、8月31日牛深-水俣間の高速船がそれぞれ廃止となりました。ローカルな交通路はどんどんなくなります。

そんなわけで地場産業がことごとく低迷不振が続く玉名市において、新庁舎建設が 先行するのはおかしいのではないか。豪華な新庁舎だけがそびえ立つだけでは自慢にも ならず、逆に批判を浴びはしないか。業務に支障を来しているかもしれませんが、ここ はもう少し我慢してぼろは着せても心は錦、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、も って玉名の万世の発展を開かんと欲す、人・まち・未来のために先送りやむなしと宣言 すべきだと思います。まだ間に合います。まずは企業誘致に匹敵する戦略的文化ホール で大いに稼ぎ、玉名のアイデンティティを確立せねばなりません。阪神甲子園球場は阪 神沿線住民の誇りと文化であり、宝塚大劇場も阪急宝塚線、今津線沿線住民の文化の象 徴であり、ハイソサエティな自慢の阪急ブランドであります。玉名市民芸術劇場も九州 新幹線沿線住民の沸き上がるホスピタリティな文化に仕立て上げ、九州にはあるようで ない、独自の存在感を発揮しなければなりません。そのために阪急・阪神ホールディン グスの圧倒的な資本とノウハウに頼りながら演劇や音楽の情報発信都市に生まれ変われ ば、全く無名の玉名の知名度は急上昇、全国ブランドになります。キャパシティが小さ く採算は取れませんが山鹿の八千代座がそれを証明しています。温泉と芸術、文化の余 韻に浸ることによって、玉名、山鹿、菊池の各温泉もより生きてくるのではないかとい うのが私の持論であります。それでこそ玉名市のホームページは輝いてきます。市役所 新庁舎は決して全国ブランドにはなり得ません。

幕末の、また話は古くなりますが、幕末のエリート幕臣に小栗上野介忠順という人物がいました。彼は外国、軍艦、勘定の各奉行を歴任し、主に幕府財政の再建に尽力した幕閣です。若くして欧米列強の脅威を目の当たりにしていた彼は諸外国に対抗するには海軍力の強化を。そして困窮する幕府財政をやりくりして日本最初の浦賀造船所を建造しました。まだ41歳の明治元年、戊辰戦争で抗戦を主張したとして官軍によって斬首されるのですが、明治の半ばになって明治政府や海軍から蔵付きの財産を残してくれた人として感謝、敬愛された人物です。

また越後、長岡藩の小林虎三郎は苛烈な北越戦争後の百俵の米で有名ですが、学校を設立、将来のための教育に尽くし、連合艦隊司令長官山本五十六大将などを輩出いたしました。

島津市長も市長車にハイブリッド車を導入するなど、時代のトレンドが読める第1 級の能力と優れたセンスをお持ちですので、私の考え方も少しは御理解いただけるもの と思います。 もう一度整理して申しますと、新幹線駅前の新庁舎建設候補地に集客と利益の出る 戦略的文化ホールを先行して建設する。生産性のない新庁舎は現市民会館を取り壊して ドミノ式でつくれば、コストもかなり節約でき、一石二鳥ではないか。順序を間違えた らすべてがおしまい。夕張ショックがやってきて世間のもの笑いになってしまうのでは ないかと懸念しています。

市民がわくわくどきどき田舎暮らしも面白いじゃないかと思える自慢と誇りの蔵付きの財産を残すことこそ名市長の要件であり、大戦略だと思うところであります。市長のまちづくりに対する見解をお聞かせください。

どうも長々と失礼しました。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) 松本議員のホスピタリティ経済社会の中での独自性の 取り組みをしてはという御質問にお答えいたします。

議員御指摘の音楽ホールの建設につきましては、音楽ホールに限らず市民からの要望が高いサッカー場の建設や高齢者の健康増進と生きがいづくりのための生涯学習センター、余暇の増大や価値観の多様化による文化・芸術の展示・発表施設、また男女共同参画センターなど多くの市民ニーズがあるところでございます。こうした施設につきましては社会経済の活性化につながり、生涯学習社会の実現や豊かな文化的生活の実現のために必要性が高いものと認識いたしております。このような中、総合的な観点から新市建設計画の趣旨を踏まえながら、限られた財源を有効に生かしながら、本年度に策定いたします第1次総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。また議員御指摘のドミノ方式による市民会館跡地への新庁舎建設につきましては、現在策定中の新庁舎建設基本構想案の中に候補地の一つとして市民会館周辺を掲げていますので、今後構想案を検討・精査する上で参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

「市長 島津勇典君 登壇」

○市長(島津勇典君) 答弁する打ち合わせにはなってなかったものですから。その文化ホール、松本議員の主張、質問、夢があっていいと思いますよ。たださっき夕張市のようにならないように、夕張市にならないようにするためにそこまでの勇気が私にはないということです。ぜひひとつそれは相当の金がかかるわけですからね。やっぱり十分な精査なり検討の上で打ち出していきませんと、それこそ夕張の二の舞になりかねない。そういう心配も私はします。ぜひ夢があって、そういうぐらいの柔軟さや発想がいるんな形で出てきていいと思います。いいと思いますが、今の私の立場でそれはいいで

すねと、ぜひやりましょう、と前に進みましょうというふうなことを申し上げる勇気は 今私にはありません。一つ一つ着実に今歩み出した新市を軌道に乗せる、そのことに精 いっぱいなのが現状ではないか。あんまり夢のない話ではいけませんが、市政として行 政として目指す方向性というのはございますので、強く頑張ってまいりたいと思いま す。

以上です。

○議長(松田憲明君) 16番議員 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番(松本重美君) 総論的でしかも個人的な思い込みの強い質問によくお答えくださいました。ありがとうございました。それでもあの新庁舎建設問題とかまちづくりの方向性に一石を投じることができたかとは思っております。

私は楽しくなければまちではない、まちは楽しくあって、初めて求心力が働き人が 集まり、世間の知るところになると思っています。私には一つの夢があります。現在玉 名市の職員の娘さんが宝塚音楽学校に2年目の本科生として在籍中です。来年4月研究 生1回生の団員として大劇場の舞台でデビューを果たします。この子は数年後トップス ターになって、玉名劇場こけら落しの舞台で凱旋公演を果たし、故郷へ錦を飾ることが できるならば、何と楽しくすばらしいことかと夢見ています。

楽しかるべきザッツエンターテインメントでのまちおこしを提言して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(松田憲明君) 以上で、松本重美君の質問を終わりました。

引き続き、11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番(青木 壽君) おはようございます。公明党の青木壽でございます。通告に 従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、地方自治法の一部改正についてお尋ねをいたします。先の通常国会で地方自治法の一部が改正をされました。今回の改正は第28次地方制度調査会の答申を踏まえて行なわれたもので、来年の4月から施行をされます。この改正については過日行なわれた熊本県市議会議員研修会でも取り上げられておりました。

改正の柱は、1番目、地方の自主性・自立性の拡大を図るための措置、2番目に議 会制度の見直し、3番目に中核市制度の見直しであります。

「地方の自主性・自立性の拡大を図るための措置」におけるポイントは1つ目に知事ら自治体の首長を補佐する都道府県の出納長と市町村の収入役を来年4月から廃止することであります。2番目に1888年、これはちょうど明治21年でございます。188年の市制町村制度の創設以来使われてきた市町村の助役の名称を副市町村長に改

めます。本市の場合は副市長になります。また財務に関する制度の見直しとして、クレジットカードによる使用料等の納付を可能にすることなども盛り込んでおります。このほか、議会制度の見直しでは、議長への臨時議会の招集請求権の付与や専決処分の用件の明確化、中核市制度の見直しでは中核市指定に係る面積用件などが盛り込まれております。以上のように古いものでは明治時代から続いている地方自治体の組織形態の改革が動き始めております。

そこでお尋ねしたいと思います。自治体判断による適切なトップマネジメント体制を構築する必要性とは何なのか。また具体的にトップマネジメント体制というようなこのような体制はどのようなことを、どのような体制をイメージをされておられるのか。また、意思決定命令が例えば混乱するということはないのか。また、組織や財政面で肥大化する恐れはないのか、お尋ねをいたします。

次にクレジット納付に係る指定代理納付者は、これはクレジットカードの業者と思いますが、この指定代理納付者はどのような基準に基づいて定められるのか。またその業者は1社なのか複数なのか。またクレジットカード納付に際しての手数料の設定はいかなる設定か、お示しを願いたいと思います。そして、この答申の中にも改めて監査のあり方も盛り込まれておりますが、監査委員の役割やこれからの機能充実についてどのようなお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

2番目。環境保全型農業推進への取り組みについてお尋ねをいたします。先の通常国会で、農業の担い手に対する経営安定のための交付金など、農政改革関連3法が成立し、来年4月から施行されることになりました。品目横断的な直接支払い制度の導入や環境に優しい農業の拡大が反映されたとも言われております。今回の法制化では、これまで全農家を対象に農産物の品目ごとに支給してきた価格保障制度を抜本的に改め、対象者を担い手に絞り込み、経営全体に着目した品目横断的経営安定対策がその軸となっております。またあわせて実施される農地・水・環境保全対策では経営安定対策と車の両輪をなすものであり、地域活動への支援策として位置づけられております。具体的には農地・農業用水など、環境の保全や向上に取り組む共同活動への基礎的支援を行ない、その上にさらに基礎的支援が実施をされます。地域で化学肥料や農薬の使用量を大幅に減らした先進的な営農活動について、これも別途支援の対象になっております。この法制化の背景には国内的な背景として、近年日本の農業は過疎化が進み、高齢者や後継者が不足するといった構造的な問題を抱え、耕作放棄地も急増しております。さらに安価な輸入農作物の攻勢にさらされ、農業経営が安定をしておりません。

一方、国際的にはWTOの農業交渉で、従来の日本の品目ごとの価格補償制度は大幅な貿易自由化に向け、是正を迫られております。国内外の変化の対応としても認定農業者や集落営農を担い手として、その経営を安定化させ、国際競争力を強化することに

よって、国内の食糧自給率の向上を目指していくものであります。

そこで戦後、農政を抜本的に転換する新法についてどのように取り組んでいかれる のか、お尋ねをいたします。

また一方では、都市部や中山間地などは耕作面積を増やせない地域もあることから 小規模農家にとって切り捨てではないかという不安もあり、その点についてどう対応さ れるかもあわせてお尋ねをいたします。

以下、答弁のあとに質問いたします。

○議長(松田憲明君) 青木壽君の一般質問の途中でありますが、議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) 青木議員御質問の地方自治法の一部改正につきまして お答えをいたします。議員御承知のとおり今回の法改正では、地方自治体が自らの判断 で適切なトップマネジメント体制の構築ができるよう収入役を廃止するとともに、現行 の助役制度の見直しが行なわれております。その法制化の背景には、地方分権改革によ り地方公共団体の役割と責任が広がっていることから、組織運営面における自主性、自 律性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることの必要性にあ るといえます。その法改正の主な内容としましては、1つ、これまで市長が担ってきた 市としての判断の一部について、副市長は市長の意向、判断の範囲において自らの担任 事項として処理することができる。2つ目としまして、特定の分野について市長から事 務の委任を受けた場合、その都度市長の判断を仰ぐことなく、副市長が自らの権限と責 任において事務を執行することができることが明確にされたことであります。市長を支 えるトップマネジメント機能の強化や柔軟なマネジメント体制の確立が図られるものと 期待するところでございます。本市におきましては、限られた行政資源のもとで住民の ニーズに適切に対処していくために、平素より行財政改革に取り組んでいるところであ りますが、今回の法改正を機により効率的、効果的なトップマネジメント体制のあり方 について幅広く議論を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

「総務部長 村田隆夫君 登壇」

○総務部長(村田隆夫君) おはようございます。青木議員御質問の地方自治法の一部 改正に伴うクレジットカードによる使用料等の公金の納付につきましてお答えいたしま す。現在、地方自治体の歳入は納入義務者から現金、口座振替、郵便振替、証紙、証券 で納付することができます。クレジットカードによる地方税の納付につきましては、第 三者納付の規定があるため現実には実施されておりませんが、法律上は可能であると解 釈されてきました。また、使用料等の公金については規定がないためクレジットカード による納付は法律上できませんでした。しかし、独立行政法人化した国立病院でのクレ ジットカード払いが可能になっていることや、民間からの規制緩和の要望もあり、また 住民の利便に資するため、これを可能とする法律改正が今回されたところでございま す。なお、クレジットカード納付の対象となるのは地方税のほか、水道料金、施設の使 用料、公立病院の診察費等が考えられます。今後実施するに当たりましては、安全確実 な決済の仕組みやクレジットカード事務手数料負担の問題等が課題になると考えられま す。またクレジットカード納付の対象については、今後住民の皆さんのニーズ等を踏ま えて十分検討してまいりたいと思います。なお、指定管理の納付者はVISA、日本信 販、JCB、セゾン、まあこういったものがございますが、今後どこにするかにつきま しては、今後の検討ということになります。なお、手数料につきましては通常は現在私 が知っている限りでは2、3%ということでございますが、これはあくまでも市の負担 ということになりますので、これも検討課題ということになります。

次に、監査のあり方として監査委員の役割と機能につきましては、監査委員は地方公共団体の公正で効率的な運営を図るために置かれる機関であり、他の執行機関を牽制する役割を担っております。今回の改正におきましては、識見を有するものから選任する監査委員については、条例でその人数を増加することができるようになったものです。当市の監査委員は、改正後の地方自治法の規定では2人となっておりますが、合併時に地方公共団体の実情に応じた監査機能の充実を図る観点から議員のうちから1人、識見を有するものから2人、計3人となり、公正で効率的な運営を図り、現在十分な効果が得られているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 産業経済長 谷口 強君。

「産業経済部長 谷口 強君 登壇」

○産業経済部長(谷口 強君) 青木議員の環境保全型農業推進への取り組みについての御質問にお答えをいたします。平成19年度から議員御案内のとおり農政改革を具体化するための新たな経営安定施策として、3本の柱である品目横断的経営安定対策、米改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の内容が決まり、土地利用型農業における担い手の育成や構造改革の促進に向けての大改革がいよいよスタートいたします。

まず、農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況と市の方向性についてでございますけれども、議員御承知のとおり、この事業は昨年の10月に決定された経営所得安定対策等大綱の中で、品目横断的経営安定対策と車の両輪として新しい農政の柱の一つになる事業に位置づけられ、平成19年度の導入を目指して現在準備を進めているところでございます。この対策は、これまで地域の農家の方々が自ら行なっていた農道や農業用の用排水路など資源保全のための共同活動について、今後高齢化の進展や非農家住民の増加によって、将来にわたって続けていくことが困難になることが予想されることから、これらの共同活動への支援を行なって、農業生産のための基盤を確保するとともに、あわせて農業農村の持つ環境や景観などの多面的な機能の向上を図ることを狙いとしております。玉名市におきましては、土地改良区理事さんや区長さんを通じて各地区での地元説明会を行ないまして、事業への参加団体を現在取りまとめている状況でございます。5年間という期限つきの事業ではございますが、この事業を利用することで農家と非農家の方々との地域が一体となった共同作業、共同活動により大切な農道や農業用の用排水路等の保全・向上が図られるものと期待をいたしております。

次に、品目横断的経営安定対策でございますが、担い手重視の支援で小規模農家の 切り捨てになるのではとの御質問でございますけれども、農業従事者の減少、高齢化等 による農業の生産構造の脆弱化が進む中で、効率的かつ安定的な農業経営を構築するこ とが急務となっております。今回の品目横断的経営安定対策は戦後の農政を根本から見 直すもので、これまでの全農家を対象として米・麦・大豆等の品目ごとの価格に着目し て助成制度を講じてきた対策を担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換す るものでございます。いわば土地利用型農業の大規模化推進対策であり、一定の規模を 持つ農家や組織を担い手として支援し、経営を安定させて規模拡大や生産向上を促すと いうものであります。議員御心配の小規模農家の切り捨てにつながらないかということ についてでございますけれども、小規模農家も集落営農組織をつくれば、助成を受けら れる道があり、規模要件の緩和措置もあります。市といたしましても県、農協と関係機 関と連携を図りながら、各地域で説明会等を実施いたしまして集落営農組織の立ち上げ に取り組んできたところであります。いよいよ平成19年秋まき麦交付金の加入申請が 9月1日から開始されたところでありますけれども、本市では集落営農組合8組織が今 月中に設立する運びとなっており、最終的には22の集落営農組織の設立を目指してい るところでございます。今後も担い手の確保、育成に全力で取り組み、できる限り多く の農業者が対策に加入できるよう関係機関と連携をし支援をしてまいりたいと考えてお ります。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 11番 青木 壽君。

「11番 青木 壽君 登壇」

○11番(青木 壽君) 地方自治法の改正については私も懸念した部分について、特にトップマネジメント体制については、円滑に行なっていきたいという答弁がございましたので、私が文中で読みましたいわゆる意思決定命令が混乱するということはないというふうに思っております。また組織や財政面での肥大化することもないと、このように私は受け止めております。それでこの平成17年12月9日に小泉総理に宛てられた答申、地方の自主性と自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申についてでありますが、ここにも述べられておりますけど、前文で平成12年4月の地方分権一括法の施行により我が国の行政システムは、中央集権型から地方分権型への転換に向けた改革が行なわれたが、法の施行から5年余が経過した現在においても、なお多くの面において地方分権の視点から課題が指摘されており、さらに力強く地方分権を進めるための制度及びその運用の改革が求められているという答申になっております。まだまだこれからいろ改革すべきことは多くあると思います。またちょうど合併からやがて1年、これからもどうか改革の道を進めていかれるよう要望をいたします。

2番目の環境保全型農業推進の取り組みについてでありますが、どうかこれからもこういう対策については行政が十分後押しをして、支援をしていただけますよう要望いたします。

そして1点、再質問ですがお尋ねします。この仕組みの中に共同活動への支援、営農活動への支援、ステップアップのための支援の3つの支援がございますけど、これはどうですか、全部これできるものは全部した方がいいのか、それとも全部しなくてもいいのか、そういうどういう判断になっているか、ちょっとお尋ねをいたします。答弁はのちほどでいいです。

3番目に移ります。マイバッグ運動の推進についてお尋ねをいたします。全国各地でごみの減量化と省資源化の取り組みの一環として、スーパー等の買い物の際、レジ袋をもらわないために自分で買い物袋を持参しようという、いわゆるマイバッグ運動が展開をされています。愛知県豊田市では生協、スーパー、小売店でのレジ袋を受け取らなかった客に共通シールを渡し、20枚たまると店頭で100円として使えるというものです。スタート当初は消費者団体だけで換金シールはなかったために、持参運動はなかなか広がらず、行政と連携して共通シール制度をスタートさせたところ持参率が買い物袋の持参率がシール導入前はわずか0.5%だったものが、導入後は16%にアップしたそうであります。その結果、一年間で削減できたレジ袋は約1,070万枚、9トンで原油に換算すると約22万リットル、ごみ処理費用は340万円削減できたということであります。また東京杉並区ではレジ袋税で、税です。区内のデパートで買い物客に配られる買い物袋1枚に5円の課税をして、5年間でレジ袋を60%減らし、年間42

億円を削減をいたしました。環境にそのお金をまた環境対策に充てております。廃棄物処理の基本である排出者負担の原則を求めております。消費者がレジ袋を負担するのは、この原則に基づくもので、間接的にレジ袋の受け取りを避け、そのことによりごみが減れば、処理費が少なくなりその分住民の負担が軽くなるというものであります。さらにマイバッグ運動として全国に広がりつつあり、ノーレジ袋デーを設けるまちなども注目を浴びております。1年に1日ぐらいはレジ袋をもらわない日があってもよいとの発想です。まだまだ全国各地で多種の試みがされております。これらの事例からも地球温暖化やごみ減量化を単に言葉だけでなく、日常生活の見直しや具体的なレジ袋の削減イコール、マイバッグ運動として実施することで意識改革と減量化にもつながると思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

4番目、教育問題。まず1点目に小学校における英語活動の推進についてお尋ねをいたします。文部科学省が行なった小学校英語活動実施状況調査の結果概要によると、各学校の取り組みに濃淡があるものの、既に約9割の公立小学校が総合的な学習の時間など活用し、英語活動を実施しているようであります。諸外国では韓国が1997年に小学校の英語を必修化し、中国は2001年以降、必修化を都市部から段階的に導入しております。フランスやドイツなども同様で小学校英語は既に多くの国で定着しているのは現状であります。さて、文部科学省は昨年度から小学校英語活動地域サポート事業を実施しております。この事業は現行の教育課程のもとで実施される小学校における英語活動について、各学校や自治体の課題やニーズに対応していろいろと対応しておるところでございます。

そこで何点かお尋ねをいたします。1番目に英語活動の実施学校数。2番目、英語活動の年間平均時間数。3番目、英語活動の主たる指導者別時間数。4番目に英語活動へのALT、外国語指導助手でありますが、の参加割合。5番目に英語活動の活動内容。6番目に英語活動の成果。そして最後に7番目、英語活動の今後の課題と方向性について7点ほどまとめてお尋ねをいたします。

次に2番目、小中学校の内装木質化の推進について。小中学校などの学校施設の内装に木材を使用すると木材の持つ特性である湿度の調節や温度を保つ機能などが教室環境を向上させるとともに、子どもたちの情緒教育あるいは健康状態によい結果を及ぼすと言われております。埼玉県、長野県、ときがわ町、これは合併したところですが、ときがわ町の2県1町が行なった学校の内装木質化が健康に与える影響に関する共同研究において、児童・教師へのアンケート調査を見ると、内装を木質化した学校では冬は寒くない、床や壁に愛着を感じると感じている児童が多く、また木質化の学校に勤務する教師ではイライラする、落ち着かないとの回答が非木質化学校より少ないという結果が得られております。このほか教師の勤務状況についての質問からは、木質化によって、

休憩を適切にとることができる、つまり心を落ち着けられる空間が確保しやすく、結果 として仕事による負担感が少なくなるという結果が出ております。

文部科学省は各県の教育委員会に通達を出すなど、木造校舎の建設を積極的に進めており、またエコスクールパイロットモデル事業の取り組みや学校関係者など対象に木材を活用した学校施設の関する講習会など全国で開催し、普及に努めております。本市においても年次計画に沿って小中学校の改築計画が出されております。未来を担う子どもたちの学校生活の向上を図るために小中学校の内装木質化を推進すべきと思いますが、当局はいかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長(松田憲明君) 産業経済長 谷口 強君。

[產業経済部長 谷口 強君 登壇]

○産業経済部長(谷口 強君) 青木議員の再質問にお答えをいたします。農地・水・環境保全向上対策の活動支援の仕組みについてでございますけれども、支援の内容につきましては国・県・市からの補助金を財源とした交付金による支援となります。まず地域で農道や農業用の用排水路などの資源を保全向上させるための共同活動に対する取り組み、活動組織への支援を行ないます。この活動組織には地域の農業者だけではなく、非農業者も取り組んで地域が一体となって、共同活動に取り組んでいただく必要がございます。

次に、この共同活動への支援を行なっている地域において、環境保全に配慮した営農活動にまとまって取り組む地域に対しての支援を行ないます。具体的にはたい肥散布などの環境への負荷を提言する活動への共同の取り組みと化学肥料や化学合成農薬の使用量を大幅に削減するなどの取り組みに合わせて行なう場合に支援を行ないます。さらに一定水準以上の高度な資源の保全活動や質の高い農村環境保全活動を行なう活動組織に対しましても、ステップアップのための促進費による支援を行なうところでございます。議員御質問の全部した方がいいのかしなくてもいいのかということでございますけれども、これは実施地域でさらに高度な取り組みを実施する旨の協定を市町村と締結した場合、活動組織には取り組む水準に応じまして地域に20万とか40万というようなステップアップの補助がございますので、しない場合にはこのステップアップ分はないと。これ以上に取り組んでいかれる場合には、市町村と協定を結んでステップアップの補助金を一地域あたり20万円とかそういったところで支援が行なわれるということでございます。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長(田上敏秋君) 青木議員のマイバッグ運動の推進についてお答えいたしま

す。平成17年度に策定されています玉名地域1市3町新市建設計画において、産業・生活両面から排出される廃棄物処理については、量・質において一層深刻化するものと予想されるところから、廃棄物の発生の抑制、再使用、再資源化の3つを柱に新市域の循環型社会システムの構築を目指していきます。と定められております。この方針は現在策定中であります第1次玉名市総合計画においても踏襲する考えであります。マイバッグ運動とはレジ袋の使用を減らすため、買物袋を持参し、ごみ問題を身近なところから考え推進する運動です。ただいま議員の方からマイバッグ運動を推進している愛知県豊田市、東京都杉並区の御紹介がありましたけれども、玉名市内のあるスーパーにおいても愛知県豊田市と同じようにレジ袋が不要なお客様には、買物袋スタンプカードを発行され、1回の買い物で1個スタンプが押され、20個押されたら店の商品の100円引換券がもらえ、20個押されたカード5枚でマイバッグと交換するなど、自主的に取り組みをされているところもございます。

現在マイバッグ運動の推進につきましては、熊本県ごみゼロ推進県民会議では、マイバッグキャンペーンを毎年10月1日から10月末日までの1カ月間実施されており、これに県民、事業者、行政がそれぞれの立場で積極的に協力をしております。またたまなマイ・バッグ推進連絡協議会では、この強化月間に向けてマイバッグキャンペーンの標語募集を計画され、市もこれを後援し9月1日号の広報たまなに掲載をしております。市といたしましても平成19年度に向けての取り組みとしてたまなマイ・バッグ推進連絡協議会と連携して、玉名市マイバッグの作成を検討いたしております。マイバッグ運動を推進することによりレジ袋は石油製品でもあり、原料となる資源を守り、家庭から出るごみを少しでも減らすことによりごみの減量化が図られるものと思います。今後積極的に活動されておられますたまなマイ・バッグ推進連絡協議会及び商工会議所、商工会などと連携をしてマイバッグ運動を推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

「教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長(菊川茂男君) 青木議員の教育問題、小学校における英語活動の推進についてお答えいたします。まず、玉名市内の小学校における英語活動の現状を申し上げますと、平成17年度の資料から見ますと英語活動を実施してる学校数は、小学校21校全校であります。年間平均時間数ですが、指導時間数の一番少ない学年は2年生で6.3時間、多い学年は4年生、5年生で15時間を指導いたしております。主たる指導者別時間数についてお尋ねですけれども、指導者につきましてはすべての学校で学級担任が指導しております。その指導の中でALTを活用している状況であります。現在玉名市

には6名のALTがおりますが、ALTの参加割合については全校の総指導時間をもとに、ALTが参加した時間数を除して割合を出してみますと52.5%の参加率になっております。平成15年3月31日中教審から出されております英語が使える日本人の育成のための行動計画の中に、英語活動を行なっている小学校について、実施回数の3分の1程度は外国人教員、英語に堪能な者、または中学校等の英語教員による指導を行なうことを目標とされておりますが、この点につきましても玉名市の小学校は目標が達成されているものと考えております。また、指導内容につきましては歌やゲームなど英語に親しむ活動や簡単な英会話あるいは発音の練習などを指導しております。この英語活動の成果といたしましては、各学校で英語とかかわる機会を持っておりますので、昔と違って外国人と接する場合、児童が臆することなく接していけるような心が育っているのではないかと、こういうふうに考えております。

今後の方向といたしましては、平成18年2月に中央教育審議会教育課程部会での審議会経過報告の中で小学校段階における英語教育の充実が必要であり、仮にすべての学校で共通に指導するとした場合の指導内容を明らかにするため必要な検討を進めていると報告をしておりますので、英語教育へ進んでいくのではないかと考えております。今後の文部科学省並びに熊本県教育委員会の動向を見ながら年間指導計画等を早急に対応できるようにしていきたいと考えております。また英語教育となった場合は教育委員会といたしましても、教員の指導力向上、教職員の研修のあり方等が課題として出てくるものと考えております。

以上です。

○議長(松田憲明君) 教育次長 杉本末敏君。

「教育次長 杉本末敏君 登壇」

○教育次長(杉本末敏君) 小中学校の内装木質化の推進についてお答えいたします。 近年小・中学校を初めとする公共施設において、木材を使用した施設が全国的に推進されております。木材は室内の温度、湿度調整を行ない、人に対してやすらぎ、落ち着きをもたらす建築材だと思います。本年6月に完成しました玉陵中体育館及び建設中の天水中校舎、体育館におきましても内装材に木材を使用しておるところでございます。使用材といたしましては、県産材需要拡大を目指し、県産材使用可能部分につきましては県産材を使用しているところでございます。今後とも学校建築におきましてはやすらぎと温かみのある教育環境施設として、木材をふんだんに使用した学校建築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(松田憲明君) 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番(青木 壽君) 農地・水・環境保全の向上対策についてお答えがありました。どうかステップアップにできますようにですね、いろいろな情報の提供またそういった情報等いわゆるソフトパート的なところについても、御支援をよろしくお願いしたいと思います。あとマイバッグ運動については平成19年度、どうか実施されますようよろしくお願いいたします。先ほど文中でも非常に関連団体だけでは難しい、浸透ができないということが豊田市でもありました。そのためにやはり行政が関係団体と連携をとって、何とぞ来年19年度スタートできますように、これも重ねてお願いいたします。マイバッグ運動ではごみの減量の基本はよく言われる3Rの考え方が重要だと思いますが、私ども公明党はいわゆるリユースの前にもうひとつのリフューズ、いわゆる断るを付け加え、4Rを提唱しております。この4Rの中で特にリフューズ、断ると、リディユースこれは今すぐ誰でもただでできる、リサイクルはごみの減量の最終手段と言われていますが、この前にごみを出さないための無駄なサービスを断る、無駄なレジ袋を断るそういった体制が大事だと思います。どうかこれからも推進のほどよろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長(松田憲明君) 以上で、青木 壽君の一般質問を終わりました。

引き続き、1番議員 萩原雄治君。

[1番 萩原雄二君 登壇]

○1番(萩原雄治君) おはようございます。有明クラブの萩原雄治です。

質問の前に一言申し上げたいと思います。9月6日水曜日8時27分に紀子さまが 男子を出産されました。身長は48.8センチメートルで体重は2,558グラムの元気 な赤ちゃんです。毎日、新聞紙上では親子の殺人事件ばかりが取り上げられ、暗いニュ ースばかりでした。そんな中、久々の明るいニュースで日本国民の一人としてこの場を 借りてお祝いをさせていただきたいと思います。お名前も悠仁様と決まり誠におめでと うございます。

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問は島津玉名 市長のマニフェストと市営住宅糠峯団地の2つです。

1つ目の質問は島津玉名市長のマニフェストについてです。昨年、平成17年11月2日水曜日、桃田運動公園玉名市総合体育館メインアリーナにおきまして、ローカル・マニフェスト型未来づくり公開討論会2005がありました。島津市長はパネリスト4名の玉名市長候補のお一人として参加をされております。基本理念の中に、現状認識として「今、玉名市に必要なものは決断力と行動力のあるリーダーです。」目指す姿・長期構想は人と人が支え合う優しさあふれる玉名を目指します。」とあります。すぐに行なう重要施策の①1市3町の融和と一本化に地域自治区を設置し、市政フォーラ

ムを開催する。②九州新幹線開業への受け入れ準備。この2つはどちらも進んでいます。また4年間で行なう重要施策の①玉名バイパス早期全線開通への取り組み。②新庁舎建設。③少子高齢化対策。この3つも今のところ順調に進んでいるように思われます。

順調な中で4年間で行なう重要施策の③高齢化対策の一つを簡単に御紹介いたします。「第14回いきいきふれあい広場 山田」が昨日9月13日水曜日山田公民館でありました。この「いきいきふれあい広場 山田」は毎月山田公民館で行なわれています。地元の区長さんを中心に主催され、玉名市からは高齢介護課高齢者支援係が協力、血圧を測りながらの健康相談・玉名市健康なまちづくり市民座談会の方の笑いながらの健康体操・ヘルスメイトさんによる手づくりの茶話会と盛りだくさんでありました。「元気で!楽しく!ためになる!」をキャッチフレーズに高齢者の方々が元気に長生きできる社会づくりが各区から芽生え、一歩一歩前進しているように思われます。

さて職員削減、指定管理者制度の導入や収入役の廃止はどこの自治体でも推進していますが、すぐに行なう重要施策の中で②九州新幹線は2011年春開業予定と聞いています。国道208号玉名バイパスにおいては昭和49年に事業化され、平成14年に一部暫定供用されて、寺田方面は「ちゃくちゃくプロジェクト」として進んでいます。しかしながら全線開通はなかなか難しい状況でした。ところが島津玉名市長になり、2006年2月9日、熊本県と玉名市にて「新玉名(仮称)駅周辺地域の整備に関する協定」が結ばれました。また玉名バイパスについては、国との協議の中で九州新幹線と同時開通に向けて努力するとの回答を国土交通省よりいただきました。そして新年度に玉名バイパス推進室が設置され、18年度中に測量が終わり、19年度からは土地の買収にかかる予定になっています。夢にまで見た玉名バイパスであります。決断力と行動力があり、さすが熊本県下一と言われる島津玉名市長であると思います。さて、10月3日水曜日玉名市合併1周年記念式典が挙行されるようになっていますが、島津玉名市長は合併には直接かかわっていらっしゃいませんが、合併した玉名市の舵取りを任されて、この1年やってこられた島津玉名市長の思いがあると思いますので、島津玉名市長の1年間の感想をお聞かせいただきたいと思います。

また、4月には国民健康保険・介護保険、続いて7月には保育料などの費用負担割合の見直しがあっています。このような中、住民からは合併しなかった方がよかったという意見も多く聞きますが、不便と感じていることや悪くなったことはみんな口に出して言いますが、よくなったことは言わない。もしかしたら合併して良くなったことがあれば具体的に住民にわかりやすいように説明をお願いいたします。

最後にマニフェストにはありませんが、合併特例債の活用について現在の進行状況 と今後の予定についてお聞かせください。 ○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 萩原議員の質問にお答えをいたしますが、まず1年たった感想ですが、やっぱり合併というのは大変だなあというのが第一の感想であります。1市3町、それぞれに歴史があって積み上げてきたものがあるわけですから、それぞれのやっぱり一つのことについても意見があるのも当然だとは承知はしておりましたけれども、実際にこれを市政の中で調整をしていくということの難しさを感じています。同時に新市計画というのがあるわけですが、これを市政運営の基本にしなければならんことは当然だと承知しておりますけれども、なかなかそれが書いてあるとおりにやろうとすれば非常に無理がある。ちょっとお触れになったような問題だけでなくてですね、いろんなハード事業にしても施設整備にしても、この新市計画とおりにやるというのはちょっと無理が出てくるなあという思いがいたしております。1年たってみてこの辺も含めてやっぱり見直していかざるを得ない部分が多いというふうに思っておりまして、いずれ議会の皆様方にもまた御相談を申し上げながら適時その責任において事業を進めていく必要性を今感じています。

私自身が感じておりました市長としての今合併直後の大きな課題という認識はお触れにもありましたが、やはり5年後に迫った新幹線の開業に向けての取り組みは待ったなしの私どもの玉名地域に寄せられた責任である。玉名市に新市に寄せられた責任であると認識をしております。それだけにこの準備には5年しかない間ですから精いっぱい取り組んでいかなければならんと思っておりました。県の役割、市の役割がきちっと整理できたことはよかったなあと思っておりますが、その中で新幹線の駅前の整備について執行部の諸君の必死の努力もいただいて、地域の方々の理解もおおむねあとわずか残っておるようですが、御理解も進んだように私は受け止めておりますので、まあ文化財調査の問題等々についても一応県の文化課の方との調整も進んでおります上に、何とか新幹線の駅に合わせて一通りの整備は間に合うのかなあと感じております。

バイパスの問題については、5年間で新幹線開業に合わせた開通を目指すと言いましたが、私も100%の自信があって振り上げたこぶしではありません。しかしやはりこの種の問題は国の事柄とは言いながら、地元がやっぱりその気にならなければなかなか動いてくれないという認識の中でそういうふうに申し上げたつもりでありますが、幸いにも国・県に大きな理解をいただいたと思っておりますし、その具体的な着工に向けて今、着々と事柄が準備が進んでいると受け止めております。この分でいけば新幹線開業に向けた5年間でのバイパスの開通も夢ではないなあというふうに受け止めております。

ただ、一つ一つの市民生活にかかわる部分についての私の思いも含めた準備なり施

策が十分に進んでいるかと言えば、私自身忸怩たる思いがしております。昨年11月半 ばに就任をしまして、18年度予算は、方針決定はもうすぐやってまいりましたから、 十分な知識や精査が私にあったわけではありません。言いわけではありませんが、どな たかが味も素っ気もない18年度の方向だとおっしゃったことを今も私の耳に残ってお り、私自身そういうふうに受け止めております。しかし19年度になればそういうこと は許されないのかなあと思っているわけです。優しさあふれるお互いが支えあえるよう な、そういう住民感情が生まれるような気持ちを改めて持ち直して、しっかり対応して いかなければならんと思っております。合併をしたけれどもいいこつは何なかなあっ て、厳しかこつばっかりなあという声があちこちにあることもよく承知をしておりま す。私は県議会時代から合併というのは厳しいものだ、問われれば決していいことはあ んまりないよというふうに申し上げてきました。しかしそれでもこの全体的な動きの中 でそれぞれに自治体が合併せずにそれではやっていけるのか、合併せずにそれぞれの将 来展望が開けるのかと問われれば、それは無理だと。この自邸の中でやはり決断として 行政合併をしてスリム化を図りながら、効率化を図りながら地域づくりに取り組むとい う姿勢と感覚は必要だとずっと申し上げてまいりました。しかしそうは言いながら市民 生活からみて合併をしてよかこつはなかなあと、厳しくなるなあという声があることは 承知もしておりますし、私自身非常に痛みを感じています。そういう中ですけれども、 やはりそういうことが一つでも少なくなるように心がけながら市政運営に当たっていく のが私に課せられた責任だとも思っています。同時にやっぱり合併したことによって、 今一つ一つ市民の生活に直結する分はそうかもしれませんが、私は市の行政としてはや はり、合併したことによってスリムになっていった。そしてこの厳しい中央の変化にも 対応しながら地域づくりを進めていく体制は合併してよかったなと。合併して行政力も ついてきて、それに対応できるなあと、そういう体制がとれつつある。そういうふうに 踏まえております。1年たった時点で改めてこれからのあり方を精査しながら、議会の 皆さんの御指導もいただきながらしっかり責任を果たしてまいりたいと思っております ので、御指導・御声援をいただきますようにお願いをいたします。

○議長(松田憲明君) 萩原議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため 午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政部長 牧野吉秀君。

「企画財政部長 牧野吉秀君 登壇」

○企画財政部長(牧野吉秀君) 萩原議員の合併特例債につきまして、御答弁申し上げます。合併特例債につきましては、玉名市で借り入れできる限度額は約260億円でございます。この活用につきましては、現在新幹線新玉名駅周辺整備、玉陵中学校それから横島の複合施設、天水中学校などの事業に充てておりまして、17年度で7億8,00万円程度の借り入れをしているところでございます。今後といたしましては、新幹線関連の事業、庁舎建設、学校建設、道路事業など取り組むべき事業は山積しておりまして、現在の財政計画では庁舎建設を除く他の事業は、通常の起債を借り入れるところで計画がなされております。これらの事業を可能な限り合併特例債に振りかえて運用したいと考えております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 1番議員 萩原雄治君。

「1番 萩原雄二君 登壇]

○1番(萩原雄治君) 御答弁ありがとうございました。再質問ではなくお願いがあります。この玉名市が住民の方々にとって安心で安全に豊かに暮らせるまちづくりに島津玉名市長はリーダーシップをますます発揮されることを期待するものであります。

2つ目の質問に入ります。市営住宅糠峯団地についてであります。築山校区内の山田 1836番地に糠峯団地が昭和48年から52年にかけて建設されています。17棟で 268戸あり、玉名市最大規模となっております。最近のことですが、糠峯団地内に駐車している車が傷つけられたとの報告がありました。団地を見に行けば駐車場は日曜・祭日は朝から平日の夜も車でいっぱいです。団地について数点お伺いいたします。1つ目は車は1世帯何台あるのか。2つ目は築山校区内にある山田2156番地の山田団地みたいに一人一人の駐車場やお客様駐車場は決めてあるのか。3つ目は糠峯住宅のチャイムがほとんど壊れているがどうするのか。また上水道のタンクを屋上に上げてるがどのくらいの期間に誰が清掃点検しているのか。住民からは時々濁った水が出るときがあるとの声があるが、屋上から台所につながるパイプの点検はされているのか。配水管の点検やチャイムの修理についてはどのように管理して、またこれからどのようにしていくのかお聞かせください。

最後に団地内に植木が植えてあります。現在は区の方に管理をお願いしてありますが、団地内にある建物や構築物に植木も玉名市の所有物であるから、当然玉名市が管理して当たり前のことと思います。今後、植木の管理はどうされていくのか、どうされていくおつもりのなかお聞かせください。

○議長(松田憲明君) 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長(取本一則君) 萩原議員の市営住宅糠峯団地についての御質問にお答えい

たします。糠峯団地は市営住宅として昭和48年度から建設が始まり、昭和52年度までに鉄筋コンクリートづくり4階建ての住宅が13棟256戸と補強コンクリートブロックづくり2階建ての住宅4棟12戸の計17棟268戸を整備しております。糠峯団地が建設された当時は現在のように誰もが車を持てる社会が到来するとは考えられない時代でございましたが、現在ではほとんどの世帯が車を持っている社会となり、特に地方で生活をする中で車はなくてはならないものとなっており、糠峯団地においても多数の車が駐車されていることは存じておりますが、1世帯に何台あるかまでは正確に把握しておりません。

次に、一人一人やお客様の駐車場を決めてあるかとの御質問にお答えいたします。 市営住宅は国で定めた公営住宅整備基準等に基づき建設いたしております。平成元年度 以降の団地につきましては、その基準の中に駐車場の整備基準が創設されたため、整備 しておりますが、糠峯団地を初め昭和の年代に建設された団地につきましては、その当 時の基準等に現在のような車社会は想定されておらず、駐車場の設置はありませんでし たので整備は行なっておりません。そのため入居者の方全員が満足される台数の駐車場 整備は困難な状況でございますので、市といたしましては山田団地みたいに駐車場とし ての場所は決めておらず、各団地とも団地敷地内の空いているスペースに各自駐車さ れ、団地自治会などにおかれて自主的に管理されている状況でございます。

次に、玄関のチャイムについてお答えいたします。チャイムの故障につきましては、入居者の方から連絡がありましたら速やかに修繕できるものは修繕し、修繕できないもので取り替えが必要な場合は取り替えを行なっております。なお入居者の方の中には故意に鳴らさないようにされているところもございますので、入居者からの連絡を待って対応しているところでございます。

次に、上水道のタンクが屋上に上げているが、どのくらいの期間に誰が清掃点検しているかの問いにお答えいたします。糠峯団地を初め市内の市営住宅で受水槽あるいは高架水槽を設置している団地につきましては、毎年1回受水槽、高架水槽の清掃点検を、その資格を持っている専門業者に見積もり入札により委託して行ない、水質検査も同時に行なっております。なお、今まで清掃、点検、水質検査を行なった中では異常は見受けられておりませんでした。次に、屋上から台所につながるパイプの点検についてお答えいたします。配管の点検を行なう場合には一定期間断水をしなければなりませんし、配管が壁内や床下内に隠ぺいされた状態で布設されていますので、壁や床を剥いで行なわなければなりません。そのため入居者が生活されている状況では困難な状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、このような団地は県を初め県内市町村にございますので、先進的な事例を行なっているところが出てまいりましたら視察研修を行ない、検討をしてまいりたいと考

えております。また市営住宅のほとんどは玉名市の上水道を利用しておりますし、専用水道を利用している団地につきましては定期的に水質検査を行なっておりますので、水質には問題がないと考えております。なお、団地の給水についてお気づきの点などがございましたら御連絡していただきたいと思っております。御連絡を受けましたら現地を確認し、対応が可能な場合には速やかに対応をしてまいります。

次に、団地内の植木の管理についてお答えいたします。議員がおっしゃられるとおり植木も市の所有物ではございますが、樹木などの緑は入居者の方々を初め、人々の心を和らげ、癒しをもたらす効果があると言われており、団地の皆様の共有の財産であると考えておりますので、樹木の剪定や草刈りなどの管理は原則的に団地の自治会などの方々にお願いいたしております。なお、高木の伐採など危険を伴うような場合で自治会などでの対応が困難なものにつきましては、市の方で対応いたしておりますので、ご連絡をしていただければ現地を確認し、必要があれば速やかに対処してまいりたいと考えております。

○議長(松田憲明君) 1番議員 萩原雄治君。

[1番 萩原雄二君 登壇]

○1番(萩原雄治君) ありがとうございました。再質問をいたします。

玉名市の市営住宅は非常に古いものが多く、新しく建てかえれば家賃が上がると心配する声もある。古ければ水道水が濁る。チャイムが壊れるなど住んでいる人に不便が出てくる。家賃は安い方がよいという声もあるが、市営住宅はなくてはならないものだと思います。そこで今後市営住宅には建てかえや修理の予定があると思いますが、どのような点に重点をおいて計画をなされているのか、具体的にお示しください。

○議長(松田憲明君) 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長(取本一則君) 萩原議員の再質問、今後の建てかえや修理について、どのようなところに重点をおいて計画するのかについてお答えいたします。まず建てかえにつきましては、昭和36年度から建設され、公営住宅法で定められた耐用年限を大幅に経過して老朽化した大倉団地を新市建設計画や市営住宅ストック総合計画に基づきまして、平成22年度から約10年間をかけまして整備してまいりたいと考えております。この建てかえにつきましては、現在の入居者の状況を勘案して、高齢者などに配慮したユニバーサルデザインに準じた優しい住宅に整備したいと考えております。そのために現在入居者の方々に現状や今後建設する住宅について家賃や部屋数など御意見や福祉施設を含めたどういう附帯設備を望まれているかなどのアンケート調査を行なっており、建てかえ計画の参考にしてまいりたいと考えております。

それから今後建設する団地につきましては、現在の居住機能を満たした建物及び生

活環境に適応した駐車場や駐輪場などの附帯施設も整備する必要があると考えております。なお、建てかえを行なった場合には家賃が現在の家賃に比べて、著しく高くなり既存入居者の方の経済的負担が大きくなりますので、公営住宅法に基づいた一定期間の家賃の軽減あるいは要望により家賃の安い他の市営住宅等への移転などを図ってまいりたいと考えております。また家賃を抑えるために部屋数を少なくした小規模の住宅なども検討してまいりたいと考えております。

次に修理でございますが、入居者の安全性や居住性にかかわる大規模な外壁改修などの修繕は、玉名市の実施計画や市営住宅ストック総合計画に基づきまして、年次計画により改修工事を行ない、安全性や居住性あるいは耐久性の確保を図ってまいりたいと考えており、今年度は糠峯団地の12号棟と13号棟それから明神尾団地12号棟の外壁改修を国の補助事業により第3四半期から第4四半期にかけて計画をいたしております。また入居者の故意や不注意などにより故障や破損した場合を除く経年劣化や消耗などによる通常の修繕は、入居者の方より連絡を受けたあとに現場を確認し、速やかに対応をいたしております。

○議長(松田憲明君) 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

引き続き、2番議員 中尾嘉男君。

[2番 中尾嘉男君 登壇]

○2番(中尾嘉男君) 有明クラブ中尾嘉男でございます。今回2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、防犯灯施設及び維持管理につきましては、この後本山議員の方からも 同じ質問がありますので、私なりに端的に質問してみたいと思います。

まず最初に、防犯灯の維持管理ですが、玉名市においては合併時新市計画で自然と 共生する環境に優しいまちを基本目標とし、安全なまちづくりの施策として防犯施設の 整備を掲げてあります。このような意味において子どもたちの安全を守るための防犯灯 整備及び適切な維持管理は緊急かつ基本的に行政に求められる施策と考えます。災害の ない玉名市を目指し、子どもたちの安全確保はもとより市民の安全確保は行政に求めら れる基本的な責務と考えます。

そこで質問いたします。平成19年度から維持管理における電気料をすべて設置してある行政区負担とする方針が決定されております。今現在どのような負担をしているのか、各市町ごとに説明をお願いいたします。

次に、行政区負担にするとどのような線引きをするのか、お尋ねをいたします。これを負担を全額市で払うことになれば1市3町どのくらいの費用がかかるのかをお尋ねいたします。

それから教育課にお尋ねいたします。小中高校生の通学路防犯灯についての考えを

お尋ねいたします。

続きまして、横島町六十丁地区用排水路整備についてお尋ねいたします。浸水の被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。この場をかりて一言お見舞い申し上げます。

本年の大雨による浸水被害については作物の成長の程度により被害の状況が見えない作物もあります。また苗の状況であったイチゴについては既に枯死して、植えつけの苗のない農家もあるとも聞いております。横島自治区管内では19年度に横島山北部地区の大園地区排水路、20年度に栗ノ尾地区排水路の地区内整備がほぼ完了するため、横島山南部地区地域の整備が切望されています。特に六十丁地区の整備については現在大開の経営団体育成基盤整備事業及び湛水防除事業での下流域整備により、上流からの排水を受け入れる条件が整いつつあります。六十丁地区の東側は大開排水機場での排水、また西側の約半分は甲申川へ排水しております。その計画地全体の面積は55へクタールです。次に、整備済みの甲申川へ流入する外平地区そして未整備の明辰川へ一部排水する神崎地区の整備の順であると考えます。明辰川の整備については事業実施まで十分な工法等の検討、また地元の調整等をよろしくお願いしておきます。

本年の2度にわたる大雨の際、六十丁地区東側において著しい排水不良が見受けられました。この地区は昭和42年から48年までに県営圃場整備事業が実施されていますが、土水路であり、また砂質土のためのり面崩壊及び断面不足を来しております。また地盤沈下等により用水路の漏水が著しく用水量の確保に支障を来しております。皆さんも御存じのとおりこの地区は水稲作だけでの農業経営をしている農家はほとんどなく、イチゴ、トマト、ミニトマト等の施設園芸に頼っており、浸水被害は許されません。下流域の整備が整いつつある現在、浸水さえ許容できない施設園芸農家等の経営安定のため、生産基盤の整備を望む農家の声もくみ取っていただき、事業の早期実現をお願いいたします。

御質問になります。市がですね、この事業をどのような位置づけをしているのか。 また取り組みの状況、今後の計画をお尋ねいたします。1回目終わります。

○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長(村田隆夫君) 中尾議員の防犯灯の設置及び維持管理についての御質問にお答えいたします。防犯灯につきましては市といたしましても、地域内、通学路、公園などにおいて市民が災害の被害に遭いにくい環境をつくるため本年4月から玉名市防犯灯設置補助金交付要項を整備し、行政区及び維持管理が可能な団体に対し、随時補助を行なっているところでございます。防犯灯の設置及び維持管理の取り扱いにつきましては、旧1市3町で異なっておりまして、17年度までは旧玉名市では設置については補

助金支給、維持管理は行政区負担となっており、「佐明町は設置については行政区、維持管理は行政区2分の1負担となっております。横島町については設置及び維持管理は全額町負担でございました。天水町では設置は町で維持管理は行政区負担となっておりまして、防犯灯これは平成17年度末で約3,000基ございますけれども、これに要する平成18年度の電気料は約810万円となっております。合併後平成18年度は設置については行政区で行ない、市が補助金支給、維持管理につきましては旧自治体の管理方法をそのまま引き継ぎながら一本化できるよう調整を行なってまいりました。調整の結果、区長会協議会役員において協議をいただき、平成19年度から設置につきましては、行政区で行なっていただき補助金を市が支給する。そして維持管理については地元行政区にお願いする予定となっております。また、各行政区境や民家の少ない通学路等における負担の問題につきましては、行政区の枠に固執することなく校区全体やPTAなど他団体と共同で負担するなどの方法をとられている地区もございますので、そういった方法についても御検討いただければと思っております。

なお、合併に伴う協議の中で平成19年度からの取り扱いが決定するわけでございますが、特に通学路など子どもたちの安全を守るという観点から、今後教育委員会等とも協議を重ね、通学路等の安全確保のために十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

- ○教育長(菊川茂男君) 中尾議員の質問にお答えいたします。通学路の防犯につきましては、これまでもさまざまな方策を学校、PTA及び地元住民との間で考え実施いたしてきたところでございます。教育委員会では市内各小中学校の通学路の安全点検につきましては、もう既に調査を行なっておりますが、さらに防犯灯の設置場所等について学校、地元との話し合いを進めてもらっているところでございます。部活動等で夜帰宅する児童・生徒の安全を確保するということからも防犯灯の設置についてはぜひ必要であると認識をいたしております。暗がりの中で不安を抱きながら帰宅する児童・生徒がいないように、また災害を未然に防止するという点からも地元住民の要望を受けながら担当の総務課と協議を行ない、連携して通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。
- ○議長(松田憲明君) 横島総合支所長兼横島自治区事務所長 田上 均君。

[横島総合支所長兼横島自治区事務所長 田上 均君 登壇]

○横島総合支所長兼横島自治区事務所長(田上 均君) 中尾議員の横島町六十丁地区 用排水路整備についての御質問にお答えいたします。御質問の内容にございましたとお り本年度の異常気象により局地的な豪雨は、全国各地で甚大な被害をもたらしておりま す。横島地区におきましても浸水被害はほぼ全域にわたっておりますが、特に六十丁地区東側において毎年のことでありますが、著しい排水不良が見受けられました。この解消のため下流域の大開地区湛水防除事業によりまして、導水路を施工中でありますが、いまだ排水路の接続ができていない状況にあります。一方排水路や土水路、また砂質土のためにのり面崩壊及び断面不足等により十分な排水能力がないことが原因となっております。また干拓地特有の地盤沈下等により用水路の漏水が著しく、かさ上げ、目地補修及び補給水対策の実施等により必要用水量を確保するためにその維持管理に多大な労力を費やしている現状であります。このような状況の中、地元耕作者により地区内排水路及び用水路整備の要望が強くなされております。これを受けて現在横島総合支所経済課におきまして、事業地区内の耕作者を把握、関係者への全体説明会、土地改良役員及び区長への説明会等を実施して地元との調整を行ないながら事業推進をしているところでございます。なお、平成19年度に調査設計を実施し、詳細な設計資料をもとに早期採択事業の実施を目指し、現在取り組んでいるところでございます。関係者の方々のより一層の御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長(松田憲明君) 2番議員 中尾嘉男君。

[2番 中尾嘉男君 登壇]

○2番(中尾嘉男君) 1回目の答弁ありがとうございました。具体的に私が質問の趣旨を一つ一つ挙げて言いましたけれども、今の説明の中に一通り入っているかなあという気がいたしました。また私、本来思うとがですね、やはりこの防犯灯については19年度から決まってます各町の各地区の負担じゃなくてですね、これは玉名市、やっぱり市の全体を見てですね、やはり行政が管理をしていくのがやはりこれはその行政の責任義務だと私は思っております。ただいまその中でですね、いろいろその負担金については各市町ばらつきがあっております。これはその予算も聞きましたけれども、年間800万円ぐらいというようなことでした。その予算的には260億円の予算を持つ新玉名市、またその800万円というのはそれは大きいけれどもですね、なぜやはりこの防犯灯を縮小してですよ、せないかんのかという根本的に行政と私の考えが違うところです。先ほどの答えの中にも、今後その辺を教育課と総務課と話し合いをしながら進めていくということでしたので、それを期待を非常にしております。

続きまして、六十丁排水路の整備についてですけれども、これは旧横島町のときにですね、1、2回計画が上がったということを聞いております。そのなかでもやはり受け入れる側の下流域とかそういったもろもろがですね、まだその時点では解消できずに今現在、もうほぼ大開の導水路もあと2年ぐらいで完了するし、その横の西側の唐人川も完了しております。それに伴って明辰川の計画もなされておりますので、そういった

いろんなもろもろの条件がですね、現在整ってこの事業をやってもらいたい。またその地区の人たちもですね、やはりそういった思いで一つになっておられます。また地元の人たちとか、またこれを直接担当する職員、やはり一丸となってですね、いっております。私はちょっと県の方にもちょっとこの話をしてみました。県の方も大分前向きなことでですね、やはりその事情をわかっておられます。そういうことでやはり地元また市と一体となって事業を進めてくださいという言葉があっております。私はこの事業に関してはいろいろ財政も厳しくはありますけれども、何とか前向きに進んで早急に進んでいくのじゃないかと期待をしております。

そこで市長に一言よければですね、冒頭で松本議員が質問の中でですね、天水、横島、市長は見捨てておるということをですね、おっしゃっておられました。逆に私はですね、見捨てておるということはまだやんなさいという理解にとりました。そういうことでですね、この2点について市長の考え、思いをですね、一言でようございますのでお願いいたします。

私の質問終わります。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 横島自治区から要望書が上がってまいりましてね、特にこの電 灯料の防犯灯のことについて要望書が上がってまいりました。私は要望書を持ってきた 自治区の会長さんとついてきた職員の人たちに言うたんです。恵まれ過ぎているからこ ういう意見になる。玉名市とはなかなか市街地とは比較になりにくいけれども、隣の天 水町と我が町がどがん違うか、天水町は長くから前から行政区でこれを負担してきてい るじゃないか。恵まれ過ぎていると言いました。言いましたけれども、やっぱりつらい ですよ。あのほかの人たちから言われるのは痛くありませんが、やっぱり自分の生まれ 育った地区の人たちからいろいろ批判を受けますとね、それは人間ですからやっぱり 少々心の痛みを感じないわけじゃ正直に言ってありません。ただこれ行政区で責任持っ てもらうということの意味には幾つかあると思いますね。やっぱり自分たちの地域は自 分たちで守っていこうというその自治区、行政区ごとへの意識の喚起にもなってきたの かなあと思いますが、難しさから考えると、例えば今まで私は天水の人たちにも聞いた んだが、行政境のところはどっちの防犯灯と計算すっとかいて。そがんとはどうしてき たのかとか。あるいはこの旧市の中でもですね、この玉名町あたりとそれから三ッ川と か小田とか向こうの方いきますと、戸数が違いますよね。そすと1戸1戸の負担率が違 ってくる。負担金の額が違ってくる。その辺をどう調整するのか。あるいはたびたびこ こでも話題になっておりますが、集落が途絶えておってどうしても防犯灯が必要な地域 でも集落が途絶えておって、例えば有明中学の場合。それからやっぱり玉名旧市内の中

にもありますね。そういうところのじゃあその防犯灯はどうするのか、そういう問題も あると思います、難しさが。ただいろんな合併後の協議の中で、それでこの区長会の方 に一応お願いして議論をしていただいたんですね。

その区長会の中でやっぱりどこかに統一しようとすれば、旧市や天水町の例に倣うのを基礎基本としてということにお決めいただいたんですが、区長会全部で話し合ったわけじゃありませんから、区長会の代表の方々が集まって話し合われた。そすとそれぞれの地域に帰るとこの代表の人たちは区長さんたちから怒られてですね、大分苦労しておられる。特に横島なんかがそうだと認識をしております。そうするとそれは決定は区長会でしたでしょうがとはなかなか私も言えんですね、はっきり言って。今総務部長、総務課長にも指示しておりますが、防犯灯という一つの考え方にとらわれるんではなくて、やっぱり先ほどもちょっとお話がありましたが、市民の安全度を高めていくのは市の行政の大きな責任だという認識に立てば、例えば今話題になっている飲酒運転撲滅についての努力もやっぱり市民生活の安全度を高めていくべき事柄の一つだと受けとめます。そういう問題がたくさんあると思います。ひとまとめにしてやっぱり整理をしてですね、市民の生活の安全度を高めていくための市としての役割というのを改めて精査してみる必要があると思っております。わかったようなわからんような、申し訳ありませんが。そういうことで今協議を深めておりますので、今日のところはそういうふうに受けとめていただきたいと思います。

それからちょうどのところでそういう意見を言うてもらうとちょっと意見が出にくくなりますが、あの六十丁の排水整備の件、私の事務所のある地域なんですよ。よく承知をしております。もう事柄は主張しておられるとおりです。たまたま隣地区、水の流れの地区が今整備中ですから、その時期に合わせて排水の整備をしていくのも私は大事な時期だろうとそういうふうに思っております。これから横島支所の方で検討し、成案を練り上げてくれるものだと思いますが、私自身の認識としてはそういう認識を持っておりますので、答弁にさせてください。

○議長(松田憲明君) 以上で、中尾嘉男君の質問を終わりました。

引き続き、27番議員 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番(堀本 泉君) 御指名をいただきましたので、ただいまより9月議会での一般質問を展開いたします。お前は誰だと言われんためにもですね、一応名乗りますと、かの有名な有明クラブの会員の一人、堀本泉でございます。いわゆる有明クラブは時の与党議員であります。ということは、島津市長を支える立場の議員であります。堀本であります。皆さん方は御承知のとおり議場は政治家、議員の一つの戦場、戦場でございます。市長におかれては、堀本はおれの子分たいというような見方ではなくですね、市

民の代表堀本泉という見方で慎重な御答弁をいただきたいと思います。通告の順を追い、質問に入ります。

まず、市長選挙時における公約の具現化と題しております。難しい字句を使っているようでございますが、要するに4分の1世紀と申しますか、任期の中の4分の1、約1年を経過しようとしております。あっという間の出来事だろうとは思いますが、具体的に成果が見える事案があるのか、先ほどの質問者にも言葉がありましたけど、ということであります。広報の原本を持ってきておりましたが、先ほど何でだろ、はらかいてですね、ちょっとどこかになくなりました。この書いておりますことを申し上げますと、力強く躍動する玉名、先ほども言葉がありました。人と人とが支え合う優しさあふれる玉名、の大目的を達成するために5項目のタイトルを掲げての闘いでありました。御承知のとおり幸いにして高承をいたしまして、今日の市長が生まれたわけでございます。その市長にようよこ市になった市長にですね、1年もろくすっぱたたんとに、さあ実績が上がったかということ自体が酷なことだとは思います。そこでまず先ほどのお答えもあっておりますし、さわり的でも結構でございますので成果はまだ出んばいたなら出んばいたということで、結構でございます。大枠をその熟成度、熟度を御教示いただきたいと思います。

続けて部分項目、その5つの中の部分項目を挙げて質問をしたいと思いますが、合併協議会には先ほどの質問者も言っておりましたけれども、もちろん市長はそのころは選挙運動ぐらいのことで、出席をされておりません。強いて申しますならば事務局関係者が何人、それから後ろの松田議長あたり、出席されておりました。私も当時議長としてわあわあ言っておりましたけれども、いわば現在ではここの席では主役不在で、しかも先ほど言います各市町村から寄せ集めのそれこそ政治に、こと政治についてはですね、素人集団が書いたシナリオ、11年間の新市計画とかもろもろは決まったわけでございます。それをただ実直に市長も先ほどおっしゃっておったですけど、実直に再現するだけならば熊本県政の中で豪腕を鳴らした島津市長でなくてもですね、ここにあごをたたく堀本泉さんでもできるわけです。まあ前議会でも申し上げ、申し入れをしておりましたけれども、島津の島ぐらいは見えるかなあというようなスローな、スロースターターの出発のように思います。まあ2、3質問をいたしてみます。

まず、合併後、今おっしゃいました幾つかの審議会ができております。それなりの成果は果たしていると思われます。私は評価はしていません。地域審査会ですか、組織がなぜ必要だったのか、私に言わせれば屋上議会という我々の民主政治の中にありますので、その上に市長は何を好んでごたごた自分にあれはどう思うな、こう思うなって。今も横島の防犯灯の問題を申し入れを聞いたというようなことでございますが、これは申しますように市長も経験された議会制、日本はもともとそういう政治ですが、議会制

民主主義を市長自身が経験者でありながら否定する立場に立ったのではないかと思います。議会に聞けばよかつば、どうして区長さんに聞くかということでございます。まああの公約を実現するためには、これがプラスだと言われるならばですね、その議会前にそういう組織を徴用して、聞き取りをして、その聞き取りをしたことを何もあえて、諸人余人に向かってですね、広報あるいは新聞社もおられますが、新聞に載せてですね、こういうことが信任されました、協議されましたって、十分わかりましたということを表現される市長があるのかですね、それにその辺をちょっと伺ってみます。

2番目ですが、収入役等の廃止、この辺については上げたり下げたりですけれども、さすがやっぱり自民党の中核におられた市長ですね、国の動きを事前に察知してですね、もう収入役は前から私は言っておりましたけれども、収入役を廃止すると。ところが数日を経ずして国法でですね、それは決まったんだ。大したもんだなあと上げておきます。ただし公約にある少数精鋭で市役所の空気を一新すると、サービスの向上を図る。これなんかはいちいち区長さんに聞かんでもですね、市長が檄を飛ばす、市長の意を受けて職員の皆さん方、さっきもわあわあ言って怒ったですがね。やる気を出せば手は要らんとじゃないか。もう旬日とか1カ月とかかかる問題じゃない。即刻でも気合いが要るのではないかと思いますが、それも風も風どころか、それこそ何にもない無風状態と思いますが、この辺にはどうなっているのか、前議会でも申し上げましたが、結果の報告は全然個人的にもありません。まあ別項でもまた質してみます。

その3。問題は公約の4項目め。後継者が育つ魅力ある農水産業づくりを進めるとあります。時あたかも先ほどの議員も誰かおっしゃっておったですけれども、品目横断的農業政策、まだ担当者も中身がわからんばいたというぐらいの新政策が出ておりまして、私も70にして百姓の小屋野議員さんあたりにも大いに百姓ではまっておっとですけれども。どうしていいのかわからんのが現状です。そこに向かって育つ魅力もある農水産業、水産の方がゆうとあるどと言えばそうですが、農が入っておりますので、この政策変更に前後するキャッチフレーズの出し方ですね、これもやはり自民党の中枢の方なので察知されて言われたのかなあとも思いますけどですね、それなら何か市の独自なオリジナルなですね、70にしてでん農業を楽しんでできるような政策とか、単市事業での補助政策とか何かが出るかなあと、これは19年度予算についてのところでも結構ですけれども、方策は本当に心の中にあられるかですね、あるばってん言われんのかですね、その辺もちょっとよければ伺います。これは農業者は全部関心を持っております。何人もの人も聞いております。何ばさすとかいというふうな。ソラマメばっかりかいというふうなことですね。

この項最後の少子化への取り組みです。もう我々はもう子どもをつくられん年齢で すから何ですが、市長は選挙当時反対派と目される関係者もおられると思いますが、建 設業者が声を大にしてですね、それこそ大にして文書まで出した形で島津は福祉が売り物だと。幼稚園もしよんなはるけんだろうばってんですね。売り物だって。まあそっちばかりには力の入るる、土建はあれがなったなら冷や飯たいと私も聞いております。そういううわさがあっておりました。御承知だろうと思います。それはそれとしてですね、というかそれは別にしてですね。病院問題、学童問題等私に言わせれば前田小児科の先生ですか、医師会の会長さんですか、等あたりの連係プレーは前の、前田さんですか。かなりの病院の意欲、24時間体制の緊急病院等々について行動をされたということは伝え聞いておりますが、病院、地域、今荒尾もつぶれかけておりますが、今日の新聞にも載っておりますけれども、その辺についてですね、もしも何か腹案があるならですね、緊急24時間体制の病院とか何とかがあるならば、この際ですので御披露いただきたいと思います。この項にありました大学問題は別項で伺います。それと同じ項目にある高齢者への健康づくりに関して、島津流の動きがあればお聞かせをいただきます。

第2項。もとより簡単な来年のことだからですね、19年度予算と題しておりますが、おっしゃられるように合併協議会の中でですね、これは11年間の新市の行動計画、予算案分が出ております。私は私的に先ほども皮肉を言いましたが、これをねじらんならばですね、島津のカラーは出ないて。もともとは職員さんたちがテーブルの上でですね、歳入計画を出して、寄せ集めて分析をしただけでありまして、政治家として縦横無尽の活躍ができないようになっております。私も参加しておりますからわかります。前段も申し上げましたように小学校、例えば個別で言えば豊水小学校あたりの問題、あるいは玉名町の体育館ですか、改築問題など。そうすと誰かが今言っておった庁舎の改築は早めるか遅めるかも含めましてですね、19年度の予算に何かその辺のカラーがですね、動きができるか、心づもりがあるか、まだ言われんとおっしゃればそれで結構でございます。第2項はそれで終わります。

3項めを申し上げます。先ほど来声を大にしておりました騒いでおりました職員の 士気の高揚に関して伺います。今日ほど公務員が飲酒運転とか何とかで指弾を受けている時代は過去にはなかったような気もいたします。それだけ公務員のレベルがですね、落ちたのか上がったのか、市民がそういうふうに公務員はという高度の見方をしているから期待感があるから逆に指弾を受けるのかですね、その辺はよくわかりませんけど、すべての事案で職員の士気が低下していると私は思っております。これは市民の中からも声は上がっております。前回も申し上げました。周囲をはばからない高笑い、女性の鶏になったような声の高笑いですね。私はこういうことはそれは鶴の一声じゃないけど市長のそれこそ一括でとまっとじゃないかと思います。それからハイヒールの問題、私よりも10センチどま太かつがですね、ハイヒール履いて見おろしてものを言いますな。パンプスでよか。いっちょ災害のときはですね、年寄りのばあさんたちの腰曲げて 来とらすとば助け出さなん立場になるわけだから、ハイヒールして転びよったっちゃ話にならんとも思います。この士気の高揚について、1回か2回どま何かの手だてをされたかですね。

それと今申します交通事故ですね、なかけん優秀な運転手たいっていうようなこと じゃないと思います。この件については関係者は御存じと思います。私は再三再四です ね、保険金で払いましたからとか、ああいうとずっとけんかしております。保険金は税 金で掛けとるとです。私の保険は事故を起こすとすぐ高くなります、2倍近く上がりま す。市の保険はどうかわかりません。保険で払いよるという言いわけはするな。やはり よかったか悪かったか比例案分で過失相殺したとき、公務員といえどもぬしはどがんな ったと、懲罰だどうだというところまでやれって。裁判うたれたってよかけん、そがん とは市民は反論はせんはずということをもう3回も4回も言うてきてます。しかし結果 が見えません。市役所の職員は事故受けたっちゃ保険で払うけん、よかのか悪かのかで すね。どういうふうな教育をされておるか伺います。とにかくそのきっかけは、現在の ひき逃げとか飲酒とかの公務員がやっておる問題に絡んで、玉名市は規律をどういうふ うに条例に反映させるかですね、規則をつくったか。その辺がやっぱり基本がでけんと ですね、庁内の空気の一新なんかはとてもできないと思います。私は若い職員にぬしど んから市長今度はこがんとばやりますというような手を挙げ方式ででもやれと、心意気 を見せて市長ばもう安心させれと常に言うておりますが、そういう勇気のある職員がお ったかですね、おったなら名前でん言うてみてください。

最後の項目ですけど、私は九州看護大に苦言を呈したい。日ごろから市長には何回か言ったとは思いますけれども、議員の皆さんから声の出ないのが誠に心外で残念でございます。市長の公約の中にもありますので、申し上げておきます。

まず市長は九州看護大学と連携をして玉名型、どがんとか知らんばってんですね。 玉名型の福祉を進めたいと断じておられます。今の状態で果たして大学側は玉名市をその何といいますか、生みの親として見ているのか、認めているのかどうかですね。市長あなたがバリバリの自民党の熊本県議のときですね、私もぞろぞろ行きましたけど、松本寅之助元玉名市長を先頭にしてですね、建設費を寄附してくれと、出費してくれと。あのときは20億だったかな、くれんかいたということで再三再四、県庁の議員の控え室まで行ったことを覚えております。つい昨日のように鮮明に覚えております。幸いといいますか、あなたが走り回りよったことも知っておりますが、おだてるわけじゃないけれども、幹事長いろいろされる中で20億近い補助金が、当時のあれは村上寅美県議会議員さんだったか、あの開学以来、県政始まって以来こがんことは初めてばなって、あんたがいの島津さんはやかましかけんなあというようなことは、プライベートにおっしゃったことは覚えております。その拠出をいただき公設民営による大学建設が大きく 進んだところであります。合い呼応してですね、市の方も10数億、数字は正確でございません、後で伺いたいと思いますが、借金しましてですね、立てかえて出したと思います。その借金の支払いもまだ数億円残っておると思います。後で説明を誰がわかりますか。確かに松本元玉名市長に、まあ死んだもんのことを言うと何ですけれども、尻をたたかれた形でですね、業者の皆さんもまあよかならうまい汁を吸おうかという気もあったとは思いますけど、あれは借金してですね、かなりの業者が何百万という数字をここに拠出をされておられます。その結果は、大学の仕事は全然ないと、松本元玉名市長もこけらしたけんあとは知らんふりでですね。何にもメリットはなかっただろうとは思います。

それはそれとしてですね、現在の大学は私に言わせれば先ほど来申しますように、 勝手気ままですね、校舎をふやしても何にも言わない、大学院をつくるときも議会あた りも何の横の連絡もない、どうなっているんだと申し上げたい。申しますように議員各 位にも知らんふり、この議員さんの前でもこの高邁な発言でございますけれども、拠出 金は市の場合は全部借金、郡部の場合は金額が小さかったから恐らく現金だったとは思 いますけど、出したのは間違いない。借金はまだでん払いよってですね、もう大学はひ とり歩き、何ば言うかということじゃいかんだろうと私は思っております。市長はいか がにお考えですか。これは御承知の議員さんももちろんおられますので、市長の考えも 十分言ってもらいたいと思います。このまま10年、20年と時を経て政争が立ちます とですね、状況を知っておる人は、もう私も死にますからもうおらんだろうと思いま す。そのときになって今はやりの何ですか、乗っ取りとか企業合併ですか、まあ教育界 にもいろいろあっておりますので、大学乗っ取りがあったときは、全然玉名市の意見な んかは出されない、宙に浮いてしまうこともあり得るわけです。警鐘を鳴らす意味でで すね、議会あたりも運営とは別個な形でですね、その運営じゃないところに口を出せる ような体制を、市長の力あるいは後ろにおられる議長の力でですね、つくっていただき たいという、そういう気持ちで市長に無理な質問をいたします。

まずその中で公でつくって民にくれる。その命題は若いもんがあふれて玉名市あるいは周辺の都市が活性化するという大義名分はありましたけれども、無理に無理をしてですね、つくって果たして結果が見えたか。よさこいよさこいでん踊ってくれるけん、加勢しよるじゃないかと言われれば、何とも言えませんけれどもですね、その辺には市長あたりには何かありよっとですかね。残念至極の状態じゃないかと思います。死んだもんの云々を言いながら私がしゃべりますけれども、天下の浦島海苔の社長だった寅之助氏は当時資金不足というか、文部省に大学を仮申請する段階で、先生たちが1年間学校がつぶれても生活のできる備蓄金をですね、資金の裏づけが4億何千万円か、その辺は吉田議員さんが詳しかと思うけども。名前を出して失礼しました。準備せれというこ

とでございました。市長は泣く泣く出したと思いますが、私にも相談はさしたつですが、会社の金をかき集めてですね、私は4億3,000万円ばっかりいったもんなあということは、聞いておりましたが、名前を出して寄附すると公選法違反になりますので、会社の名前で寄附してあるからそれはどこかに記録があると思います。そのためにというと何ですが、現在は浦島海苔はつぶれ、浦島食品もつぶれると、それがきっかけだったと私は思っております。

そういうふうな血を吐くような努力をして生まれた大学です。既にやっぱり玉名市はその横に、下になる必要はない、横になって生みの親としてですね、親権者としての機能が発揮できる体制を私は当時20億も県から引っ張り出した島津市長だからですね、にらみをきかせてもらいたいと思います。これは願望です。当たりさわりがなければですね、一応その辺の答弁をいただいて、足らんときはまたお尋ねいたします。以上です。

○議長(松田憲明君) 堀本議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により まして、暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時24分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 堀本議員の質問にお答えをいたします。あの堀本議員さんは議員さんの中でも30名の議員さんの中でも私はよくあるいはお目にかかる機会の多い議員さんだと思いますし、お話をする機会も多いふうに思っております。話はいろいろ聞いていたが、この人は違うんじゃないかなあと、これ非常に優しい人だなあと思うときがあります。しかし時々は憎たらしかなあと思うこともあります。心強い見方だなあと思うこともあります。しかし、これは厄介な方だなあと思うこともあります。しかし、それだけに存在感だけは抜群で、議会にここに来る前からそのうわさには聞いておりましたし、承知をしておりましたが、改めて緊張してお答えを申し上げたいと思います。ただ質問要旨というのはこれは率直に申し上げて、議員さん方の申し出を受けて、執行部の職員一生懸命答弁を準備します。私の場合は主として、市長答弁は主として秘書課長が整理をするわけですが、これは随分苦労しただろうなあと思います。これ準備をしてくれましたが、これのとおりいきますと堀本議員の質問となかなかかみ合わない部分がございますので、私の方でお伺いした事柄についてお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に出てきました自治区審議会のことでございます。よくお話をするんですが、とりわけやっぱり議会が市民の代表で権威ある存在だとおっしゃる。これは私はそのとおりだと思う。だから夏の服装の問題にしても議員じゃないかと、きちっとバッジをはめてネクタイを締めて行動すべきであるというのが持論である。それも私は理解できます。ただ一つだけこの自治区審議会については、何回私がそうじゃないじゃないですかと申し上げてもなかなか理解をしてもらわんで、あたが悪かとおっしゃるんですが。この自治区審議会というのは平成16年合併協議会の中で玉名市はつくるということをお決めになっているわけです。私がつくったわけではありません。それで今さっきおっしゃったように、その合併協議会の委員として出席をしておられたのは、この議場の中では堀本前玉名市議会議長さんと後ろの松田議長さん。お2人がおつくりになったんです、これは。私は指摘されるように屋上屋を重ねることになってはならんなあと思いました。ただたくさん合併市が生まれましたが、その合併市の中でこの自治区審議会が準備されたのは、私どもの玉名市だけなんです。ですから他市の誕生と比較してこの自治区審議会の設立は、玉名市の非常に特徴的な合併の結論であるというふうにみんなも受けとめたし、マスコミもそういうふうに喧伝をしてまいりました。

やはり1市3町がそれぞれの合併しても個性や主張を失うことのないようにという 思いであったんでしょう、自治区審議会をおつくりになったんで、やっぱりつくられた 以上はですね、その自治区審議会の精神を受けとめて生かしていくように努めるのが私 の役割だと承知をして対応をしていかなければならん。ただ御指摘のようにつくられた のはそうですが、その各自治区の役員さん方の委嘱は私が市長になってからさせていた だいて正式に立ち上がったということは、そのとおりでございます。そういうことでご ざいます。しかし組織は前に皆さんがおつくりになっておったということでありますか ら、私がつくった自治区審議会ではありません。しかし今申し上げたようにこれは合併 し玉名の特徴的な仕組みですから、つくられた以上はこの自治区審議会の精神を市政運 営の中で生かしていくというのも私に課せられた責任だと受けとめております。

少数精鋭というけども、本当に少数精鋭の実が上がっているのかという御指摘がありました。私は合併効果の中で御承知のように5年間で50名の職員を減らすということになっている。昨年が15名減りました。22名退職をされて、7名採用しましたからね。15名減った。恐らくこの19年度もその辺の数字になるんだろうと思います。そういう形の中で今までやってきた業務の中から毎年毎年15人15人、団塊の世代のときには40何人減りますよ、2年後にはね、玉名市は職員が。それは精鋭であるかどうかは別にして、やっぱりスリムになってそれで市政の事務をこなしていこうというみんなの努力も認めてやらなきゃならんのではないかなあと思っております。ただ職員の中にもまだ合併による戸惑いもあるでしょう。あるいはそれぞれが積み上げてきたルー

ルの中で改めて一緒になって仕事をしていくわけですから、戸惑いもあればあるいはいささかのその感覚の違い等々はあるかもしれませんが、ぜひ私はそういう少なくなっていく職員体制の中で、1日も早く切磋琢磨する中から市政の潤滑油、推進役になってくれることを期待をしながら、精鋭になってくれることを願っております。

農業について私の後継者云々のことについてお触れになりました。確かにお話がありましたように今、国が大きな農業の政策転換をしました。これは私は県会議員の非常に若いころから持っていた一つの持論に近いもんですから、これは全体の方向性としては私は間違っていないと受けとめております。ただ、御指摘があったように中核になる認定農家あるいは集落営農地帯、ここに照準を当てて今後の農政を展開していこうという考え方は決して間違いじゃないと思いますが、それではさっきお話があったように集落化できない地域の農業はどうするのか、あるいはお話があったように高齢者でなかなか認定農家への成長はできないような農家はどうするのかという結論が、この国の全体方針の中にきちっと生かされているとは私も思いません。

ですから、この新しい品目横断的を初めとする3つの大きな改革、さっきもちょっと出てたかな、誰かの質問のときに。これに対応する我々市政としての責任は、お話があったように力のある意欲のある認定農家や集落営農する人たちは今、国と一体となって進んでいくでしょう。しかしそこから積み残される年代層や地域がもしあるとすれば、ソラマメつくれとばっかり言うとかとすぐおっしゃるからなかなか話がつなぎにくいですが、JA等とも協力し合いながら例えば有機農業であるとか、あるいは個性のある単品作物の奨励であるとか、そういうことを努めて努力しながら、そういう農業者も一緒になって進めるような努力をすることが我々に課された責任なのかなあというふうに思っております。

少子化や高齢化の問題は、なかなか私は確かに自分自身では政治をやめてもそのことに頑張っていこうと思っていますから、あるいはひそかには私のライフワークだと思っていますが、市長に就任して1年の間に方向性見えたのかと、こういう指摘をいただけば、なかなかこういう方向が見えましたと言い得ないことを非常にじくじたる思いでおります。ただ19年度、堀本議員自身が御指摘になっている知恵を出していただいている問題もあって、高齢者の方々の対策として例えば、旧玉名市が一部おやりになっておった福祉バスを郡部等にも生かすことができないのかというような検討も今してますし、準備をして3町内にある非常に魅力的な施設を3町は持っておりますから、それと旧市のお年寄りをつなぐ役割を果たしていく方法はないだろうか。あるいは逆に3町の高齢者の人たちを中心とした方々が旧市の中心的なショッピングでありますとか、病院でありますとか、その辺につなぐ役割を果たすような仕組みをつくり上げることができないかということを今市民部を中心にしてしっかり準備をしてもらってます。何らかの

形で100点であるかどうかは別にして、スタートさせることができるのかなあという ふうに期待をしております。また岱明あたりで行なわれたシルバーハウジングを少々私 流儀なりに考え合わせて、お年寄りと子どもが一緒に過ごせるモデル地域をですね、某 団地の中につくり上げようということで今、執行部の諸君と大体方向性を固めたつもり であります。学童保育等も横島なんかはモデルでしたけど、夏休みに学校の空き教室を使ってやらせていただきました。私はその答えは出ていると思いますが、先日全校につくる云々なんていう国の方針が示されましたけどね、ああいうふうにすぐそういう方向で動いていくと私は思いませんが、この夏休みをとおして得た貴重な横島での学童保育の経験、これ経験者でも何でもない、ハウス園芸をしている奥さんたちが、それでもちょっと手のすいたような奥さんたちが集まってですね、ボランティアを中心にしておやりになった。こういう経験をこれからの子どもたちのために生かしていく方法はないだろうか、もろもろ今考え合わせてはおりますので、あんまりそがん何もなかじゃないかなんて言わんで、もうちょっと時間を貸してほしいなあと思ってます。

職員の資質の問題についてお話がありました。やっぱり今年の夏、大水害が起きました。流木がたくさん岱明の海岸等にも押し寄せてきた。江田議員あたりが中心になってボランティアでやるんだボランティアでこれを清掃するんだと張り切っておられた。それを見てやっぱり岱明地区の職員の人たちが、町民・市民の人たちにばっかりボランティアさせるわけにはいかん、全部出てこいということでみんなが一緒になって、作業に当たった。それは横島地区は横島地区全地区、昨日聞いたんですが玉名町の地区でもやっぱりそう。そういう職員の人たちもですね、やっぱり市民と一緒になって地域の清掃なり美化なりあるいは地域社会の立ち上げのために頑張ろうという機運は生まれてきている。私はそう評価して激励してやる部分もなくてはならんのかなあと思っています。同時に若い職員に冗談半分ながらこういろんな宿題を出します。投げます。そうすると彼らは一生懸命にそれに向かおうとする意欲を持っております。こういう意欲あるいは市民と一緒になって、この地域をつくり上げていこうとする努力、こういうのはひとつ認めながらそして、700名に近い職員がいるわけですから、この職員が一つの方向に向かって動けばきっと大きな力になる、そういう思いで議員各位もですね、職員を見守りあるいは指導していただければありがたいと思います。

あと大学だったか。大学と市の関係についてお触れがございました。改めてあれの20億近く県から出たけん云々なんておっしゃってますが、あれ知っとんなはっとですもんね。あれはちゃんと、知っておってあがん言いなはっと。大体あの話があったときはどうせ10億も出らんって言いよんなはったんですからね。あの大学ができましたときに県が16億、玉名市が20億、荒尾市が2億、当時の8町が1億、鹿央町・植木町も出してくれた。都合46億5,900万円、また住民の浄財が13億4,000万円、

合計60億500万円の財源が集められてつくられた大学。そのほかにも用地代等々玉 名市は大変な努力をされた。今日なお、起債を払い続ける地方債の残りが21年まで玉 名市は払っていかなきゃなりません。3億5,000万円残っております。間違いなく 地域がつくった大学であります。今年度の卒業式の折に議員各位も多数出席をしておら れたと思いますが、その折に私は改めてあいさつをさせていただいた折に、この大学は 私どもの地域の先輩方が、あるいは地域が大変な思いを込めてつくった玉名の大学だと 改めてごあいさつで申し上げましたが、そういう気持ちが非常に強く私自身もありま す。大学も決してそのことを軽く扱うことはないと私も信じて協議を続けていきたいと 思っております。今執行部の職員にも言って、一緒に疾病調査、ここの例えば海岸線の この部落と山手の部落の場合、あるいは疾病状況が違うかもしれん。病気のですね、種 類が。そういう調査を看護大学あるいは看護大学の学生と私どもの執行部と社会福祉協 議一緒になって調査しようとかいろいろ今進めております。そしてその中で審議会等に も大学の先生方もたくさん入ってきていただいて、そしてこの玉名市と大学の連係プレ ー信頼関係が深まるように、今一生懸命続けておりますし、やがて玉名市と大学の協 定、協力協定が結ばれるもんだと私は思っております。ですからあの堀本議員が指摘さ れたような部分、強く私は指摘してます。近々また理事長ともお目にかかりますが、主 張すべきは主張しながら、やっぱり玉名がつくった宝だと言うていい大学ですから、こ の大学の存在が玉名の地域づくりのために確実に大きな力を発揮できるように努めてい くのも我々の責任ではないでしょうか。

もう大体答えたつもりですが、どうぞよろしくお願いします。

○議長(松田憲明君) 27番議員 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番(堀本 泉君) 私は庁内でのたばこの問題でですね、ずっと市長と対立関係をしたつもりですが、全然触れなはらんとはどういうわけですか。やっております。庁内の士気に関係してですね。私は庁内のたばこは堂々と仕事の一部として飲むような雰囲気をつくれということで、庁内の喫煙所の整備をさせました。ところが御承知のとおり市長が即座にそがん市民の見えるところで飲んでくれるんなら、市民からブーブー言われるじゃないかと、お前どん屋上に隠れて飲めというふうに言わしたというようなことでですね、職員がびびってしまって、今度は飲みに行くとでん階段ば上がって、もう上がったついでにゆるっとすると、こう見とるとしゃがですね、11分12分かかります。1人の人が5本飲むとしゃが約1時間ただで税金ば食うわけですからですね。職員間の差ができはせんかと。それならば女性にはコーヒータイム、ブレイクタイムでんやれとか、いろんなへ理屈を言うてきました。先日何か、その件については、話ばしたとかせんとかといううわさも聞きましたが、今日言うてもらうと思っておったら、おっし

ゃっられんけん、よければですね、安心してたばこが飲める、4億からのたばこ税ももらいよっとだけんですね、飲ませんとならばたばこ税は返納と、よその町でんやるというようなことまでせんならですね、銭はもろうてたばこは飲むな、害のあるぞじゃちょっと話がちぐはぐじゃなかかと思ってですね、よければ大衆の前で議論をさせていただいます。

それから1、2ございます。まだ時間よかっだろう。

- ○議長(松田憲明君) はい。
- ○27番(堀本 泉君) 私は昨日6時2分まで仕事をしましておりました。ところが 駐車場の入り口ばシャッターワイヤーを張ってありました。頭にきましたので、念のた めブーって葬式の車のごつクラクションを鳴らしまして、ところが職員の若手が気のき いたつが走ってきました。もうはらかいあて、もうかぎかけてこけ置いておくけん、明 日議会はされんぞと、うっとめて帰るつもりだった。タクシー代ぐらいは貧乏しておる が持っておるぞと。ところが委託した職員さんがお見えになりました。6時に閉めろと 言われておりますと。そんなら中におろうがおるまいが、閉めるごつそがんシビアに時 間ばタイムオブザマネーでやっとかと。よしほんなら明日は議会で、恐らく今日は車が 4、5台ども残っておると思うが、おれがかぎばかけてやるぞと言うてけんかしまし た。大体そのどういう教育になっておっとかですね、契約は。5時に出勤して夜勤に出 られる人が、今から勤める人が何で6時にはめて、はっていかなんかですね。どうして も解せない。質問の中になかじゃなかかと言うなら職員の士気のところに入れてです ね、答えが出る数字じゃなかっだから。

それから先ほどもちょっと言うたつが、職員の士気に関係しまして、玉名市も問わず公務員は休息時間と休憩時間とツーウエーの休憩のところがあっとだろう。例えば昼15分は休息か、これは拘束性で小便しぎゃ行くとはよかばってん、職場で待機しなさいと思います。その後の45分で飯食うたり自由によかとフリーハンドだと。その後の45分で買い物に行きよって、門前で自動車にひかれた。公務なのか、それから言葉が悪いがモーテルどん行っているならどがんなるのか。そのフリーハンドで使える時間が休憩なのかですね、その辺についてのあれはぴしゃっとわかっておるのかどうかですね。過去の議会で2回か買い物袋から大根の葉っぱ、ねぎの葉っぱどん出して1時ごろこう帰ってきて、それで公務員のメンツの立つかって、女性にはいろいろ当たりさわるが、やったことはあります。買い物の時間は5時以降アフターファイブにやるべきじゃないかと。どこの職場もそうじゃなかつかという話はしました。女性を敵するとえすかけんですね、いかんと思いますが、その辺の仕分けははっきり認知されておるかですね、職員は。休息・休憩、なぜこれば言いますか、おわかりですか。昼休みというのにその残業手当はつかんとにパソコンをあけて、一生懸命お仕事をされておる。忠臣蔵の

ように立派なことだと。ところが中身は何なのかわからん、向こう向いてしよんなはるけん。おおがまだしよるねえって言うとぱたっとふたしなはるですな。私はパソコン学校に頭の悪かけん2回も行ったばってん、急にスイッチを切って倒すとパソコンの能力が落ちるとか、そういう教育を受けております。ところが何ば見よらすとか知らんが、おおビデオかいって言うと、いえいえと当然のごつ言うぐらいで。特に幹部の人が多かですな。まああの休憩・休息の仕分けはぴしゃっと周知徹底できておるのか。これは聞く権利はあると思います。今のたばこの件ですね。

それから市長は私がいつもけんか腰で言うですが、市長、あの威張って言うてよか ところばいわゆる古来の言葉でいうとそそめいてですね、おっしゃいますね。例えば今 のバスの問題ですね。私がわあわあ言いよるのは、先日、天水の何とかバスって英語で 片仮名英語で書いてあったが、補助すると熊本市と玉名市が補助する。一般市民は分析 がでけんけんですね、2人来なはったです。何て言うたと思うですか。「おい堀本君、 もう議会の始まったごたるね」て。「まだ、おいげは4日からばなあ」って言ったら 「ばってん、新聞に載っとったばい」と。何かと。小天だけん小天の議員さんおられる ばってん、「えらい小天のもんは強かね、もう小天には補助金のつっこっじゃなかか」 って、「おどんげバスも何も通いよらんところで何もしなしに、今電気椅子の丸いああ いう、行こうごたるばってん、通われんたい」て。それで「よかならおっどんにも補助 金ばどうかしてくるっとタクシーば雇って行くけん」て、こういうふうな解釈ができ る。だからなぜ審議会・協議会で決まったことばいちいち熊日に載せなんか、広報に載 せなんかというと、そこらからの発想で最初あたが言うたそれです。くどくど言えばで すね、やっぱり言うてよかこつと悪かこつのあるばってんですね、あたは福祉バスはこ ういうふうな施策でもう鋭意やりよりますよと言うとも、声を大にしてあたが言うより かな部下が言うてよかて私は思いますよ。一つの大きなああたの功績になるというか、 失敗すっと失敗ばってんですな。そういう感がしております。自慢言うてよかところば 謙虚なところば見せたいのか知らんがですね、ちょっとおかしいと思います。

それから年寄り云々の農業政策と救済と。私も年寄りで70歳です。今その老齢者農業の見本になるごつということで2カ月ばっかりかけてですね、けんか腰で認定農業者の資格を取りました。私は少なくとも今から5年間はですね、死んでも死なれんわけです。百姓ばせなん。今6丁2反、米を4丁、苺を1万5,000、まあいろいろ言いますばってん、一生懸命この年寄りでやりよります。おっしゃられることはありがたいと思いますがですね、ならばですね、やっぱ市長の気持ちは部下の皆さんにもですね、知らしめてもらわんとですね、何かその辺のミスマッチがありはせんかと思います。それでささやかでも老人がやっぱり腰を曲げて、おお芽が出たたいって言うて育てる楽しみも改めて昔に返ってシビアな施策をですね、農業関係者のあれは意を介してやっても

らいたいと思います。これは要望です、思います。その一つにですね、先日から私は新幹線の特別委員会の委員長しておりますが、渇水対策の問題で今現に石貫・三ッ川あたりは水を上げてもらいよる、鉄建公団から。その水は小川に蛍が飛ぶごつ流す、言いかえれば無駄な電気代だろうと思います。流れよるです、ざあざあやって、清い美しい水が。あれを利用して年寄りも地域の、これは私のもちろん私見ですが、ワサビのモデル圃場でもつくって、あの段々を利用してですね、土地も花崗岩の砕けたやつで最高の条件じゃなかろうか、日陰もあるしですね。そういうことをずっと現場で提唱しておりますけれども、資料も取り寄せておりますけれども、そういう動きはおかしいのかどうかですね、救済策を兼ねた老齢者対策の一つとしてモデルをつくってもらいたいと、これは私の願望ですからお答えは要りませんけどですね。

とにかくたばこの問題、休息・休憩の分類の問題、それから駐車場は時間励行でやるのか、おっしゃれば今日私が閉めていきます、6時に。お手伝いに毎日来ます。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

以上、お尋ねします。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) あの表現の豊かさはいろいろありますから、あのたばこのことでも隠れて飲めとは言うておらんとですよ。ただ。

[堀本 泉君「課長がそがん言いましたよ」と呼ぶ]

○市長(島津勇典君) 誰が言う。私が言ったのは中庭で飲むのは休憩時間中にしないと勤務時間中であそこに飲みよっとは市民が見た場合にどうかなあと、あそこで飲むのはやめなさいと私が言ってしまってから、後から注意を受けました。あそこはみんながたばこ飲む場所がなかけん、堀本議員がかつてみんなのことを考えてあそこで飲むようにしなさいと言うて、つくんなはった場所を市長があそこで飲むと市民の目に触れるけんでけんなんて言うけん、堀本議員がいつまっでんたばこの問題を言いなはっでしょうがって言って、私は周りから随分注意をされましたが。ただやっぱりね、昨日もずっとですね、またこれは出るばいというようなことで、あの喫煙者愛好会をつくれと職員の中に。そしてその中で話し合いをしなさいということで、話し合いをさせました。ところがなかなかこの議論がまとまりません。というのは休憩時間中に限ると、朝始まる前、お昼の時間、それから今は昼はないんだそうですね、休憩時間というのは。

[「あります。休憩時間は」と呼ぶ者あり]

○市長(島津勇典君) 休憩時間はあるわけ。昼間じゃないですよ。午後1時から5時までの間ですよ。

[「すみません」と呼ぶ者あり]

○市長(島津勇典君) ないんですね。だから1時から5時まではちょっと厳しいなあ

とかいろいろ意見が出まして、一つの成案を作文するところまで来てたんですがまとまりませんでした。しかし、たばこを飲む職員に協議をさせて、どういう節煙の仕方が適当なのか、今ちょっとみんなで話し合いをさせておりますので。本当は今日ですね、こういうふうに決めました、堀本議員がきっとたばこのことをどうも言いそうだということでですね、これできちっと言って言ってやろうと思って、昨日から準備をさせたんですが、残念ながら今日職員はたばこはこういう形で喫煙しますということを申し上げられなかったのが非常に残念に思ってます。しかし、堀本議員の主張もよく承知をしておるつもりですので、勤務意欲をそがない程度そして市民の皆さんから見て特別悪い印象にならないような形で、皆喫煙していこうという方向で話をしておりますので、ちょっと時間を貸してくれますか。

駐車場の問題はおしかりをいただくのが当然だと思います。とりわけ6時で厳密にやったとかやらんとかいうことじゃなくて、今議会中ですからね。議会中ですから、やっぱり特に2階の駐車場は議員さんがお使いになる、そういうのが例が多いわけですから。議会中でなければいいですよ。いろんな事情があって6時できちっとやってるようです。話聞いてみました。どうしてそうなっているのかって聞いたら、こういう理由があって6時になったら駐車場を閉めますというふうに言いました。それでそういうふうに契約の中で指導しているようです。しかし、それはそれでいいけれども、今議会中だからそれは6時過ぎるまで原稿を書いたりいろんな用事をされる議員さんもおられるわけですから、6時に決まっているからといって6時に閉めてしまったんではそれはちょっと心遣いが足りないねとそういうことのないようにしなきゃいかん。そういう注意もいたしておりますので、これはあの確かに御指摘のとおりだと思っております。今後そういうことのないように、さっき入ってきたときに1時のときに電気は消しておったんで怒られましたが、これも普通はいいんですね。議会中だからやっぱり具合が悪いと私も思います。今後みんな、総務部長聞いておるかい今言いよるとは。頼みますどうぞ。どうもそういうことですので、しっかりやります。

○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

「総務部長 村田隆夫君 登壇〕

○総務部長(村田隆夫君) 堀本議員の御質問にお答えいたします。職員の士気を高めることにつきましてはですね、実は6月にも御答弁をいたしましたけれどもですね、その際は部課長庁議におきまして口頭で注意を促しまして、部課長を通じまして職員に徹底を図ったところでございます。その後ですね、これはもう先日の9月の庁議並びに部課長会におきまして、今度は文書で細かく注意を促しました。それと同時にですね、職員の綱紀粛正、特に飲酒運転、大きな事故が発生しておりますので、玉名市の職員につきましても、この飲酒運転は絶対にやってはならないということ。それと士気の高揚を

図ることにつながる勤務態度ですとか姿勢あるいは心得について職員に細かく喚起をしたところでございます。

それからその中にはですね、ちょっと入ってなかったんですけどですね、今御指摘をいただきました休憩・休息の問題でございますけれども、休憩が例えば昼休みの場合、休憩が45分、それから休息が15分でございます。休憩は食事をしたり買い物をしたりあるいは娯楽室で囲碁をやったりと、こういったことができますが、休息は自席で待機をして休むというのが休息の趣旨でございます。ただ昼休み時間はですね、休息が前に来ますもんですから、職員は必ず1時まではちょっと外にも出ていいわけですね。ただ1時前までには自席に当然座っていなければならないということになります。

それから休み時間のパソコンの使用でございますが、これはもちろん私用での使用は許可をしております。ただ遊びですとかゲーム等これは当然慎むべきことでありますので、また機会を見つけましてこの休憩のとり方それからパソコンの使用について再度職員に徹底を図りたいというふうに思います。

○議長(松田憲明君) 以上で、堀本泉君の質問は終わりました。

引き続き、4番議員 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番(北本節代さん) こんにちは。一人会派の北本節代です。通告に従いまして、一般質問を始めます。本当に皆さんお疲れのところ、6番目で今日は9人までありますので、しばらく御辛抱お願いします。

子どもたちの健やかな学校生活についてから始めます。学校給食についての質問です。今朝、ニュースをお聞きになりましたでしょうか。福岡県で学校給食に使われた冷凍きぬさやにメタラキシル農薬が残留農薬で規制されている6倍もの濃度があったと報告があっております。この冷凍きぬさやは4月に中国から輸入されたもので、今月6日から12日にかけて118校で使用済み、福岡県教育委員会は発がん性などの害はないと公表しております。食品改正法で5月に残留農薬は厳しい規制になったのですが、その商品は4月に入ったということで検査をしてなかったとコメントがあっておりました。大変なことです。118校、人数は膨大な子どもたちの数になると思います。子どもたちの健やかな健康を我々大人たちがしっかり守っていかなければと痛感いたしております。

学校給食は1954年「学校給食法」が成立して以来52年間実施されてきました。内容はアメリカの要求によって給食はパンとされ、米が主食の日本にパン給食は実施されました。その後、米飯給食が取り入れられるようなったのは1976年、それも「米あまり対策」として米飯給食が導入されたのです。また大量生産大量消費が進められる日本の高度経済成長の時代には冷凍食品、加工食品が大量消費の場として学校給食

に用いられ、そのころからセンター方式の共同調理場が急増しました。もちろん国の政 策です。またWTO協定から米飯給食の補助金は突然カット、日本の農業政策や国際政 治の中で学校給食が的にされてきた背景が見えます。もちろんこのことは玉名の子ども たちも同じです。玉名の健やかな子どもたちを守っている給食は現在玉名中央、岱明町 給食センター、横島小学校自校式、玉名町小学校自校式があります。玉名の現状を知る ために近隣の荒尾市、山鹿市、大牟田市、菊池市、和水町、南関町も同時に調査をいた しました。調査は給食の残滓について、地産地消について、合併後の変化について、セ ンター式か自校式かなどを調査項目にしました。残滓についてのまとめでは自校式の給 食の残滓はほとんどないとのことでした。数値が出たところで1人当たり5グラムから 8 グラム程度、センター方式では数値的には大きく、多いときは100グラムを超え、 少ないときでも15グラム1人当たりです。和食はもっとあるというような答えでし た。これは他市町村ですが、玉名市の現状は一番少ないのが横島町小学校の自校式1人 当たり5グラム以内、その次は天水町給食センター1人当たり5グラム、そして玉名町 小学校の5グラムから8グラム、玉名中央、岱明給食センターは29グラムとなってお ります。やはり自校式だとセンター方式に比べるとはるかに残滓が少ないことがわかり ました。またセンターでも天水町のように生徒数が300人台だと自校式の横島町と同 じなのがわかります。きちんと数字を出すには時間をかけて調査も必要だと思います。

今日の質問事項の地産地消はどこでも取り組まれていて、第一には自分の町の食材でした。天水町の給食センターではアスパラを今月取り入れてみましたという現場の前向きな姿勢をお聞きしました。全国の学校給食における地産地消の活用状況をみてみますと、平成16年度熊本県は第1位として新聞に載りました。皆さん御記憶もあるかとおもいます。熊本県が37.9%で第1位、最下位は言うまでもなく東京と大阪府の2.9%となっております。しかし熊本県がトップといっても37%にとどまっています。ほかの都道府県でも全国平均が24%です。日本中のどこもが約3割近くは地元産のものを使っているということになります。先ほど述べましたように学校給食は大量消費の場ですから、地元産を取り入れるのは子どもたちの食の安全ばかりではなく、農業の問題も絡んできます。健やかな成長の源である学校給食の質問、地産地消、そのほか7項目を質問いたします。

1番目に食材の国内産の割合、全国でトップの熊本県ですが、玉名市ではいかがでしょうか。2番目に食器はPEN食器、強化磁器など安全な食器を使われているのでしょうか。3、生のままで野菜の塩素系殺菌はやっていないのでしょうか。4番、最近増えておりますアレルギーの子どもたちに対する対応はできているのか。5、栄養士の配置について、横島町の栄養士の問題についてもお答えください。食育の学習の機会はどれくらい子どもたちに行なわれているのか。またこれは提案ですが、保護者会や栄養士

さんそして学校、玉名市がつくる給食会みたいなものはつくれないかどうか。現在先ほども述べましたが、5カ所あるなかで意見交換や情報交換ができないだろうかということです。また関連問題で残留農薬のチェックは行なわれているかもわかりましたらお願いいたします。

玉名の健やかな子どもたちの2つ目は、障害を持っている子どもたちについてで す。体に何らかの障害がある場合は子どもたちの入学については長い間住んでいる校区 の学校へは行けませんでした。住んでいる校区の学校に入学することはその学校の許可 がないと通学することができなかったからです。また障害は障害がない人にとってお荷 物と考えられていました。しかし、平成15年からは障害を持っている子どもたちに養 護学校へ行くのか、地域の小学校へ行くのか選べるようになりました。長い間念願だっ たノーマリゼーションの考え方に基づいて、社会が変わりました。また「就学免除」と いって学校へ来なくていいよと教育を受ける権利を与えてもらえていなかったのが、昭 和54年養護学校義務化によって就学免除は少なくなりました。しかしまだ病気や障害 の重い子どもさんたちが行かれてない方もいらっしゃるかと思いますが、完全参加と平 等の国際障害者年が1981年から既に22年も経過してしまいました。現在は障害を 持たない人を中心とした社会です。障害を持った子どもたちは社会の重荷ではありませ ん。不自由なところを何らかの方法で補うことができたら自分自身で立派に生きること も可能です。今、学校もそうなっていないのが問題なのです。ユニバーサルデザインの まちづくりは一段と進み、玉名市でも多くの学級ができたと聞いております。合併後現 状を質問いたします。また来年新入学生児童の生徒はいるのでしょうか。いるとしたら そのクラスへのユニバーサルデザインを取り入れることは進んでいるのでしょうか。前 回教育長の答弁にもありましたが、ユニバーサルデザインの考え方は取り入れられな い、バリアフリーの考え方でいきますということでした。また県への働きかけ状況など も実態をお答えください。

子どもたちの健やかな学校生活の最後の質問です。紫外線予防とその対策これから 予防対策で考えていること。現在学校では体育祭、運動会の練習で高らかにマイクの声 や音楽、子どもたちの歓声が運動場からこぼれてきます。秋晴れのよい天気の中で元気 に走る子どもたちを見ていると元気をもらいます。紫外線の予防と害については皆さん 御承知のとおりと思いますが、地球規模で環境の問題は大きくのしかかっているのが現 実であります。しかし、日本は環境問題には取り組みが大変遅れています。特にオゾン 層破壊による有害紫外線については情報も市民に伝わっていないのが現状です。WHO 報告書によりますと皮膚がんの発生率はアメリカでは既に40万人以上、世界では20 0万人から300万人以上、紫外線による白内障が320万人以上にも広がっておりま す。ドイツ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、アルゼンチンなども国民に対して紫 外線の危険性や皮膚がんの増大、そのほか予防対策を積極的に広報しております。家庭でも子どもの命を守るために直射日光は1日10分以内を、帽子をかぶらずに遊んじゃだめよ、帽子・長袖・サングラス・UVローションをは日常の会話です。日本ではやっと母子手帳に書かれてあった日光浴が外気浴に変わりました。玉名市の子どもたちはいかがでしょうか。紫外線防止保健指導マニュアルの活用、木陰で休む、帽子をかぶる、UVローションの活用など現在行なわれている状況を御報告ください。これからの予防対策についてお答えください。

続きまして、2番目の障害者自立支援法についてです。2つのことを質問いたしま す。今月本格実施になります障害者自立支援法について質問いたします。先月8月11 日熊本パレアで障害者自立支援法利用者負担軽減を求める大集会が開催されました。玉 名からも多くの参加者がおりました。県内75団体及び個人で会場は満杯でした。障害 者自立支援法は全国の障害を持つ仲間やその家族、支援者がその内容に問題があると大 変抗議、反対をいたしましたが一度見送りになったものの、昨年10月に成立いたしま した。今年4月より一部が施行され、この支援法は応益負担の仕組みが導入されており ます。現実を無視し大きな負担のみを強いる今回の問題、何とかしようと障害者・親・ 事業所それぞれの立場の人たちが厚い壁を越え、署名運動を起こしました。開始から2 カ月間で3万人も突破いたしました。この署名は熊本市の幸山市長と県の潮谷知事に宛 てたものですが、熊本市に向かって熊本県下中の障害者や家族、作業所が結集したのは 60万都市の人口からしても一番対象者が多いということで、力を合わせ熊本市に結集 しました。それだけに緊迫した状況だったと言えます。また定例議会を前に提出されま したが、先ほど幸山市長の10%の一部負担、5%ないし全額を減免処置の方向を出さ れました。またデイサービスやショートステイなどの負担の軽減処置もされるというこ とを発表されました。これは仲間も大変喜んでおります。それは多くの苦しみや不安の 中に置かれている状況を痛切に訴えた結果だと思っております。

全国で厚生労働省が6月下旬に実施したアンケート調査では、半数を超す都道府県が利用者負担増による退所者、利用を抑制する事態が生まれると報告しております。また玉名市に現在精神の小規模作業所きぼうの家、通所作業所、若葉作業所などがありますが、市は障害を持っている人の手当てなど把握しておりますか。この法律で現状1万円の月額です、月額1万円の手当てをいただくのに2万6,000円の利用料を払わなくてはならなくなった人もいます。早急に独自の負担軽減措置をとる必要があると考えられます。制度の実施には準備不足と思われますが、応益負担の導入による負担増、大変な困難をもたらされている本市の現状と把握を質問いたします。応益負担の現在の障害者が重いほどのしかかっている仕組みになっています。1割負担を軽減する玉名市独自の減免策をお願いいたします。そして市当局の考え方の質問をいたします。

2つの質問の答弁を聞きまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長(松田憲明君) 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長(杉本末敏君) 北本議員の学校給食についての、第1番目の食材の国産の割合についてお答えいたします。玉名市におきましても地産地消を推進し、議員も御承知のとおり主食である米につきましては100%JA玉名の地元産米を使用しております。その他生鮮野菜につきましては、ミニトマト80%、ニンジン70%などを使い、肉類につきましては国内産を使用し、できるだけ地元産の生産物を一品でも多く、学校給食に提供できるように努力をしておるところでございます。

2番目の食器の安全性についてお答えいたします。現在PEN食器と強化磁器食器を使用しております。これは安全性を第一に考え、価格、耐久性など総合的に検討した結果、その調理場に適した食器の選定が行なわれたものです。

3番目に野菜の消毒についてお答えいたします。消毒についてはバナナ、ミカン等は次亜塩素を使用しておりますが、その他の野菜・果物は高濃度酢酸による洗浄殺菌で現在対応しております。

4番目のアレルギーの対応についてお答えいたします。アレルギー食の個別対応はどれくらい可能かという御質問ですが、当然できる限り対応すべき重要な事柄と考えます。しかし、アレルギー源の種類などにより調理作業は大きく変わり、調理場の規模も関連し、明確な数字として表せないのでございます。参考としまして3カ所の給食センターで玉名中央給食センター18名おります。ここにおきましては代替食及び除去食で対応しております。岱明では1名、これは除去食で対応しております。天水給食センターについては該当児童生徒はおりません。

5番目に食育の学習についてお答えいたします。栄養士が年1回全学校を対象に食 の指導を計画的に行なうことを原則としております。その他の要請につきましては学校 と連携をとりながら食に関する指導を行なっているのが現状でございます。

6番目に栄養士の配置についてお答えいたします。議員も御承知のとおり栄養士は 県職員であり、市教育委員会としましてはお答えできない部分もございますので、御理 解のほどをよろしくお願いします。栄養士の方々はよりよい学校給食を目指し、努力を されているところでございます。議員御指摘の横島小学校における栄養士不在の状況に つきましては、県教育委員会に積極的に要望を行なってまいります。

最後に関係者、団体による学校給食に関する組織づくりについてお答えいたします。1市3町が合併し、約1年が経過しました。現在3カ所の給食センターと自校式2

校の施設がございます。玉名市として児童生徒のために安全で安心な学校給食の提供を 行なうには意見交換及び給食に関する情報の伝達は今後の重要な課題とも考えます。相 互間の調整も必要となりますが、議員より貴重な御意見の提供を参考にさせていただ き、よりよい学校給食を全体として取り組み努力してまいりますので、どうぞ御理解の ほどをよろしくお願い申し上げます。

最後に残留塩素のチェックはしているかということでございますけれども、現在行なっておりません。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長(菊川茂男君) 北本議員の御質問にお答えいたします。まず、現在の特殊学 級の数でございますけれども、小学校は特殊学級が18学級、中学校は6学級、計の2 4学級でございます。平成19年度新入学予定者で特殊学級の入級を希望しておられる 方がいらっしゃいますので、現在新設として5学級の申請をする予定であります。その 中には身体に障害をお持ちの子どもさんも入学を予定されておりますので、受け入れの ためにどのような設備の改善や改修やサポートが必要なのか、保護者や学校と対応を検 討しまして、例えば段差の解消であるとか便器や階段に手すりをつける等、その児童の 障害にあった施設の整備をしていく方向で受け入れる準備を進めております。まあ前回 お答えした中にユニバーサルデザインは取り入れていけないと、そういう考えは取り入 れていけないと、バリアフリーでいくというふうに今言われましたけれども、そういう お答えをしたかどうかちょっとこうあれですけれどもですね。ユニバーサルデザインの 考え方でいくというのは、いわゆる今後新築をしていくという学校についてはそれを取 り入れていくということでございます。既存の現在ある学校につきましては、今申し上 げたようにその子どもにあった施設の設備を考えていくと、いわゆるバリアフリーとい いますかね、そういう形で考えていこうというふうに申し上げたんじゃなかったかなと いうふうに思っております。

次に紫外線予防についてお答えいたします。議員も御承知のとおりに一般的に考えますと日に当たることは体内でビタミンDをつくる手助けをしたり、強い紫外線は殺菌作用があるなど役に立つ面もありますけれども、紫外線に当たり過ぎると注意が必要となってまいります。また児童生徒の中には個々に違いはありますけれども、日光皮膚炎であるとか、あるは光線過敏症など直接日光により被害を受ける可能性のある児童生徒がいることも明らかになっております。もともと成層圏にあるオゾン層が紫外線を吸収してくれておりましたけれども、少しずつこのオゾン層が破壊されてきたためにこの紫外線が増加して、私たちにとって有害な紫外線が増えてきております。紫外線の浴びす

ぎによる健康への影響につきましても、市民の関心が高まってきておりますので教育委員会といたしましても7月の校長会議、9月の校長会議の中で熱中症とともに各校に対し、紫外線対策について指導してきたところであります。特に小中学校においては議員もおっしゃったように、この9月、10月が体育大会であるとか、あるいは陸上記録会の練習など屋外で練習する機会が増える時期でもありますので、屋外で活動を行なう場合には帽子あるいは長袖を着用する、日陰を利用する、あるいは、また、日焼け止めクリームについては必要な児童については許可をし使用をさせております。そういったいろんな配慮をするようにということで指導をいたしております。今後もこの紫外線対策につきましては、正しい知識をもって対応していくように学校に対しては指導してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

以上です。

○福祉部長(元田充洋君) 北本議員の障害者自立支援法についてお答え申し上げま す。本年4月から始まりました利用者負担1割導入による本市の現状につきましては、 まずたまきな荘などの施設の入所関係から申し上げますと、法施行後において病気によ る入院が1名、死亡1名のほか施設退所などはあっておりません。一方居宅者につきま して、各月ごとの利用状況は、新規利用者もあり全体的に微増傾向が続いております。 ただ障害種別に分けてみますと、知的障害者の方の居宅介護の利用量において、3月の 利用が142時間であったにもかかわらず自立支援法移行後の4月に107時間、5月 109時間、6月108時間に減少いたしております。同じように知的障害者の方の短 期入所につきましても3月利用の34日から4月が26日、5月が36日、6月が20 日と推移しておるところでございます。身体及び精神の方々につきましては、3月から 6月にかけて特段著しい増減はあっておりませんが、議員御質問の玉名市内にある2カ 所ある精神知的障害者の方の作業所の平均工賃は3,000円から6,000円でありま す。現在のところ2カ所とも利用者からの利用料は取っておられませんが、今回の1割 負担導入による障害者の方々の実情は、障害者福祉計画策定に伴います実態調査を先に 行なっておりますが、その中でさまざまな御意見をいただいております。厳しい状況に 置かれているということを認識しているところでございます。

それに伴います本市の独自の減免策についての御質問でございますが、現在本市におきましては、障害者自立支援法の範囲の中で施設入所者の方においては利用者負担の月額上限設定のほか、預貯金等により定率負担の個別減免、さらに食費、光熱水費負担を軽減する補足給付を行ない対処しております。一方在宅生活の方々に対しましても施設利用者同様、利用者負担の上限設定のほか、社会福祉法人の利用者負担軽減などを行

なっているところでございますが、本市独自の減免策は実施はしておりません。したがいまして、本市におきましては、当面1割の利用者負担を実施しながらも市町村が独自に負担額を設定できる地域生活支援事業関係について、実態を十分把握しながら逐次検討して障害のある方々のそれぞれのニーズや適正に応じた自立支援を行なってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

- ○議長(松田憲明君) 4番議員 北本節代さん。
 - [4番 北本節代さん 登壇]
- ○4番(北本節代さん) 給食のところで2カ所ぐらいお答えにならなかったと思うんですけど、食材の国内産の割合というふうに私お伝えしたんですけど、割合じゃなくて2品目のパーセントをおっしゃったように思います。でなければ次の機会でも構いませんけど、熊本県が37%ということを私はお伝えしたと思います。玉名がそれに比べてどうでしょうかというふうに通告をいたしましたので。

それから、横島町の栄養士の削減問題についてもお答えくださいというふうに言い ましたが、それに関しては、県に要望を出していきますということでしたが、これは玉 名市長に再質問をいたします。今年の予算ではことごとく教育にかかわる人件費の削減 ですので、市長かなというふうなことで、先ほどから何遍も市長もこちらの壇上に立っ ておっしゃってますが、岱明町では図書指導員、横島町では今度また給食の調査をしな いとわからなかったんですが、栄養士さんが実際いないというふうなことで調理師さん のみでつくっていらっしゃるということですね。栄養士さんは私は絶対必要だと思いま す。県の方にも問い合わせましたけど、難しいいろんな規定があって一応引き上げさせ ていただきましたということですけど、これは玉名市独自でもですね、考えなくちゃい けなことだと思っております。用務員さんのもちろん削減もあります。それから図書指 導員さんももちろんです。天水町でも用務員さんの廃止、旧玉名市では玉名町小学校に いらっしゃった特殊学級の先生の1名の減、それから養護教諭の1名の減、合併してか らはすぐは巡回指導していた図書指導員が全員半年間いなくなったというのが起きてお ります。大変な赤字財政でスリム化してやっぱり市長はいきたいというふうにおっしゃ っているんですけど、このハード面というより心のゆとりとかですね、一番弱い立場に いる人たちの人件費の削減も難しい規定があるんだと思いますけど、このこと事態はで すね、やっぱり一番教育の現場にきているということを玉名市長としてどういうふうに お考えになっているのかなあというふうなことと、やっぱり横島町の栄養士さんの今い らっしゃらないで調理師さんたちが不安ながらにつくっていらっしゃるということをで すね、市長としてどういうふうにお考えなのかなあと。熊本県が県の栄養士さんは県の 配置ですので、そういったのは玉名市は関係ないというふうなことでしたら、もうそん なふうにお答え願ってもしょうがないんですけど、これは再質問いたします。

続いて2つの質問を続けさせていただきます。認定子ども園についてです。来年1 0月1日より実施されます認定子ども園について。すみません、今月の10月1日より 実施される認定子ども園についての質問です。幼保一元化の問題は早くから議論されて おりました。出生率の低下、社会不安からエンゼルプランを2期にわたって努力し続け ましたが、また平成14年から待機児童ゼロ作戦も展開をいたしましたが、都市中心部 にかけて待機児童の増大、保育所が足らない状況が求められております。また過疎化が 進む町村では、自治体の財政難から既存の施設の維持が困難になっており、保育所、幼 稚園それぞれの役割を維持しつつ、これを一体化する運営の方向が出されました。乳幼 児保育の拡充、幼保の連帯、子育て支援の拡充や制度化、過疎での柔軟な対応に答える 方策であれば、少なくとも幼稚園、保育所がこれまで長年にわたって果たしてきた役 割、機能を踏まえてからの条件や内容、制度をさらに発展させるものでなければならな いと思います。しかし、この認定子ども園は地域で協力し合う力が失われていく中で身 近な地域に相談できる人がいないなど、保育所を利用していない家庭、専業主婦家庭の 子育ての負担感の増大している現状を踏まえて、教育と保育を一体化し、その提供を図 るというふうになっております。それは保育にかける子どもたちも、かけない子どもた ちにも対応していくとのことです。また、雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立 できず家庭を築くことが難しくなっており、地域における若者たちへの子育て支援の実 施となっております。そしてこの実施は来月の1日、つまり18年度10月1日より施 行です。就学前の子どもの教育と保育を一体として提供する施設として議論を残して、 認定子ども園は都道府県の認定を受けスタートします。認定施設に対して、認定子ども 園と表示をつけるとともに認定以外の施設による名前の使用の制限、認定子ども園の認 定施設の利用は利用料も施設が提示、直接利用者との契約になっております。利用料を 基本的に認定施設で決定し、利用料を利用者と園で決める、契約をすることになること も大きな問題です。

市長にお尋ねいたします。児童福祉法第24条には保育を必要とする家庭への保育 実施責任は市町村にあると明記されていますが、この直接契約そして教育及び保育を一体的に提供するとありますが、これまでに市町村が責任を持ってやってこられた中、この制度に対してどのように思われるか、そして一体化についての市長の考えを質問いたします。

次に最後の質問ですが、「市民参加条例制定」についてです。初めてお聞きになっている方も多いかと思いますが、先日大阪府箕面市の議員と意見交換をした折に、市民参加条例が平成8年に「まちづくり推進条例」と「まちづくり理念条例」とセットで制定されたお話をお聞きしました。現在本市におきましてもシンポジウムやフォーラムなど

積極的に取り入れられて、先日も環境問題、「玉名のごみを考える」市民の意見を聞く場を設定され、いろいろな人たちが意見を出されたと聞いております。前回も新幹線の駅舎について、また今回も新庁舎のフォーラムが開催されることは決まっております。市長は積極的に市民参加を実践されていますが、そのことが本来の意味で活用され、また市民が発言したことに責任を持ち、市民がきちんと発言する場になっているかが問われてきます。

この市民参加条例は、市民の目をもっと行政に向けること、市政に対する無関心層を減らし、住民自治の本来の姿を実現へ1歩踏み出すこと、自立市民に立った姿勢運営に転換すること、組織の活性化を図ることなどが目的としてあります。条例制定では、市長自ら議会で発言をした市もあり、また市議会で不採択になった市もあります。市民参加条例の位置づけは、市民参加制度は市民の意見の特権化ではなく、意見を行政が真摯に受け止め、行政の主体性と責任によって施策に反映する制度だと感じております。市に対して意見を言う機会を公平に確保するため、市と市民の市政に関する情報を共有し、市の説明責任を果たすため、参加を保障する制度、住民自治の実現のために私は今の新しい玉名市で最も必要じゃないかと考えます。最近では、宗像市が「市民参画推進条例」を今年1月に施行されております。玉名市においても住民参加条例に向けて、市としての御意見をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

「福祉部長 元田充洋君 登壇」

○福祉部長(元田充洋君) 北本議員の認定子ども園についてお答えを申し上げます。 市長に答弁ということでございましたけれども、まだこの制度が県の条例も定まってい ない状態でございますので、その制度の内容を含めまして私の方から御答弁させていた だきたいと思います。

議員の御質問の中にありましたが、認定子ども園は幼稚園と保育所の互いの機能を併せ持つ新しい選択肢として今年10月1日より施行される新制度でございます。これまで厚生労働省の所管である保育所の基本は、保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割を有するものがあります。また、文部科学省の所管する幼稚園の基本は、幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とした学校教育法に基づく学校であります。これを一体化することによって幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる新しい仕組みがつくられることとなります。

認定子ども園の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定め

る国の指針の条件などを考え合わせて、各都道府県が条例で定めることとなっております。また認定子ども園の認定は県が行ないますが、現在熊本県においても検討会を立ち上げ、条例制定の準備が進んでいると聞いております。認定子ども園を利用する際の手続は、希望者が直接施設に申し込み契約を行ないますが、保育に欠ける児童につきましては、施設を経由して、これまでどおり市町村が認定します。利用料については施設が設定し徴収いたしますが、また、施設はその設定した料金を市町村に届け出ることとなっております。利用料設定が妥当でない場合、市町村が改善命令をすることとなっております。認定子ども園制度の導入をする場合には、低所得者等の利用が排除されたり、希望者が利用できないなどの不平等性がないよう県または他市の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 幾つか私に対する質問があったのかな。その前にちょっと1、2給食について申し上げますが。玉名市内に3カ所の給食センターと2校の分がある、5つの調理場がある。給食関係の調理場がある。次長さんが適切な御助言いただいたと、こんなの当たり前の話でなかったのを私も今不思議に思ってます。これもすぐやっぱりそんな難しく協議会とか何とかいうことではなくて、この同じ玉名市内でやっぱりそれに当たっているわけですから、これはやっぱりお互いに意見交換をする、知恵を出し合う、他意見の中からお互いの連携の中から新しい方策を生み出していく。大事なことだと思います。ただ民間、派遣会社に委託している部分等もあって、その辺がうまく機能しなかったのかあという思いもありますが、これはぜひそうやっていかなきゃならんなあというふうに感じました。そうしてほしいなあと思っています。横島の栄養士さんというのはいつからいなくなったんですかね。今年から。そうですか、あとで言うてください。基準があるんでしょう、何か。大変失礼しました。これ県がやっていることですね、さっき養護教諭の問題にも幾つか触れられましたが、あれもやっぱり県がやっていることですからね。県の方にちょっと私自信も興味の話ではありますし、聞いてみたいと思っています。

認定子ども園についてですが、今部長が申し上げましたが私もあんまりよくわかっていないんですよ、実は正直に言うて。ただ幼保の一元化というのは言われて久しいわけですね。だからこの認定保育園というのはいわゆる幼保の一元化あるいは幼保の一体化ということを念頭に置きながら、国が打ち出してきたんだろうかなあというふうには受け止めます。ただこれやっぱり御承知のように保育園は措置というか補助金が中心になって運営されている。幼稚園の場合は授業料で運営されているというのがやっぱり非

常に心配するとね、だんだんそれを授業料的方式に変えていこうという狙いがあっての ことなのかなあと思われなくもない。一概に新しい仕組みができたからといって、喜ん でいいのかなあという気もしないではありません。そういう中でこの玉名地域というの は特筆すべき地域なんですね。先年、菊水町合併前の菊水町が公立を全部やめて、そし て新しく幼稚園と保育園を一緒にした園をつくった。これは菊水町が特区をつくってや ったんですね。これも非常に珍しい例です、全国的に。それからこの松本幼稚園がおや りになっているこれは全国30カ所のモデルの中の一つなんですね。幼稚園と保育園を 一緒にしてやる。ですからこの私どもの玉名はこの幼保一体化ということについてはで すね、特筆すべき実践例を2つ持っている。今いろんなところから研修もあっていると 思いますよ。ですからいずれその整理なり効果というのは示されるべきだろうと私も思 ってますが、この認定子ども園の設定、国の設定、また屋上屋を重ねることによって、 逆に複雑になりはしないかなあという心配。それから国のサイドから見れば整理です が、幼稚園化に向かって動き始めていっているんではないかなあという心配、その辺を 私自身も勉強をしてみたいと思ってます。だから今言われているようなことであれば ね、玉名は、市ではありませんがね、和水は市ではありませんがすぐ近くに非常に特徴 的な例を構えている。松本さんにもある。だから非常に例は多いんですよ。ただここで 言えることは非常に大きな規模なんですね、和水の場合もこの松本の場合も規模が大き い。普通保育園というのは町立が持っているところも大体60名程度が一つの基準でや っているわけですから、なかなかなじみにくい部分があるわけです。ですからその辺の 問題をこれからしっかり勉強していこうと思います。

何か参加条例も私が答えるんですか。まあそういう認識でおります。よろしいでしょうか。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長(菊川茂男君) 北本議員が市長の方にお尋ねになった横島小学校の栄養士さんの問題でございますけれどもですね。これは栄養士は県の職員になっておりまして、いわゆる人数によって配置が決まるわけですね。したがいまして、今、単独校が玉名町小学校と横島小学校になっているわけですけれども、玉名町小が今現在813人ということで栄養士さんを置いてあるわけですね。横島小学校は323人になります。大体550人以上のところの単独校に1人置くということになっておって、今まではですね、横島小学校が1町に1校だったということで特別に配慮してその単独校に配置してあったわけですね。ところが今度は合併と、これもまあ何か合併してデメリットになったような感じがいたしますけれどもですね、合併したために引き上げられたということでございますので、こういったことにつきましてもやっぱり県の方にですね、要望はしてい

かにゃいかんなあと私自身も思っております。ようございますでしょうか。そういうことです。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) 市民参加条例についてお答えいたします。新たな玉名 市が誕生して、やがて1年になろうとしていますが、市民1人1人が持つ豊かな創造性、知識、経験は活力ある行政を展開する中で本市が大切にしなければならない貴重な 財産であると考えております。本市といたしましても意見箱の設置やホームページへの 投稿のほか本年5月から7月にかけて8回以上で開催しました市政懇談会や今月27日 は新庁舎建設をテーマにした市民フォーラムを予定するなど、市民の声を行政に反映させる機会を多数設けているところでございます。地方分権時代において市民のニーズが これまで以上に高度化・多様化する中、市民と行政とが協働して現状の課題や問題に取り組むためには市民の権利として市民参加の仕組みを明確に保障することが必要であることから、今年中に策定を予定しております行政改革大綱の中でも検討課題として位置づけを行なっておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 一つだけ申し上げておかなきゃなりませんね。教育関係の人件費をどんどん削るのはけしからんというお話がありました。確かに図書司書の問題が随分議論を呼んでます。基本的に教育関係の事業を削って財政の理由のためにそれを削ってほかに回すとか、財政の穴埋めをするというような発想や考え方は一切持っておりません。その中でどこをどう動いていくかということについては、これは精査しなきゃならんと思いますよ。しかし単に教育関係の人件費を削っていく、県の場合は別としてね。市の役割責任として削っていって、それを財政の理由にする、あるいは他の事業に転嫁するというような発想や考え方は一切持っていないということだけ申し上げておきます。

もう1つ参加条例について、今話しておりましたが、条例をつくるかつくらないかは別にして、今日までいろんな御しかりをいただく部分もありますが、いろんな立場立場の人たちから問題の意見を集約をしていこう、そのことが私自身の勉強にもなると思っていますから。この間PTAの会長さんたちとは2回やりましたよ。学校問題、校長先生や皆さんの意見ばっかりじゃわからん。やっぱりPTAは親の立場からそれをどう見ているかというのもしっかり意見交換をしてまいりたいと思っていますし、いろんな問題について今後もさらにやっぱりこういうグループとも会って懇談したい、こうした

いと、そういうのを準備しております。ですから市民が参加条例があるから非常に格好いいというものがあるかも知れませんが、条例があろうがなかろうが市民の意見は十分にいろんな形で吸い上げて、そしてそれが全然市政に生かされないなんて、ちょっとおっしゃってましたが、それが全然生かされないなら来年から誰も集まってきませんよ。そんなことは政治家がやることじゃない。やっぱりそれは聞いた以上は意見を言った人たちに納得してもらわれるような手法をとらなきゃならん。そういうふうに思っていますから御理解ください。

○議長(松田憲明君) 4番議員 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番(北本節代さん) 栄養士の問題は県の方に働きかけていくということですけど、早急にですね、対応策でどこかの栄養士さんにお願いをするとかですね、そういった策を要望をいたします。

それから市長がおっしゃってた私は何もならんては言っておりません。それがどんなふうに反映されるかが問題というふうなことでは、市民参加条例というのは条例があるからじゃなくて、市民参加条例は市民にとって自分たちで条例をつくっていくというので、すごく大変な作業があるんですね。そして最初言いましたようにまちづくり条例とか、一緒にセットしてつくらないといけない条例ですので、今から何年先になるかわかりませんけど、一生懸命言い続けていきたいと思っております。

これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長(松田憲明君) 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 3時57分 休憩

午後 4時12分 開議

- ○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 19番議員 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番(永野忠弘君) こんにちは。市民クラブの永野でございます。7番目の順番でございまして、大変皆さんお疲れとは思いますが、最後まで頑張りますので、よろしくお願いします。今回2つの質問を通告しておりますが、続けていきたいと思います。よろしくお願いします。

先の国会で、まちづくり三法の見直しで空洞化が進む地方都市部に共同住宅や商業施設を集める改正中心市街地活性化法が去る8月22日に施行されました。郊外への大型商業施設の出店を規制する改正都市計画法も先の国会で成立しており、今年秋口から

来年秋にかけて、段階的に施行。大規模小売店舗立地法の調整機能とあわせて街の拡散を抑え、中心部に集約する市街地再生の新たな枠組みがスタートしました。玉名中心市街地の玉名駅通り、亀甲地区、西部地区、リバーサイド地区、高瀬地区、玉名温泉地区など以前の面影はなく、駅通りはシャッター通りと言われるありさまで、マルショク跡地は空き地のままで活用がなされていない現状です。今回のまちづくり三法の見直しでは商業活性化はもちろん学校、病院などの福利施設の整備、集合住宅建設など、街なか居住環境の向上、公共交通の利便性向上等を軸に計画を立てられるようで、広い視点でまちづくりができるように思うところです。島津市長のマニフェストにも中心市街地の活性化、マルショク跡地の活用も挙がっていました。8月10日の熊日紙上には改正法に玉名市は消極的であるような記事が掲載されていましたが、私は是非この改正法を活用し、以前の賑わいを取り戻し、それ以上の新市にふさわしいまちづくりを期待するものです。

質問ですが、新法に対応した基本計画の策定やそれを踏まえた中心市街地協議会設立の計画はあるのかお尋ねいたします。もし取り組みの計画がなければ少子高齢化でますます中心市街地の重要性が増すものと思われますが、今後どう取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

2番目の質問の防災対策について質問いたします。広報たまな9月1日号で、9月1日は防災の日で防災への関心を高め、日ごろから災害に対する心構え、避難所等を掲載してありました。7月23日、8月27日の玉名地方を襲った予想もしない短時間で大雨量での水害は皆さん御存じのとおりです。災害件数、被害金額等は開会日に報告がありましたので省きますが、被災者の皆さんにはこの場をおかりしてお見舞い申し上げます。災害に携われた方々、職員の皆さん大変御苦労さまでした。災害地の者として大変感謝しているところです。9月に入り台風シーズンとなります。現在も13号が北上しておりますが、近年の雨、風にしろ予想のつかない災害が起こるように思うところですが、万全の体制をとっておくのは当然のことと思うところです。先の7月、8月の災害の際には防災無線は有効に活用できたのか、災害者・災害地への対応は適時に対応できたのか、災害者・災害地への連絡網に不備はなかったのかなど、今後の災害に備えて反省も必要と思います。反省点があればお聞かせください。

玉陵中学校区の災害時の詰所の件ですが、玉名地区の詰所を除いて元JA支所であった5カ所を詰所に利用したわけですが、電話に関しては6カ所すべて設置がなく、防災無線と責任者の携帯電話で対応したようです。住民との連絡がとりにくくトラブルもあったように聞きました。地区住民と地区責任者・詰所と連絡がとれないというのは防災対策としては、一番の問題点ではないかと思います。この件には担当課も承知のことと思います。災害は忘れたころにやってくると言います。早急に対応をお願いいたしま

す。玉陵中学校区は災害の多いところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) 永野議員の改正中心市街地活性化法への取り組みについての御質問にお答えいたします。中心市街地は商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種の機能を培ってきたまちの顔というべき地域であると言われております。しかしながら近年の車社会の進展、核家族化などの消費生活の変化、居住人口の拡散、それから見越した郊外型商業施設の立地により、中心市街地の求心力の低下が起こり、全国的な傾向としても少子高齢化による人口減少、治安の保持、コミュニティ維持の後退などが指摘されております。平成10年の中心市街地活性化法から7年余りを経過し、これまでに全国683の地区において国に基本計画が提出されております。

本市においては平成12年度に策定いたしまして、道路整備や公園整備などの市街 地の整備で主に行政が行なうこととする一方、商業の活性化等では、まちづくり機関で ある商工会議所TMOと連携しながら、空き店舗対策や高瀬蔵整備、商業者の育成と意 識改革などを推進してきたところであります。また、交流人口対策を図るべく裏川花し ょうぶまつり等での周知事業などソフト、ハードの両面で商業活性化を図ってきたとこ ろでございます。しかしながら総務省による全国規模の活性化に関する行政評価や各省 庁での審議会等において、中心市街地の空洞化に歯止めがかからず、全体としては厳し い傾向で再生に向けた課題が多いことが指摘されており、今回の法改正に至ったこと は、議員御承知のとおりと存じます。新法では1つ、土地区画整理や道路整備などに代 表される都市機能の集積を進める市街地整備、2つ、商業集積等の展開を視野に入れた 商業振興基盤整備等、3つ、都市機能の集約を高めるための教育文化施設や医療福祉施 設等の都市福利施設整備、4つ、中心市街地に住宅を供給する住居環境の推進、それら に伴う5つ、公共交通機関の利便向上など5つの項目に民間活力も導入しながら計画を 行なうものでございます。その計画の実施までおおむね5年以内を目安に歩行者通行量 や年間販売額、空き店舗数などの数値目標を設定しまして、達成可能かどうか、また実 効性があるかどうか、国が認定する条件となっているものでございます。

議員御質問の新法の取り組みにつきましては、玉名市が県北の拠点都市として整備する九州新幹線駅周辺や玉名バイパス等の重要施策との整合性、今後のまちづくりの方向性の中で新法に沿った計画が実施可能かどうかを十分検証し、検討を深めているところであります。法で定められた中心市街地活性化協議会の設立に関しましては、多種多様な民間の活力を参画させながら、条件であるまちづくり会社設立の可能性も同時に探っていかねばと考えているところでございます。また中心市街地活性化は、市街地形成

のための重要な課題でありますので、法に沿った申請を行なうか否かにかかわらず、地域の現状を正確に把握し、活性化のための事業は今後とも推進していかなければならないと考えておりますので、議員の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

「総務部長 村田隆夫君 登壇」

○総務部長(村田隆夫君) 永野議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。初めに防災行政無線の運用についてでございますが、市では台風などの気象情報、選挙に関する情報、交通安全情報、防犯情報、火災情報など地域の実情等を十分考慮しながら放送を行なっておりますが、さらなる防災行政無線の有効活用を図るため、継続して研究をしているところでございます。議員御指摘の大雨洪水警報時の放送についてでございますが、今後は警報発令の放送を行ない、市民への大雨洪水に対する警戒を呼びかけ、あわせて警報解除の放送も行なうようにいたしたいと思います。また台風時の大雨、暴風大雨警報などその他の警報についても放送をしてまいりたいと考えております。

次に、大雨洪水警報時の自主避難についてでございますが、旧玉名市では警報発令時には各校区の地区水防責任者が詰所に待機しておりまして、住民の方から自主避難の連絡があれば消防団との連携のもとに早急に対応できる体制となっております。今後とも防災体制につきましては、今年の2度にわたる集中豪雨の教訓をもとに市民の皆様に安心して生活していただけるよう抜かりない対応に努めてまいりたいと思いますので、議員の御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長(取本一則君) 永野議員の防災対策についての地区水防体制についてお答えをいたします。まず先の6月23日、7月27日の集中豪雨における災害に対しまして関係各機関、地区水防責任者、区長さん並びに消防団員の皆様方には大変御苦労をおかけいたしましたことに対し、この場をかりまして御礼を申し上げます。

さて、議員御指摘の地区水防体制につきましては、災害が予想されるときの初動体制に努め水防本部、消防分団長、区長会長、婦人会長等と連携し、情報の収集伝達及び避難誘導、被災者の救護、土砂等の撤去、資材の調達及び搬入、炊き出し等の業務を行なうことになっております。6月26日及び7月23日の集中豪雨につきましても警報発令待機班の設置を行ない、関係機関、地区責任者等と連携をとり対応に当たったところであります。両日とも未曾有の豪雨であり市内各地での浸水被害、土砂崩れ等の被害が発生いたしました。一部の地域では浸水による自主避難が発生し、文化センターや桃

田体育館を開放したところでございます。旧玉名市の地区水防班は、小学校区単位での設置であり、水防詰所のJA各支所の統廃合により電話機が使用できず、地区区長さんと連携が一部混乱し、御迷惑をおかけいたしました。今回の教訓を生かし、今後、区長、地区責任者、待機班との連携を特に重要なことでありますので、早急に対応を行ないたいと考えております。どうか議員の御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 19番議員 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番(永野忠弘君) 今回の改正法では、商業活性化だけではなく広い範囲でのまちづくりができるもので、新玉名市にふさわしい中心市街地を期待している一市民として、改正法に対しての取り組みについて聞いたわけです。県内でも早速中心市街地活性化法基本計画策定の準備や検討に入っている市や町もあるようで、新法に期待しているように思うところです。地方の時代とよく聞きますが、地方自治体の知恵を出し合う行政運営がその自治体の活性化に結びつくものと思うものですが、利用できる改正法であればよく協議をし、知恵を出し合い取り組んでいただきたい、そういう姿勢を望むものです。中心市街地活性化だけでなく、行政運営全般に我々市議会議員、市長さん初め職員の皆さんと真剣に知恵を出し合える未来ある玉名市の発展を願っております。今後の玉名市の行政運営に大いに期待しております。

防災対策についてですが、担当部長のお答えいただきましたけれども、早急に電話 の設置とか連絡がとれるよう強く要望をいたします。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(松田憲明君) 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

引き続き、22番 本山重信君。

[22番 本山重信君 登壇]

○22番(本山重信君) 有明クラブの本山でございます。私の通告しました一般質問は防犯灯の設置及び維持費についてということで、先ほど中尾議員と同じ質問になりますが、今日初めて重なったなあということでわかったわけですが、それだけ横島町民には関心のある問題だということでございます。

防犯灯の設置につきましては、日ごろ近年ですね、テレビ等でも報道されておりますが、災害事件が田舎町には昔は考えられんだったわけですね。ところが静かな田舎町に限って大きな問題が最近報道されている。これは何が原因かなあというふうに私なりに考えましたところ、最近市街地の駐車場が駐車違反で非常に厳しくなった。ところが田舎の方ではどこへでも駐車できると。言うならば災害がどこでも起きる体制ができたんじゃなかろうかなあと、そういうことを考えますと、今後静かな田舎町にはもっともっと大きなそういう事件が起きはせんかなあというふうに心配もあります。事件が起き

ては取り返しがつきません。ことわざに「明日はわが身」ということわざがあります。 こういうことからやはり行政としての取り組みといいますか、やはり先どったそういう 取り組みも必要じゃなかろうかなあというふうに思っております。

旧市町ではそれぞれに取り組みが異なっておりました。横島町では災害を未然に防ぐのも行政の役割だと、そういう考え方で地区からの要望があれば設置費、維持費全額を負担してまいりました。私が担当したときでも大体月に電気料10万円足らずでした、月にですね。だから今でも大体年間横島町では120、130万円ぐらいかなあというふうに思います。先ほどの中尾議員の質問に対する答弁の中にも新市の中では3、000基の810万円というふうな答弁があっております。これが高いか安いかですね、問題は。ここのところだろうというふうに思います。

さっき申し上げましたように横島町では全額負担しておりましたものですから、9月議会前に区長さんたちが何人か私のところに見えまして、どうも納得いかんというふうなことでございました。何かいたと言うたら、どうもその19年度からは維持費を区で負担せなんと。そんなら横島町の方の例をとってみますと、集落と集落の間、数百メートルぐらいの民家がない場合がいっぱいあるわけですね。そうして御承知のように横島町の場合は干拓地でございますので、純農村地帯で集落が縦横に一列になっているわけですね。固まっておらんわけです。次の集落に行く場合には必ずそこを通っていかなん。そうしますと今言いましたように民家がないのが数百メートルあると。特に夕方部活を終えた学生あたりが帰るのに非常に不安だと。今年になってもですね、女子学生が夕方暗くなって帰る途中ですね、不審者に後をつけられたということで、顔色変えて民家に駆け込んだということもありました。

そういうことでちょっと問題になったわけですが、やはりそういう年代を持つ保護者としてはですね、子どもたちが家に帰るまでは顔を見るまでは心配だというふうなことでございます。そういうことでですね、さっき言いましたように金のかかるけんということで、財政難だからということで切っていいものかというふうな問題が合併して出てきたと思います。先ほど答弁がありましたので、再答弁ということでは求めませんが、私の考えとしてはですね、やはり合併したけんで今まで10の行政があったのを7ぐらいに落とすということではですね、何のための合併だったかというふうな意見が出て当然だろうと思います。いいところはやっぱり真似せにゃいかん。財政が足らんならば何とかその税金をですね、こうこうだから税金を負担してくださいというなら、やはり住民も理解するとじゃなかろうかと思います。そういうやっぱり住民との会話、これはやっぱりしていかんとですね、血の通った行政というのはならんと思います。

それから私が青年時代ですね、総理府がやっておりました青年海外、青年の船ですね、というのがありまして、その中で教官たちの後の反省の中でですね、言っておった

ことが今蘇るわけですが、こういうことを言っておりました。「東南アジア、私たちは 先進国、ずっと日本と遅れているという感覚を持っておったわけですが、その当時の青 年の目を見るともうびっくりする、目の色が違う。これは何年か後には日本の青年は負 けるばい」とつくづくそういうことを言っておりました。やはり新しい玉名市が発足し たのでありますから、執行部の皆さん非常に大変だろうと思いますが、やはり目の色を 変えてですね、やっぱり新しい船出については取り組む必要があると、大変だろうけど もやっぱり時の人ですから、そのときに生まれた時の役目ですから、そういう姿勢をひ とつ示していただいてやっぱり今言いましたように財政難で、どうしてもこのところカ ットせな仕方ないという、そういう話し合いはですね、やっぱり住民と十分とっていた だきたいというふうに思います。

この防犯灯の設置維持費についての私の考えがそうでございますし、答弁があれば していただきたいと思いますが、別に私の方では望みません。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長(村田隆夫君) 防犯灯の設置、維持費について、本山議員の御質問にお答 えいたします。先ほど中尾議員にも御答弁申し上げましたので、簡潔に申し上げたいと 思いますけれども、防犯灯の設置及び維持管理についての取り扱いにつきましては、皆 様方御承知のとおり旧1市3町で異なっていたところでございます。特に旧横島町にお きましては設置についても維持管理についてもすべて町が行なっていて、行政区の負担 はなしとゼロというような状況でございました。それが1市3町の合併に伴いまして、 統一をされ、設置については行政区で行なっていただき、それに対し市が補助金を交付 をする。また電気料等の維持管理は行政区の負担とすることに現在のところ取り決めが なされております。電気料、横島町で横島町の電灯が、これは平成17年度末での数字 なんですけれども、310基程度あったかというふうに思います。電気料にいたします と100万円程度だったというふうに思います。そうなりますと今まで設置についても あるいはその維持管理についても、全くいらなかった行政区にとりましては新たな負担 と、まるで新たな負担というようなことになるわけでございまして、特に各行政区の区 長さん方は苦慮されているというふうに推察をするところでございます。またあの先の 横島地区協議会におきましてももとに全く全部市の負担というようなことじゃなくて、 せめて通学路の電気料については御負担をお願いをしたい。また一般の防犯灯について は何がしかの助成をしてまいりたいといったような意見書が出されておりました。しか しこれは横島だけの問題じゃございませんで、市全域の問題として統一した基準を定め る必要があろうかというふうに思います。

そこでこれは先ほど市長の方からも答弁がございましたように安心してあるいは安全なまちづくり政策と、これは19年度の政策として検討するように私どもの方に市長の方から指示があっております。これは地域の防犯、例えば防犯灯ですとか防犯パトロール、こういったものも一つではございますけれども、防犯の中には家庭の中における防犯あるいは子どもたちを守る防犯、そのほかに交通安全ですとか、防災の問題、水防の問題、そのほか日常生活での安全の問題、こういったものがございます。そういうことで平成19年度の予算編成に間に合うように、そういった総合的な計画を作成するようにというようなことで市長の方から指示があっておりますので、それに向けまして私どももできる限り住民の皆様の安全、安心な生活のために努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 以上で、本山重信君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 4時45分 休憩

午後 4時55分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) 皆さんこんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿って 質問します。

少子化が深刻な社会問題となる中で少子化対策が国・県・市町村、それぞれ大きな政治課題として取り組まれ、国は少子化担当大臣まで配置をしております。玉名市におきましても平成17年の3月に「玉名市すこやか子どもプラン2~玉名市次世代育成支援行動計画」が策定をされております。すこやか子どもプラン2には、「子どもが健全に生まれ育つ環境が整備されているということはその地域社会が存続・発展していく原動力ともなります。本計画は玉名市、岱明町、横島町、天水町が目指す1市3町の合併で誕生する新生玉名市の新しい地域づくりの基盤となるもので、次世代を担う子どもの健全な育成と子育て家庭の支援に市全体で取り組むための指針として積極的に進めていきます」このように述べてあります。玉名市における子育て支援に対する決意が表明されているわけであります。

私は今議会で保育所の問題と乳幼児の問題について質問しますので、その対象となるような年齢の人口推移をすこやか子どもプラン2の中から読み取りますと、ゼロ歳から17歳人口は平成16年を基準に平成21年には93%に減少します。しかしながら

平成16年の0歳から17歳までの人口に対する0歳から5歳までの比率は30.0パ ーセント、ところが平成21年には0歳から17歳までの人口に対します0歳から5歳 までの比率は30.4パーセント、若干伸びる予測が立てられております。つまり0歳 から17歳までの子ども全体は減少しますが、その中で0歳から5歳の人口は横ばいま たは増加傾向にあるわけです。私はすこやか子どもプラン2が定める子育て支援策の実 現性いかんが、今後玉名市における子どもの増加に、これは大きな影響を及ぼす、この ように思うわけです。現在玉名市には公立保育所が11園、私立の保育所は8園、公立 保育所民間委託が1園、全部で20園あります。公立保育所における保育所職員の配置 を見てみますと園長先生や調理の人まで含めて旧玉名では正職員より臨時職員が多くな って、全体の55.8パーセントが臨時職員、天水町では全体の33.3パーセントが臨 時職員、岱明町では全体の35.5パーセントが派遣保育士であります。新生玉名市全 体では保育所職員の47パーセントが臨時または派遣となっております。もちろん子ど もの急な入所や退所、そのことによって臨時職員で緊急に対応する、こういうこともあ るかと思います。しかし正職員が全体の約半分しかいないという現実を見た場合、すこ やか子どもプラン2を積極的に推進することが可能かどうか、人材が確保できるかどう か心配があるわけです。定年退職をされる先生もおられることでしょう。そこで今後の 保育士の採用計画や方針について第1点お尋ねします。

第2点目、保育士の派遣受け入れについてであります。岱明町では平成11年ごろから保育士を派遣会社から派遣してもらっているようであります。これは労働者派遣法に違反する可能性が大きいと思われます。執行部の見解をお尋ねします。

次に、乳幼児医療費の助成についてであります。今議会では乳幼児医療費助成の追加予算が提案されています。追加の原因は何かお尋ねいたします。助成手続簡略化で乳幼児医療が急増、こういう新聞記事を読んだ市民の人から手続を便利にしたら医療費が増えた、これは簡単にせん方がよかっじゃなかろうか、こういう話をうかがったわけです。そこで今議会での追加は手続を簡単にしたから病院に行く回数が増えたのかどうか。その辺の分析をされていたらお聞かせください。

次に、私はこの本会議でもあるいは委員会でも再三乳幼児医療費の助成につきまして、償還払い、つまり病院の窓口でいったん支払ってからあとで払い戻しを受ける、こういう方法ではなくて、どうせ無料にした制度ならば病院の窓口で支払いがないようにしたらどうか、こういう質問を再三してきたわけです。ところが執行部からは健康保険の種類によっては付加給付があるからできません。なら付加給付のない国民健康保険ならできるでしょうと。できるところから改善して市民の利便性の向上を、こういうふうに求めてきたところであります。調べてみますと熊本県内のそれぞれの市町村における乳幼児医療費制度の状況を見てみますと、現在合併をして48市町村ある中で現物給付

を取り入れている市町村が25市町村あります。補助対象も現在はすべての市町村が就 学前までに拡充されており、中には中学生まで広がっている、そういう自治体もあるわ けです。玉名市におきまして、乳幼児医療費助成制度における現物給付につきましてど のような前向きの研究がなされているかお尋ねいたします。

次に、中高一貫教育についてであります。熊本県の教育委員会では今年の3月に県 立高校の通学区域や再編整備などに関する基本計画の素案をまとめました。素案により ますと、玉名地域では玉名高校への通学区域が、平成21年度入学者から大きく拡大さ れます。また平成22年以降に玉名高校に併設型の中高一貫教育が導入される計画であ ります。県教育委員会主催の説明会が先ほど開催されておりますが、小学校・中学校・ 高校それぞれの保護者すべてで説明会に参加できる人数、これは何とその枠は20人に 設定してありました。ごくごく一部の保護者しかこの説明会には、この説明を受けてい ないわけです。または意見を述べる機会がなかったわけであります。玉名高校に中学校 が併設されて中高一貫教育が実施されれば、一番先に思ったことは受験競争が小学校に までいよいよこれは現実のものになるんじゃないか。また通学区域の拡大で玉名地域以 外から玉名高校への通学者が増えてくっとじゃなかろうかと。そうなりますと玉名から 玉名以外の高校へ行かざるを得ない、そういう子どもも出るんじゃないかという心配が あるわけです。この件につきましては、県の教育委員会で進めているということであり ますが、その対象となる子どもたちはこれは玉名の中学生であり、市教育委員会ではど ういうふうに考えておられるのか。中高一貫教育の是非について、ぜひ教育長の見解を お尋ねします。

2点目は、この導入に向けての今後のスケジュールや保護者への理解を得るための 説明会開催などこれからの計画、こういったことがどうなっているかお尋ねします。

○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

○総務部長(村田隆夫君) 前田議員の御質問のお答えいたします。保育士採用についての今後の方針でありますが、保育士に限らず、職員の採用につきましては行政事務をより効率的、効果的に実施するため、適正な職員管理を行ないながら必要な職種を採用してよいらなければならないと考えております。昨年の合併に伴い、合併後10年間は退職者の3分の1を新規採用していくことと合併協議会で承認されております。今後の保育所職員の定年退職予定者数の状況を申し上げますと、平成18年度は0でございます。19年度が1人、20年度が2人、21年度は0、22年度は2人、このようになっております。そのような中で今後どのような組織体制を整えるか、業務内容や業務遂行の工程や手法を検証しながら、現在定員管理適正化計画を策定しておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に保育士の派遣受け入れ状況でありますが、旧岱明町における保育業務の保育士補助業務として、請負契約により業務の遂行がなされてきた関係から、合併後もそのままの状態で継続をしていましたが、平成18年度から就業条件の整備及び派遣先の指揮命令関係の確立から労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を締結し、現在4つの保育所に保育士補助で15名、これは内訳を申しますと高道保育所4名、大野保育所6名、鍋保育所3名、それから睦合保育所2名を受け入れております。契約期間は12カ月でございます。またそのうちで期間継続が3年以上要るのかというお尋ねでございますが、先に述べましたように本年度、労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を新たに締結しておりますので、該当者はおりません。しかし派遣期間の制限により3年を超えて引き続き同一の業務に継続して、派遣労働者を従事させてはならないと規定されていることから、今後保育業務全体を含めた弾力的で機動的な組織体制の構築が必要であると考えております。

○議長(松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長(元田充洋君) 前田議員の乳幼児医療費助成制度についてお答え申し上げたいと思います。乳幼児医療費助成制度は乳幼児に対する適切な医療を確保するため、就学前までの乳幼児の自己負担額を全額助成しているところでございます。本年4月から助成申請者の市窓口提出の負担を少しでも軽減するため、玉名郡市の医療機関の御協力により外来分は医療機関などから直接市窓口へ提出できるようになりました。申請方法改正による周知を各医療機関などへポスターやチラシ、広報たまなで行なったところ、利便性が高まったと受給者から評価を得ているところでございます。改正に伴い5月から6月支払い分が前年比1.67倍と大幅な伸びとなりましたが、7から8月分は1.24倍となっております。要因は申請がしやすい環境になったことと受診から1年以内に申請ができるため集中したものと考えております。

さて、乳幼児医療費の現物給付についてでございますが、現在県内の自治体で現物給付のみを行なっている自治体はございませんが、償還払いとの併用が半数ほどございます。各自治体で取り扱いは異なりますが、国民健康保険や付加給付のない保険など限定されて実施されておる状況でございます。本市が償還払いを行なっていますのは御承知のとおり、高額医療費支給と各健康保険組合の付加給付金との二重支払い防止及びすべての対象受診者が一斉にこの制度を利用できるように本年4月から今の方法を実施したわけでございますので、現物給付併用制度につきましては、もうしばらく様子を見させていただいて検討させていただければと思っておるところでございます。助成制度の適切な運営と子育てしやすい環境整備に鋭意努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

「教育長 菊川茂男君 登壇」

○教育長(菊川茂男君) 前田議員の中高一貫教育についてお答えいたします。この中高一貫教育については平成17年12月に熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の中で提案をされ、その最終報告が平成18年3月3日に出されております。これを受けまして平成18年7月4日に熊本県教育委員会は県立高等学校再編整備等基本計画素案を発表し、玉名地域では7月28日と8月16日に地域説明会が行なわれております。素案では新しいタイプの学校づくりの考え方の中で併設型の中高一貫教育校の導入を進めていくとし、そのイメージとしては同一設置者による中学校と高校を接続し、6年間の中高一貫教育を行なうものとしております。ここ荒尾・玉名では中期以降に玉名高校に併設型中高一貫教育が導入される予定であります。例えば高校1学年7学級のうちに1ないし3学級を中学校からの一貫教育とし、残りの学級は高校進学時に一般の中学校から入学者選抜を経て、募集するということであります。

中高一貫教育に対する教育長の見解というお尋ねでございますが、今日、中学校の卒業者の99.2パーセントが高等学校に進学する中で中等教育段階において、心身の成長や変化の激しい多感な時期にある生徒たちに、いかにニーズにあった教育の場を提供するかは極めて重要な課題であると考えております。中高一貫教育は現行の中学校、高等学校に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫教育も選択できるようにすることにより中等学校の一層の多様化を推進し、生徒1人1人の個性をより重視した教育の実現を目指すものととらえております。玉名高校が中高一貫教育校になれば県北地域の拠点校として、さらに地元が活性化されていくのではないかと、こういうふうに考えております。

次に、導入に向けての今後のスケジュールについてお答えいたします。平成17年度には熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の報告が熊本県教育委員会に提言され、平成18年7月4日は先ほど述べました素案が公表されました。7月、8月を通じて県下各地で地域説明会が開催され、パブリックコメントや県議会での議論等を踏まえて、今年度中には基本計画案が策定される予定と聞いております。また素案の中にはこの具体的な計画として平成19年から平成27年までの9年間を3つに分け、平成19年から平成21年までを前期、22年から24年までを中期、25年から27年までを後期としています。玉名高校の併設型中高一貫教育導入については、中期以降として発表をされています。市教委として保護者の理解を得る説明会の具体的な計画があるかというお尋ねでございますが、計画どおりに実施された場合、平成22年から中高一貫教育が玉名高校に導入されることになりますけれども、現在のところ、このために説明会を実

施することは考えておりません。しかし、議員御指摘のように今後中高一貫教育が導入される年に中学生や高校生になる児童生徒の保護者が不安になられることも予想されますので、各学校を通じて個々の児童生徒への対応をしていくように指導するとともに市教委が説明会を実施する必要があると判断したときには前向きに考えていきたいと、かように考えております。

○議長(松田憲明君) 6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) まず、保育士採用についてであります。退職される先生が平成 22年までに5人おられると、今までのやり方から考えればその5人、子どもがどんど ん減れば別ですけど、退職された人の代替としてはやっぱ臨時で対応しなはるのかなあ と、そういうふうに推測するわけです。それで職員採用は適正な職員管理のもと適正に 行なうということで部長から答弁がありました。それでですね、ひとつ先ほども紹介し ましたすこやか子どもプラン2では、平成21年度までには延長保育を現在の13カ所 から18カ所の保育所に拡大すると、増やすと。一時保育が5カ所から、現在の5カ所 から7カ所に増やしていくと。また休日保育の実施も計画すると、それで現在延長保育 につきましては、私立の保育所ではすべての保育所でこれは実施されておりますので、 今後はプランどおりに増やしていけば今後はどうしても延長保育を公立保育所で取り組 んでいかないと18カ所に拡大することはできないんじゃないか、こういうふうに思う わけです。その場合、臨時職員やあるいは派遣職員も正職員同様の勤務条件といいます か労働条件といいますか、そういうことが発生してくるんじゃないかと。やっぱり延長 保育、現在は公立でやられてますけど、正職員で大体対応されているみたいですけど、 大変やっぱり無理がきていると、それでプランの達成からいきますと平成21年度とい うことでありますので、約あと3年であります。それで私はですね、今の全体の職員に 占める臨時職員の比率からいきまして、やっぱりこれはもちっと正職員の人ば増員する ことが不可欠じゃないかなあというふうに思うわけです。この点について執行部の考え をお聞かせください。

次に保育士を派遣から、派遣の会社から派遣してもらっているという件です。先ほどの部長の答弁を要約しますと、その3年以上派遣してもらうと玉名市が雇わんといかんけど、この法律改正が平成16年にあっておるから、それから3年というとまだたっておらんけんよかっですよというようなことですか。

- ○総務部長(村田隆夫君) 今年切り替えましたから。
- ○6番(前田正治君) 今年、なるほど工夫したですね。実は調べてみますとそうですね、岱明町の方の保育所では派遣会社から派遣してもらっていて、そのまま前の年も今年もその前の年もということで、3年以上ずっと派遣会社から派遣してもらっていると

いう形になっている人が何名かいるわけです。それで労働者派遣法によりますと、派遣期間が3年以上の保育士には玉名市が直接、雇用の申し込みをしなさいというふうな法律になっているわけです。それで3年以上ある人は雇用の申し込みばせんとでけんでしょうと言ったら、今年切り替えだけんと、だけん今年から3年が発生すれば、そういうことが出てくるわけですね。いえいえ、市長これはそぎゃんなるですよ。それで、岱明町の保育所に行ってちょっといろいろ聞き取る中で玉名市の場合は臨時の保育士の人に早出、遅出は任せておらんけん、正職員で対応していますと。しかし岱明の場合は派遣の人にもその点言ってお願いしているところもありますということで、私は派遣でも派遣臨時ばせんといかんような子どもの増え具合によっちゃある一時期は出てくるかも知れんばってん、最終的にはですね、さっきも市長がおっしゃっていたやっぱり教育をけずるようなことは絶対せんと。やっぱその子どもにかけるですね、そこら辺ば財政的な問題からやっぱりこういう問題が出てくると思うとですけど、正職員で対応していかんといかんとじゃないかなあというふうに思うわけです。それでこういった私の意見についてですね、保育所にも関係されている市長から何かあったらぜひちょっと一言。

それと次に、乳幼児医療費についてであります。今議会医療費追加の原因、これは申請がしやすい環境になったから利便性が向上して増えたんでしょうと、そういうふうなことかと思います。それでやっぱり医療費が今度の今まで面倒な手続というかな、市役所まで1回来んとでけんだったわけですね、やっぱり立てかえ払いをもう結局自ら放棄するという人が実際あったわけですよ。ところが今度から病院の窓口でもうそういう手続ができるようになったからきちんと立てかえ払い、立てかえたつを請求すると、それで今回の補正医療費が伸びたような現象が出てきたと思うわけです。

それで現物給付に向けての研究はされているかという質問に対しまして、あとしばらく待ってくださいということでしたけど、先ほど言いましたすこやか子どもプラン2では前期後期と達成度を上げておんなはって、前期は平成21年というふうになっています。それでそのしばらくというのは、あと3年ぐらいと理解してよかっですかね。そこら辺ばもうちっと具体的にできたら答弁をお願いしたいと。それで12月議会にこの問題を私聞いたところ、実際問題として現物給付にしますと、国から何らかのペナルティーが罰則があるわけですよ、実際。それでこういったことに対して市長はどぎゃん思うですかと聞いたら、市長はペナルティーとは認識していないという答弁があったわけです。それでですね、何遍でも言いますけど、すこやか子どもプラン2では少子化の流れを変えるための課題と方向として7項目が掲げてありまして、その7番目は保護者の経済的負担の軽減を推進する、さらなる軽減を推進する必要がある、こういうふうに述べてあるわけです。それで12月の私の質問に対する市長の答弁はそういう罰則はあっても、罰則と認識していませんということでしたので、これはもう現物給付に踏み切る

か踏み切らんかはどうも市長の腹一つじゃないかなあという気がするわけです。その研究する期間がどれくらいあっとかなあと、それをちょっと思いがあったら。

県立高校のですね、再編計画につきましては、いろいろ保護者の不安なんかもあるわけです。それでこの問題につきましても各地の議会でですね、いろいろ出ているわけでして、新聞にこれも紹介されていました。熊本市の教育長は議会で学区外枠の見直しに反対の姿勢を示したとかですね、そういう報道がされております。それで玉名市教育委員会としては、さっきの教育長の答弁を私なりに要約しますと、適宜説明会なり保護者の理解を得るための方策を考えていくというふうにおっしゃられたと思います。それでですね、県立高校の再編計画、これは県の教育委員会というか高校委といいますか、そこがやっているわけでありまして、やっぱ実際それに携わる一番の矢面に立たされるといいますか、それは玉名市内の小学生であり中学生であり保護者であるということなわけです。それで市の教育委員会がですね、今後この問題についてどういった何というかな、スタンスといいますか、かかわり方をされていくというのか、されていかれるのか、ぜひお聞かせください。

2つですね。

○議長(松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

「福祉部長 元田充洋君 登壇」

- ○福祉部長(元田充洋君) 前田議員の再質問にお答えしたいと思います。私先ほどの答弁の中ですべての対象受診者が一斉にこの制度を利用できるように本年4月から今の方法を実施したわけですので、現物給付併用制度につきましては、もうしばらく様子を見て検討させていただければと思います、というふうに申し上げたところでございます。したがいまして、今の実態先ほど申し上げましたけれども、1.67倍、それが1.24倍になってくるとか、そういうふうな状況がどの辺まで続くのか、もうしばらく様子を見させていただきたいというふうな気持ちで答えたところでございますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。
- ○議長(松田憲明君) 総務部長 村田隆夫君。

「総務部長 村田隆夫君 登壇〕

○総務部長(村田隆夫君) 前田議員の保育所の採用についての再質問にお答えいたします。正職員の増員を図るべきだという御質問でございましたが、現在先ほども申し上げましたとおり定員管理適正化計画、これを作成中でございます。その中で採用については検討をしてまいりたいというふうに思います。

それから派遣職員の件についての再質問でございますが、直接雇用推進のための措置の強化として従来1年間継続して同一の業務に同一の労働者の派遣を受けた派遣先が派遣終了日以降、その業務に従事する労働者を採用するときは、その労働者が希望する

場合、その労働者を採用する努力義務が課せられておりました。これは従来の規定でございます。そしてさらに2003年の法改正では3年を超えて継続して同一の業務に派遣された派遣労働者は努力ということにはとどまらないで、雇用契約の申し込み義務、これは先ほど前田議員がおっしゃったとおりでございまして、雇用契約の申し込み義務へと強化されておりますが、議員御指摘の派遣労働者への採用希望はとっておりません。これは先ほど申し述べましたように旧岱明町での保育所補助業務分は、請負契約による収容派遣であることから3年を越えての継続とは考えておりません。そういう理由から申し込みはいたしておりません。

以上です。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

「教育長 菊川茂男君 登壇」

- ○教育長(菊川茂男君) 先ほども申し上げましたけれども、この問題につきましてはまずは各学校を通じて対応をしていきたいというふうに考えております。議員も御承知のとおりに県教委は9月定例委員会に県立高再編の計画案の提出を予定しておりましたけれども、今月提出を見送っております。したがいまして、これは1カ月以上遅れるんではないかと、こういうふうに思っております。今後の県のスケジュール等を見ながら、市教委が説明会を実施する必要があると判断をしたときには前向きに考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいなあというふうに思っております。
- ○議長(松田憲明君) 6番議員 前田正治君。

「6番 前田正治君 登壇]

- ○6番(前田正治君) くどいようですけど、保育士を派遣、派遣から保育士を派遣してもらって、さっき請負契約でしておって、これはちょっとまたちょっと違うとじゃなかつかなあと思うけん。請負契約ということになるとやっぱり指揮命令という問題が発生するけんですね、これは違うとですよ。だけんそこら辺十分。
- ○議長(松田憲明君) 前田議員、ちょっとこのあとは直接総務部長と話し合ってください。
- ○6番(前田正治君) 次に進みます。次に、天水中学校の建設入札に関してであります。新聞紙上では公共工事に関する談合事件が連日のように報道されております。公共工事の発注が減少する今日、ますますそういったことが激化しているとも言われております。先ごろ市民の方から天水中学校の建設工事につきまして、入札前に業者が決まっておったんじゃないだろうかと、こういう声が寄せられました。入札は、中学校の入札は公募方式の指名競争入札で実施をされ、熊本県内の地元業者と、いわゆる大手ゼネコンが企業体を組む方法で行なわれております。それで五洋建設と池田建設の企業体が落

札率98.7パーセントで落札しております。さて、先ほど述べました市民の方からの声につきまして、まさかそぎゃん入札前に決まることはなかでしょうと、私は言いもしましたし、思ったわけであります。しかしいろいろと話を聞く中であまりにも信憑性があるというか、この市民の声を全く無視する、はねつけることはこれはどうもでけんごたんなあと、私なりに判断しましたので、ここで2点について質問いたします。

まず、第1、入札が行なわれた昨年9月5日以前に町長室で町長、総務課長、Aさん、Bさん4人で会合された事実はありませんか。

2点目がもしあったらその会合でどんな話がされたのか、明らかにしてもらいたいと。

次に天水老人憩の家に関してであります。これもまたある方から憩の湯からお湯ばどうも引っ張ってあるということが持ち込まれました。そぎゃんこつはなかでしょうと、実は私は言ったわけですが、その方が実は私がパイプを埋設しましたと答えられたわけです。そのパイプにお湯が流れとっとじゃないかと、そういう疑いでありますが、この件につきましては数日前から関係者の方に職員に尋ねたり調べとってはいよと、そういうことで言っておりましたので、その後わかった事実あるいは前から知っていたような事実があればお答えください。

「「議長、異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) ちょっと、答弁ば聞いてから。

天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君。

[天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君 登壇]

○天水総合支所長兼天水自治区事務所長(望月一晴君) 前田議員の天水中学校建設入札についてお答えいたします。入札前に町長室で町長、総務課長、A業者、B業者で会合をされた事実についてでございます。まずお尋ねのA業者、B業者というのが玉名市の業者さんと熊本市の業者さんならば、平成17年8月30日ごろ天水町役場を訪問されております。町長室におきまして町長と私、当時の総務課長でございます。で、対応いたしております。また天水中学校校舎及び体育館改築工事の入札は平成17年9月5日に実施されておりますので、入札前ということになります。ただ先ほど議員申されましたように談合についてはですね、一切私どもの方には入ってきておりません。

次に、どんな話をされたのかということでございますけれども、訪問された業者の 方から自分たちが取り扱っている建築資材や建設資材を使ってもらいたいので落札業者 に紹介してほしい旨の依頼がありました。しかし入札前で業者も決定していない段階で そのような依頼は受けられないということでお断りしています。

次に、老人憩の家に関してでございますけれども、天水老人憩の家は老人の健康保持、レクリェーションなどを行なう温泉施設を備えた施設として、昭和49年4月に開

館しています。施設の泉源は施設西側約150メートルの位置にあり、自噴する分をボーリング横に一度溜め、2基のボイラーで加温後施設内浴室等に湯を送っております。 御質問の元天水町長が憩の家の湯を自宅に引いているのではないかとのお疑いでございますが、以前畑地灌水組合で老人憩の家入り口のすぐ横にボーリングがなされておりました。この施設は老人憩の家とは全く関係のない施設でありますが、その水を元町長を含めた12、3名で組合をつくり利用していた時期があられたようです。その際、道路に配管し、老人憩の家横のボーリングに接続されたことを老人憩の家の湯を引いていると誤解されているのではないかと思います。したがいまして、憩の家の泉源から湯を引いている事実は全くありませんと申し上げます。

以上です。

- ○議長(松田憲明君) 6番議員 前田正治君。
 - 「6番 前田正治君 登壇]
- ○6番(前田正治君) 会合の事実、その落札業者が決まって、そういう会合の事実はあって資材を入れてくれんどかとそういう話があったということですよね。しかし、そうですね、しかしそういう入札前に大体そぎゃん話ばすっということ自体がいかんとじゃなかろうかって思うとですけど。
- ○議長(松田憲明君) 前田議員、確たる信念を持って発言してください。
- ○6番(前田正治君) ですから入札前にですね、そういった関係の話をすること自体がですね、やっぱりこれはいかんというふうに私は指摘をしたい。

そうすっと、憩の家の問題ですけど、憩の湯の横にボーリングをしてあった水を以前くみ上げていた時期があったという話でしたけど、これはですね、去年の9月にですね、ちょうどさっきの入札の話と合致するわけですけど、あんとき引いてくれて助かっていると、ためになっているという話をされているわけですよ。それで今、もしそのお湯じゃなくて、ボーリングの水を引っ張ってあったと、実際引っ張ってあったとは事実だけんですね。だけん再度この問題ば明らかにするということでですね、現場ば何遍でん見に行ったですけど、深さ60センチぐらいということですので、ユンボでこうこうやって掘ってパイプが出てくっと思うわけですよ。それでもう使ってなかならそれば、何ていうかな打ち切っと何なかわけですね。やっぱそこまでしてですね、そういう疑惑を晴らすということがやっぱ大事じゃないかなあと、そういう私の提案についてどぎゃんですか、何か。支所長あるならひとつ答えてください。

- ○議長(松田憲明君) 天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君。
 - [天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君 登壇]
- ○天水総合支所長兼天水自治区事務所長(望月一晴君) 前田議員にお答えいたします。先ほども申しましたように老人憩の家入り口の横にですね、その施設があります。

それは先ほど申し上げましたように老人憩の家とは全く関係のない施設で個人の施設で ございますので、その施設とですね、その施設からまあ町長を含めたその12、13名 の方が水を引いていたということを申し上げましたので、その老人憩の家の泉源からは 一切引いていないということを申し上げているわけです。

○議長(松田憲明君) 6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) あの泉源からお湯ば引いとるとか、誰も言うとらんでしょう。 憩の湯から引っ張ってあっとじゃないかと。あそこに見に行ったらですね、泉源からこ う来てボイラー室があって、そこにお湯ば引き込んであるわけです。泉源から直接です ね。だけん、そのボイラーから引っ張ってあっとじゃないかという疑いですよ。だけん まあ今そぎゃんこつはなかとおっしゃるから、以前な水ば引っ張っておったばってん、 今はもう引っ張っておんなはらんということですので、パイプば埋めてあるのは事実で すので、なら掘ってそれば確認してくださいと言いよるわけですよ。もうパイプは引っ 張ってあったですからね、市長。

以上です。

○議長(松田憲明君) 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明15日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時53分 散会

第3号9月15日(金)

平成18年第4回玉名市議会定例会会議録(第3号)

議事日程(第3号)

平成18年9月15日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 18番 多田隈 議 員
- 2 2 4番 田島議員
- 3 7番 近 松 議 員
- 4 9番 福 嶋 議 員
- 5 13番 内田議員
- 6 23番 吉田議員
- 7 25番 田畑議員
- 8 3番 宮田議員
- 9 17番 江田議員

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 18番 多田隈 議 員
 - 1 玉名市役所(本庁)の公用車の管理方法について
 - 2 行政、防災無線の使用方法の標準化について
 - 3 玉名市役所からの嘱託員等への連絡方法について
- 2 24番 田 島 議 員
 - 1 学校用務員配置の継続・拡充について
 - 2 水害常襲地の解消について
- 3 7番 近 松 議 員
 - 1 扇崎公園整備事業について
 - 2 豊水小学校改築について
 - 3 男女共同参画社会の実現について
 - (1) 育児休業取得状況について(男性)
 - (2) 職場の適正配置について(女性)
 - 4 子育て支援について
 - (1) ファミリーサポート事業推進状況について

- 4 9番福嶋議員
 - 1 天水・受免、枦方地区の大雨による住宅及び水田等の浸水、冠水について
 - 2 指定管理者制度の中で事故、トラブル等が発生した時の責任の所在について
 - 3 乳幼児医療費の助成制度変更による助成状況の変化について
- 5 13番 内 田 議 員
 - 1 人間ドック健診事業について
 - (1) 平成17年度受診実績と平成18年度の受診申し込み状況について
 - (2) 次年度以降の健診事業の取り組みについて
- 6 23番 吉 田 議 員
 - 1 教育問題について
 - (1) 教員免許更新制について
 - (2) 高校再編と中高一貫教育について
 - (3) 父母(保護者)負担について
 - 2 安全で安心して暮らせる社会について
 - (1) プールについて
 - (2) (通称) 大学通りの安全整備と学生アパートについて
- 7 25番 田 畑 議 員
 - 1 市有遊休地の現況について
 - 2 公的施設のあり方について
- 8 3番宮田議員
 - 1 天水町立花、石橋、本村、港地区の恒久浸水被害対策について
- 9 17番 江 田 議 員
 - 1 新庁舎建設について
 - (1) 新庁舎の必要性について
 - (2) 新庁舎の建設時期・規模について
 - (3) 基本構想案について
 - (4) 市民の意見の活用について
 - (5) 建設スケジュールの見直しについて
 - 2 九州新幹線鹿児島ルートについて
 - (1) 新駅デザインについて
 - (2) 仮称駅名について

(3) 当初計画駅と請願駅の財政負担について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

萩 原 雄 治 君

2番

中尾嘉男君

出席議員(29名) 1番 萩

3番	宮	田	知	美	君		4番	北	本	節	代	さん
5番	横	手	良	弘	君		6番	前	田	正	治	君
7番	近	松	恵美	美子	さん		8番	作	本	幸	男	君
9番	福	嶋	譲	治	君	1	0番	竹	下	幸	治	君
11番	青	木		壽	君	1	2番	森	Ш	和	博	君
13番	内	田	靖	信	君	1	4番	髙	村	匹	郎	君
16番	松	本	重	美	君	1	7番	江	田	計	司	君
	A -	→ HTT	n		-	_	o ===	,	m-		→ r	

18番 多田隈 保 宏 君 19番 永 野 忠 弘 君 20番 林 野 彰君 21番 髙 木 重 之 君 22番 本 山 重 信 君 23番 吉田喜 德 君 24番 田島 八 起 君 25番 田 畑 久 吉 君 26番 小屋野 幸 隆 君 27番 堀 本 泉 君 28番 松田 29番 杉 村 勝 憲 明 君 吉君

30番 中川潤一君

欠席議員(1名)

15番 大 﨑 勇 君

事務局職員出席者

事務局長 松 畄 誠 君 事務局次長 梶 山 孝 二 君 也 次長補佐 中山富 雄 君 書 記 和田耕一君 記 松尾和俊君

説明のため出席した者

市 長 島 津 勇 典 君 助 役 髙 本 信 治 君 企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 牧 野 吉 秀 君 市 民 部 長 田 上 敏 秋 君 玉名自治区事務所長

福祉 部長	元 田	充	洋	君	産業経済部長	谷	П		強	君
建設部長	取 本	_	則	君	地域自治区 調整総室長	井	上		了	君
出納局長	徳井	秀	憲	君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前	田	繁	廣	君
横 島総合 支所 長兼 横島自治区事務所長	田上		均	君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望	月	_	晴	君
企業局長	中 原	早	人	君	教育委員長	坂	本	清		君
教 育 長	菊川	茂	男	君	教育次長	杉	本	末	敏	君
監查委員	髙 村	捷	秋	君						

○議長(松田憲明君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

- ○議長(松田憲明君) 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことといたします。
 - 18番議員 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番(多田隈保宏君) 皆さん、おはようございます。新玉名クラブの多田隈です。通告の順に従いまして、今回は3項目ほど質問いたしますので、執行部の皆さん方の明確な前向きな回答をよろしくお願いいたします。私はこのように今日は特に声を殺しておりますので、いつもだみ声ですけれども聞きにくいと思いますけれども、どうかひとつ同士の仲間でよろしくお願いしておきます。

さて、月日がたつのは早いもので新玉名市が誕生いたしまして、早1年が過ぎようとしております。若いときは1年間が非常に長いような感じがいたしましたが、還暦を過ぎてからは特に早いように感じますが、先輩の皆さん方いかがでしょうか。私はいつもこの壇上に上がりますと市民の皆さんから選ばれた玉名市議会議員として、まずはこの1年間市民の皆さん方の生きがいづくりと、私が誇りとしていたしておりますふるさと玉名市の将来に向けての健全なる基盤づくりに、せめて私がいただいている報酬の値ぐらいは働いているんだろうかといつも反省されるばかりでございます。そういうことで今回の私の質問事項への対応には、金はかかりません。行政の皆さん方が持っておられる素晴らしいノウハウを隠すことなく全員が出してもらえれば仕事の質の向上、そしてもちろん効率化はもちろんのことですけれども、経費削減に大きく寄与しますので、執行部の方々の先ほど言いましたように明確なまた前向きの回答を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず質問1でございますが、玉名市役所本庁の公用車の管理の方法について質問いたします。玉名市の本庁で保有しております公用車は現在6部署と議会事務局を含めて総台数46台と聞いております。また各部署の管理台数はちょっと細かくなりますけれども、総務部が9台、企画財政部が10台、市民部8台、福祉部3台、産業経済部4台、建設部11台そして議会事務局1台の合計46台であります。先ほども言いましたようにこれは各部署でおのおの管理しているところでございます。

またそれでは公用車が駐車場を離れた時間は1カ月でどれくらいだろうかというこ

とで調査をしてもらいましたところ、一番多い車で116時間でございます。一番少ないのはたったの24時間。そして平均で72時間です。1カ月の職員さんの何といいますか、操業日数というか、を22日といたしまして稼働22日を100%といたしますと1日平均で大体3.3時間、いわゆる5時間ぐらいは駐車場に眠っていることになります。

また1年間の車の減価償却費、その他経費を含めますと17年度ベースで総額で約 1,500万円だそうです。もちろん経費の多いこともわかると思います。

本庁の公用車のうち36台は1階の素晴らしい立派な駐車場におのおの部署別に番 地制で管理することになっているというふうに聞いておりました。そこでそれでは本当 にそうだろうかということで失礼ですけれども、公用車が1日のうちどれだけ使用され ているか、自分なりに現状調査をしてみました。もちろん1カ月のトータル的な数字は もらっていましたけれども、じゃあ私のこの目玉でどうなっているのかを調べたわけで ございます。9月11日には10時15分と12時半と15時、3回にわたって実施し ました。ただ現状の把握をするにはあまりにも粗いですので、さらに9月12日には7 時20分と10時40分、12時半、そして15時15分と17時20分の5回に分け て実施しました。たった2日間のデータでは本当の実態といいますか、事実をつかむこ とはできませんが、私なりに監査して事実としてわかったことは、まず1点目に、1日 に全然使用していないと思われる車が9月11日に9台、12日に8台ありました。ま た2日間を通してこれまた全然使用していないと思われる公用車が4台ありました。ま た9月12日では2時間ぐらいしか動いていない公用車が15台ありました。私は車庫 をチェックするのは2時間ごとにしておりますので、2時間の間に行ったり来たりして おったらわかりませんので、その辺はですね、日誌を見ればわかりますけれども、私は 累計の1カ月のトータルでこれは事実として素直に受け止めております。

それではまず私が気づいた点につきましては、まず1点目が車の駐車方法は番地制できちっと管理されていると思いましたが、私としては中途半端で職員の人はお互いに困っているんじゃないかと思われました。まず1つはといいますと車が午前中と午後はちがう番地のところに動いております。これは分内といいますか、あとで調べましたところ建設なら建設の中で行ったり来たりこうやっているんですよね。それからもう1つは駐車場を出るときに職員の人はわざわざ降りてポールを置いております。これ何で置きよっとかいと言いますと、人の入れるけん、ああそうやということでチェックしました。それからもう1点は1カ月間の公用車の使用状況と現在の在庫数、すなわち私が見た感じでは本当に必要台数だろうかと、結局言うなら46台が35台あるいは40台でいいんじゃないかと、私はこのように考察しました。

そこで、ちょっと事実と質問内容はダブるかもしれません、事実とダブルかもしれ

ませんけれども、まず1点目に公用車の管理を集中管理、いわゆる一つの部署はなぜできないんだろうか。私が聞き取りをしましたら、いや実は近ごろから始めましたというのを聞きました。そうすることによって早くやはり全体の問題点がわかると思いますので、これをまずスピードアップしていただきたい、いかがでしょうか。

2つ目に駐車場には番地は書いてるが、全然活用はされていないと言っても私は過言じゃないと思います。職員の方は駐車場へ公用車の出入りに苦労しております。仮に公用車にも通し番号をつけて、そして駐車場に標柱か番号をつければ誰が運転してもそのままこれは入れます。例えば通し番号は、もちろん市長と議長の番号は書く必要はないですけれども、公用車に、玉名市の公用車の5番というところは番地の5番に誰が運転してでも入れていいんじゃないか、これは単純な改善ですけれども、そういうことはなぜできんだろうかと思います。

それから先ほども言いましたように現状の問題点として述べましたが、公用車の必要台数を私は見直すべきと思います。それは現状をよく調査し、問題点を洗い出し、みんなで考えて改善し、それを後戻りしないようにまず管理をばちっとすれば、必ずや私はできると思います。私として公用車が今思うことは、今現在どのような状態なのか、駐車上にあるのかあるいは現場にあるのか、誰が見てもわかるようないわゆる看板方式、俗に目で見る管理でございますが、これはトヨタのジットから展開しておりますけれども、そういう点でひとつやはり管理の方も導入すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1点目を質問いたしまして、次に2点目にいきます。

次に、2点目は防災行政無線の使用方法の標準化についてでございます。現在旧1市3町すべてに行政防災無線が設置されており、市民へのさまざまな連絡や依頼、そして警報等々日々なくてはならない情報伝達手段であります。しかしながら年間の使用回数を16年度ベースで見てみますと、旧天水町は352回、旧横島町は417回、旧玉名市は86回、そして旧岱明町は20回と、これは毎日の定時のチャイムは除いておりますが、非常にばらつきが大きいことがわかります。特に旧玉名市と旧例えば横島町との境界に住んでいる方からは公的行事、イベント等を事細かに放送している横島町や、さらに日々の生活情報、農業及び漁業関連の情報も放送しており、天水町と横島町が非常に大好評でございます。

近年、田舎は高齢化と過疎化が進み、お互いに連絡し合い、一緒に行動することが 非常に少なくなりました。私もたった10戸足らずの小組合長をやっておりますが、市 役所や農協、漁協等の回覧板の配布また区に関する事項を戸別訪問しながら伝達してお ります。しかしながら非常に留守の家庭が多くてメモを残すことも半数以上でございま す。やはり生活に密着した放送は大変助かり便利であり、これにつきましては市政懇談 会でもやはり要望があったと思います。防災行政無線は放送内容の基準が非常に厳しい と聞いておりましたが、合併後も従来どおりの内容で放送している町もありますし、ぜ ひ緩やかな放送基準での運用ができるような方向を統一していただきたい。執行部の見 解いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

以上、2つの質問を、再質問はこれが終わってからやります。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) おはようございます。市役所の公用車の管理方法についての多田隈議員のお尋ねにお答えいたします。公用車の管理を、集中管理はなぜできないのかという御質問でございますけれども、平成15年度より年間走行距離3,000キロメートル以下の公用車を共用車として集中管理し、2台でスタートしております。当初2台でスタートしております。平成16年度に4台に増やしまして、18年度は10台を共用車として現在財政課で管理しているところでございます。共用車はパソコンシステムによりまして予約利用で申し込むことができまして、稼動状況がすぐわかりますし、利用頻度も高くなっております。本庁公用車の全体台数は先ほど御指摘のように46台でございまして、集中管理車共用車が10台でございますので、集中管理の率は約22%でございます。今後市長車、議長車、交通安全パトロール車、消防用車、また専門機械等を常時積んで現場に対応する公用車などを除いて、できるだけ早い時期に集中管理車化を目指したいと考えております。

次に、駐車場に輪番制はあるが、管理の中で全然生かされてないという御質問でございますが、共用車の駐車場につきましては、番号のナンバー16よりナンバー25の空いている場所に、それ以外の各課管理車は指定された場所にそれぞれ駐車している状況でございます。誰が見てもすぐわかる議員御提案の看板方式と申しますか、名札方式等の導入については、今後検討してまいりたいと思っております。

最後に毎月の稼動実績等から本当に必要な公用車の台数だろうかという御質問でございますが、公用車は職員の県内出張にも利用しておりまして、同一時間に用件が重なったり緊急出動もあり、適正な公用車の必要台数を把握するのは非常に難しい状態でございますが、集中管理車化を進める段階で利用度を見ながら適性台数化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 助役 髙本信治君。

[助役 髙本信治君 登壇]

○助役(高本信治君) おはようございます。総務部長がやむを得ない事情で欠席でございますので、私から答弁をさせていただきます。

防災行政無線の使用方法の標準化についてでございますが、議員お話のように防災行政無線の現時点での運用は旧市町のときの運用形態をそのまま踏襲をいたしております。もちろん放送の回数、放送内容の基準もそれぞれでございます。防災行政無線で放送できる情報の範囲につきましては、地方自治法第2条第3項に例示されている事項でございまして、公共の秩序の維持、住民の安全、健康及び福祉の保持に関する事項、防犯、防災及び罹災者の救護に関する事項、保健衛生、社会福祉施設等市有施設に関する施設の管理及び使用規制に関する事項、環境の整備保全、保健衛生等に関する事項等、幅広く考えられておりまして、放送内容の基準は決して厳しいものではございません。

しかしながら現状の運用形態といたしましては、これまでそれぞれの地域の生活の 実情に合わせた情報が伝達されてきたという経緯がありますことから、急に統一してし まうのはいかがなものかということから当分の間、合併前の放送基準を踏襲し運用して きているところでございます。

しかし今後は原則として一市町村に1つの電波が割り当てられることになっておりますので、玉名市といたしましても現在の4つの電波を使用しているものを1つに統合する工事を行ないまして、その後におきまして防災行政無線の運用の一元化を図りたいと考えております。その際、放送内容の基準をどうするかにつきましては、今後、議会や市民の皆さん方の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(松田憲明君) 18番議員 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番(多田隈保宏君) 御答弁ありがとうございました。企画財政部としても集中管理はなぜ必要かというのは認識されていたことには私も非常に嬉しく思います。しかしながら、その取り組みが15年度から18年度この4年間でたった10台というのは非常に情けないと思います。やはり問題の吸い上げ方の方法が甘かったのではないだろうと思います。先ほどの月次の公用車使用実績が例えば1日に5時間も駐車場におるようなのは、毎月毎月あるいはデイリーで管理しているんですから、そのチェックしていればですね、ああこれはスピードアップせないかんと、私はわかっていたんじゃないかと思います。そして職員の方に公用車の駐車場での駐車方法は考えさせずにですね、考えさせて仕事されていることはやり管理者としての私は責任と思います。先ほど言いましたようにくどいようですけれども、例えばああいう立派な駐車場でしたら駐車場のナンバーとこれをですね、標柱か札にして、そして今度は公用車に番号をつけていけば、いつ誰がどこでどがんしよるか、全部そこに入るようになります。もしそれで間違えて入れた人だったらそれを徹底的に追及してですね、職員だったらそのしつけといいますか、その教育をしていけばいいと思います。それはすべて私は一事が万事じゃなかろう

かと思います。そうすることによって、やはり新たな問題とさらなる改善が出てくると 思いますし、終局的には実際の46台が30台いや25台で管理の方法次第ではできる んじゃなかろうかと、このように思います。

そこで私は牧野部長に個人的にお願いしますけれども、あなたは博物館で非常に私をびっくりさせるような改善やられておりました。省エネでございます。必要なときに必要なだけ必要なだけ使うという観点から、昼休みなんかばちっと消しておるしですね、私はあそこでわっと言うほど知っております。これは当然のことでございます。またけちをせいと言ってはおりませんけれども、必要なときは必要なだけ必要なやつ、これは当然でございます。そういうことでよかったらどうですか、部長。一日一つあの駐車場でですね、もちろん仕事があるなら年休なんかもらってきてですね、張りついてですね、よく見ておってください。必ずやですね、職員の方々の苦労やですね、改善案が出ると思います。それなりに私もちゃんと私なりに協力しますので、2人でそれをやろうじゃありませんか。お願いします。

次に、今のやつは要望でございますのでよろしくお願いします。

次にですね、行政無線の統一といいますか、それにつきましてはやはり防災行政無線の使用については、先ほど助役が触れましたようにありますが、やはり規制緩和できるところは現在の旧町に合わせてもらいたいと思います。先ほどちょっと言いましたけど、何か玉名市になったら今までの4回線を1回線に変えるというふうなことがありましたが、そのときこそ私は変えるチャンスと思います。そのときにですね、支館長とか区長会がございますので、ぜひですね、会長さんたちを寄せてどうだろうかというふうにしてもらいたいと思います。今まではですね、横島なんかそれこそ先ほど言いましたようにすべてを情報しております。天水さんもそうと思います。岱明さんが一番少ないようですけれども、やはりいいことはですね、早く何というか真似したがいいと思います。そしてましてですね、田舎はですね、先ほど言いましたようにもう何ていいますか、留守家庭が多いです。年寄りばかりでですね、私もですね、例えばああいうクリーン作戦でもよし明日行かなんというても書いておかんなら忘るっとですよね。朝ちょっと言うてもらえば、ああそうかというのがですね、まちづくりのみんなも言いますので、ぜひそういう前向きの姿勢でひとつ改善をお願いします。これは要望ですので、再質問ではありませんので回答はいりません。

それでは最後ですけれども、玉名市役所から委嘱された委員への連絡方法について質問いたします。現在市役所から委嘱された各委員への連絡方法はすべて郵送方式ではないかと思います。玉名市本庁の18年度の通信費の予算は概算金額で9,500万円と聞いております。議会事務局では議員への連絡は案内がすべてファックスで案内しております。1回当たりそうしますと8円で済みます。郵送の場合は1回当り80円と返

信用葉書が50円で130円かかります。もちろん一括して何百も払えば玉名郡内の割 り引きがあるということは私は重々知っておりますけれども、基本的には130円対8 円ということでございます。玉名市が仮に委嘱した人たちへの玉名市からのすべての連 絡を郵送方式からファックス方式に、そして委嘱された方々の返事を電話かファックス でしてもらうとするならば、先ほどの計算から1回当たり122円の経費の削減となり ます。またそれよりも一番私が何といいますか効果があるというのは郵送に携わる職員 の方々のこれはですね、職員の高い給料はもったいないわけでございます。それに費や す時間は年間を通せば莫大な金となると思います。もちろん当然のことですけれども、 本人だけしか開封できない公文書とか、あるいは市役所の幹部の方が判断して郵送すべ き連絡事項は別にして、またいろいろあると思います。本人がファックスを所持してい ない場合やあるいはファックスじゃどうも何か都合の悪い人の場合は、これはやはり基 準を決めて従来どおりと思います。玉名市から委嘱された方々は幾らかの報酬をいただ いておりますので、現在の玉名市の財政状況やそして行財政にかかわる推進の面から も、お互いの痛みを将来のためにも分かち合うことは市民の皆さんも絶対理解してくれ なければならないと、私は思っております。一朝一夕ではできないと思いますが、いか がでしょうか。執行部の見解お願いします。

また参考までに10月3日に挙行されます新玉名市設立1周年記念式典への案内状の提出総枚数と案内された方々の出欠は別にしての返却枚数の総数をお知らせ願います。

以上です。

○議長(松田憲明君) 助役 髙本信治君。

[助役 髙本信治君 登壇]

○助役(高本信治君) 嘱託員への連絡方法についてお答えをいたします。平成18年度予算におきまして、玉名市の通信運搬費につきましては、9,462万8,000円を計上をいたしております。この中には電話代や納税通知書の発送、保険証の発送など郵送での対応をしなければならない部分も多数含まれております。議員御指摘のように嘱託員を含む非常勤職員への通知につきましては、会議の内容によりましてはファックスや電話での対応で済ませられる場合もあろうかと思います。例えば嘱託員への会議開催の通知などは現在でも広報たまなと一緒に配布をいたしておりまして、通信費の削減を図っているところでございます。しかしながらファックスを持たない非常勤職員に対する通知ですとか、各種審議会委員会の開催文など、確実に本人に届かなければならない大事な依頼文書のような場合、どうしても郵送でなければならない通知などもございます。今後、行財政改革を進める中で各課におきましてできる限り経費の削減が図れますようにファックスの活用等にも努力してまいりたいと考えております。なお、玉名市合

併1周年記念式典の案内状につきましては514枚発送いたしておりますが、現在出欠の返信用はがきは377通届いております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 18番議員 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番(多田隈保宏君) 御答弁どうもありがとうございました。私気になっていたんですけれども、今回の新玉名市設立1周年の記念式典には77.5%ですかね、それぐらい返却されているということは非常に私はいいと思います。その中に私が聞いたところでは欠席する人も19人出しているそうでございます。やはり私の感じではですね、ひょっとすると1,000枚出して300枚ぐらいしか来ておらんとかなあとかしましたけれども、データで見ますとやはり今回出された嘱託された人は私は立派だと思います。これをですね、ファックスにするか何かにするかというのはですね、やっぱりこれは新玉名市の1周年ですからこういうのは郵送でもいいと思いますが、ぜひそういうふうにですね、細かに先ほど助役が言われましたように今後はひとつですね、そういうちりも積もれば山となるようなやはり管理をしていかなきゃならないと思います。

それでは最後ですけれども、これは島津市長に私のこれは提案でございます。1年間に2回ぐらいはですね、各部署の改善事例研究会を上期と下期に分けて実施したらいかがでしょうか。これは時間もかかりませんし、ミニ改善事例でございますので、発表が10分で質疑討議が10分、講評が10分にいたしましても、やはりですね、例えばこれは実績ですから土曜日なら土曜日に希望者だけですね、来てもらえばいいと思います。なぜならばですね、今後はやはり職員の方々にはますます少数精鋭化での業務遂行が必要であり、これやらなければならないわけでございます。各部署で業務の改善でいろいろな苦労をしながら効果をあげた事例をその事例を他の部署の人たちの前で発表して、その手法とノウハウを共有化し、全部署に水平展開してもらうことについて、そうすることにつきまして庁内のさらなる私は活性化が進むと私は確信しておりますけど、いかがでしょうか。

やはり今後は今日3つの項目にしましたけれども、小さいやはり改善を積み重ね、 お互いにですね、市の職員の人は素晴らしいノウハウの職員の人ばかりでございますの で、まだまだ知恵を出し切っておられないと思いますので、ぜひ島津市長もですね、そ ういう点をひとつ改革してもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(松田憲明君) 以上で、多田隈保宏君の質問は終わりました。

引き続き、24番議員 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番(田島八起君) おはようございます。社民党の田島八起です。合併をして4回目の定例議会を迎えますが、一般質問者はますますふえ、活気があるのは大変喜ばしいことですが、1日に9人となると答弁する執行部も大変と思いますけれども、質問する方も全体の時間配分を考えると1人60分の発言時間という保障はあるものの、いささか気になるところで、議会運営委員会としても検討してほしいものです。

さて、私は今議会に2つの質問を通告していますので、早速質問に入りたいと思います。

まず、学校用務員配置の継続・拡充についてであります。本年度から図書館の司書が昨年までは玉名市が巡回司書2名、岱明の5小中学校と横島小の6名の配置が玉名市27小中学校に4名の巡回司書の配置に変わり、来年からは学校用務員廃止の方向が出されています。図書館司書の配置・縮小、巡回司書増員の問題については去る6月議会で2名の議員が取り上げ、司書配置の重要性と全校配置に向けた質問が行なわれたところです。したがって、私は学校用務員の継続・拡充について質問をいたします。

学校用務員については来年度から廃止の方向が出されています。今年からは図書司書も8人から半数の4名に減らされており、合併により教育予算にしわ寄せが来ていると思うのは私1人でしょうか。少子高齢化の進行が懸念される中で、子どもを生み育てる子育て支援の充実と、今いる子どもたちの教育の充実、健全育成は大変重要な課題ではないかと思います。したがって、私は学校教育における用務員の果たす重要な役割と、また用務員さんも1人の労働者としての雇用の安定という面から、この2つの点から質問をいたします。誠に申しわけなく思いますが、私は用務員廃止の問題が出るまで仕事の内容を十分理解していませんでした。したがって、私は廃止の問題を受けてから用務員配置のある学校を回り、校長先生と用務員さんに直接お会いし、お話をお聞きしました。多くの校長先生は継続を希望されていましたし、直接教育長や市長にも話されているとのことでした。特に中学校や大規模校にその思いは強かったように思います。ただ私の思い違いで2つの小学校に行くことができませんでした。したがって、お2人の用務員さんから仕事の中身を聞くことはできませんでしたけれども、ほかの17校のうち15校の用務員さんとお話をしましたので、仕事の中身については大体共通をしておる問題ではないかというふうに思います。

実際にお会いをしてお話を聞いてみて感じたことは、用務員さんの仕事が実に多彩であるということ、そしてその必要性が非常に高いことを私自身まず実感したところです。そのことはまず勤務時間に表れています。勤務時間は昨年の8時間から今年は6時間に短縮をされていますが、その勤務時間の設定については各校ほとんばらばらで、6時間を3分割にして勤務時間を設定してあるところ、2分割にしてあるところ、6時間1つになっているところでも朝の出勤時間それぞれに全部が違うとは言いませんけれど

も、かなり微妙な時間差があると、そういう設定にされております。その中身を考えてみますと、少ない時間を有効に使いたいという思いから、そういう時間設定がされておるのではないかというふうに受けとめたところです。働く立場から見るとこういう分割して勤務を設定するというのが果たして妥当なことかどうか、いささか私自身は疑問に思ったところですけれども、今日は一応そのことは置いておいて、仕事の中身について若干御報告をしてみたいというふうに思います。

まず共通してやられておるような仕事としては、まず朝は湯沸かしからお茶くみそ れから玄関の掃除、これは毎日ではないようですが、授業が始まれば花の水かけ、花壇 の手入れ、草取り、その中でも多くの人が土曜・日曜でも花の水かけに来ておるという ことでした。また来客の対応や接待、給食時の手伝い、担任外の先生への給食の配ぜ ん、時にはごみ出しや郵便局、農協へ給食費などの振り込み、職員室に先生の不在にな ったときに電話、来客、宅急便などの対応、養護教諭不在で保健室に生徒がいるときの 目配り、気配り、忙しいときの印刷の手伝い、そういうことが大体共通してやられてお るというふうに思いますが、個別に特徴あるそのほかの取り組みを見てみますと、朝夕 の戸締まりや窓あけ、体育館のかぎの管理や不審者ベルが鳴ったときのベルの解除、保 護者に呼びかけフラワーボランティアをつくって環境、花の手入れ等を一緒にされてし ている、体育祭が終わるまでは毎日6リッターのやかんに5杯の麦茶をつくっている、 食育研究指定校に今年指定されたある学校では用務員さんが中心となり、校内で野菜づ くりに取り組んでおられます。これまでつくられた野菜はなすび、カボチャ、トウモロ コシ、落花生、キュウリ、サツマイモ、そしてこれから大根、チンゲン菜、レタス、ニ ンジン、大豆、ブロッコリーなどを地元の経験者の人に指導を受けてつくっておられる そうです。来年が発表であり、終わるまでは手は引けないと言われていました。ここで 取れた野菜は家庭科の時間に料理してみんなで食べるとのことで、それだけに生徒たち も野菜に対する愛情がわくのか水かけも忘れずにやっておるということでした。ある用 務員さんが言われたことですが、私たちは学校の主婦の役割をしておるということを言 われましたけれども、今取り組みの中身を紹介しましたけれども、まさに学校の主婦と いえるそのような役割をいたしておられております。

そういう現状を踏まえて7点についてお尋ねします。(1)学校用務員の廃止とその理由について、また経費はどのくらいか。(2)学校における用務員の果たす役割をどのように認識されておられるか。(3)学校における教職員の勤務実態をどう認識されておるか。(4)学校教育における校内の環境整備や美化をどのように考えられるか。(5)学校の防犯における地域の情報の収集は大変重要と思われるが、用務員の果たす役割をどう思われるか。また学校に監視カメラが設置されるが、設置方法と運用について。(6)睦合小学校は用務員配置基準にあるにもかかわらず、なぜ配置されていない

のか。(7)学校用務員の廃止と一口に言うけれども、中身は首切りである。首切られる痛みをどう思われるか。また再就職を希望される人たちには仕事のあっせんを責任を持ってすべきであるが、その決意はあるか。以上、7点について御答弁をお願いします。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長(菊川茂男君) 田島議員の質問にお答えしていきます。まず、第1点目ですが、学校用務員の配置につきましては、行財政改革の一環として廃止の方向で進めております。また今年度の学校用務員の経費は社会保険、雇用保険を含めまして17名分で2,208万5,000円ほどになっております。用務員の方々には学校のいろんな用務についての仕事をしていただいておりますが、先ほど議員がおっしゃったように校地内の環境整備や湯茶の準備及び接客等をしているところが多いというふうに思っております。教職員の勤務の実態につきましては、1学期の学校訪問や日ごろの様子等から見ておりますけれども、先生方は授業時間はもちろんのこと放課後も部活動等の指導をなされておりまして、どの先生方も児童・生徒のために本当によく頑張っていただいていると思っております。したがいまして、先生方の健康管理につきましては、校長会議や学校訪問を通じてくれぐれも注意をしていただくように指導をいたしております。また定時退勤日を各学校で設け、定期退勤を進めておるところでございます。

環境整備や美化についてでございますけれども、環境は人をつくると言われておりますように、学校の美的環境を整えることは児童・生徒の人格形成の上からも極めて大切であると考えております。学校内における環境整備や美化につきましては、職員や児童・生徒を中心として進めていくことがまず第一ではないかと思っております。職員と児童・生徒が一緒になって学校園の栽培活動であるとか、あるいは花壇づくりを行なうことで命を育てることの大切さや自然と触れ合うことの素晴らしさ、草花の美しさなどに感動する心なども醸成されていくものと思っております。また開かれた学校づくりの視点からは、保護者や地域の方々とも協力して進めていくことが地域で子どもを見守り、育てることにもつながってくるのではないかと考えております。

学校の防犯に果たす地域情報の収集あるいは用務員の果たす役割、学校に監視カメラを設置する等々の問題につきましては、用務員の方は大体その地域の方にお願いをしてあるために、その地域のことをよく知っておられる方も多いとこういうふうに思っております。したがいまして、日常会話等の中で児童・生徒のことあるいは地域のいろんなことについて情報提供をしていただくと、こういう面もあろうかというふうに思います。しかしながら学校の防犯に果たす地域情報収集の役割として用務員に対してその仕事を期待するのはどうかなあというふうにも思っております。地域の情報収集は職員全

体で行なうことが大切なのではないかと、こう考えております。

次に、監視カメラの設置方法とその運用について、お答えしますが、監視カメラにつきましては、国の補助事業で地域イントラネット基盤施設整備事業を行なう中で不審者対策用としてウエブカメラを小学校21校に4台ずつ、保育所11園、幼稚園1園に3台ずつの合計120台を設置する予定であります。4月に各学校に設置箇所の調査を行なってもらっております。それに従いましてカメラを設置する予定にしており、来年の初めには試験運用を始め、平成19年度より全体の運用を開始したいと考えております。また監視体制につきましては職員室にディスプレイを設置し、職員室にいる職員が時折見ながら確認をするというような体制で行なっていただこうかなあと思っております。

睦合小学校の問題ですけれども、用務員の配置基準というのはありません。ただ旧 玉名市においてはある程度の規模の学校に配慮して用務員を配置しておりましたけれど も、ここ十数年来クラスが増加した学校に対しても用務員の配置はいたしておりませ ん。睦合小学校の場合、市職員の人員削減の中で当然教育委員会内での削減も回避でき ず、今回、市職用務員の引き上げとなっております。

最後の問題ですけれども、解雇される側にとりましては、精神的な痛みがあることは十分認識をいたしておりますが、本年4月にそれぞれの用務員に対しまして本年度限りであるということを通告をいたしております。また再就職につきましては今のところ考えておりませんので、御理解をお願いしたいと、こういうふうに思います。

以上です。

- ○議長(松田憲明君) 簡潔な質問、答弁を求めておきます。
 - 24番議員 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番(田島八起君) 今、議長が簡潔なということを言われましたけど、私の質問がそがんくどかったですかね。

ただいま、答弁をいただきました。まだ学校用務員の廃止については行政改革の一つであると。教育の面で全くその行政改革をするといかんということでもありませんけれども、今私は何で用務員さんの仕事の中身を紹介したかというとですね、先ほど教育長からも答弁がありました学校の用務員さんの仕事がお茶くみ、接待、環境の美化、その程度の仕事ではないかという受けとめ方をされておりましたし、私もよくわからなかったけれどもですね、実際一人一人お聞きするとですね、本当に8時間から6時間になっただけでも時間が足りない。そして先ほど紹介したようないろんな形でのですね、やっぱり学校教育が充実するために努力をされてきておるわけです。それでそういう努力をですね、考えると本当はやっぱり全学校に配置すべきでないかなあというふうに思い

・・・・・・・・まだ8時ぐらいに帰っておられる先生はあまりおられないと、大変だなあということをですね、一つは実感として持っておったわけです。だからそういう状況の中でですね、そして今個人情報の保護ということで通信簿でも家に持って帰ってするわけにはいかんと。そして通信簿の中身も日常の授業の生徒の評価をせにゃならんと、そういう意味ではですね、そういうやつを常に整理する時間も必要であるけれども、そういう時間もなかなかうまく取れないと。それからテストがだんだんふえてですね、採点等もふえておると、だからそういう中身のそういう状況の中で廃止ということでありますので、そういう意味ではですね、大変負担が重くなると、果たしてできるのかという思いもするところです。

それから学校の防犯の関係でいきますと地域情報の収集は大変必要であるし、大体用務員さんの勤務年数をちょっと見てみますとですね、10年未満というのは4名の方で、あと15年以上の皆さんであります。それだけに地域に密着して地域のいろんな情報をですね、用務員さんを通じて先生たちに知ってもらうという中身もですね、実際は果たしておられますし、そういう意味でやっぱり地域の情報を監視カメラも、どちらかというと監視カメラはですね、事故が起きてからの後の対策の方に利用されるのが多いんじゃないかという思いが私自身はします。したがって監視カメラの効果というのは設置されておるという思いが私自身はします。したがって監視カメラの効果というのは設置されておるという活神的な効果はあるかもしれませんけれども、実質的にどういう役割を果たすかということになればですね、職員室が空になっておるというときも往々にしてありますので、そういうときは用務員さんがですね、職員室におるということになっておるようですけれども、そういう面からもですね、必要ではないかというふうに思うところです。

それから睦合小学校の問題については、私が旧玉名市の基準をひとつもとにして考えたところですので、教育委員会の考えはそういうことだということについてはわかりますけど、ここでもやっぱり私も校長先生とも話をしたところですけれども、前の用務員さんが土・日は水かけに来ていただいておるようだと、そういうふうにしてですね、やっぱりやめてからも学校の美化のためには努力をされておるということ。それからこの花の問題については非常に苗を買って植えるというのはお金がかかりますので、種からですね、育てにゃいかんという状況では、もうそれがほとんどだろうというふうに思います。私たちもまちづくり委員会で花部会の私も会員になっておりますので、駅前の花壇はですね、まちの花づくり委員会でしておりますけれども、前は苗を小さい苗を買ってしておったですけど、予算がなくてですね、本当に種から育てにゃでけんということで今種から育てておるというぐらいにですね、結構費用もかかります。そういう意味ではそういうやつを中心的にやられておるということを考えるとですね、本当に必要な存在であるというふうに思うわけです。

それとあと一つ最後の問題ですけど、これは玉名市、旧どこでも一緒だと思いますけれども、行政改革の一つとしていろんな民間委託がされてきました。玉名で言いますと給食の配送からごみ収集からそれから保育園の民間委託から、そういう、それから給食センターの民間委託、いろいろありましたけれども、そのとき確かに臨時の職員の方々はおられましたけれども、大体そのときはですね、それぞれ民間委託される受け皿の事業所がですね、希望する皆さんについては大体引き受けていただくと、そういう条件をつけてですね、議会でも私も何回も取り上げてきたところだし、大体そういう形である程度の再就職の受け皿というのが臨時の皆さんもあったわけです。しかし今お話を聞くように今度の用務員さんの廃止についてはですね、全く受け皿がない。したがって解雇でありまして精神的な痛みがあると思うって言われましたけど、精神的痛みよりもですね、確かにそれだけ頑張っておられますので精神的な痛みもあると思いますけれども、生活がやっぱり年齢的に考えてみても40代の人が1人と50代の人が11人です。それから60代70代がそれぞれ2名の方で、この際やめようかという方も当然おられました。

そういうことを考えるとですね、これは臨時だから雇用契約だから契約期間が切れたからもうそれでおしまいですよということはですね、それはそう簡単にいく中身じゃないというふうに思います。私も今言いましたようにほとんどの人が15年以上ずっと1年契約で今日まできたわけですから、解雇する以上はですね、ただ行政改革の一環としてやりますということじゃあすまされん問題だと。これだけ予算を削らにゃいかんから皆さんやめてください、何かそういうはっきりした理由をですね、まず示してもらいたいというふうに私は思うところです。

今日は本当に心配をされて多くの用務員さんも見えておられます。そこら辺のところをですね、もう少しはっきり答弁をいただきたいと思いますし、できればですね、この問題については教育長だけのところもできないと思います。したがって、市長からでもですね、ぜひその点の考えについて御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長(松田憲明君) 田島八起議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時23分 開議

- ○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

「教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長(菊川茂男君) 田島議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

学校の先生方のお仕事が大変忙しいというのは十分認識をいたしております。学校の先生方によっては夜の9時・10時までも仕事をされているというふうなケースがあるということで、私といたしましては本当に先生方の健康面をですね、非常に心配いたすわけでございます。明くる日の授業がありますので、さわやかな顔でまた子どもたちの前に立っていただきたいという願い等もあり、学校訪問等を通してなるべく早く帰られてですね、そしてまた明日の英気を養っていただきたいというふうなことでお願いをいたしております。そういう中で用務員の方々がいろんな仕事をしていただいて、職場の雰囲気等を和らげていただいているといいますか、お手伝いをしているというようなことに関しましては大変ありがたく思っておりますし、そういったことについてのお仕事についても十分認識はいたしております。しかしながら現在旧玉名市の場合をとりましても、用務員さん方がおられない学校もたくさんあるわけでございまして、そういう学校におきましては先生方がお互いに協力をしながらいろんな花の草花の手入れとか、そういったことも十分やっておられるわけでございますので、そういう点も考えていきたいと思っておるわけでございます。

監視カメラの問題につきましては、常時監視していただくという体制でなくて、職員室におられる先生方が見ていただくと、全くおられない状態になるケースもあるかもしれませんけれども、おられるときに注意をして見ていただくという体制をとっていきたいと思っております。

それから再雇用の問題でございますけれども、先ほど私は今のところ考えておりませんというふうに申し上げましたけれども、希望される方につきましてはあっせん等についてはですね、今後考えていきたいなあというふうに思っております。

以上です。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) おはようございます。議長さんそれから議運の委員長さん方にお願いをいたしておきますが、答弁を求めるときには市長にもこの問題答弁を求めますよということは言っておいていただきませんと、どうもそんときそんときですね、急に答弁がきますので、お願いしておきます。

先般田島議員、私のところに仲間の方と一緒にお見えになってこの問題でいろいろお話をしましたので、私の考え方についてはよく承知をしていただいていると思います。思いますが今日はまた本会議という場所でもあるし、用務員さん方でしょうか、お見えになっているということもあって、改めて市長の考え方も聞いておきたいということでしょうから、申し上げます。

教育長が、るる御答弁を申し上げましたが、用務員の問題については廃止する方向で問題提起がなされ、検討が続いております。その中でこれは田島議員からだけじゃないんですね、いろんな立場の方々から御意見が私のところにも寄せられております。議員さんも何人もおられます。これやっぱり考えてみたらどうかという話はどなたとどなたとは申し上げませんが、議会の中でもそういう視点で御意見を寄せいていただいている方がたくさんおられます。そういう中で今教育長が現状については申し上げたとおりでございますが、ただ2点申し上げておきます。

1つは合併後その教育予算が切り込まれてるんじゃないか、どこが切り込まれているのか、この1年ですけどね、図書司書の問題が大きな問題になっていることは事実で私もよく認識をしております。しかし、申し上げたように昨日も申し上げましたが教育予算を切り込むという認識や感覚は一切ありません。ですから教育を充実をしていくという観点に立ちながら、例えばその部分を節約するというか、財政上の問題として例えば用務員を廃止した場合に幾らの費用が節約されるのか、それならばそれを単なる市の財政という視点だけでとらえてはだめだと。あるいはその金を他に流用する、他の事業に流用するというような実態としてそうなっては考え方と違う。このことは今この議会で申し上げているだけではありません。この4月以降ずっと執行部の諸君にも私はそういう発想や考え方はないんだから、改めてしっかり検討してくれということを申し上げております。

先般PTAの会長さん方と懇談をいたしました。その後また代表の方々がお見えになりまして、いろんな事柄について市として学校教育についてどういう留意点を持つべきなのか、どういう事柄に意を注がなければならんかというような話し合いもいたしております。そういう中で先ほど申し上げたようにPTAの方々あるいは議会の皆さん

等々からいろんな御意見、御示唆をいただいていますので、そのことを受けながら今検討させていただいているということでございます。改めて申し上げますが、そういうことをはしょりながら、教育予算、金がないからと言うて教育予算をはしょっていくというような認識や考え方は一切ないということを改めて申し上げておきます。

18年度予算、19年度予算の編成を考えなきゃならん時期が近づきつつありますが、そういう考え方に沿って検討を詰めていきたいと思っております。さっき学校の先生方の話がちょっと出ていました。これは県の教育委員会の話ですけどね、この間看護福祉大で北部地区の300名ぐらいでしょうか、教頭先生方が全部お集まりになって研修会があった。私は地元市長としてあいさつをしろということでしたから、出席をさせていただきましたが、どうも県議会時代からいささか感じておりますことは、学校の先生方はね、あの本来の教育にかかわる部分で非常に忙しくしているのは、これはこれとして受けとめなきゃならんが、どうもくだらん事務を教育事務所が押しつけるから先生方は事務員じゃないんだから、県も来てましたからもっとその辺は県教委も考えるべきだというように申し上げておきましたがね。

それから先日も申し上げましたが、これは言わずもがなと思いましたけれども、玉名市が旧市が7クラス以下は用務員を廃止された。そのときにどういう議論がなされたんですかということを伺いましたが、そのときはあんまり議論が起きてないんですね。今度そういう問題が起きてきたら一斉にあっちこっちから矢が飛んできておりましてね、私もいささか戸惑っておりますが、基本的には先ほどから申し上げているように、その辺を財政の視点からだけで絞って物を考えるのは適当でない。改めて何回も申し上げます。議会にも申し上げているし、この場所でも申し上げているし、執行部の職員にも申し上げているし、また学校の校長先生方やあるいはPTAの代表の皆さんにもそういうことを申し上げております。

ですから玉名市の教育行政がそういう面で後退していくという時点になったときには、議会の皆さんあるいは市民の皆さんからまた厳しい御示唆をいただくんだろうということを認識をしながら市政運営に当たってまいります。

○議長(松田憲明君) 2 4 番議員 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

- ○24番(田島八起君) ただいま御答弁をいただきましたので、再々質問になろうか と思いますけれども、再々質問にはしませんので、ただ私の最後の質問のまとめとし て、まあまとめをさせていただきたいというふうに思います。
 - 一つは教育長の方からお答えがありました。再就職についてはですね、今後考えて みたいということでありましたので、これはどうしても廃止をするという結果になった ときにはですね、また改めてお願いをしたいというふうに思います。

それから今市長の答弁をいただきましたけれども、確かに11日の日に学校の先生 たち3名の先生がですね、署名を持って市長に直接継続の要請に来られました。私も時 間の設定等もいろいろ相談したところでありますので、一緒におりましたので、市長が 大体今答弁されたようなことをですね、言われたところです。私はそのときは発言はし ませんでしたけども、一般質問の通告をしておりましたからですね、その場では市長に はいろいろ申し上げはしませんでしたけれども、一つは市長としてはこの2,200万 円を削ってよそに回すということではないと。ただそういう意味では、ある意味ではそ のそのまま継続もですね、受けとめ方によってはできるんじゃないかなあという思いを ですね、私自身はちょっとしておるところもあります。そのとき先生たちの中ではです ね、もう学校のプールを2学期まで使うとその消毒する費用が出てこんと。だからどう するかと、そのくらいやっぱり学校の方も予算が厳しくなっておるので、予算の拡大も 欲しいという思いはありますけれども、それよりもやっぱり何とか用務員さん配置の継 続をしてほしいと。それで大体先生たちの署名等もですね、集まってそれぞれの学校で 集まっておりますけれども、そういう厳しい予算の中でもやっぱりできるならば継続を してほしいという思いがですね、先生たちの中にもあるということが一つと、それから 確かに旧玉名市は6学級以下は用務員さん廃止ということでですね、私も当時もおりま したので、ただこれはですね、玉名の場合は旧玉名市の場合は、今度のようにいつから 一斉に皆廃止をするということじゃなくて、大体やめられるところを不補充という形で ですね、何年かかけて今の6学級以下の学校配置がなくなったというふうに思います。 だからあんまり学校現場の問題としてもですね、そう問題にならなかったのかなあとい う思いをしておることと、やはりあの一つの基準がある意味では妥当性があったからで すね、そう問題が起きらなかったのかあという思いもいたしておりますので、その点に ついてもですね、今度のようないきなり全員をぴしゃっとこう廃止をしてしまうという 中身ではなかったというふうに私自身は理解をしておるところです。

したがいまして、まあそういうこともありますので、まだ来年の予算編成までにはですね、時間がありますので、ぜひ考慮をいただいてですね、検討を継続もできるならば継続の方向で検討をお願いしたいという希望を申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

そして2番目の水害常襲地の解消に向けてに入りたいと思います。近年は局地的には大雨の被害が出ていましたが、今年は6月から7月にかけて全国的に大雨被害が多く、多くの犠牲者も出したところです。本市においては幸いなことに人的被害はありませんでしたが、1990年、平成2年の7月菊池川の月田地区堤防が決壊し、月瀬地区に大きな被害をもたらした大水害以来の被害ではなかったかと思います。しかしそうはいうもののこれまで多くの水害に見舞われ、水害の常襲地も点在し、これらの地区に住

む住民の人たちからは一日も早い水害対策が求められており、私はこれまでも2回ほど水害対策について取り上げてきたところです。その結果、観光の目玉である玉名温泉地区、立願寺中央区前田小児科付近は改善が進み、その成果を期待していたところですが、温泉地区においても雨水処理管の埋設が完成していなかったようであり、それらの早期完成も含めて水害常襲地の解消に向けた取り組みについて、3点についてお尋ねいたします。

(1) 6月27日・7月23日は大変な集中豪雨だったと思いますけれども、この雨量はこれまででは最高ではなかったかとも言われていますが、1970年7月2日の大雨時と比べて雨量がどうであったのか。(2) 水害の常襲地である玉名温泉街、境川流域の山田橋付近と春出蓄協付近、国道208号の日本たばこ付近、中央区の前田小児科付近、繁根木川の高津原橋付近、立願寺のスーパー栄屋前等の水害解消に向けての今後の取り組みについて。またその他にも多くの水害常襲地といえる地区もあるようですので、改善計画があるところについては、その御報告をお願いします。(3) は境川の春出付近には農業用堰があり、現在堰の利用者は何軒ぐらいあるのか、また代用措置をして堰の撤去はできないか。

以上についてお尋ねいたします。

○議長(松田憲明君) 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長(取本一則君) 田島議員の水害常襲地の解消についての中で、1番の1990年の水害のときと今年度とはどう違うかということでお答えいたします。今年6、7月の雨量と1990年の雨量を比べてお答えいたしますが、気象庁岱明町アメダスの資料によりますと1990年6月の降水量230ミリ、最大降水量は6月30日の69ミリ、7月の降水量は239ミリ、最大降水量は7月2日の121ミリとなっています。本年6月の降水量513ミリ、最大降水量は6月26日の176ミリ、7月の降水量は674.5ミリ、最大降水量は7月23日の223.5ミリとなっております。なお1900年7月出水、6月の29日から7月3日にかけての豪雨では、菊池川上流域の記録的な豪雨により水位が上昇し、全河川にわたる無提地区・弱小提地区等で河川のはんらん、堤防の越水、決壊による被害が発生し、特に本市、旧市溝上、月田地区の住民は甚大な被害を受けられました。

次に、水害常襲地の解消についてお答えいたします。今年も例年にない異常気象で6月・7月にかけての集中豪雨によりまして、多大な被害を受け今議会には土木関係、災害復旧費で1億8,400万円の補正をお願いしているところでございます。議員お尋ねの山田橋付近と春出の元蓄協付近、国道208号線の日本たばこ付近、立願寺のスーパー栄屋等の常襲地帯は流域面積11.8平方キロメートル、幹線流路延長約6.5キ

ロメートルの2級河川境川に流入いたしております。今年の6月23日から27日梅雨前線豪雨による浸水被害で最大日雨量198ミリ、最大時間雨量72ミリ、浸水面積約9ヘクタール、床上浸水5戸、床下浸水15戸の被害を受けたところでございます。

この地域につきましては抜本的な対策が必要で、毎年河川改修、境川改修促進期成会として県へ早期完成要望を行なっているところでございます。現在県は新たな整備方針の検討を平成15年から16年に終了し、平成17年から18年にかけて河川整備の基本方針、整備計画の認可を策定中でございますので、県と協議をしながら市期成会といたしましても早期の改修計画を期待しているところでございます。

次に中央区の前田小児科付近の浸水対策についてお答えいたします。議員の平成11年12月の質問後現地調査を行ない、平成12年度より前田小児科前の道路のかさ上げ、側溝の整備を平成16年度まで導水路改善を行なってきたところでございますが、今回のような記録的な大雨を考慮しますと雨水排除の基本計画の検討が必要かと思われます。

次に繁根木川高津原橋付近の常襲地についてでございますが、この地帯は昭和40年代に富尾地区圃場整備事業で整備された幹線排水路が繁根木川と接合しています。議員御承知のとおり、工事の繁根木川水位の上昇とともに幹線排水路からの繁根木川への流出ができなく浸水被害が発生している状況でございます。当地区の浸水解消につきましては、現繁根木川下流部の河道断面確保が不可欠であり、今後も国へ粘り強く要望を行なってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(松田憲明君) 企業局長 中原早人君。

「企業局長 中原早人君 登壇」

○企業局長(中原早人君) 水害常襲地の解消についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の温泉地区の解消でございますけれども、周辺地区の土地開発等により 集中豪雨時には一部の排水路がはんらんをし、道路等の冠水により地区住民の皆様方の 生活に支障を来しているところでございます。この状況を軽減するために下水道事業で 通称温泉五つ角より繁根木川までの区間を都市計画道路整備にあわせて、雨水幹線の整 備を平成14年度より着手し、平成18年度末完成を目標に工事を進めているところで ございます。この雨水幹線の整備完了後、状況を見ながら今後の計画について検討して まいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(松田憲明君) 産業経済部長 谷口 強君。

「産業経済部長 谷口 強君 登壇〕

○**産業経済部長(谷口 強君)** 境川流域春出付近の農業用堰の現在利用者は何軒か、 それに代用措置をして堰の撤去はできないかという御質問にお答えをいたします。

まず初めに境川春出蓄協付近の市道境川橋・山田橋線の間に2カ所の堰がございま

す。下流の「かずや小岱前の堰」につきましては、昭和32年築造時には受益面積10 ヘクタール、受益戸数60戸でございましたが、現在では受益面積が0.5 ヘクタール、受益戸数3戸の利用者でございます。また「玉中通りから突き当たった堰」についてでございますが、昭和11年の築造時で受益面積4ヘクタール、受益戸数30戸の利用がございましたが、現在では1.2 ヘクタール、受益戸数4戸の利用者ということで、大変減っております。

次に代用措置をして水害の撤去はできないかということでございますが、これにつきましては現在利用されている堰の管理者、関係者と代用案や経費の負担区分等いろいろ出し合って少しでも水害の解消につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 24番議員 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番(田島八起君) なかなか水害地の解消というのは難しい問題を抱えておるということは理解をしておるところですが、かといって付近の住民の皆さんにとってはですね、大きな問題であります。特にやっぱり水害常襲地と言われるところで、家の土台を高めるためにですね、新しく新築したり土台を上げる工事をしたりという形で個人的にも対応をされておられ、特に山田春出地区のところはですね、そういう個人的にもかなり努力もされておられますし、そういう意味ではこれまで菊池川改修をせにゃいかんということで答弁があっておりましたけれども、なかなか今までの中ではですね、進まない一面がありましたけれども、今回17年、18年、今年か来年にかけて県の方がですね、改修計画を練っておるということでありますので、ぜひこれはですね、これを取り入れていただくようにですね、お願いをするところです。

それから境川の農業用堰の問題については、水利権がある関係でですね、なかなか言いづらいところもありますけれども、前のように利用者が少ないというところで一つは何とかできないかというやつと、私も山田橋付近の大雨のときは大体カメラを持ってですね、常襲地を回るわけですけれども、山田付近については6月27日は本当に水がここまで来たという床上浸水も近くにあっておりましたけれども、そういう状況でしたけれども、7月23日にはですね、道路まで水が上がっとらん状況でありましたので、何でこがん違いが出てきたつかなあということを考えるときにですね、6月はやっぱり農業、田植え用の水を引かにゃいかんもんで、堰をとめて水をそちらの方に流してあったのかなあと、そういうふうな思いもしたところです。だからまあそういうことが可能であればですね、そういうことも検討してほしいという思いであったところですけど。今答弁をいただいたところです。

それから温泉についても、私は3メートルの1.8メートルの水路がですね、排水溝が完成しておると思っておったところが、まだ完成をしていなかったと、今年度中には完成するということでありますので、それができればですね、かなり解消されるかなあという思いもありますけれども、地元の皆さんにお聞きするとですね、あれが完成してもこの辺はちょっとポンプで強制排水せんと無理じゃなかろうかという意見も持っておられますので、そういうやつを含めてですね、今後十分検討をお願いをしたいというふうに思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長(松田憲明君) 以上で、田島八起君の質問は終わりました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時03分 開議

- ○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○議長(松田憲明君) 7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番(近松恵美子さん) こんにちは。有明クラブの近松です。今日は簡潔にいきたいと思います。

まず第1点目は、扇崎公園整備事業についてであります。この公園については、住民の強い要望により平成14年に当時の岱明町が用地買収し、その後公園整備のために工事を開始したのであります。今年度には完成予定ということで、地元では楽しみにしていたところ、工事がストップしていることからいつになったら完成するのかという地元住民の不安が高まっております。現在の状況は、土地の整地は終わり遊具もそろってきているため、夕方になると遊びに来る子どもたちがいます。しかし、トイレがないので不衛生です。また夜になると車が公園内に入り込み乱暴な運転をして遊びますので、物騒であると付近の住民は心配されております。せめて入り口付近に車が入れないような丈夫な柵を設けてもらいたいとの要望があります。またトイレと給水、入り口付近の整備だけでもして、とりあえず供用開始していただければ利用者が増え草の生え方も少なくなるでしょうが、今のままでは使わないままに荒れ果ててしまいます。実際工事がひと段落したら草が伸びてきましたので、マムシの住みかになりそうだということで見るに見かねて地元で草取りなどの協力もされています。このような状況ですので、一日も早く完成させて有効に利用できるようにすべきと思いますが、市として今後の整備計画をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2点目は豊水小学校の改築工事についてです。この件につきましては、平成17年

12月の議会で堀本議員も質問されておられますが、豊水小学校は昭和38年の7月に建築の鉄骨2階建て、一部木造の建物で建築後42年を経過し、耐用年数も過ぎています。私もその後、豊水地区の方から、とにかく温暖化の影響か教室が異常に暑い、改築が遅れるならクーラーを入れるとか床の傷んだところは改修するかしてもらえないかという声がありました。確かに今時こんな学校もあったのかというくらいに古い建物で、階段も磨耗して角がなくなっています。足を滑らせてけがでもせねばいいがと心配になったほどでありました。この改築について昨年の執行部の回答は合併後の状況を見ながら、最優先課題として取り組んでいきますということでありました。お金の工面がつくなら少しでも早く取り組みたいというお考えであろうかと思います。

ところがこのような状況の中で、新庁舎建設の話がちまたにも広がってきております。しかし、子どもたちの学び舎があのように老朽化していて、改築のめども立たない状況で新庁舎建設の話が出てますことに一部の市民から不満の声が出ております。私自身は新庁舎建設については、必要性を十分に理解しているわけでありますが、つい先日は、70億もかけて新庁舎を建てる計画があると聞いたが反対してくれという声さえありました。つまり財政難だからすぐに改築できないと聞いているのに、70億もかけて新庁舎を建てる計画が進んでいることについての不満であります。もっとも新庁舎建設がこの2、3年で具体化するわけではありませんが、市民としましては話が出るとすぐにでもできるのかと誤解してしまうことは無理のないことだと思います。

そこでせめていつごろには改築の予定であるというもっと具体的な回答をいただけたらというふうに思っております。もう少しだからと辛抱してきた地元の方としましては、豊水小学校の改築より先に他の市の施設の建設が進みますと、忘れられたのではないかと心配になるようですので、この点について御回答よろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長(取本一則君) 近松議員の御質問の扇崎公園整備事業についてお答えいたします。

議員御指摘の扇崎公園整備事業は旧岱明町で平成14年5月に扇崎地区住民から町議会に対し、請願書を提出され議会採択したところでございます。扇崎本村区、明神尾区としては運動の場、遊び場等が地区に全くないことから、安心、安全で遊べる公園整備を図ることは地元住民の切なる願いであり、悲願でもございました。その後、本事業に着手しこれまでに多目的広場、砂場、滑り台、スプリング遊具等を整備し、全体の約90%が完了しております。残事業といたしましてはトイレ、東屋、一部舗装、植栽等が残っている状況でございます。今後につきましては議員御指摘のように地域住民の健康づくりの場、また子どもからお年寄りまでの触れ合えるレクリエーション施設として

早急に本事業を完成させる必要があり、地域に愛される声として一日も早く供用開始を 行ないたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長(松田憲明君) 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

- ○教育次長(杉本末敏君) 近松議員の豊水小学校改築についてお答えいたします。議員申されましたとおり豊水小学校は、昭和38年7月建築鉄骨2階建て一部木造の建物で建築後43年を経過しております。平成12年11月豊水小学校の校舎改築期成会により陳情を受け、また平成12年12月旧玉名市議会で陳情採択をいただいたところでございます。今後の改築につきましては、議員御指摘のとおり耐用年数が経過しており、建設時期がまいっておりますが、市といたしましては新市建設計画に基づき、平成22年度より必要な調査を行ない、年次計画で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ議員の御理解のほどよろしくお願いいたします。
- ○議長(松田憲明君) 7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番(近松恵美子さん) 扇崎公園につきましては、早く工事を完成させたいということですので、来年はきちっと予算をつけていただけるんではないかというふうに理解しましたので、よろしくお願いいたします。植栽につきましては、また地元住民などの意見も取り入れて充実させていただきたい、充実していただきたいというふうに思います。

豊水小学校の改築につきましては、平成22年といいますと、それから調査開始であと5年ぐらい、本当に5年もつのかなというふうに私は思っております。床等の修理も必要じゃないかという声も出ておりますので、その辺十分に危険がないのかどうかということを調査していただきたいと思っております。

それからとにかく暑くて授業に集中できないという声があります。私も夏に行ってみましたけど本当に蒸し風呂みたいで、暑い日は教室が35度ぐらいになるそうです。ちょうど行ってみた日が温度計がそのくらいになっておりました。家庭でも暑いときは34度、35度ぐらいになることあるかと思いますけども、家にいますとそれなりのクーラー入れてなくてもそれなりの服装、シャツに短パンくらいで扇風機をかけて過ごしたりしていると思いますが、学校になると先生も子どももそれなりの服装ですので、その暑さたるや想像を絶するものだと思います。断熱材入れてないから暑いのか、屋根の瓦のせいかその辺のことはわからないのですが、とても暑い状況であるということを御理解いただきたいと思います。地元住民としましてはあと5年待つこと自体本当に大丈夫かという声もありますし、こんなに待たなくてはいけないなら改修してほしい、せめてクーラーを入れてほしいという声があります。その辺の執行部の見解をお伺いいたし

ます。

○議長(松田憲明君) 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長(杉本末敏君) 近松議員の再質問にお答えいたします。現在の市内の小中学校の状況を見てみますと、普通教室に冷暖房の設備は全くありません。代わりに教室に扇風機を設置しているところは数校ございます。ただいま御指摘の豊水小学校におきましては、1階の1年生から4年生までには各教室に2台ずつ扇風機を設置をしております。2階部分につきましての5年生・6年生については各教室3台ずつの扇風機を現在設置しているのが状況でございます。今後は、各小中学校の普通教室の温度調査等を十分行ないまして、現状を把握し検討をしてまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

なお空調関係につきましては、財政的な面もございますので、今後また考えてまい りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(松田憲明君) 7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番(近松恵美子さん) 私も豊水小学校が果たして5年もつのかどうかということを、非常に懸念しております。ただそのことも十分市長は勘案の上、平成22年というふうに考えて大丈夫というふうに考えておられるんだろうと思いますが、計画は計画であり状況を見ながら1年でも早く建設を改築を考えてくださるように強く要望しておきます。

クーラーの件につきましては、私何回か申し上げましたけれども、3回ほど学校でクーラーを入れている学校はないというふうに言われました。ただ学校によってですね、建設条件によって、風向きによってその温度というのは違うのではないかと思います。学校にクーラーを入れてないから豊水も必要ない、そういうふうに考えるのはいかがなものかというふうに思います。一応温度調査をしてくださるという回答ではございましたが、そうするとまた1年延びてしまいます。来年の夏温度調査するのではなく、各教職員の方に聞いてみてくださいましたら先生方転勤でいろいろ回っておられますので、どこどこの学校は特に暑いと、そういう情報は十分入るんじゃないかと思います。 岱明の支所におきましては、クーラーが故障したらいち早くまた入ったわけですけれども、私たちがこういう涼しい環境にいまして、子どもたちがあの暑い中勉強しているのにクーラーはいらないということは一概に言えないと思いますので、ぜひその辺のことはきちっと多くの方の御意見を聞いて、進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。男女共同参画社会の実現についてです。このことに関して私は2つの 質問をいたします。1つ目は玉名市の職員は育児休業を男性もとっているのかというこ とです。先日新聞に国家公務員の男性の育児休業取得率は1%で、それも過去最高、つまり増えてきているとありました。玉名市においては先日家庭に配布されました男女共同参画推進条例の中に、育児休業を男女ともに取得できることを目指すと書いてありましたので、実態と具体的にどのように進めていかれるお考えかお伺いしたいと思います。

2つ目は職場の適正配置についてであります。市役所を見渡してみますと市民課や福祉課などには女性が目立ちますが、2階になると男性が多く見受けられます。企画財政あたりには女性の配置が少ないんでじゃないかという気がいたしておりますので、実際はどうなのかお伺いします。また今年は女性の課長が1人誕生しましたが、係長の中の男女の比率はどうであるかについてもお伺いします。同じく先日各家庭に配布されました玉名市男女共同参画推進条例に採用、配置、賃金、昇進について男女の区別がなくなることを市の目指す姿として書かれていましたので、お尋ねする次第です。

後先になりましたが、私がこのことについて質問しようと思いましたのには2つの 理由があります。1つ目は学童保育にとても熱心な取り組みをしているあの市の担当係 長さんに「お母さん方から要望が出たとはいえ、よくここまでされましたね。」と話し ましたところ、「まちには子どもたちの遊び場がありません。子どもたちから空き地や 自然を奪い、遊び場を奪った大人たちの責任として学童保育を開始するのは当然のこと ですよ。」と言われたのには私は本当に驚きました。ここまで今の子どもたちの置かれ ている状況を理解し、その上学童保育の充実を考えていることに感動いたしました。国 は男女共同参画社会の実現を目指していますが、現実にはこの議場を見渡してみてもわ かるように、決定権を持つ立場にいるのはほとんど男性です。それならもっとこんなふ うに子どもたちの育ちについて、子どもの側に立って考えることのできる男性職員が増 えてほしい。そのためには自分の家庭の子育てにも積極的にかかわってもらう必要があ ると考えたわけであります。そこで育児休業は女性だけと考えず、男性職員も1カ月で もよいからとって育児の体験をしてもらいたいのです。1日中目を離せない子どもの相 手をしながら洗濯をし、掃除をし、御飯をつくって配偶者の帰りを待つ生活をぜひして いただきたい。子どもとの絆も強くなるでしょうし、幼い子を持つ同僚に対する気遣い も一層できるようになるだけでなく、道路のことや公園のことなど多くの目で視野が広 くなると思います。

2つ目のきっかけは、さきの玉名市総合計画策定審議会で提出された総合計画の案 を見ましたところ、現況と課題のところで子育てと介護に関しての現状分析が非常に弱 いと感じました。もっと女性をバランスよく各課に配置したらこのような問題はなくな るのではないかと思います。

以上、2つの体験から男性職員も育児休業をと女性の適正配置に必要性を再認識し

た次第ですので、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長(松田憲明君) 助役 髙本信治君。

[助役 髙本信治君 登壇]

○助役(高本信治君) まず、男性職員の育児休業取得状況についてお答えをいたします。昨年12月に制定をいたしました男女共同参画条例に基づきまして、男女共同参画社会の実現に向けて現在積極的に取り組んでいるところでございます。先ほどお触れになりました国家公務員におきましては、平成16年度実績でみますと全体の約1%の取得が男性職員となっており、国家公務員育児休業法施行後初めて100人を超えたことが人事院の実態調査でわかっております。これは制度が男性職員にも浸透してきたあらわれでございまして、平成14年より休業期間が最長3年に延長されたことが影響したとの見方が強いようでございます。しかし残念ながら本市男性職員で育児休業を取得請求している職員はいないのが現状でございます。今後の対策といたしましては、育児休業や育児に関連する啓発資料を作成配布いたしまして、休暇、休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組み、また男性職員からの休業取得に関する相談がありました場合、可能な限り取得を促したいと考えておるところでございます。

次に、男女共同参画社会の実現に向けての女性職員の適正な配置についてお答えをいたします。議員御指摘の女性職員の個性と能力を十分に発揮できるような職場環境づくりと適正配置、そして役職の登用についても、これまでも検討を重ねながらさらなる拡大と充実に取り組んでいるところでございます。現在係長職以上の女性の登用状況でございますが、先ほどお触れになりましたように課長職1名、課長補佐職12名、主幹職1名、係長職21名で、これは保育所の保育所長11名は除いて、係長職21名となっておりまして、全体で係長職以上は270名で全職員の40%でございます。そのうち女性は35名で13%となっております。今後も男女共同参画条例を推進してまいります中で男女がお互い対等な立場で理解し、男女間の格差を改善していくことを基本理念といたしまして、女性職員の適性や能力を生かし、職場の活性化という点にも十分配慮をいたしました人事配置を進め、男女がともに輝く職場環境を整えてまいりたいと考えております。

- ○議長(松田憲明君) 7番議員 近松恵美子さん。
 - [7番 近松恵美子さん 登壇]
- ○7番(近松恵美子さん) ただいま女性の管理職、係長以上は全体の13%ということですので、これが増えていくように期待しております。ただ先ほど私一般質問の通告書を出したときにもお願いしたと思うんですけれども、各課においての女性の比率が例えば福祉部門と企画財政部門では違うのではないか、その辺のことも教えてくださいというふうに申し上げたんですけども、たしか今の答弁のところになかったと思いますの

で、そのことについてわかりましたら教えてください。

また育児休業については、強制できるものではないと思いますけれども、その体験というのは、行政マンとして一生の宝になることだと思いますので、どうか若い方にお勧めいただきたいと思います。今の御回答でしたらそういうふうな申し出がありましたらお勧めしますというふうなちょっと消極的なお答えだったと思います。じゃなくて、これからこの少子高齢社会をどういうふうにしていくかということを考えるときに、男性としての育児体験はぜひとも欠かせない宝になるからお前休まんかというぐらいに、もうちょっと積極的に声をかけていただきたいなあというように私は思います。たまたまこの話をしましたときに人事課の方も、何か子どもさんが10月に生まれるということでしたので、その方が率先して1カ月でもとっていただけたらいいなあということをとても私は楽しみにしております。以前、熊日、新聞記者でしょうか、御主人が育児休暇をとられた体験をずっと載せてありました。本当に妻の気持ちがよくわかっておられるなあと思って、私は楽しく読んだんですけれども。玉名市でも第1号の方はぜひその体験を広報たまなにでも載せられましたら、玉名市はすごいなあということで拍手喝采になるんじゃないかと思いますので、ぜひもう少し強く進めていただきたいというふうに思います。

では、先ほどのことはまたあとで御回答いただきたいと思いますけれども、ちょっ とファミリーサポートに移ります。ファミリーサポートというのは子育てを助けたい方 とそれから預けたい方がお互いに会員になりまして、保育園の迎えに間に合わないとき とか、それからちょっと病院に連れて行きたいときに上の子を預かってもらうとか、そ ういうふうなのを家族かわりにサポートしていくというのがファミリーサポートです。 平成17年の12月議会にて福祉部長がファミリーサポート事業にも取り組むという答 弁がありましたので、私非常に楽しみにしておりましたが、いまだかつて開始となって おりませんので、どうなっているのかということをお伺いするわけです。ファミリーサ ポートは延長保育と違い、家庭で子どもを見てもらったりそれからお助け会員さんの家 で子どもを見てもらったりすることもできますので、止むを得ない残業で遅くなるとき にも安心して働くことができます。暗くなってから広い保育園で親の迎えを待つ姿は本 当にかわいそうなものです。まして最後まで残るのも1人2人になりますと子どもの表 情も不安げになります。お助け会員のもと家庭で親の帰りを待つ方が子どもに寂しい思 いをさせなくて済むものと思いますので、このような観点から私は早期にファミリーサ ポート事業に取り組んでもらいたいと思っておりますので、今後の見通しについてお尋 ねします。また県内での実施状況、玉名市での需要をどのように把握されているのかに ついてもお伺いいたします。

○議長(松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

「福祉部長 元田充洋君 登壇」

○福祉部長(元田充洋君) ファミリーサポートセンター事業についてお答え申し上げ たいと思います。

ファミリーサポートセンター事業は先ほども議員おっしゃられましたけれども、保 護者が急な残業の場合や買物あるいは外出の際、子どもを一時的に預かったりする制度 でございます。地域においてボランティア的相互援助システムのもとに育児の援助を行 ないたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる会員組織としてファミリーサポート センターを設立し、保護者の仕事と育児の両立など安心して子どもを産み育てることが できる環境づくりを推進することを目的とした事業でございます。熊本県下では13市 町村で設立され、近隣では山鹿市が平成15年度に設立しておりますが、平日午前7時 から午後8時まで1時間600円の利用料になっております。玉名市ではNPO法人が 独自の事業として子育て支援の立場から取り組んでおられるようです。現在の会員数は 約90名ほどというふうに聞いております。本市が実施するに当たりまして、その財政 負担ということになってまいりますが、ファミリーサポートセンターのアドバイザーま たはサブリーダーの人件費や事務費等が発生してまいります。ファミリーサポートセン ターは次世代育成支援対策交付金事業で会員が100人以上でないと対象とはなりませ ん。国庫補助金が2分の1ございます。本市が2分の1の負担となります。平成19年 度にこういうふうな国庫交付金の最低ポイントの対象人員を確保できるようにひとつ努 力して頑張ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(松田憲明君) 助役 髙本信治君。

[助役 髙本信治君 登壇]

○助役(高本信治君) 各部課ごとの女性の数比率につきまして、現在人事課で調査中ということでございますので、大変申しわけございませんけれども、のちほど資料としてお示しさせていただければと思っております。

それから男性職員の育児休業の取得について、積極的にというお話でございましたけれども、先ほどもそういうつもりでお答えしたつもりですけれども、積極的に取り組んでまいりますのでどうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長(松田憲明君) 7番議員 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番(近松恵美子さん) 各課別に女性の配置がどうであるかということは今すぐには資料が出てこないということでしたが、やはり現場、子育てとか介護とか現場が一生懸命していましても、やはり企画とか財政とかそういう部門にも女性がいませんと十分な声は届きませんので、ぜひその辺の配慮をお願いしたいと思います。また女性の中か

ら各課に1人ぐらい女性は配置されていますけれども、非常に責任ある仕事をさせられてこなかったので今さら係長と言われても困りますというふうな声も出ておりますので、どうか採用した以上はやはり優秀な人材ということで採用されていると思いますので、その方たちが女性も将来係長、課長、部長になれるように職場で育成していっていただきたいというふうに思います。

それからファミリーサポートにつきましては、実現することを楽しみにしております。私福岡の方のファミリーサポートを以前見に行きましたときに、自分はおじいちゃんおばあちゃんがうちの子どもにはいないから、おじいちゃんおばあちゃんのいる家庭に子どもを預ける、そういうふうにしているという方もいらっしゃいましたし、また自分の家は一人っ子だから子どもがたくさんいるところの方に預かってもらいますというふうな、そういうふうな預かり方をしているというふうなことを聞きました。やはりこの先ほど部長よりファミリーサポートは一時的に急な残業などというふうなお話がありましたけども、またそれを乗り越えて人と人との絆ができたときに、緊急なときに預かっていただける親がわりのそういうふうな方が地域に出てきますので、ぜひこの事業を進めていただきたいというふうに思います。

また、延長保育も昨日もっと広めていかなくては拡大していかなくてはいけないというそういうふうな御答弁がどこかにありましたけども、小さな保育園で延長保育をするよりはファミリーサポートをもっと援助して安く使えることにする方がコストがかからないんじゃないかという声もありましたので、その辺を今後ぜひ検討課題にしていただきたいというふうに思います。

あとは先ほどまた戻りますけど、豊水小学校をあと5年大丈夫というふうに判断したのは、今の市長の判断ではないという声が聞こえてきましたので、また新市計画は見直す必要があるということを市長は言っておられますので、市長としてこの豊水小学校があと5年もつとお考えなのか、新市計画をどのようにこのことに対して見直す考えをお持ちかお伺いいたします。

○議長(松田憲明君) 近松恵美子さん、再三質問になりませんか。許可します。 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) いろんな議員さん方もどうやら連携プレーや激励があっているようでございまして、その前に男性の育児休業、玉名市でもとらせなさいというようなことですが。そういうふうに環境が出たら誰かが試しにやってみるのもいいですね。さっきちょっと触れられたあるマスコミの方、私もよく知っている青年ですけどね、やっぱり本人は大変だったとは言っていません。大変だったのは子育て自体がじゃなくて、いろんなことがです。言っていませんが、どうもやっぱり大変だったんじゃないかなと

私は思っております。まだなかなか私どもの社会環境の中でそこまで男性が育児休業をとるという条件、雰囲気がなじんでない部分もあるのかなと、そういうふうに思ってますが、たださっきおっしゃったように男性自身が本当に育児に1カ月でも積極的にあたるということは感性の上でも大きな宝になるという指摘は面白い指摘と言ったらいけませんが、非常に受け止めるべき提言かなと思って聞きました。

職場の適正配置ですが、男女共同参画を議論するときに私はもう強く感じることは、やっぱり女性自身の意識、きちっとした意識を持つということ。例えば市役所に入ってきたらやっぱり自分も市の職員として、きちっと男性職員に負けない責任ある仕事をしようという意識、自覚をきちっと持つということが一番大事なんだろうなと思います。おっしゃいますようにやっぱりその周りのそういう見方で職員を見る、育てるという環境も少ないならば、自身の方もさっきちょっと御自身おっしゃったように、もう今さら係長や課長にならんでもゆっくりしておった方がいいというふうに受け止めている人も結構いるのかなと。やっぱりそういうことじゃ寂しいんで、男女共同参画社会が本当に充実していくためには女性自身がやはりそういう強い意識を持っていただくことが非常に大事なんだろうと一つは思います。一つにはやはり職場の中で男性を含めて我々が女性だ、男性だということではなくて、やっぱり能力至上主義、意欲至上主義、そういう目で一人一人を見るという習慣というか、環境をですね、つくっていく、そういうことが大事なんだろうとお話を伺いながら改めて感じました。

ファミリーサポート事業については、ちょっと何か前半おっしゃったけれども、保育園でも頑張って夜1人になった子の気持ち、親の気持ちを対しながら延長保育に当たっている職員がいるということもひとつぜひ御理解をいただきたいと思います。

豊水小学校のことでしたね。それは私が申し上げたのは市長は22年まで持つと思うかとおっしゃるから22年までと決めたのは私ではありませんよと申し上げているわけで、これ前に決まっているわけですから、ずっとね。玉名町小の体育館のこともよく問題になります。私自身も見てます。そうかなあと、できれば少しでも早く改築した方がいいんじゃないかなと、状況を見てはそういうふうに感じてます。私も助役も一緒に豊水小学校も精査していますよ。その上でやはりこのままでいいのかなあという感じはありますので、今後御意見も対しながら精査してまいりたいと思います。

- ○議長(松田憲明君) 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。
 - 9番 福島譲治君。
 - [9番 福嶋譲治君 登壇]
- ○9番(福嶋譲治君) こんにちは。有明クラブの福嶋譲治です。濃厚有意義な質疑のあとで非常に難しい立場で質問させていただきます。私、今回は3つ、1番目天水・受免、枦方地区の大雨による住宅及び水田等の浸水、冠水について。2番目、指定管理者

制度の中で事故、トラブル等が発生したときの責任の所在について。3番目に乳幼児医療の助成金の支払いの対応についてと3つ質問をあげております。

まず1番目、天水・受免、枦方地区の大雨による住宅及び水田等の浸水、冠水についての質問をいたします。本年は何回も大雨に見舞われまして、今日の午前の質問にもありましたように玉名市においてもいたるところで多大な被害が出たことは皆さんも御承知のところであります。今回、私は天水の中でとりわけ毎年のように住宅浸水、水田冠水に見舞われます受免、枦方地区、その地区に対する対策について質問いたします。

まず、枦方地区の住宅の浸水、水田の冠水について質問いたします。ここは行政区 が立花、石橋、本村、港等が入ります。ちょっと多目の雨が降りますと小天地区の熊の 岳山系の雨水が、熊の岳山系といいますと、まあ、あの議員の方たばこを吸われる方は そちらの屋上でたばこを吸われるわけですけれども、そこから眺めて向こうに熊の岳が 見えます。あの斜面全体に降る雨が立石川、本村川、石橋川、立花谷川を通って枦方地 区に流れ込みます。国道501号バイパスが堰となりまして、枦方地区にたまり、港地 区、本村地区の一部の住宅地に浸水被害をもたらします。平成11年だと思いますけれ ども、JAの天水みかん選果場まで浸水しております。パレットやらコンテナがぷかぷ か浮いているのをJAの職員さんが一生懸命片づけていたのを思い出します。その前の 農協の方まで行こうとしていた記憶があります。これはですね、ちょっと余談になりま すけれども、今建設中の素晴らしい中学校、天水中学校ができております。グラウンド 整備にも予算をつけていただいて素晴らしい学校ができようとしております。8割、9 割方、完成しているわけですけれども、そこも今の状態では浸水の可能性があります。 地域の人の話を聞きますと、これは昭和54年の樋門改修後に頻繁に起きているように 聞いております。住宅の浸水ということは生活基盤の根底に影響することであり、梅雨 時になると住民の皆さんは常に不安を抱えて暮らすことになります。また当然地域内の 水田等も冠水の被害に遭い、米はもちろんですが、イチゴ、トマト等の施設園芸にも相 当な影響を与えております。

次に受免地区ですが、この受免地区といいますのは国道 5 0 1 号バイパスの下の西側の方を指します。西側水田地区ですね。この地区には部田見地区などの広い地域から古川に大量の雨水が流れ込みます。どこらあたりからかといいますと、有明消防天水支所あたりの水も古川という水田の間を行く水路を通って全部この地域に入り込みます。この大量の雨水が流れ込んだのを 1 機しかない排水機場で排水するものですから対応しきれず、どんどん水がたまりまして受免地区の住宅に浸水被害をもたらし、水田やハウス施設にまた冠水被害を起こしております。本年 7 月 2 3 日の大雨には、3 日間水が引かなかったようです。私も見に行きました。また、この機場でオペレーターをやっていらっしゃる方は自分の家が床下浸水被害に遭っているにもかかわらず、その泊り込みで

機場の排水機場の対策に携わっておられたのを目の当たりにしております。この受免、 枦方地区両地区とも農業用地はもちろんですけれども、今申しましたように生活基盤で あります住宅の浸水被害を頻繁に被るという非常に由々しき問題でありますので、この ことに対しまして早急な対策が必要かと思うわけであります。執行部に対策を問いま す。

次に、2番目の指定管理者制度の中で事故トラブル等が発生したときの責任の所在についてを質問いたします。本年9月1日より指定管理者制度が始まりましたが、そこで起きる事故やトラブルの責任についてであります。今年の夏休みにはほかの県ですけれども、夏休みにプールの吸水口に子どもが吸い込まれて亡くなるという痛ましい事故が報道されておりました。これは請け負っていた管理会社のミス等が指摘されております。ただ本年始まった指定管理者制度は、管理運営は指定を受けた管理者が行ない、所有はもともと市の所有ということで、その辺の事故や対外的なトラブルが起きたときの責任の所在がどういうふうになっているかということを質問いたします。

まず、この2点について答弁を求めます。

○議長(松田憲明君) 天水総合支所長 望月一晴君。

[天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長 望月一晴君 登壇]

まず、枦方地区は、受益面積に比較して流域面積が極めて大きいため、火の口川、本村川、石橋川、立花川の各河川において砂防ダムを整備し、受益地への雨水の急激な流入を抑えることとしています。また、流域内の道路及び水路の整備による流下時間の短縮や近年の時間雨量等の増大等を考慮して、降り始めから直ちに樋門及び排水機において排水をしておりますが、満潮時に樋門が閉鎖し、豪雨時刻と重なった場合は、受益地に流入する水が排水機2機の排水能力を超えており、地区内において冠水しているのが現状でございます。

また、受免地区につきましては、全体流域面積270ヘクタール、受益面積135 ヘクタールでございます。排水対策といたしましては、議員おっしゃられましたように 受免の樋門と、この排水機1機、1秒間に4トンですね、で対応しております。それと また樋門の方がですね、排水先の受免地区の排水とですね、出先の唐人川の方が高低差 がないため、樋門からの排水時間が短くなっております。結果、受免地区に多くの水がとざまることとなっております。また、これも豪雨時に遊水地の能力の低下で雨水の流入量が排水機の能力を超えて湛水しているのが現状でございます。このような現状でありましたので、旧天水町では、平成7年に枦方、受免地区の排水対策を検討いたしております。検討の結果といたしましては、枦方地区におきましては検討案として3本の河川に築堤をして山地流域の流域水を呑崎川に直接排水し、湛水地域については、排水機の新設を検討した結果、その事業費といたしまして35億円、また、受免地区につきましては排水機場を増設する案を検討いたしまして、事業費といたしまして15億円、計2つのところで50億円ぐらいの事業費がいるのかなというような検討結果が出ております。

一方、天水地域では、重要事業といたしまして、現在、尾田川地区を県営湛水防除事業及び排水対策特別事業で取り組んでいるところでございます。この事業が完成しないと、枦方・受免地区の排水対策事業の採択は無理ではないかなあというふうに、今、思っているところでございます。このようなことからですね、現時点で枦方・受免地区の排水対策といたしましては、河川の浚渫、改良、樋門等の巻き上げ機の更新、あるいは排水機の除塵機の整備等を行ないながら、現在、持っている排水施設の能力を最大限に発揮できるよう調整して排水対策に当たっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

「企画財政部長 牧野吉秀君 登壇」

○企画財政部長(牧野吉秀君) 指定管理者制度の中で事故、トラブル等が発生したときの責任の所在についてのお尋ねにお答えいたします。指定管理者制度の中におきましては、すべての管理業務を指定管理者の責務とした場合でも、施設の所有権は依然として市が有するものでございます。指定管理者が管理を行なう場合でも、設計や構造上で不完全な点がある場合や維持・修繕などに不完全な点がある場合など、当該施設の設置または管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で、利用者に損害が生じた場合には、国家賠償法第2条第1項の規定により、設置者であります市が賠償責任を負うことになると考えます。

また、当該施設の管理業務を行なう上での指定管理者の行為が原因で利用者に対する賠償責任が生じた場合は、同じく国家賠償法第1条第1項の規定によりまして、指定管理者とともに市にもその責が及ぶ可能性があります。施設の利用における事故等の責任が指定管理者に存在するときの損害の賠償は、指定管理者が、当然、責任を果たすべきものと考えておりますが、そのようなときに損害賠償を市が行なったときには、国家賠償法第1条第2項及び第2条第2項の規定に基づきまして、市が指定管理者に対して

賠償を求めることをお互いの間で締結する協定で明確にするようにしております。

なお、市としましても指定管理者に対して事故やトラブルがないような管理を求めるとともに、万が一に備えて損害保険の加入を義務づけるなど、安全で安心できる施設管理となるよう協定書で定めることを基本としておりますが、今後も先進的な取り組みなどを研究するなど、よりよい制度となるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 9番 福島譲治君。

[9番 福鳴譲治君 登壇]

○9番(福嶋譲治君) 水防対策に対しましては、非常にこの金額的に大きな35億と 15億のこういった対策をちょっと研究されている、考えられているということで、努力もされておられると思います。ただ尾田川の事業が完成しないと後のことはできないというならば、これは20年先になるか30年先になるか50年先になるかわからないわけです。ただ現在も住宅地が被害に遭っているわけでございまして、その農業、非常にこう事業の誘致、難しいかもしれませんが、現実に生活基盤が脅かされているという点に関しましては、何らかの措置を講じていただかなければ被害を受けている人たちは、先ほども申しましたが、不安で仕方がないと思います。何らかの対策をお願いしたいと思います。

それから次の2番目の質問の指定管理者制度ですけれども、非常に市側としては責任の分担等々、その場その場、事故、トラブル、それごとに違うものが発生すると思いますが、この指定管理者制度というものは、もちろん市の資金を少なくする、持ち出しを少なくするという目的もあるだろうし、ただ、住民の本来の目的は市民のために住民のためにより使いやすくそれぞれの施設をする、本来の目的を損なわないようにやるというのが前提でしょうから、いろんな面、その責任問題にとらわれず例えば名称の問題、住民が市民が楽しんで気持ちよく使えるような施設への努力をお願いいたします。

次に3番目、乳幼児医療の助成金の支払いの対応についてという質問です。乳幼児医療費の助成制度の変更による助成状況の変化について質問したいと思います。昨日、別な議員からも質問がありました。また12月の議会で同僚議員ほか複数の議員より質問があって、これは4月より早速対応がなされたということです。昨日の議員の質問とちょっと多少角度を変えまして質問いたします。この4月からの変更で利用者側でどう手続が変わったのか、またその結果、利用度合いはどうなのか、事務方の修理作業はどういうふうになったのか、複雑になったのか、また、簡素化されたのか、今議会で補正予算が組まれておりますが、その理由はどうなのか、その辺の分析あたりも含めて答弁を求めます。

○議長(松田憲明君) 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長(元田充洋君) 福島議員の乳幼児医療費の助成制度の変更による助成状況 の変化ということでお答え申し上げたいと思います。

乳幼児医療費助成は何遍も申し上げておりますけれども、乳幼児がすこやかに成長することを願い、保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学前の乳幼児に保険診療の自己負担額を全額助成している制度でございます。3歳児までは、県からの補助金がございますが、4歳から就学前までの幼児の保険診療の自己負担額は本市が全額助成をしております。

さて、御質問の助成制度変更による助成状況の変化についてでございますが、昨年 10月の合併時は、市の窓口に申請書を取りに来て、診療月の翌月に医療機関で証明を受けて、市の窓口に提出をしていただくという制度でございました。子育でをしている家庭は、乳幼児との行動や書類を書いたりする手間が大変であるため、少しでも改善するために玉名郡市の医療機関の御協力によりまして、11月から医療機関の窓口に申請書をまず設置をしたところでございます。また、本年4月から市の窓口へ直接提出していただく方法を、これも玉名郡市の医療機関等の御協力によりまして、外来分は医療機関から郵送で市の窓口に提出していただけることになったものでございます。これまで、市のホームページや窓口で手続負担軽減の要望がございましたが、申請方法の変更をいたしましたところ、手続方法に対して御理解を得ているものというふうに思っているところでございます。昨日も御答弁申し上げましたが、改正に伴いまして助成額が伸びております。申請がしやすい環境になったことと受診から1年間は申請期間がありますので、その分がまとまって出てきたところもあるのかなというふうに考えておるところでございます。

それから事務の処理作業ということでございますが、今までは何か仕事をやっておりましても申請に来られましたらちょっと事務を止めて、そして対応をしておったというところでございますので、今回この制度になりましたら事務方の処理としましては、まとまってきますのでそれに集中して処理ができるという利点はあろうかと思います。ただ、数が非常に多うございますので、その事務は煩雑に、以前よりも煩雑は少なくなっておりますが、煩雑はまだあるかと思っております。

それから補正の理由ですけれども、先ほど申し上げました1年分がまとまってきた やつとそれから制度の改正というふうなところで、昨日も申し上げましたけれども、し ばらくこの実績を見てみないとまだ何とも言えないというところもあるんじゃないかと いう気がいたしておるところでございます。

以上です。

○議長(松田憲明君) 9番 福島譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

- ○9番(福嶋譲治君) 補正の予算を見て、最初は驚いたところでありますが、今の答 弁聞きまして利用される乳幼児をお持ちのお母さん方お父さん方には、やりやすくなったのかなあ、使いやすくなったのかなあという受け止め方をしました。事務方の作業処理が忙しくなる、忙しくならない、それは手前の問題でありまして、まず第一に市民側の方を向いてやるのがベストかと思いますので、今回の対応、昨日の質問の中で何回も何回も質問したけれどもやってもらえなかったということで、今回、4月から早速やっていただいたということはすばやい対応が市民側、利用者側のために早速なったのかなあという受け止め方をしております。これからも市長におかれましては、今回のような市民側の目を向いた大きいところで市の大きい目標はもとより、小さな部分、そういった市民側の小さな作業の部分まで目を向けられまして、今回のような素早い対応をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(松田憲明君) 以上で、福島譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時23分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番(内田靖信君) 13番有明クラブの内田でございます。

疾病の予防と早期発見を目的としまして、臓器の異常や健康度をチェックします人間ドック健診事業について、一般質問を行ないます。生活習慣病といわれております糖尿病、高脂血病、高血圧、脳卒中、脳血栓、狭心症あるいは心筋梗塞、がんなどの病状をできるだけ早期に発見し、生活習慣を見直し病気の初期の段階で対応すべく、人間ドック健診事業が各自治体で展開をされております。この生活習慣病の多くは食生活の著しい変化や運動不足、喫煙習慣、飲酒習慣やストレスなどに起因しているとされておりまして、生活習慣や健康状態を把握するために少なくとも年1回は人間ドックを実施することが必要とされております。合併前の1市3町においてもそれぞれの制度のもとに人間ドック健診事業が実施をされておりまして、平成18年度からは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の節目における節目健診につきましては、1人当たりの節目健診委託料の4割が自己負担となっておりまして、それぞれ1市3町の従来の制度と比較しましても多少の差異はあるものの遜色のない制度となっております。ただ大多数が受

診をされます節目健診以外の人間ドックにつきましては、全額が自己負担となっておりまして、従来の制度からしますと 1 人当たり約 1 万 1 , 0 0 0 円から 1 万 9 , 0 0 0 円ほどの、夫婦で受診するとしますと 1 回当たり 2 万 2 , 0 0 0 円から 3 万 8 , 0 0 0 円程度の負担増となっておりまして、また受診委託先の一部も変更されております。

このような背景によりまして平成18年度になりましてから人間ドック受診につきまして、ちゅうちょする声が聞こえてくることがございました。旧横島町、旧天水町では昨年度までは健診委託先を玉名健診センターと熊本市の済生会健診センターとに定めておりましたものを平成18年度からは玉名健診センターに限定をされたところでございますが、人間ドックを目的として設置をされております。私たちも玉名健診センターを利用し、また活用することはその設立の趣旨からしましても、しかるべきものと受け止めております。ただ負担増によりまして、予防医療の観点からも生活習慣病の早期発見の確立が高いとされております、人間ドックの受診が低調になりはしないかと危惧をしているところでございます。平成18年度になり約半年が過ぎようとしておりますので、その受診状況や申し込み状況も大方把握されているものと察しております。

まず、第1点目に平成17年度の受診実績と平成18年度の受診状況についてお尋ねをいたします。次に、当然それぞれ自分の健康や命にかかる事柄でありまして、応分の自己負担は必要なものではございますが、健診を控えることによりがんの発見等が遅れた場合は一家の経済を担う方々が長期入院、また長期治療を伴いますれば国保財政にも及ぼす影響のみならず、家族、家庭の生活そのものが危機に陥ることにもなりかねません。このようなことからこの健診事業の目的に沿って、さらに制度の充実を図る必要があるものと考えておりますが、今後の人間ドック健診事業の取り組みにつきまして執行部の見解を伺います。

○議長(松田憲明君) 市民部長 田上敏秋君。

市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長(田上敏秋君) 内田議員の人間ドック健診事業についてお答えいたします。まず最初に17年度受診実績と18年度の受診申し込み状況についてお答えをいたします。平成17年度は旧1市3町の受診内容で健診を行ない、人間ドックの受診者の実績は玉名健診センターでの受診が1,298人、済生会での受診者が193名の合計で1,491人でございました。また18年度におきましては、新玉名市として統一した内容によって健診の申し込みを行ないました。健診先は先ほど議員から御指摘がありましたとおり玉名健診センターのみということで、申し込みをとりましたところ385人ということで、昨年度の17年度の実績よりも1,106人の減少というようなことでございます。1,106人の内訳といたしましては、旧玉名市が43人の減、岱明町

が617人の減、天水町が335人の減、横島町が111人の減となっております。この減数の原因といたしましては、内田議員の御指摘のとおり節目年齢であります40歳から60歳までの5歳刻みの節目年齢の方の自己負担が4割、それとそれ以外の方が全額自己負担ということで合併前と比べまして自己負担の増、そしてまた人間ドックの委託先につきましても健診センターのみということに改正をしたわけでございますけども、こういうのが主な原因と考えております。

次に、次年度以降の健診事業の取り組みについての御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり人間ドックは早期がんの発見及び肥満症、高血圧症、動脈硬化、糖尿病等の生活習慣病の予防はもとより情報化時代に向け、複雑化した社会の中で病気の誘因となる多くのストレスにより引き起こされる病気などを早期に発見するものであります。このようなことを踏まえ、また平成18年度の実績及び住民の声等も十分念頭に置き、19年度からの人間ドック、複合健診等の健診事業の充実に向けて関係各課ともう既に2回ほど協議を重ねているところでございます。議員も御承知のとおり少子高齢化が急速に進展する中で住民の福祉、健康、環境に対する関心は高まり、特に健康政策は今や自治体の最も重要な行政課題の一つとして位置づけられているところでございます。厳しい財政状況ではございますが、各種関係機関と連携を図りながら住民の皆さん方が健康でいきいきと暮らせるまちづくりの実現に向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後とも健診事業の推進等につきましては、御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(松田憲明君) 13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

- ○13番(内田靖信君) ありがとうございました。今回の定例会を含めまして、合併後4回の定例会が開催をされておりまして、将来の各施策や合併後の各制度について議論がなされたところでございます。また市内8カ所におきまして市政懇談会が開催をされておりまして、さまざまな意見、要望がなされており、執行部におかれましてはほぼその課題点は把握ができているものと察しています。厳しい財政事情は十分に承知をしておりますし、また厳しい財政状況にある今こそ、現在の事務事業をもう一度精査をされまして、新幹線関連事業また国道208号線バイパス事業さらには新庁舎建設事業を初め、産業、保健福祉、教育、高齢者福祉、少子化対策、また観光振興など各分野にわたり新生玉名の特色ある政策が展開をされますよう平成19年度の予算編成に当たりましては、勇気と細心の注意を払ってその任に当たっていただきますよう切にお願いを申し上げまして私の一般質問といたします。
- ○議長(松田憲明君) 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

引き続き、23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜德君 登壇]

○23番(吉田喜德君) 有明クラブの吉田喜徳であります。また時期が時期でありますので、自民党員の1人でもある吉田喜徳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

時局、政局は今まさに自由民主党総裁選その論戦の真っただ中議院内閣制の我が国にとって、政権党の自民党の党首が総理大臣になる制度ですから自民党政権の継続となりますが、新政権の誕生は日本の一つの転機として、そしてまた今後の日本の将来の進路を占う重大な時を迎えたという感を深くする次第であります。さて、その3人の総裁候補は三人三様、微妙にその表現が違うものの教育問題、教育改革を重要政策として取り上げているのであります。安倍候補有利という状況下、その政権構想を見ると教育再生に首相補佐官を任命し、首相直属の仮称教育改革推進会議の創設の検討がなされており、経済財政諮問会議を継続し日本版国家安全保障会議の創設とともに政権構想の3大会議として教育問題を位置づけているのであります。その意味するところは教育の今日の荒廃の証であり、またその立て直しの重大性のあらわれと理解いたします。

その教育再生に向けた具体策として、1つ、公立学校の学力水準や生徒の指導状況 を国が評価する学校評価制度、2つに問題教師対策、教師の資質の向上を目指す教員免 許の更新制、3つに生徒が学校を選択し、自治体などが配慮する利用券を授業料として 納める教育バウチャー制度などとあります。教育基本法の成立を期して中教審が既に答 申している課題の中でも学習指導要領の改訂とともに、新政権後は着々と教育改革が進 むと想定するものであります。そこで一つ教育免許更新制について、中教審のワーキン ググループは10年ごとに更新を終了しないと免許を失う、教員免許更新制を現職へも 適用することを打ち出しております。平成17年5月1日現在の全国学校数、児童数、 在学生数等は、小学校2万3,123校、719万7,458人、中学校1万1,035 校、362万6,415人でありまして、現職本務教員小学校47万6,833人、中学 校24万8.694人、計66万5.000有余であります。新玉名市においては本務教 員はいかがでありますでしょうか。教育現場すなわち日本の学校教育が未来の日本を背 負う大事な子どもたちの健全成長となるか否か、この約70万教師の双肩にかかってい るのであります。そう考えると教員の資質の向上を目指す、問題教師の理解など教育改 革の喫緊の課題となると思います。つまり学校教育の成否を握っているのは一人一人の 教師ということではないでしょうか。教育者としての資質向上を高める普段の努力は教 師に対する信頼度を高めることにもつながると信じます。その向上策としてクローズア ップされている一つがこの教員免許更新制でありまして、この制度に対する議論、批 判、意見等もあるでありましょう。例えばこれは漢字強化策だとかあるいは不登校の生

徒のために家庭訪問やらいろいろ忙しいのにまた忙しくなるとか、生徒指導や教材研究等多忙、指導力不足の先生には管理事務や教育委員会で対処すればいいじゃないかなどと、あるいはまた更新制を通して管理が強まり保護者や子どもに耳を傾ける教員が少なくなるのではないだろうかなどと懸念の声もあるようです。また教師への希望者が減少するのかなあ、あるいは教師の身分を不安定にするのかなあという、そういうような不安材料を指摘する声もあるでしょう。あるでしょうが、教員免許更新制は必要と考えるものであります。教育委員長の御所見を承りたい。お願いします。

合併して小学校は13校から21校へ中学校は4校から6校と増加しました。問題教師の有無、教師の資質の向上について具体的取り組みや指導等教育長にお尋ねをいたします。

高校再編と中高一貫教育について。県立高校の統廃合や通学区域の見直し、そして中高一貫など検討している県教育委員会の高校再編整備基本計画素案の概要によれば、統廃合全日制の21校、通学区域8学区を県北、県央、県南の3学区に中高一貫では各学区拠点校ということであります。宇土、八代、玉名地域に拠点校の3校であります。統廃合は前・中・後期と3段階に分けて進められ、玉名学区の2校、これは荒尾、南関でしょう、幸い本市内の玉高・北陵・玉名工業等は対象外でありますが、中高一貫では玉高に県立中学校を設立するという構想であります。この流れは今全国的に拡大し、ますますそれは加速することは必死であります。九州では2003年に佐賀県が佐賀高に導入したのを皮切りに04年度には福岡・長崎県が設置し、07年度までには本県を除く九州全県が導入を決定しているのであります。

文部科学省が発行した中高一貫教育の推進によれば中高一貫校には3つの種類形態がありまして、中等学校・併設・連携、この3つでありますが、中等教育学校、これは中・高の一口に言って中高の校舎が一体的なもので、体系型は同敷地内に中高を設置し、連携型は既存の市町村立の中学校と公立高校の所在地が別々という形のものであります。玉高は併設型を目指すと思いますが、いずれにしても再編問題と県立中学校が設立されるということで、画期的でもありますがまたいろいろな不安が生じるもの、つまり小学校6年生が入試対象になります。本市でも市立6中学校の中学生の減少により、拍車がかかったりあるいは地域格差が広がる懸念ということも言われていますが、進学重視を優先するため受験熱をまたあおるのではないかということも言われております。とりわけまた私立高校への打撃は図り知れないものがあるのかなあという気もいたします。しかし地域住民や教師、生徒、保護者の間にさまざまな波紋が今よりも一層広がるでありましょうが、国・県の方針ならば紆余曲折はあってもこれも時代の流れとして重く受け止める次第であります。実現するものと私は理解をしております。

そこでまず教育長は市内21小学校、6中学校にどのような波紋と影響があると想

定されますでしょうか。10年といっても準備期間がいるので、来年度ごろから具体的なシナリオやスケジュールが企画されていくのではないかと思います。また玉高と言えば市長の母校でもあられます。市長も関心が高いのではないだろうかと思うのであります。

今申しましたように先般玉高同窓会機関紙の若駒というのに荒木校長のあいさつと談話がありました。これは表題として中高一貫校へ衣かえという題で書いてありました。若駒高くいななきて、今千五百という校歌がありますけれども、現在玉高は1,138名、まさに400の減少でもありますが、この中高一貫校を導入することによって、いわゆる再生、そういう意味の再生へ向けて、あるいは今日のこの変革する教育改革の中に対応すべく玉高現場でも重要な課題として今議論されているのではないかと想像します。

父母負担について。一ころ昭和40年代50年代にかけて、父母負担の軽減、保護者負担のことですが、そういう問題が非常に取り上げられていました。また近ごろも取り上げられるようになっているのではないでしょうか。今では生活水準のバロメーターはエンゲル係数ではなく、教育費の割合とまで言われております。1市3町では給食費さえも多少違っています。共通的負担は学校費、テストや宿題、参考書等教材費、屋内ズック、運動靴などですね、保健費、PTA会費、制服などなどではないでしょうか。制服は21小、6中採用しているのでしょうか、ないところもあるのでしょうか。加えて上学年の部活の費用等枚挙にいとまがないと思います。旧1市3町で特に違った点があれば報告をお願いいたします。入学時に新入生の父母が一体どのくらい負担しているのでしょうか。教育委員会から見た、判断した父母負担とはどのようなことを指すのでしょうか。お尋ねをいたします。

平成12年第4回当時の市議会で情報化社会の中、テレビ会議システムを利用した 交流授業が開始され、その授業のため諸費用も父母負担とならないかと質問したとこ ろ、当時の市長は保護者負担等にならないようなシステムを考えてまいりたいとの答弁 でありました。果たしてどうだったのでしょか。先の議会で承認されて、この議会にも 一部出ているでありましょうが、この玉名市地域イントラネット基盤整備施設整備事業 でしょうか。全市にも適用されるようになりました。その現状を知りたいと思います。

○議長(松田憲明君) 教育委員長 坂本清一君。

[教育委員長 坂本清一君 登壇]

○教育委員長(坂本清一君) 皆さんこんにちは。教育委員長の坂本です。私は吉田議員の教員免許更新制についてお答えをいたします。

社会の大きな変化に対応し、地域住民の公教育に対する期待に応えるためには教員に対するゆるぎない信頼を確立し、教員の資質能力をより高めることや確実に身につけ

ることが極めて重要であると考えております。この教員免許更新制については、いろいろなとらえ方があると思いますが、教員は常に研究と修養に努め、専門性の向上が求められております。また社会状況が急速に変化し、学校が抱える課題も複雑・多様化する現在、教員には絶えず最新の専門的知識や指導技術等を身につけていくことが重要であると考えます。そういう意味から教員免許更新制の導入については、自分自身の指導技術等を振り返り、自己評価する上でも、また資質向上のためにも重要であると考えております。

以上です。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○**教育長(菊川茂男君)** 吉田議員の教育問題についてお答えいたします。問題のある 教師の有無と教師の資質の向上についての具体的取り組みについてお答えいたします。

玉名市における本務教職員の数は小学校で305人、中学校で136人の合計44 1人でございます。玉名市教育委員会所属の教職員の中に議員のおっしゃる教員は現在 のところはおりません。ただ指導に関して不足している教員がいる場合には校長を通じ て教育委員会に報告してもらうように指導をいたしております。熊本県教育委員会では 指導力不足の教員につきましては県立教育センターでの1年間の研修を通じて、きちん と職場復帰ができるようにカリキュラムを組んで指導しております。

次に教員の資質向上についてでございますが、「人間は教育によってつくられる」と言われております。教育の成否というのは教員にかかっているといっても過言ではありません。市民が求める学校教育を実現するためには児童生徒や保護者はもとより広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教員を確保することが不可欠であると思っております。市教育委員会といたしましても教員の資質向上が児童・生徒の人格形成の要ととらえております。そこで市教育委員会といたしましては初任者研修を5回、教職2年目の先生方を対象とした人権教育研修会や教職2、3年目を対象にした研修会も実施しております。県関係では初任者研修、6年目研修、10年経験者研修、17年目研修と節目には多くの研修が行なわれております。また各学校では校内研修の時間を年間35時間程度行ない、理論研修を行なったり教科等の研究授業を実施したりして、指導技術の向上を図っております。その際市教育委員会の指導主事や教育事務所の指導主事が指導方法の工夫・改善について指導・助言を行なっております。このほかにも校務分掌上の研修が年間多岐にわたって行なわれているのが現状であります。

次に高校再編と中高一貫教育についてお答えいたします。高校再編問題につきましては、地域住民や保護者の中にもいろいろと関心があるのではないかと思われます。とりわけ中高一貫教育の導入については、メリット部分もたくさんありますけれども、あ

らかじめ十分に配慮しなければならない問題として、受験競争の低年齢化の恐れ、中高一貫教育がエリート化するのではないかという危惧、一部の生徒だけが入試がないという不公平感等が考えられます。市教育委員会といたしましては、入学者の決定等、どのような方法で、どのような手順で行なわれるのかを保護者の理解がスムーズにいくようその都度、情報を詳しく学校へ流さなければならないと考えております。玉名高校に併設型中高一貫校が導入されることの理由としては、議員も御承知と思いますが、次の3点が考えられております。まず第1点は一定の進学実績があること。第2点は児童が一定数いる地域であること。第3点は交通の利便性がよいことがあげられております。中高一貫教育につきましては市教育委員会といたしましても、今後調査研究に努めてまいりたいと思っております。

次に保護者負担についてお答えいたします。小学校では標準服というとらえ方をしておりますが、21小学校中19校が標準服で2校が自由服でございます。中学校は6校すべて制服です。小学校・中学校の新入生につきましては、調査しましたところ小学校では標準服、これは夏と冬用があります。体育服、上履き、通学かばん、名札、給食エプロン、お盆、教材費等で平均4万8,000円程度でした。また中学校では小学校の品物のほかに体育館シューズであるとか女子生徒ではボックス等を購入いたしております。そのため男子生徒で平均5万4,000円、女子生徒で約8万円ほどになります。また旧1市3町での比較をしてみますと小学校では、2,3,000円の違いであまり変わっておりません。しかし中学校では制服の値段の違いにより、多少の違いがあったようでございます。

次に、市教育委員会が考えている保護者負担はどのようなことを指すのかについて でございますが、学校で勉強し学校生活をスムーズに送る上で、必要最低限度の負担と このように考えております。そういった意味からも過重な負担にならないように常々指 導をいたしております。

次に、議員御質問のテレビ会議システムを利用した場合の保護者負担につきましては、調査した結果ございませんでした。また今回の地域イントラネット基盤施設整備事業につきましては、横島、岱明、天水にも光ファイバー通信網で情報の共有化を図ることができるようになります。このシステムによって校内LANの整備やウエブカメラの設置、メール配信システム、議会映像配信システム、図書貸し出しシステムの整備が行なわれますが、それによっての保護者負担はないのではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長(松田憲明君) 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜德君 登壇]

○23番(吉田喜徳君) 再編問題について各地で説明会があっております。この地域においては7月28日に荒玉学区で説明会が行なわれておりますが、その際、これは通告もしておりますけれども、その中の我々がどうしても参加しようと思っても限定がございまして、入れなかったからお尋ねするわけでありますが、その中で玉名高での中高一貫教育導入について、新設校以外の高校に進学できるのか、募集人員それから入試、試験内容等などの質問があっております。これの答えは掲載されて、報道されておりませんでしたが、教育長、教育委員会はこのこれにはもちろん参加しておられるんじゃないかと思います。そのあたりどんなだったのかをよかったらあとでまた御答弁をお願いしたいと思います。

この教育一貫校の準備中の真っただ中にあるのが、北海道の初の中高一貫教育を目指す、北海道登別明日中等教育学校であります。ここは中等教育学校を選択し、道は現在の道立登別高校内にこの準備室を設置し、ですからそうなると玉高にそういうのが設置されるんじゃないかと思いますが、これは想定ですけれども。来年の19年4月開校を定めて準備中であると知り、今回私の母校が経営する北海道の大学のオープンキャンパスに参加したその足を延ばして、この準備室を訪問し、その現状を視察することができました。道と市の合意、市民や地域住民や小中学校への理解とコンセンサスの構築、マスコミへのアピールなどなど苦労話や教育方針、カリキュラム内容等も伺い、完成3分の2の新校舎も見学した次第でございます。本当に大変だなあという実感が湧いた次第であります。道は平成12年ごろから19年4月を目指した基本指針を打ち出し、以来開校まで7年かかるわけであります。玉高にですから玉名市教育委員会もその条件整備にかかわることになるのだろうと思います。大変だなあと思います。教育委員会の真剣な対応をお願いしておきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

父母負担についてでありますけれざも、つい先ごろ報道されたふうに教育への公的支出率最低、日本は最低という見出しで載っておりました。どんなようなことの調査かといいますとOECD経済協力開発機構の主催というか、その加盟30カ国の2003年国内総生産GDPに対する教育費の割合というか、公的支出の割合を調査したというようなこの調査結果でありますけれざも、日本は最低だったと。ちなみにデンマーク8.3%、アイスランド8%、ノルウェー7.6%、アメリカ・イギリス・フランス5%、こういうふうになっております。かわりに私的、いわゆるこの父母負担でしょうね、私的ではこれは最高と日本が最高とこういうふうになっております。詳しいデータもここに出ておりますが、これは時間の関係上申し上げませんが、これを玉名市に考えますとですね、市長は先ほどからずっと教育に対しては予算を云々とかいうような御答弁で安心しておりますが、そういうようなことを念頭においてまた19年度の予算編成に臨んでいただくことをお願いする次第でございます。

安全で安心して暮らせる社会。プールについて。埼玉県ふじみ野市の市営プール死 亡事故を受け、県教育委員会は8月2日、48市町村教育委員会を通じて、学校や公営 プールの安全管理対策を徹底すると同時に排水口を調査するよう通知したとのことです が、不備が桃田運動公園市民プールでも発見されたと発表されましたが、具体的にどこ がどうだったのか、そしてどう処置したのか、また各学校の様子、検査結果はどうだっ たのでありましょうか。お尋ねいたします。玉名市では小中学校はもちろん市民プール での事故もこの夏なかったことは大変幸いと思います。このプールの吸い込み事故を巡 っては文部科学省が全国の教育委員会などに通知で防止策の徹底を再三求めていたが、 7月末に埼玉県ふじみ野市で女児の死亡事故が起きた、こういうふうなことであります が、要するに私が言わんとするところは、文部科学省は各県各教委にそういう通達をし ている。その後に起こったこのふじみ野市の事故、その後にわかった桃田の大事になら なかったから大したことないと思いますからいいというようなことですから、やはり転 ばぬ先の杖というかですね、よく先人は申されました。そういうことでやはり常日ごろ 行政に携わる方、我々も含めてでしょうけれども行政じゃありませんが考えていかなき ゃならないと、先ほどから質問もあっていたように、例えば市長、体育館で運動中に天 井が落ちてですね、そういうようにならないようにひとつあらかじめ、転ばぬ先の杖で 先ほどの議員の御質問もありましたようなことを真剣に取り上げていただきたいと思う わけでございます。

次に、通称、これは仮称ですけれど、大学通りの安全整備と学生アパートについ て、この質問は「若者とともに築く地域社会」、この市役所のですね、テーマ、それか ら玉名駅等にもそういう標語が掲げられております。この質問は大切な学生を守る、特 に親から離れて地元を離れて生活している学生を守るそういう気持ち、あるいは実感で きる大学通りの形成のためにこれから質問をするわけでございます。東京の話でありま すけれども、早稲田には早稲田大学通り、あるいはまた専大通りもありますし、市長の 母校の白門通りもあります。あるいは熊大通りそしてまた崇城大学通りまた学園大学通 りという大学にはそういう大学通りというこのまちづくりと申しましょうか。まちだけ じゃなくてそういうイメージですね、そういうようなために質問するわけでございま す。九州看護福祉大学はさかのぼれば九州看護福祉大学準備財団、熊本国際大学準備財 団、財団法人熊本城北地域高等教育事業団、そして玉名市高等教育事業設立準備室とさ かのぼればそういう歴史になるわけでありますが、平成3年6月に今の市長、当時の県 会議員、島津先生は4市21町村がかかわる、いわゆる事業団の理事や評議員としても 名を連ねていただいた、この地域に自民党議員の先生方が12名おられます。小財自民 党県連会長のもとに一堂に会されてその中で今の市長、当時の県議は県議会の中に城北 地域高等教育推進熊本県議協議会というのをつくったらどうかということ、ありがたい お話がありまして、会長に平川和人議員、玉名郡出身。それから事務局長に当時地元の大仁多貞夫議員、こういうふうになり、それが拍車がかかっていわゆる全県を7つに分けた県域の中に城北地域荒玉地区に学園都市大学設立構想が打ち出された。こういうふうに記憶しておりますけれども、これが昨日も堀本議員の質問にもありましたように16億円と進んでいき設立に向かって拍車がかかった。こういうようなことでありますので、公私協力方式あるいは公設民営として今日の発展はもう皆様も私が説明するほどでもないと思います。

その大学通りは石貫、小畑橋、東はですね。大学正門より東は石貫、小畑橋。山 田、松尾、山田の松尾の交差点。ここにはいわゆる先ごろ620メートルも完成いたし ましたけれども、歩道が設置されております。南は八芳園から左は温泉街となりますの で、温泉通りでしょう。右折して正門の方から右折して築地立願寺線の入り口まで、ま あこのあたりが大学通りとこういうふうに認識していいのではないかと、私の個人の見 解でありますけどそう思いますが、中でもその中でもですね、富尾の大学前バス停から 先ほど申しましたこの度歩道が完成した620メートル、山田、松尾交差点までがその 中心と思います。この間は蛇ヶ谷公園の入り口、いわゆる蛇ヶ谷公園そして非常に利用 者が多く、ますます増加傾向にある市民テニスコートが設置されています。歩道の完成 で明るかったらもっとよかったんですけど、歩行者が明るくなればですね、多くなり、 中でも学内に設置されている調整池兼用のテニスコートよりも完備された市民テニスコ ートを利用する学生が漸増するだろうと予測いたします。このテニスコート西方面松尾 地区には大学のアパート群も存在するものでありますが、歩道の安全性はと問い、今学 生は学部3学科制1,481人に大学院2専攻を入れると1,523人、学生は自宅通学 が764名、51.6%、自宅外は716名、48.4%となっているのであります。新 幹線が開通すれば通学圏となる学生の主な出身地は福岡県344人、現在ですね。佐賀 県55人、長崎県103人、大分県91人、そして熊本県の人吉、水俣方面がアパート よりも新幹線を利用しての自宅通学が予想されます。

そうなるとどういう現象が起きるかなあと思いますと、アパートの空室が目立ち、 廃墟と化した不快感の光景が、これは老婆心ながら心配でありますけど、光景が見られ る、そういう想像されます。市長はどのような御感想を想定を持っておられるでしょう か。近年、幼少年そして女子学生や若い女性の犠牲者が目立ちますが、先に指摘したテ ニスコート前のあたりの大学通りのまずは620メートルに環境にふさわしい外灯を設 置してもらって、まずはこの点。これが大学通りのですね、形成の始まりじゃないかと 思いますね。昨日は防犯灯であります、これは外灯であります。これはちなみに申し上 げますとフェリーであちらの方の島原の方に渡ります。国見高校がサッカーが日本一に なった。サッカーボールをアレンジしたですね、いわゆる高校、大学通りじゃありませ んけれども外灯がきれいに立っておる。というようなことでありまして、そういうようなことを設置して、これは玉名の予算だけじゃなく、その辺のことはまた大学側とも御相談してそういうような、将来大学通りのイメージをつくる出発点として考えていただいたらどうだろうかという質問でございます。

大学通りのまずは620名にそういうようなふさわしいものを設置してもらいたい ということでありますけど、設置するのも電気代はどうするかと昨日の議論ではありま すけれども、私は昨日の中尾、本山議員の説に賛成であります。800万円ぐらいしか 防犯灯でありますけれども、800万円ぐらいしか、ぐらいといたら語弊があります が、旧玉名市においても旧3町においてもですね、そういう御配慮は大切なことじゃな いかなあと子どもたちを守るためにもそういうふうに思います。あわせて大学の方の外 灯に対しても御配慮を願いたいと思うのであります。現在学生が住んでいるアパートは 平成16年現在、これは旧玉名市の今の町小校区の中ですね、100棟ぐらい、これは 一般の人も入れての話だろうと思いますが、その中で学生が利用しているアパートは1 DK、主に立願寺・岩崎地区やJR玉名駅南側、築地地区が隣立しているわけでござい ます。学生が使用しない限り1DKでありますので他にあまり通用はしないのではない だろうかなあと、経済の波及効果を一番もたらしているアパートの学生、当時設立当 時、大学を設立したらどんなメリットがあるかという、非常に議論がありました。その 中の一つにやはり経済の波及効果というのが第一にありました。この717名のいわゆ る波及効果ははかり知れないものがあるんじゃないかと思います。学生数の減少はです ね、年々歳々人気も出ているし学科も現状に合わせて対応する学科を設置するし、学生 数の減少は今のところ考えにくいと思いますが、新幹線の開通は私も大歓迎していると ころでありますが、その学生数の通学生の増加によって少し減っていくのではないだろ うかなあという懸念をいたすわけでございます。

自宅通学よりも4年間は玉名市で学生生活を送りたい、また送ってよかったなあ、 アルバイトも玉名市でやりたいと評価されるような既存の商店街とも連携したというよ うに評価されるようにですね、その繁栄を考慮しながら新しい魅力あるまちづくりを新 幹線新玉名駅とともに想像しなければならないと私も強く感じるわけでございます。市 長の思いがあれば承れれば幸いでございます。

○議長(松田憲明君) 教育長 菊川茂男君。

「教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長(菊川茂男君) 吉田議員の質問にお答えいたします。7月30日の熊日に荒 玉学区の説明会の記事が載っておりましたが、その中に2つほど質問事項がございま す。それにつきましては、通告を受けておりましたけれども、最初のお尋ねの中で触れ られておられませんでしたので、あえて申し上げませんでしたが、議員がおっしゃる併 設校以外の高校に進学できるのか、県立の中学校になります。県立の中学校にいったん 入学したら全員その併設の高校に入学をしなければならないかというお尋ねでございま すが、そういうことではなくて、ほかの高校にも進学できると、こういうことになって おります。

それから募集人員、試験内容についてでございますけれども、中高一貫教育導入に当たりましては、併設する中学校は県立であるということから全県1区での募集を考えてあります。県が示している例えばということで、募集人員につきましては1学年が7学級であれば大体1ないし3学級ぐらいを考えているようでございます。試験内容につきましては、他県では面接とかあるいは小論文とか適性検査を組み合わせて行なっているところが多いようでございまして、大体そのようなことも参考にされてなるべくなら受験競争の激化につながらないように検討をされているようでございます。

続きまして、安全で安心して暮らせる社会ということの中のプールに関してでござ いますが、本年7月末に埼玉県ふじみ野市の市営プールにおいて施設の設置・管理にお ける安全確保の不備等による事故の発生に伴い8月2日、文部科学省スポーツ・青少年 局長から熊本県教育長を通じ、各市教育委員会所管の小中学校プール並びに公営プール 施設等の安全管理調査があり、その時点では安全確保ができている旨の報告をいたしま したけれども、8月9日の再調査により市民プールの排水口の蓋はボルトやネジで固定 はされておりましたけれども、排水口内部の吸い込み防止金具が未設置であったため、 安全確保について必要な処置がとられるまでの間、プールの使用を中止し、市民プール においては8月10日より閉館し、安全対策工事に入りまして排水口、循環口に安全防 止金具を設置し、安全確保の処置をいたしました。具体的にいいますと8月10日から 11日にかけて水抜きをし8月11日午後より安全対策工事、工事終了後給水開始、8 月13日より幼児用プール及び25メートルプール、これを供用開始、8月15日より 50メートルプール供用開始をいたしております。また小中学校プールにつきましても 8月11日より緊急安全点検を行ない、市内小中学校27校のうち、小学校14校、中 学校1校のプールに安全基準に合致しない施設が含まれていることがわかりましたの で、早急に学校と協議を行ない、各施設の排水口に安全防止金具を設置し、8月25日 にはすべての学校において安全確保の処置をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 吉田議員の質問にお答えをいたします。1、2感想を申し上げますと、もともと教育問題について非常に熱心な議員であるということを承知しておりますが、冒頭に自民党の総裁選挙に触れられましたが、教育再生に非常に大きな関心を

寄せている安倍さんのことに触れられまして、同友の土がいたなあと思って嬉しく思っております。中高一貫教育についての話がちょっと出ましたので、私はできるだけこの玉名高校の一貫教育についてはあんまりいろんな場面に出て、説明会に出ましたけれども、意見を言わないように心がけております。それには2つの理由があります。1つにはこれは学校再編の中から少子化の中でのことが発した分もありますので、南関高校が荒尾高校に合併してしまうということが根っこにあるわけですね、計画の中に。そうすると南関地区の方々あるいは南関高校関係者の方々から見れば、これは心情的にはどうしても理屈としてわかっておっても心情的には納得しがたい問題であるということを私はよく理解できるもんですから、その辺の心情も思い図ってできるだけ控えております。同時にもう一つ山鹿・鹿本地区が非常に強い反発といっていいんでしょう、これを示しておられます。近年例年になく近年の歴史にないぐらいに山鹿・鹿本地区から玉名高校への進学の動きがある中での中高一貫教育であったがために、鹿本高校、山鹿高校関係者を中心にしてですね、非常に何でそうなんだということが出ております。現実にそういう会合や動きも出ておりますので、できるだけ冷静にことの推移を私は見なければならん、そういうふうに心がけておるつもりでございます。

大学通りの設置、大学通りという命名等、非常に私はいいアイデアだなあと、いい 視点、観点だなあと思ってます。防犯灯のことも含め大学の方と早速協議をさしていた だいて、あの当時私は農免道、農免道としか今まで言ってません。私の長い間の通勤道 路、常日ごろの生活道路でもありましたが、農免道と言っておりましたが、それは農免 道というよりもあの区間、大学通りと言った方が格好いいなあとそういうふうにイメー ジが定着していけばいいなあと、大学の方とひとつ協議してそういう命名なりあるいは それに伴う何らかの形づくりができればいいなあと思って、協議をさせていただきたい と思います。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) 吉田議員御質問の新幹線開業に伴い、県外からの自宅 通学により学生向けアパートの空き室が懸念されるのでは、にお答えいたします。九州 看護福祉大学の通学状況については、今吉田議員仰せのとおりでございまして、現在通 学している学生のうち、約半数が市内のアパートからの通学でございます。九州看護福 社大学は平成10年4月に公設民営方式の大学として設立され、今日まで玉名市のイメージが大きく変わり経済波及効果はもちろんのこと、大学生がまちにあふれることで若 者の活気などによりまして、まちの活性化に潤いを与えてきたものと認識しております。

さて、本市では平成23年春の新幹線開業に向けて、新駅周辺整備等を進めている

ところであります。議員御指摘のとおり交通の利便性が向上する一方で、県外からの通学が可能になることから学生アパートの空き室が増えることも否定できませんが、経営者の方々にも御理解をいただき、学生に魅力あるアパートを提供し、「玉名が第2のふるさと」と言えるような積極的な経営、支援をお願いするところでございます。同時に市といたしましても学生の生活環境整備の推進を図り安全・安心して住みよい若者に愛されるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

○議長(松田憲明君) 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜德君 登壇]

○23番(吉田喜徳君) 終わりに申し上げたいと思います。先ほど申しましたように 717名の自宅外学生、ほとんど自宅外といってもアパートではないでしょうか。 現在 彼らの月額生活費は当時私もはじき出しておりましたが、13万円と12万円とさっき 言いましたが、13万円だろうというようなお聞きするところによるとその程度だそう でございます。そういたしますと717掛ける13万掛ける12倍と19億1,825万円、19億ですよ。約20億はその学生たちが玉名市に落としているんじゃないか。 アパート経営者の方は税金で何らかの形で払っておられる。まさに経済の波及効果の第一人者ではないだろうかと、こういうふうに認識する次第でございます。アパート学生 に対する行政としての優遇措置がほかにないものかなあと、先ほど申しましたいろいろ な通りに大学通りにまいりますと、お店の何かいろいろなところでも学生割引というの が看板かかっておりますが、そうここでは見られないようでございます。それが行政の 力とは言えませんけれども、何かの形で学生に対する行政としての優遇措置はというと きれいに外灯をですね、大学、アレンジした大学、外灯をつけたり大学通りをそういうようなことは行政でもできられるんじゃないかなあとそういうふうに思いましたから、 御質問したわけでございます。

先に述べました真の大学通りが実現するように、そしてアパートの学生が不安がらないように、アパートを必要とするこれからの県外からの志望者が増えるようにその整備等に力を入れていただきたいことをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(松田憲明君) 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時46分 開議

- ○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 25番 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番(田畑久吉君) 自由民主党の田畑でございます。市議会は有明クラブです。 よろしく。ちょうどこう時間帯も執行部の皆さん、議員の皆さん、睡魔が襲う時間帯に なりましたけれども、今しばらくのほどよろしくお願いをしておきます。

改革なくして成長なしの謳い文句でバブルの経済崩壊で危険水位だった金融機関の不良債権もその処理も済み、危険水位を脱出したようには思いますが、その間莫大な政府資金が導入されました。これはすべて我々国民全員が払って納めた税金です。あげくの果ては銀行預金に対する利息はゼロに近くささやかな国民の楽しみもなくなり、ツケはすべて国民に押しつけられ、長年それが続いております。またほかの面では深刻な財政赤字の地方自治体も出現し、ニートやフリーターの増加、教育の荒廃、これは先日の新聞にも載っておりましたけれども、児童が教師に暴力を振るう、そういったことがたくさん起きています。これは学校教育の現場だけでなく、家庭の教育の場面でも影響あるかと思いますが、そういった教育の荒廃、そして格差の拡大と国民の間に大きな負の遺産だけが残った世相になっております。今や国と地方の長期債務残高が本年度末で800兆円に達するとのことも聞いておりますし、国の一般会計の予算のうち税収は半分ぐらいしかなく、毎年30兆円を国債の発行に頼らなければならないとのことでございますし、利払い費の増加で借金が借金を生む悪循環になっているようであります。

さて、我が玉名市は昨年の10月3日に1市3町が合併いたしました。当然持ち寄り合併でございますので、いろいろなものがそこにはついてきます。そこには負の部分もたくさんあるかとは思いますが、我々は自ら知る努力をしなければすべてのことを知ることは大変難しいことでございます。合併によって持ち寄った資産のうち、私は遊休地として表現はいたしますけれども、どこにどのように存在するのか、遊休資産といいますと含み資産がたくさんあるようで、聞こえますけれども、われわれ民間感覚でいいますと不良債権的なものもあるとは思います。バブル経済で抱え込んだ不良債権、不良資産で大きな銀行が何行も破産をいたしました。行政の言葉で言えば目的なしの土地は普通財産で目的を持って取得した土地は行政財産との区別があるようであります。目的を持って取得した土地でもその後の事業の推進や展開、現実的な面が見えてこないものについては我々が欲に言う不良債権に値すると私は認識をしております。当然行政から見れば不良債権という言葉は使わないだろうし、そのような表現はしないでしょう。

このように不良債権的な土地が相当数存在すると私は思いますので、この際行政に おかれましては大変御面倒とは思いますが、一覧表にして明らかにしていただければ幸 いかと思います。資料はできているということで聞いておりますけれども、議長のお許 しを得て資料の提出を要望確認しておきたいと思います。行政は単年予算で単年で決算をいたします。調整の中で過去の調整の中でまちの政治の中で決算し、認定したものについてどうこう私は触れるつもりはございません。ただ、今後どうするかいうことに視点を当てての発言でございますので、その辺の理解は前もって一言お願いをしておきます。そのような物件の中で例えば玉名市に引き継がれました岱明、三崎の地目、雑種地、面積8,122平方メートルの存在について聞くところによりますと、取得後17年が経過したとのことであります。これも玉名市に引き継がれた物件ですからお尋ねをいたします。当初の取得の目的は何であったか。現在の管理状況はどうなっているのか、今後の利用目的の計画はあるのか3点であります。

次に公的施設のあり方についてお尋ねします。 1 市 3 町が合併いたしました。旧玉名市からいたしますと行政区域が大変広くなり、私も議員として今までの行動範囲ではとても全体像がつかめませんので、私も1日中詰めて仕事するような仕事を持っておりませんので、時間が空いたときは玉名市全域に当然助手席には女房を乗せまして、また地元の人に案内役をお願いして車で見て回るように気をつけております。最近ガソリン代も大分上がりましたんでですね、経費高を痛感しておりますけれども、そういった中で非常に玉名市はハウス栽培が目につきます。それを見るたびに経費高が大変だろうなあと生産者は大変だなあということも大変気に病むところでございますけれども、まあ回っているうちに旧玉名市のことだけじゃなく、今まで自分自身が知り得なかったことが見えてきます。地元の人たちの話を聞いておりますと、想像もしなかったようないろいろの話の中で過去の経緯がわかってくるわけでございますけれども、議員としての考え方もこのような公の場において発言しておくことが大切ではなかろうかとの判断になりました。私がメモしたことを全部ここで申し上げますと、1日中かかるようなことになりますので、今日は2項目に絞って質問をいたします。

公的施設のあり方についての1項目目は、地元の人たちの案内で私も現場に行ったわけでございます。これは先ほどきれいな女性議員が質問されました扇崎の件になりますけども、正式な事業名称は私はちょっと最初わかりませんでしたけれども、公園整備の現況がどうなっているのか、聞くところによりますと扇崎公園整備事業とかを聞きました。地元の案内していただいた人たちに聞きましたら、ブランコや子ども向けの設置増もありますので、児童公園じゃなかろうかと話もされている。私も最初は田畑議員あそこに何ができるんですかと聞かれましても、今まで一度も行ったことのない地区でしたので、私のコンピュータの中にはインプットしてなかったわけです。コンピュータと言いましても私の古い頭の中ですけれども、本当に申しわけないような気持ちでいっぱいでした。現場に行って初めて過去の話題の中からこの場所を思い出すことができましたけども、過去の経緯からして不特定多数の人が出入りする場所として適切な場所かと

不安を持っておられる市民もおられます。突然ガスが噴き出して中毒事故が起きはしないか、地下水は大丈夫か、地下をボーリングして調査しなくてもよいのかなど、いろいろと心配される方々もおられます。その安全性なども含めどのような目的でどのような整備をしているのかわかりやすく簡潔に答弁をお願いいたします。現在整備達成、状況・管理体制などについてお願いします。先ほどの女性議員の方と重複いたしますけれども、よろしくお願いをしておきます。

2項目目になりますが、地域を回っている間にちょうどこう昼食の時間的にもなり まして、昼飯でも食べようかいうことで、国道208号線沿いに出ればですね、食事す るところはたくさんございますけれども、地元の近いところで金も使いましょうという ことで、磯の里、そこで食べようかということで行ったんですが、食堂が閉鎖されてお りました。食堂といいますか、レストランといいますかわかりませんけれども、営業休 止になっているわけであります。それから話が拡大をしまして、経営形態はどうなって いるのかとか、現在の経営内容、収支はどうだろうかと、開業以来赤字とか、行き着く ところは人の噂まで発展いたしまして、聞く必要のない話まで聞いてしまいましたけど も、個人のことには関心はありませんし、公的なことには神経が走ります。いろいろな 話や状況を見て考えたことが、この施設が今のような活気のない状態でいいのかなあ と、もちろん夏場のシーズンが過ぎまして、夏の活気はないにしても、秋から冬場にか けての商売のやり方があるとの判断をして、この辺で意見を少し入れていただいて何か の方法を立て、方向転換した方がいいと思った次第であります。私も商売のことになり ますと大変夜も寝られないぐらい想像たくましくなる方でございますし、そこでこの事 業所も玉名市に引き継がれた玉名市の事業所ですから、1つ目経営形態について、2つ 目経営内容収支について、3つ目今年度の指定管理者に移行しなかった理由、3点につ いてお尋ねをいたします。

以上、答弁いただいてから質問に入ります。

○議長(松田憲明君) 岱明総合支所長 前田繁廣君。

[岱明総合支所長兼岱明地域自治区事務所長 前田繁廣君 登壇]

○岱明総合支所長兼岱明地域自治区事務所長(前田繁廣君) 市有遊休地の現況についてということで、田畑議員の一般質問にお答えをいたします。御指摘の市有地につきましては、岱明町下沖洲字前浜を起点とし、終点を長洲町大字宮野字長野にいたる延長4,775メートルの都市計画道路を沖洲・金山線の道路予定敷として、旧岱明町が買収したものでございます。この都市計画道路、沖洲・金山線につきましては昭和37年県の都市計画審議会の決定によりまして、昭和61年度から平成元年施行の林田地区団体営土地改良総合整備事業に伴う、共同減歩による創設換地により平成元年に土地改良法の換地処分により旧岱明町に登記されたものでございます。なおこの路線は荒尾市の

都市計画道路と接続をして、最終の終点は国道208号線につながるものでございます。また当該市有地の管理につきましては、事業完了後の受益地28ヘクタールの地権者で地区の維持管理を目的として設立されました林田土地改良組合に管理を委託しております。現在、起点側におきましては以前から圃場整備事業の推進に取り組んでおりまして、この事業が着工されますと当該路線の大部分を創設換地で取得することが可能となり、計画道路の建設推進が図られるところでありますが、当圃場整備事業の同意書徴収が進捗せず、今日に至っている状況でございます。都市計画決定された道路で長年着工されなかった全路線の見直しが国の指導で現在行なわれておりまして、玉名・長洲都市計画内の道路の見直しも必要になってきております。この都市計画道路、沖洲・金山線は長洲町、荒尾市も経由をしている道路でありまして、今後存続か廃止を平成19年度に協議したあと県の都市計画審議会にて審議される予定です。存続ならば財政的な問題もございますが、地区内の起点が終点側に市道が通っておりますので、市道を認定し道路として部分的に整備をすれば地域の生活道路として活用されるものと考えています。今後、市道として認定整備するかは都市計画道路の存続か廃止の決定により今後検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、扇崎公園事業についてお答えをいたします。扇崎公園事業につきましては平成14年5月に扇崎区民より公園建設の請願書提出がありまして、同年11月22日に公園用地として取得し、平成15年1月に測量設計業務委託を実施し、同年11月に工事着手いたしました。事業着手前の土地状況はコンクリート殻が山積みしてありましたが、これらコンクリート殻等は撤去・整地された後に用地買収を行ない、その後測量設計業務を発注し、工事着手したところでございます。土地の埋め立て状況は建設残土等で埋め立てしてあるものと承知をしており、産業廃棄物で埋められているとの認識はいたしておりませんので、土壌調査等は行なっておりません。工事着手時点で計画地盤まで約1メートルほど掘り下げをいたしましたが、このときも産業廃棄物は確認されておりません。なお、平成17年7月12日に市民からの通報により公園建設の隣接地について産業廃棄物を埋め立てているとの通報があり、有明保健所立会いのもと掘削確認をいたしましたが、産業廃棄物は確認をされませんでした。このような結果であり当公園を地域住民の健康と福祉の向上の場として、安心・安全で遊べる公園を目的として現在建設を進めているところでございます。

次に、磯の里の経営状況について、まず経営形態についてでございますが、磯の里は直営施設でございます。磯の里は平成9年4月に旧岱明町の農水産業の活性化を促進し、地域振興の拠点とすることを目的とし、また熊本県の海岸環境整備事業として整備をされた県北唯一の松原海水浴場の付加価値施設として開館をいたしました。地域に根ざした施設としてシーズン中は市内はもとより県内外からも多くの観光客で賑わってお

るところでございます。磯の里は地元の地産地消の拠点として生産者が消費者の顔の見える販売活動として、農産物、海産物そしてそれらの加工品また民芸品等を直接納入していただき、委託販売をしている施設でございます。開館以来9年たちますが、来館者も少しずつではありますが、順調に推移をいたしているところでございます。

次に食堂が閉まっていたがなぜかとのお尋ねでございますが、これは市と使用契約 を結んでいる方が家庭の事情によりまして9月の1カ月間休止届が出ております。家庭 の事情が解決次第営業を再開されると伺っております。

次に物産販売も含め、経営形態及び収支状況においてお答えをいたします。まず食堂の経営形態は食堂の使用契約を結んでの個人経営でございます。毎年4月に年間契約を結んでいるところでございます。次に物産販売についてでございますが、これは委託販売となっており、市が一定の割合の委託手数料を徴収する形態となっております。また収支状況は平成17年度につきましては、総営業収入が約2,009万円で営業支出が約1,666万円、営業経費が約871万円となっております。

次に指定管理者制度導入についてお答えをいたします。平成18年度の制度導入は 現に管理委託を行なっている施設について制度導入を図ることとしており、直営の磯の 里のような施設につきましては、年度途中の制度導入ではそれの募集にかかる手続等で 地域協議会の諮問、審議、答申等に相当の手続、準備期間が必要でありますので、平成 20年度の制度導入を計画をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 25番議員 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番(田畑久吉君) 三崎の土地につきましては当初、都市計画道路用地として先行取得をされたとのことでございますけれども、このような事業につきましてはですね、事業に対しての助成を受けるために、その事業認可をとって初めて補助金で開発をするとか道路をつくるとかいうのが手順じゃなかろうかと思うんですね。そのような基本的な事業計画が存在した事実があるのか、今現在残っているのか、引き継がれているのか。ちょっと先ほどの答弁だけでは疑問に思いますけれども、時計の針を逆に戻すわけではございませんので、過ぎた昨日はもう昔という言葉のとおり過去の経緯がどうこうじゃなくてですね、17年前に取得された事実とその土地が存在している現在、長期にわたってそれを放置せずにその地域の市民のために地域活性化のためにそれを生かしてほしいと私は思うわけです。答弁の中にもそういった意向の答弁がなされましたんで、私もいく分かは和らいだことでございますけれども、あの地域は町道市道にいたしましても、そんなにいい状況の地域ではないと思います。市道でもつくって地域活性化のためにその事業に利用するのが一番の地域に対する経済効果が大きいのではなかろう

かとそう思って質問しているわけでございます。

この点につきましては、私が指摘する前にそういった荒尾・長洲とかいうそういう連携をとりながら継続して、協議を重ねてこられたわけじゃないと思うんですね。指摘したから何かを聞いてこうされた、それだけでも1歩2歩3歩も進歩したと私は思っております。だからできればそういったところをですね、早く早急に地域のために計画性を持って取り組んでほしい、そう思うのが私の本心です。できれば市道に整備していただいて将来、長洲・荒尾方面また国道208号辺に沿う道ができればですね、その辺につなぐ、同じ企画を持って整備しておけば地域のために先行的に経済効果が生むわけですから、ぜひそのように放置せずにお願いをしておきます。

それから扇崎公園の整備につきましてはですね、議会の公の場で先ほどの答弁から 察しますと安全宣言をされたと、私は思っております。当然それは議事録にも残ります ので、これ以上は申し上げませんけれども、公園、扇崎公園として整備工事中であるこ とは午前中の女性議員の方の質問に言葉が出ましたので、認識をいたしました。しかし 工事途中であったならばですね、もう少し現場の管理をきっちりとしないと私は大変な ことになると思うんですよ。この前現場もちょっと見ましたけれども、大きな穴が4つ ほどありまして、聞きましたら何かあずまやを建てるとかいうその柱の穴だということ でございますけれども、水が40、50センチぐらいたまっておるんですね。その上に 板切れをただかぶせてあるだけです。あれを子どもが入って板切れをのけてですね、好 奇心で遊んでいるうちに頭からでも突っ込んだら、大事故になって死亡事故だって起こ りかねない状態なんですよ。だから供用開始をしていない場所であれば、安全管理にで すね、配慮が必要だと思いますし、出入り口も何かやっぱり工事中であれば入れないよ うにするとか、事故が起きたらですね、誰の責任ですか。市長の責任問題になります よ。市長にそんな汚点を残していいんですか。執行部の皆さん、職員もっとしっかりし てください。そんなことは放置してはいけない。それが私の本心。それとどんな目的で あの場所を整備しておられるか、整備しているのが誰にもわかるようにですね、安全に 対する呼びかけも看板ぐらいは出してですね、看板ぐらい出して誰にもわかるようにし なければ、今何をどういうふうにしているのか、誰もわからないわけです。地元の人は 当然わかると思いますけれども、そういうことでは行政はいけない。適切な対応をして ください。買収に6,000万円近くそれから移転料に2,300万円、工事費用を含め ますと相当の金額が既に投入されております。だから安全であるならば早急に供用開始 ができるように努力をしてください。それならば私たちも協力しますし、中途半端で放 置しておくのが一番の無駄であります。

それから磯の里、まず経営形態についてでありますけれども、私は最初どこかの団体といいますか、事業者と貸借契約をして営業は別のものだと思っておりましたから、

委託契約になっているのかなあと聞きましたら、委託制度をとっておりますと、最初はそういう返事でした。予算編成の歳入歳出を見てみますとですね、とてもこれは直接的な形に考えるけれどもおかしいなあという思いでおったわけですけれども、その直後すぐあれは直営でありますという答弁もありまして、今日もまた適切な答弁をいただきましたが、答弁のとおり県北唯一のあれは、松林ですね、松原海岸、その松原海水浴場を生かした付加価値設備としての、あるいは地域振興の拠点とする目的、農水産業の活性化の主旨も立派過ぎるほど的確であるとは思いますけれども、県北唯一のあの松林もですね、地域振興の拠点とする点も10年近く過ぎた現在、生かしていないと私は判断をします。

2点目の経営内容収支についてでありますけれども、行政の歳出の予算編成では入 りも出も合計は同じですから、行政は赤字予算編成はしません。あの予算書から一般の 人が損益計算書をつくるのはちょっと難しいといいますか、数字を拾いにくいと思いま すし、会計とかいろんな詳しい人はすぐわかると思いますけども、我々が一般社会で言 う貸借対照表といいますのでですね、行政に絡んだ引き当て科目もあり、その数字の計 算の仕方が行政の中で数字割り当てるのがちょっと計算しにくいと思いますんでです ね、わかりにくいと思いますけれども、当局の方々は当然、損益計算書は作成して持っ ておられると思います。数字ははっきりしたことをつかめますから、それはすぐできる わけです。別会計であればですね、そういった損益計算書はすぐにできますけども、先 ほどの答弁の数字からいいますと、総収入は2,000万円、2,000万円ちょっとで すか。それから営業経費が1,600万円それから普通の経費が870万円。それを差 し引きますと私プラスが520何万円と思ったら、何プラスが528万3,000円、 マイナスが528万3,000円なります。平成9年に開業して相当の過去のことをど うこう詰めるんじゃないですけれども、528万3,000円の赤字というのは、ほか の職員の関係した費用は全部入ってません。直接経費だけですから。それを計算します と600万円以上の赤字になると思います。平成9年からの赤字を合計しますと4.0 00万円ほどになっておりますけん、これも直接経費だけですから、ほかの経費を入れ ますと7.000万円、8.000万円の赤字になると思います。このような行政を垂れ 流し行政と言うんですよ。垂れ流し、温泉のかけ流しとちょっと違いますよね。垂れ流 しは即刻中止してください。もうちょっと。

3点目の今年度指定管理者に移転しなかった理由は何か。行政の事情も一つの準備をするには相当の準備もあるということはよくわかっております。私は逆にこの施設が指定管理制に移行しなかったことを今はよかったなあと思っております。なぜかといいますと、答弁の中で来年度以降制度導入を検討しているとの内容ですけれども、これだけの赤字を事業体をですね、補助しながら継続することは赤字の垂れ流しをますます助

長して、それを認めることになります。到底私の許容範囲には入れられないことです。 今の経営形態のやり方は赤字の出ることを知った上で継続することになるので、これは 即休止して早急に黒字に転換できる事業形態に変更が必要であります。わかっているこ とを続行した場合、その市の歳入の中から埋め合わせは絶対にいたしません。いたしま せんって、私が市長じゃないですからですね、そういったことは言えませんけども、議 会の一員としてあまり好ましくはないということを申し上げておきます。黒字経営にす ることはすぐにできます。施設の利用、農海産物の売り上げ、松原海岸の一帯の有効利 用、どれをとっても今までの何倍以上の活性化ができます。即休止しても出品しておら れる生産者の方々の心配も必要ありません。今までの何倍も売り上げできる形態にでき ることをつけ加えておきます。企画経営相談はぜひ田畑にと言いたいところでございま すけれども、執行部の答弁聞きました。それ以外に何かつけ加えておきたいなあという ことがあれば、今のうちに答弁しておいてください。島津市長、何事にも勇気を持って 決断しなければ玉名の礎はできません。

庁内でですね、三無運動のされるように提案をいたします。三無運動いうのは、無理、むら、無駄を省く運動です。先ほど午前の島津市長の発言の中に突然答弁を求めるとわしも何とかということがございました。しかし、島津市長の知識と頭脳を持っておればどんな局面でも答弁はすぐにできると思いますけども、答弁は求めません。先ほど私は絶対に埋め合わせいたしませんと言いましたのとともにちょっと気になりませんか。何か気になることがあれば答弁じゃなくていいですから、一言ちょっと思いを言っていただければ、そういうことでございます。よろしく。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 私、市有地の話は今初めて聞きましたので、支所長が答弁したのを聞きながら行政の対応として、答弁もしっかりしていたなと思っております。扇崎公園については私自身も都市の経営についてはいささか承知をしております。議論をしていました。これいったいどういうイメージの公園にしたいと思って整備をしているのかという議論もしております。しかし、近松議員も指摘があったように、今、田畑議員も指摘があったようにここまで来た公園をですね、これは一日も早く完成をさせるのも我々の責任だということをよく承知をしておるつもりです。ただ整備していく過程の中で、さっきちらっとあった児童公園なのか、お年寄りを対象にした視点にとらえた公園なのか、いや全町民、全住民を対象にした公園なんだとそういう指摘があると思いますが、やはり一つ一つの公園事業にもイメージというのはあると思うんですね。その辺があれを視察した段階では、ちょっとどういうふうな雰囲気の公園に将来整備していったもんかなあというふうに私自身が感じたことも事実でございます。あの滞っておるの

は、これは率直にいって私の責任だろうと思っておりますが、ここまで整備をしていた だいている公園を、事業をとんざさせるというのもまたよろしくないということも承知 しておりますので、執行部が答弁いたしましたように1日も早い完成を目指していきた いと思います。

最後に磯の里のことですが、20年に、田畑議員ちょっとおっしゃったので私も理 解しにくい分があるのは、指定管理者にしてなくてよかったなあというふうに感じたと おっしゃいますが、行政の方は20年度をめどとして指定管理者制度に移行する、これ まで直営であったがために今度の場合は指定管理者に移行しないという方針で岱明支所 はあげてまいりましたが、やはり幾つかあるんですね、草枕てんすいそれから横島の Y・BOXはこの2つはもう第3セクターでやっているわけですから、非常に草枕てん すいのはちょっと規模仕掛けも大きいですが、磯の里、形態は違うんですね、形態は違 いますけれども、私はY・BOXにしても磯の里にしても指定管理者制度というのが動 き始めたのであれば、これはやはり支所長が答弁いたしましたように指定管理者制度に 向けて運用をしていただく、その方がいろんな市の財政状況あるいは等々から見て適当 なのかなあと判断をいたしております。いずれにしろ熊本県内で城北地区唯一の海水浴 場を持つ松原海岸であります。また岱明町はこれまで長い時間をかけて丁寧に育ててこ られた一帯でもあります。岱明町のイメージのためにも、あるいはこの海岸の有効活用 のためにも大事な磯の里でございますから、20年の指定管理者への移行がスムーズに いきますように。そしてまた今後も活力ある存在としていきますように心がけてまいり たいと思います。

以上です。

○議長(松田憲明君) 25番議員 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番(田畑久吉君) 公園についてはですね、供用開始前であり、安全については十分に注意を払って対策を立ててほしいということを言いました。だから何かさっき言いましたように看板立てて注意を促すとかですね、そういうことを何かするとかしないとか、しないならしない、するならするでいいですから、一応その辺はちょっと答えてもらわんと困る。

それから指定管理者制の移行について、島津市長の御答弁がございましたけれども、移行するにしても何がしかの補助は出さないといけない、それはなしですか。なしであればいいんですけど、もしそういうことを少しでもあれば、もういっそのこと事業体に任せて対策料をとるとかですね、そうするともう一気に黒字になりますし、何の心配もいらない。もっと貸借ができると思った、そういう意味のことを言ったわけです。以上です。

○議長(松田憲明君) 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

- ○建設部長(取本一則君) 田畑議員の扇崎公園の安全管理についてお答えいたします。現在先ほども近松議員のときちょっと申し上げましたが、90%程度が今完了しておりまして、あと残りにつきましては先ほど言いましたあずまやとかトイレとか、一部舗装が残っている状況でございます。現況を見ますとまだ砕石の状態でですね、出入り口もオープンの状態でございますので、一部の人、地域の方が除草作業はされているというふうに聞いておりますが、近松議員もいろいろな車が入ったりバイクが入ったりとかいうそういう面もあるということ言っておられましたので、早急に現場を確認しましてですね、安全管理にすぐやりたいと思っております。看板等の設置を行ない、今後市民への周知を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。事務局の方ですぐ現場を確認してやりたいと思います。どうもよろしくお願いします。
- ○議長(松田憲明君) 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。引き続き、3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番(宮田知美君) 皆さんこんにちは。有明クラブの宮田知美です。天水町立花、石橋、本村、港地区の恒久浸水被害対策について1点だけ質問をいたします。午前中といいますか昼の福嶋議員と重複するところがありますが、皆さん天水町の者は皆関心があるところでございますので、私なりの観点から質問いたします。そしてまたこれは非常に金のかかる問題でございますので、市長には申しわけございませんがよろしくお願いいたします。

この夏、日本列島の梅雨明けが大幅に遅れ、各地が記録的な豪雨となり、私たちの住むこの玉名でも大きな被害をもたらしました。検証しますと、7月は7月2日、87ミリ降り、和水町、旧菊水町では77歳の方が水田の堰を開けに行き、誤って川に落ち5日間の行方不明、7月4日と5日は2日間で200ミリ降り、県内のあちこちでがけ崩れや浸水被害が続発、7月7日は33ミリ、7月18、19日は125ミリ、7月20日は30ミリ、7月18日、19日、20日、21日では350ミリ。そして7月23日は1時間に50ミリ以上の集中豪雨が3時間以上連続し、菊池川の支流の境川が氾濫したために、玉名市中の市道が浸水し、多くの家屋が浸水している写真が熊日に載るほどでした。また、次の日も熊日に、大雨による土砂で埋まった玉名市大倉のJR鹿児島本線において、徹夜で復旧作業を続けておられる人たちの写真も掲載されていました。この日は市長を初め市役所の方々も、また、議員の方々も身を粉にして、あちこちの災害復旧に当たられたことと思います。大変御苦労さまでした。よって、玉名市4億1、000万円、近くでは山鹿市3億7、000万円、荒尾市では1億716万円など、

この9月定例議会に各市とも豪雨による農林、土木などの災害復旧費として、多くの金額が計上されています。これから先は毎年温暖化で倍額でいくかもしれません。今、台風13号が来ておりますので、また計上しなければならないかもしれません。また7月は長雨の影響で日照不足も深刻で野菜などの農作物にも多くの被害が出ています。

さて、そのような災害が各地域で起こった中、天水町でも6月の下旬から降り続い た雨により、今年は5回以上も水田、道路、家屋が浸水し、毎年、梅雨時期になれば必 ず水田、道路、家屋が浸水被害に遭う地域、立花、石橋、本村、港地区の67ヘクター ルがあります。草枕温泉てんすいから見えるように天水町は非常に景色のいい場所で す。しかし、災害が起こりやすい地形でもあります。午前中、福嶋議員が申しましたよ うに熊の岳や三の岳などの山々に降った雨が国道501号を目指して、一気に集中して やってきます。雨の降る流域は900ヘクタール、それを受け止める受益面積は67へ クタール、降った雨を出す場所が、皆さん御存じの普天王の実家の前の樋門と湛水防除 排水機8トンでありますが、30年ほど前から年間に3、4回は浸かります。先だって の7月23日のときだけなら私も仕方がないなあと思いますが、必ず毎年浸かります。 災害は忘れたころにやってくるといいますが、ここだけは災害は毎年やってきます。専 門家の方々は皆さん、能力があまりにもこれは小さいと言われます。合併時の新市計画 にも載っています。平成24年度から60億の規模で計画されています。ですから旧天 水町の職員の方々もここをどうにかしたいという希望は持ってられるなあと私は思って います。じゃあ平成24年度から採択され、着工できるのかと尋ねると、皆さん無理と おっしゃいます。若い後継者の方々や立花、石橋、本村、港地区の水田のこの場所にミ カン栽培にかわる農作物をつくりたいと求めて、水田に野菜やイチゴ、トマトなどのハ ウス栽培を行なうにしても多くの方が、毎年、毎年必ず浸かるから絶対できない。天水 で一番いい場所なのに50町歩が遊んでいると言われています。ちなみに7月23日は その場所の中心地で浸かった中心地、大体胸あたりまで浸かっております。排水対策さ えできれば家もハウスもどんどん建てられる地域です。

まず市長並びに担当部長の方々に質問します。天水町にこのように毎年浸水被害があっているこの地域を視察されたことが一度でもありますか。次になぜこの地域が30年以上も毎年毎年、恒久的浸水被害に遭っているのか質問します。また今までどのような対策を講じてこられたのか質問します。今年の梅雨の総雨量は島津市長が先日の開会のごあいさつで御紹介されましたように、平年の2倍超の1,000ミリ以上が玉名地域でも降り、近年の異常気象は地球温暖化との関連で、報道によれば大気中のCO2二酸化炭素濃度が100年後には2倍になり、梅雨入り時期は変わらないのに梅雨明けが沖縄や九州などは10日以上も遅れるというシミュレーションがあっております。完全に20%以上は降水量が増加すると言われています。このように近年の台風や豪雨はま

すます巨大化していく中で、恒久的に浸水被害の出るこの地域については行政は地域と 一体となって、早めに期成会などを立ち上げ、市・県・国などと努力、検討し、あらゆ る可能性を見出し、生命財産を守るために行政として誠意ある行動と責任を果たしてい くべきではないかと思います。

また旧天水町の場合はともかく合併した現在、皆さん期待をされていますので、今後どのような対策を行なうか質問します。

○議長(松田憲明君) 天水総合支所長 望月一晴君。

「天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長 望月一晴君 登壇」

○天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長(望月一晴君) 宮田議員の天水町立花、石橋、本村、港地区の恒久浸水被害対策についてお答えいたします。枦方地区の今、述べた集落名を含めたところが枦方地区でございますが、まず枦方地区の湛水防除などの施設の概要や地区の概況等につきましては、先ほどの福嶋議員の答弁で述べたとおりでござます。議員申されますように枦方地区は町の中心部に近く、大雨による冠水被害がなければ利用価値の高い地域であるというふうに私も認識しているところでございます。しかし、この枦方地区だけの恒久対策は受益地の面積的に無理がございますので、受免地区と一体となった取り組みが必要となってまいります。面積的にと申しますと枦方地区の湛水防除や排水対策特別事業で約35億円ぐらいの事業費がいります。枦方地区は議員もおっしゃられましたように67ヘクタールでございますので、そういったところで35億円の事業費をここだけにつぎ込むということは無理ということでございます。

そういったことで平成7年に枦方・受免地区の湛水防除事業、排水対策特別対策事業を検討しておりますので、その概要を述べさせていただきます。第1案といたしまして、先ほど申されました既存排水機場のそばにですね、もう一つ排水機場を増設し、枦方地区の無湛水化を図ろうとする計画でございまして、これが総事業費60億円になる見込みでございます。第2案として枦方地区に流れ込む立花川、石橋川、本村川に築堤し、山地流域に降った雨を枦方地区にとどめず、直接呑崎川に放流し、また、それ以外で湛水地域については排水機をですね、新設して築堤した河川にくみ上げることとする計画でこれが総事業費35億円になる見込みでございます。当時、町といたしましては、第2案の方が経済的であるので枦方地区についてはですね、第2案をもとに事業費の概算を求めております。内訳でございますけれども、枦方・受免を合わせた湛水防除事業で30億円、市の負担金が19.5%で5億8,500万円、排水対策事業で枦方9億、市の負担が25%の2億2,500万円、受免が11億円で市の負担が2億7,500万円で、総事業費50億円、市負担の合計が10億8,500万円というような内容となっているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように天水地域におきましては、重要事業といたしまして、現在尾田川地区を県営湛水防除事業及び排水対策特別事業で取り組んでいるところでございます。この事業が完了しないと枦方・受免地区の新規採択は難しいものというふうに考えております。このようなことからですね、現時点で枦方地区の排水対策といたしましては、現在あるダムや樋門あるいは排水機等の排水施設の能力を最大限に生かしながら排水対策に当たり、被害を最小限に食いとめたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 枦方地区が一番水が多く出たのはいつか御存じですか、見られたことがありますか、なんてお話がございましたので、ちょうど熊本国体が行なわれた夏の国体の開会日、あのときの水が今度の水の比較ではなかったと私は承知しております。あのときは随分大きな水があの一帯に出ました。私もちょうど国体の開会、夏の国体の開会日でございましたが、後で行きましてね、あの周辺見させてもらいましたが、ちょうど天水町役場の裏側になる地域ですが、水が冠水する一帯であるということは、私もよく承知をいたしております。ただ今、支所長がお答えをいたしましたが、天水町はこの農業関係等の事業にはこれまで随分力を入れて取り組んでこられたと私も承知をしております。合併をいたしましたけれども、いろんな後継者支援等の事業項目がございますが、これに一番多いのはやっぱり天水町なんですね。だからそういう意味で天水が農業支援の施策を積み重ねてこられたことはよく承知をしております。

しかし、その中でやっぱり非常に残念なことは今支所長も触れましたが、一番大事な事業として取り組んできた尾田川の問題がちょっと引っかかっているということが非常に残念な事柄だなあと思ってます。これどうしても、やはり全体的な非常に大事な農業地帯ですから、その水路を完成をさせて、そして順次やはり立ち上げていく必要があるというふうな認識を持っております。さっき、休み時間に福嶋議員と同じ視点での質問をするというのは知恵がなさ過ぎるなんて意地悪言いましたのでね。ただ何で触れないのかと思うんですが、尾田川の問題について私自身も心配をしております。それで宮田議員も言うように気を使ってくれて協力をしてくれている、努力をしてくれていることを多としているんですが、そのことには触れないで今度は枦方の方に振ったんで、もう一遍お互いに一緒になってあの玉水地区の圃場整備、そのほかを完成させるように努力をしてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(松田憲明君) 3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番(宮田知美君) ただいま市長並びに支所長の望月所長から答弁をいただきまし

たが、市長からは反対に尾田川の完成を目指せと言われましたが、私もですね、この枦方・受免地区の事業につきましてはですね、旧天水町時代からですね、よく聞かされています。尾田川の県営湛水防除事業並びに排水対策特別事業がですね、完了しないと前へ進まないんだと、そのためにですね、天水町の各議員の方々もですね、非常に何度か一般質問されましたが、以前ですね。前へ進みませんでした。しかしですね、かといって放っとくわけにはいきませんので、期成会をなるべく早く立ち上げてですね、ふるさとの生命と安全・安心のためにですね、早期採択に向けて頑張っていきたいと思います。それはですね、同時に市長がおっしゃいますように尾田川ともどもですね、ふるさとのために頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。支所長にはですね、大変御苦労かと思いますが、再度ですね、答弁いりませんが天水に帰ってですね、我々と一緒に期成会のためですね、頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長(松田憲明君) 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時48分 休憩

午後 5時03分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番(江田計司君) 皆さんこんにちは。私が最後の最後でござます。長時間お疲れでございますけども、もうしばらく御辛抱お願いしたいと思います。そしてまた傍聴席の皆様方最後まで本当ありがとうございます。

通告に従いまして、新庁舎建設について質問をいたします。 3 月の定例会におきまして新庁舎の建設について検討する組織について質問をいたしましたところ、4 月の機構改革によって新庁舎建設準備室を組織化され、庁舎の機能や規模、建設候補地などについて検討しておられると聞いておりますので、新庁舎建設について5点の質問をいたします。まず1点目として新庁舎建設の必要性についてお尋ねします。なぜ新庁舎の建設が必要なのか、現況での問題点やこれまでの経緯など明確で詳細な答弁をお願いいたします。

次に2点目として新庁舎の建設時期、規模についてお尋ねします。全国的な合併の 動きも落ち着きをみせ、国におきましては県境を越えた道州制を検討されているとお聞 きします。この玉名地域においても将来的には有明広域の旧2市8町をエリアとした広 域合併が検討されていくものと考えられますので、新庁舎の建設はその広域合併後ではいけないのでしょうか。また新庁舎の建設財源として合併特例債の活用を考えておられるとのことですが、その合併特例債は事業費に対する充当率が95%で元利償還金の70%が交付税措置されるという財政的に有利なものであると聞いております。この合併特例債はいつまで適用可能なのでしょうか。さらに庁舎の規模建築面積や敷地の面積についてどう考えておられるのか。建設の時期と規模について明確な答弁をお願いいたします。

続きまして、3点目として市で作成中の新庁舎建設基本構想についてお尋ねします。繰り返しになりますが、将来の広域合併を見据えた計画となっているのでしょうか。仮に次の合併があった場合、職員の総数は当然増加し本庁に勤務する職員数も増えると考えられます。そのような場合も想定し対応が可能な構想案となっているのかをお尋ねします。

4点目に市民の意見の活用についてお尋ねします。市民の中には新庁舎の建設についてさまざまな意見があると想定されます。そのような多種多様な意見をどのような方法で聞き取り、新庁舎の建設計画に反映する予定でしょうか。

最後に5点目、建設スケジュールの見直しについてお尋ねします。これまでお聞き した限りでは7年ごろ竣工という計画のようですが、計画から竣工まで7年というのは 少々長いのではないかと感じます。執行部におかれましては新庁舎の建設が必要と認識 し、基本構想案を作成されている現状を勘案しますと、もう少し早い時期の竣工となる ようなスケジュールにはならないのでしょうか。

以上の5点の質問につきまして御答弁をお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画財政部長(牧野吉秀君) 江田議員の御質問にお答えいたします。新庁舎建設の必要性につきましては、先日の全員協議会において御説明いたしました新庁舎建設基本構想案の冒頭の部分でも述べておりますように、現状における問題点の解決が最たるものと認識しております。この問題点を申し上げますと、まず昨年の合併以後、本庁舎において業務を執行すべき事務所の一部を岱明総合支所などに置かざるを得ず、また経済部門や建設部門を別館に配置するなど業務が分散していることが挙げられます。次に昭和34年に建築された古い建物であるため、エレベーターが設置できないなどバリアフリーへの対応がなされていないなどの指摘がありますし、駐車場についても慢性的な不足を懸念する声がございます。さらに集中改革プランに伴う職員の段階的な減少と並行して取り組むことになる、本庁への事務集約化に伴う事務スペースの確保の問題などもあります。新庁舎の建設はこのような問題を包括的に解決するための有効な手段の一つ

であると考えられることから、その重点的な検討を図っているものでございます。またこれらは合併協議の過程においても検討され、新庁舎の建設については交通の事情及び他の官公署との関係など、市民の利便性と市の財政状況等を考慮しながら早期に候補地を選定し、建設することで調印され、合併後の市町村を建設するための基本方針である新市建設計画の6つの基本目標の1つとして掲げる「分権社会を担う自立したまち」の主要施策である「行財政運営の効率化」を図るための最も重要な事業として位置づけ、推進しているところです。

まず建設の時期についてお答えします。新庁舎の建設時期は財政的な優遇措置が受けられる合併特例債を活用できる期間と考えております。現段階では将来の合併に際してはこの合併特例債を活用できることは担保されておりません。平成18年3月までに合併した市町村のみへの財政支援措置であり、本市の場合は平成27年度末までの完成が必須の条件となりますので、現在作成中の新庁舎建設基本構想案には財政事情を考慮し、24年度末完成と位置づけております。

次に新庁舎の規模についてお答えします。これには建物と敷地の規模があります。建物の規模について申し上げますと、これは完成後庁舎に配置する人員によって決まります。先ほども申し上げましたが、完成予定を24年度末としておりますので、25年度当初における本庁舎勤務職員数を基準に積算しております。合併時の申し合わせ及びそれをベースに作成した集中改革プランにより、職員の採用は退職者の3分の1となっておりますので、本年度当初の職員数682人が平成25年度当初には562人となることが推計されます。職員のうち保育所や給食センターなど施設に勤務する職員もおりますので、本庁舎に配置する人員は396人であると想定されます。また地方債の許可方針に庁舎の標準面積が定められておりまして、職員1人当たり何平米という基準がございます。この基準を超えた分は起債の対象外となり、すべて一般財源の取り扱いとなりますので、可能な限りこの標準面積の範囲内でおさめたいと考えております。この基準に先ほどの396人を当てはめて積算しますと建築面積は、約1万1,000平米となります。

次に敷地の面積でございますが、現在の問題点の一つである敷地の狭さにつきましては、防災拠点としてのスペースの不足を解決するためには、十分な面積が必要と考えております。候補地によっては駐車場の面積が不足するため、その際は立体駐車場の整備により対処する必要があると考えます。お尋ねの将来の広域合併との関連性でございますが、基本構想案の中の建築面積の算出には将来の合併により増えるであろう職員数は含めておりません。地方債の許可方針によると建築面積の算定には将来、合併の可能性があるという程度では、合併によって増えるであろう職員数を含めることはできません。ただし、合併が確実に具体化している場合のみ庁舎完成から3年後の職員数で建築

面積を算定することができることとなっています。したがいまして近い将来市政を取り 巻く状況が変化し、他市町との合併が確実に見込まれるようになった場合には、直ちに 計画を見直すなどの対応をする必要があると考えます。しかしながら将来の合併を見据 え、庁舎の増築や敷地の拡張が容易であるかといった視点は建設候補地の選定に必要な 要件であることは否めません。基本構想案では今後、それぞれの候補地をこの視点を含 める多面的な角度から評価することにより建設位置となる1カ所に絞り込むこととして おります。

次に、市民の意見の聴取方法についてお答えします。聴取方法は幾つかの段階に分 けて行なう計画です。まず、御存じと思いますが広報たまなの9月1日号におきまして 現状と問題点等を紹介し、質問や意見を募ったところです。次に9月27日に市政フォ ーラム「考えよう市庁舎建設」を開催いたします。フォーラムでは新庁舎建設基本構想 案の概要を説明し、それを踏まえて有識者と市民代表によるパネルディスカッションで 議論を交わしていただきたいと考えています。もちろん参加者からの意見聴取も必要で すので、参加者全員に質問用紙を配布し、当日もしくは後日郵送等により提出していた だくように計画しております。続きまして、10月から11月にそれぞれの自治区で開 催されます地域協議会にこの構想案を提示し、意見を聴取する予定です。これらの方法 により聴取した意見は基本構想に盛り込むべきものかを十分精査し、可能なものについ ては追記、修正するなどして構想案へ反映いたし、このように意見を聴取、反映させた 構想案につきましては、企画審議会などを経て市の最終的な構想案として位置づけ、ホ ームページに掲載し、市民からの意見を公募するパブリックコメントを経て確定させる 予定としております。新庁舎の建設時期は、できる限り早い時期が適当かと考えます が、財政的にかなりのウェートを占める事業であることから新市建設計画では平成24 年度末の完成予定としております。ただし建設候補地が固まっていない現在の状況では その完成時期は絶対的なものではありません。候補地によっては用地交渉や造成、調査 などに期間を費やし、計画どおりに進まないことも予測されます。よって職員の削減に 対応し、合併によるメリットを最大限に生かし、現況における問題点を解決するために も、市民の利便性を十分に確保した庁舎の早期の建設に向けての取り組みに努めてまい りたいと考えております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番(江田計司君) 御答弁ありがとうございました。2点ほど再質問をいたします。玉名商工会議所では今年5月22日新庁舎など検討特別委員会を立ち上げられ、数回にわたって勉強会を開き、玉名市新庁舎建設に関する提言書を作成されております。

この提言書については現在、新庁舎建設準備室で作成中である玉名市役所新庁舎建設基本構想の内容を検討する際の資料として、一時をなすことを願い取りまとめたものであるため、しかるべき時期に市長に提出していく考えであると聞き及んでいます。そこでこのような市民が作成した提言書などについて、構想案に反映させるシステムがあるかどうか、お尋ねいたします。

また先日の全員協議会で議員に対して実施された構想案の中間報告ともとらえられる説明では、新庁舎の建設候補地として市内5つの候補地が示してありましたが、これらの建設候補地を1カ所に絞り込む時期と方法についてもう少し具体的な説明をしてほしいのでお尋ねいたします。

以上です。

○議長(松田憲明君) 企画財政部長 牧野吉秀君。

「企画財政部長 牧野吉秀君 登壇」

○企画財政部長(牧野吉秀君) 商工会議所では新庁舎等検討特別委員会を立ち上げられ、新庁舎の機能、規模、建設位置などについて検討を重ねられ、新庁舎に関する提言書として取りまとめられているとお聞きしております。このような市民が主体的に作成された提言書などについては、市に対して適切な時期に提出があったならば先ほど答弁しました市が実施する市民の意見の聴取手段により、聴取した意見の取り扱いと同様に基本構想に盛り込むべきか否かを十分に精査し、その必要性が認められた事柄については追記や修正をして、構想案に反映させていきたいと考えております。

次の建設候補地を絞り込む時期と方法についてでございますけれども、新庁舎の建設スケジュールは平成24年度竣工を想定した場合の標準的なものを構想案に掲載していますが、その中で基本構想の策定は平成18年度としております。この基本構想には新庁舎建設の次の段階である基本計画や基本設計に必要な建設位置について具体的な明記をする必要がございます。議員お尋ねの建設候補地の絞り込みについては、パブリックコメントの実施期間などを考慮すれば、本年中に実施すべきと考えます。またその方法については、議員各位の御意見、市の行政運営の重要事項について審議する庁議メンバーによる建設候補地の評価、市政フォーラムや地域協議会などにより市民や有識者から聴取した意見などを踏まえ、総合的な判断をいたすものと考えております。

以上でございます。

○議長(松田憲明君) 17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番(江田計司君) 御答弁ありがとうございました。次に新幹線に関する質問ですが、菊池川橋梁を初め、高架橋もほぼ全域で形を現して開通まで5年を切った今日、市民の方々の期待も高まりつつあると思います。そこで3点質問いたします。

まず、新駅のデザインについてですが、本年4月に市民との意見交換会を開催され、その意見を集約し工事を担当する鉄道運輸機構に駅舎関連施設全般のコンセプトとして、森をイメージ、駅舎の設計に当たっては近代的な駅ではなく自然素材を生かした田舎の田園の駅をイメージしてもらいたいとする内容の提言書を提出されたと伺っております。そのようなことで、今後どのような作業を経ていつごろデザイン決定がなされるかお尋ねします。

2つ目に仮称駅名についてお尋ねします。先般新幹線鹿児島ルート建設特別委員会の行政視察で滋賀県の栗東市を訪問いたしました。栗東市は東海道新幹線の京都駅、米原駅間に位置し、滋賀県南部地域の新たな玄関口として請願駅を整備計画されています。仮称駅も当初は琵琶湖栗東駅で呼ばれていたが、滋賀県南部地域の玄関口にふさわしい広域的な駅としてイメージされることは好ましいとの意見を踏まえ、仮設駅名の変更を検討した中で、一般公募により新仮称駅名を募集され、南琵琶湖駅に改名されています。このように駅名がもたらすイメージ効果は重要であると認識するところであります。この仮称駅名については先の新幹線特別委員会においても、早めの対応の意見があっております。そこでお尋ねします。現在仮称駅名として新玉名駅となっておりますが、今後新たな仮称駅名にするような取り組みを考えておられるのか、いないのか。取り組みを考えておられるなら、今後の取り組みについてお考えをお示ししていただきたい。

最後に市民の方があまり認識されていない計画駅と請願駅の違い、また財政負担の 違いについてお答えをいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長(松田憲明君) 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○**建設部長(取本一則君)** 江田議員の九州新幹線鹿児島ルートについての中の新駅デザインについてと当初計画駅と請願駅の財政負担についてお答えをいたします。

まず初めに、新駅デザインにつきましては平成16年度に熊本県と玉名市で新幹線新駅周辺整備推進会議を開き、行政関係者によるイメージを取りまとめ、その後平成17年度に旧玉名市において市民の代表の皆様による玉名市新幹線新玉名駅(仮称)駅舎関連検討会を開催。さらに合併後、新市となって本年4月に駅舎イメージ意見交換会を開き、広範囲の地域代表の方々や次世代を担う若者、新幹線特別委員会からも御参加をいただき、新駅のイメージを最終的に取りまとめたところでございます。その内容は新玉名駅(仮称)は玉名市のみならず、熊本県北の玄関口となる広域の駅で駅舎関連施設全般のコンセプトとして森をイメージしたもの。また駅舎の設計に当たっては近代的な駅ではなくこの地方の歴史、文化に根ざし、やすらぎやぬくもり、あたたかみのある自

然素材を生かした開放感あふれる田舎の田園の駅をイメージするものとして、去る6月8日に市長が駅舎を建設する鉄道運輸機構九州新幹線建設局に提言書として提出を行なったところであります。駅舎の建設を行なう鉄道運輸機構では、本年度駅舎の基本設計を進める中で、この提言を可能な限り取り入れたいとのことであり、今後年度途中においてデザイン案を3点ほど作成し、再度市側の考えを確認した後、本年度末までに最終的なデザインを確定したいとのことであります。

次に、当初計画駅と請願駅の財政負担についてお答えいたします。議員御承知のと おり新幹線の駅には計画駅と請願駅がございます。計画駅は新幹線の建設設計に盛り込 まれ設置される駅で、国の事業として建設されます。一方請願駅は新幹線開業後、地域 の活性化や利便性向上のため地元が要望し、JRがその必要を認め設置される駅で建設 費用はすべて地元負担となります。また整備新幹線の建設費は国が3分の2、県が3分 の1となっております。 県が負担する3分の1の中には駅が設置される市と県におい て、駅を含む一定区間について受益をこうむるという観点から協定が結ばれ、それぞれ 応分の負担を行なっています。熊本県の場合この区間の事業費のうち、県負担分の10 分の1に相当する費用を駅設置市が負担することになっております。玉名市の場合、費 用負担が生じる区間は駅舎を含む玉名平野の約2キロの区間であります。この区間の総 事業費が現時点で約115億円と試算されておりますので、玉名市の負担額は約4億円 となっており、平成9年度からこれまでの約7,000万円の負担を行なっています。 (仮称) 新玉名駅は先ほど申し上げましたとおり県北20市町村の新幹線新駅誘致期成 会の活動によりできた計画駅であることから、国の事業として建設をされるものであり ます。なお、請願駅の事業費の事例としては数十億円から百億円以上かかる場合もあ り、そのすべてを県や地元負担で賄われております。

以上で、答弁を終わります。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 駅名についてお答えを申し上げます前に、新庁舎についての私の江田議員の質問についての感想を申し上げたいと思います。

難しいなあと思う。新庁舎の動きが出てきたら、昨日は新庁舎よりも文化ホールの方をつくれという意見が出たし、新庁舎に回す金があるならもう少し福祉だったか、それに使えというような話が出てきた。難しいなあと今改めて感じております。ただ、これは先ほども申し上げましたが2つあると思いますね。何も合併したから新しい市役所をつくらなきゃならんという定義は私もないと思います。ずっとその前1市8町のころでしたか、県事務所でいろんな会議があった折にそのころは12万都市と言っていましたが、12万都市にふさわしい市役所をつくらなきゃならんといって、100億円の話

が出ていました。ふさわしい駅とは何か、建物が大きいから立派だからふさわしいのか、そうではないんだろうというようなことを私は意見を言っていましたし、持論としてもそう思ってます。

ただ新市計画に書いてあるということが一つ、それからもう一つは、やっぱり総合支所ということになっているけれども、新庁舎建設後には総合支所を廃止して、支所とするということももう書いてあります。決まっています。やっぱり見てみるとやっぱり合併効果を生かした行政効果をあらわしていくためには指摘をされたことはうなずけるものであります。そういう行政としての、新市の行政としての行政効果を高めていく上でもやはり新市役所の建設は必要であろうと私個人は受け止めております。同時にやはりこの現在の庁舎が老朽化しているということは否めないなあということを改めて今年の夏に実感させられました。夏の間にはその廊下にずっとバケツを並べました。市長室にも並べました。同時に狭隘であるということも言えると思います。議会が委員会を開催するのもやっぱり部屋の割り振りを考えながら日時を決めていかなきゃならんという実態にある。あるいはこの人事異動をしてもう少し充実をした方がいい部課もあると思いますが、現実にはやっぱり物理的にそれは無理だなあという感じも持っております。

そういうことを考え合わせるとやはり合併協議に規定されているように、新庁舎建設に向けてもちろん合併特例債の運用方法ということもありますけれども、やっぱり考えていかなきゃならんのかなというのが私の今日の時点での実感でございます。それに向かって、申し上げましたように粛々諄々として市民の皆さんの意見を多く聴しながら議会の皆さんの御判断をいただくことになるんだと承知をしております。

話がちょっと横にそれて恐縮ですが、明日県体が開かれます。県体の開会式に私は出ましたあと折り返して帰ってまいりまして、熊日フォーラムに出席をいたします。市民会館で行なわれますので議員各位にも御出席いただけたらいいなあと思っております。そこで私の感じ方ですけれども、この国道208号が通ったのは私が高校生のころでした。まだ舗装してございませんでした。それから今日まで約50年間、この中心市街地を中心として大きな変化があったかと、振り返ってみました。確かに都市計画道路ができましたね、数年前から立願寺から築地の方へ。築地立願寺線。でき上がってみると極めて有効になって新しい商店街等も築地よりの方にはできておって、中心市街地になろうとしております。これ以外にこの50年間、この玉名に大きな町の変化はなかったんではないかなと感じています。そうすると新幹線が駅ができるということ、あるいは新庁舎を建設しなければならんということを考え合わせると、過去の50年以上に大きな変化転機の機会であるということは間違いない。この変化転機に当たって、市政を担当する者として、また皆さんもこの議会に籍を置くものとして共々に重大な責任感を感じながら市政の遂行に当たりたいものだと改めて感じます。どうぞよろしくお願いを

いたします。

駅名につきましては、来年度、これは今説明もあったように20町村による他の20町村にも御協力をいただいてつくり上げる新市であります。ですからこの市内だけでなくそういう方々にも御意見をいただいて、アンケートをとりながら19年度にアンケートの実施をして19年度に地元としての意見を固めて、JRの方に申し上げたい、そういう予定でこれから多く市民の皆さんの意見を吸い上げる努力をしてまいります。以上です。よろしくお願いします。

○議長(松田憲明君) 17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番(江田計司君) 大変力強い御答弁ありがとうございました。9月14日の新聞を見ますと九州新幹線の東京方面の直通は困難という見通しとJR九州が発表しております。九州新幹線をつくるのは鉄道運輸機構、そして運営はJR九州。先ほど計画駅と請願駅との違いの説明がありました。私は個人的に感じておりますのは、(仮称) 新玉名駅は請願計画駅のように感じております。ですから鉄道運輸機構側から見れば駅ばつくってやりよっとぞと言わんばかり。またJR九州においてもしかり、新玉名駅に何人乗降客があろうとなかろうとJR九州の採算面を考えればいいことです。ですから玉名の新駅に関しましては、玉名自らその周辺整備においても考えなければならないと思います。熊本県建築士会の荒玉支部において、新幹線新駅周辺整備計画研究会を立ち上げ、またいろいろな団体でも周辺のまちづくり勉強会がなされております。先ほど市長もおっしゃいました「ローマは一日にしてならず」あの岐阜羽島駅がいい見本ではないでしょうか。どうか民間の意見、御意見をぜひ取り入れられるようお願いをいたします。

3月の一般質問でも申し上げましたよう新庁舎、新幹線新駅周辺整備は今後の玉名の将来を大きく左右する大変なプロジェクトだと思います。今までいろんなことで役所に御相談に行きますと、前例がないということで断られることがあります。これはすべてじゃありませんけれども、役所の人たちが一番恐れていることは失敗であります。失敗をしないことは前例がないことはしないということですね。それでは発展は望めません。まして今回の2大プロジェクトは全く新しいことばかりです。後世に誇れる素晴らしいまちづくり、そのためには官・民・市議会全体が一丸とならなければいい結果が得られないんじゃないかと思います。島津市長は一生懸命努力してくれ、失敗は俺が責任は取るという太っ腹の持ち主であります。議員の皆さんも頑張っている人には特に一番やかましい人は大変な努力家でありますので、何も文句を言わないと思います。どうか、全部課・全職員が一体となって取り組まれるようにお願いをいたしまして私の質問終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長(松田憲明君) 以上で、江田計司君の質問を終わりました。

これをもちまして一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長(松田憲明君) 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)から、議第172号市 道路線の認定についてまでの議案17件、陳情1件につきましては、お手元に配付して おります議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第156号 平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)

(総則・第1表歳入の部・歳出の部、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第3表地方債補正 追加 変更)

議第166号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第169号 玉名市消防団の設置等に関する条例及び玉名市消防団員の定員、任免、 給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第171号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

産業経済委員会

議第156号 平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)

(歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中2項農林水 産施設災害復旧費・第2表債務負担行為補正 追加)

議第159号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)

議第165号 玉名市治山事業分担金徴収条例の制定について

建設委員会

議第156号 平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)

(歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑧土 木費、⑪災害復旧費中4項公共土木施設災害復旧費)

議第160号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 議第161号 平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第162号 平成18年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第163号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第164号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の制定について
- 議第170号 玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部 を改正する条例の制定について
- 議第172号 市道路線の認定について

文教厚生委員会

議第156号 平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)

(歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費 〔1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費、⑪災害復旧費中5項文教施設災害復旧費)

- 議第157号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第158号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第167号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 議第168号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳第 8号 教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の提出と教育基本法 の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情
- ○議長(松田憲明君) 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれ の会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

24日までは委員会審査のため休会とし、25日は定刻より会議を開き、各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時43分 散会

第 4 号 9 月 2 5 日 (月)

平成18年第4回玉名市議会定例会会議録(第4号)

議事日程(第4号)

平成18年9月25日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

日程第 4 質疑・討論・採決

日程第 5 委員長報告

玉名バイパス建設促進特別委員長報告

日程第 6 質疑・討論・採決

閉会宣告

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第 2 質疑・討論・採決

日程第 3 委員長報告

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

日程第 4 質疑・討論・採決

日程第 5 委員長報告

玉名バイパス建設促進特別委員長報告

日程第 6 質疑・討論・採決

日程第 7 意見書案上程(意見書案第4号から意見書案第5号まで)

意見書案第4号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

意見書案第5号 新玉名駅(仮称)周辺整備に係る埋蔵文化財調査に関する意見書の提

出について

日程第 8 質疑・討論・採決

日程第 9 発言取り消しについて

出席議員(30名)

1番	萩	原	雄	治	君	2番	中	尾	嘉	男	君
3番	宮	田	知	美	君	4番	北	本	節	代	さん
5番	横	手	良	弘	君	6番	前	田	正	治	君
7番	近	松	恵美子		さん	8番	作	本	幸	男	君
9番	福	嶋	譲	治	君	10番	竹	下	幸	治	君
11番	青	木		壽	君	12番	森][[和	博	君
13番	内	田	靖	信	君	14番	髙	村	匹	郎	君
15番	大	﨑		勇	君	16番	松	本	重	美	君
17番	江	田	計	可	君	18番	多田隈		保	宏	君
19番	永	野	忠	弘	君	20番	林	野		彰	君
21番	髙	木	重	之	君	22番	本	山	重	信	君
23番	吉	田	喜	德	君	24番	田	島	八	起	君
25番	田	畑	久	吉	君	26番	小屋	 是野	幸	隆	君
27番	堀	本		泉	君	28番	松	田	憲	明	君
29番	杉	村	勝	吉	君	30番	中	III	潤	_	君

欠席議員(なし)

事務局職員出席者

 事務局長
 松岡誠也君
 事務局次長
 梶山孝二君

 次長補佐
 中山富雄君
 書記
 和田耕一君

 書記
 松尾和俊君

説明のため出席した者

市 長 島津勇典君 助 役 髙 本 信 治 君 企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 牧 野 吉 秀 君 市民部長 田上敏 秋 君 玉名自治区事務所長 福祉部長 元田充洋君 産業経済部長 谷 口 強君

建設部長	取	本	_	則	君	地域自治区 調整総室長	井	上		了	君
出納局長	徳	井	秀	憲	君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前	田	繁	廣	君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田	上		均	君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望	月	_	晴	君
企業局長	中	原	早	人	君	教育委員長	坂	本	清	_	君
教 育 長	菊	III	茂	男	君	教育次長	杉	本	末	敏	君
監查委員	髙	村	捷	秋	君						

○議長(松田憲明君) おはようございます。

開会に先駆けまして、先に行なわれました大俵まつりにおきましては、多数の皆さ ん方に御参加いただきまして誠にありがとうございました。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長(松田憲明君) 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長(本山重信君) おはようございます。ただいまから総務委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)付託分ですが、総則として第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10億3,512万円を追加し、歳入歳出予算の総額を277億9,812万円とするものであります。

次に第3表地方債補正は追加として災害復旧事業1億1,920万円です。また地方 債の変更分が新幹線新駅周辺整備事業のまちづくり交付金事業4億6,240万円から 5億2,500万円に、それから道路橋りょう整備事業費が3億5,320万円から3億 8,360万円にそれぞれ増額し、変更するものであります。

まず、歳入についての質疑応答の主なものを申し上げますと、12款分担金及び負担金は、民生費負担金が小規模作業所運営費支援事業負担金、これに対して33万6,000円を補正しました。次に13款使用料及び手数料で農産物直売所使用料が指定管理者制度の導入に伴い161万2,000円の減額補正であります。次に14款国庫支出金は2億7,082万8,000円の補正です。主なものは現年発生公共土木施設災害復旧費負担金の6,175万9,000円の補正、それから地方道路整備臨時交付金が3,905万円の追加、小中学校費では建築物耐震改修等事業補助金が478万9,000円の補正、災害復旧費補助金としましては、9,969万4,000円の補正です。次に15款県支出金は3,986万5,000円の補正で、主なものは障害者自立支援法に関する補助金が750万3,000円の補正。乳幼児医療費補助金が891万4,000円の追加の補正です。次に19款繰越金は前年度から繰越金で明許繰越等によります財

源を差し引いた実質の繰越金が6億2,441万円です。そのうち今回歳出総額との調整項目として4億9,512万円の追加です。次に21款市債は2億1,220万円の補正です。内容としては災害復旧費に係るもので農林水産施設災害復旧債が3,120万円、公共土木施設災害復旧債が8,290万円、社会教育施設災害復旧債が510万円の補正です。そのほか道路橋りょう整備事業債が3,040万円の追加で、まちづくり交付金事業債が6,260万円の追加です。

次に歳出についてでありますが、2款総務費は3億3,767万1,000円の補正で主なものは、基金費が3億2,000万円の追加、前年度繰越金のうちから財政調整基金に積み立てるものです。諸費については185万7,000円の補正で地方バス路線維持費補助金にかわるところの天水河内みかんタクシー運行費用等であります。また徴税費、賦課徴収費の償還金として550万円の補正です。9款消防費は515万1,000円の補正で、災害における水防費が492万2,000円。次に防災対策費の22万9,000円の追加であります。

以上が一般会計補正予算の説明が執行部よりあり、それに対して委員から総務管理費の固定資産評価審査委員の委員報酬補正についての質疑がありました。執行部から固定資産税評価に対し、2件の不服申し立てが出ており、その審議に対する委員報酬との答弁がありました。また基金費の財政調整基金積立金に関連して基金の総額についての質疑に対し、執行部から平成17年度末現在で54億9,600万円ほどであったが、18年度当初段階で財政調整基金を13億8,000万円取り崩し、その後6月に5,500万円ほどを戻し、今回3億2,000万円を積み立てる。したがって平成18年における基金取り崩しが10億円程度となり、平成18年度末の積立金で金額にしては45億程度は確実に残るものであります。次に水防費の食料費や地域振興事業費の人材育成基金助成金についての質疑応答もありましたが、採決の結果、議第156号につきましては全員異議なく全員一致で可決いたしました。

次に、議第166号玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定は玉名市民会館の一部新築に伴い、条例の整備をするもので、内容は第一会議室等を移設新築するため、所在地表記や使用料等の見直しをするものであります。委員から移設新築の進捗状況についての質疑があり、建物の竣工検査が終了後、南側駐車場の整備を行ない、11月1日から供用開始の予定である旨の回答が執行部からありました。採決の結果、議第166号については全員一致で可決されました。

次に、議第169号玉名市消防団の設置等に関する条例及び玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは消防組織法の一部改正に伴い条例の整備を図るものであります。委員から特に質疑はなく、議第169号については全員一致にて可決されました。

次に、議第171号有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてですが、内容はクリーンパークファイブに併設し、建設される多目的公園の設置及び管理に関する事務を加えるとの説明でありました。委員からは、設置の時期についての質疑があり、執行部の回答は現在の事業については設計の段階との回答がありました。採決の結果、議第171号については全会一致にて可決されました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長(松田憲明君) 産業経済委員長 永野忠弘君。

[產業経済委員長 永野忠弘君 登壇]

○産業経済委員長(永野忠弘君) おはようございます。今期、産業経済委員会に付託 されました案件は、議案3件であります。その審査の経過と結果について御報告いたし ます。

議第156号玉名市一般会計補正予算(第2号)中、付託分についてであります。6 款農林水産業費は2,106万9,000円の補正であります。主なものは、農業振興費 が1,125万8,000円の増額で、苺の品質向上、病害の発生軽減を図るための高設 の育苗ベンチ、ハウス内の温度調整のために自動開閉装置の整備を行なう園芸産地かつ りょく強化対策事業費補助金が809万3,000円の補正、農業担い手育成対策の一 環として他産業からのUターン就農希望者に対して農業研修機会の提供を図るJA農業 インターン支援事業費補助金が19万円の補正、熊本県育成の苺の新品種「ひのしず く」が平成16年度から玉名地域に導入されているが、本事業を活用して夜冷育苗の早 急な栽培技術を確立し、安定生産を図るくまもと農業運動チャレンジ支援事業補助金は 150万円の補正などです。また水田農業構造改革対策費は742万9.000円の増 額で水田営農を集団で行なうモデル組織を育成する事業補助金などであります。 7 款商 工費は83万6,000円の減額であります。指定管理者の委託による大衆浴場会計繰 出金とY・BOXへの委託料の減額が主なものであります。11款災害復旧費、2項農 林水産施設災害復旧費は2億987万1,000円の増額であります。先の6月26 日、7月23日の大雨による災害関係の経費で災害査定用設計書委託料、災害復旧のた めの機械借上料などが主なものであります。

第2表債務負担行為は、農家経営安定緊急特別対策資金の利子のうち1%を市が補給するもので、平成19年度から21年度までの3カ年総額236万7,000円の補正であります。委員から農業水産施設の復旧の具体的な特定される場所はという質疑に対して、執行部から今回の補正の中でも災害復旧費はかなりのウェイトを占めています。地区ごとの事業費がわかる資料はありますとの答弁でありました。

草枕交流館については、委員から今回学識経験者を加えて運営するのは新しく指定 管理者制度ができたためか、また何名かという質疑に対しては、執行部から草枕交流館 は4月22日にオープンしている。平成16年度に前田家別邸の整備、平成17年度に草枕交流館の整備、平成18年4月には交流館のオープンという経過をたどってきている。草枕関係の施設を整備する段階で学識経験者7名の方にいろいろ整備計画に参画して助言、指導をいただいた。開館し、これからの活動についても専門的な知識が必要なために学識経験者1名をお願いしたいという旨の答弁でありました。また委員から企業誘致について、今の状況はという質疑に対して、執行部から企業誘致で今特に力を入れているのは自動車関連の部品メーカーを主に中心的に考えている旨の答弁でありました。ほかに草枕交流館関係で利用状況、職員数、周辺の施設との連動した運営等についての質疑があっております。議第156号付託分については全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第159号玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額を1,982万2,000円とするものであります。この補正の主な要因は9月1日の指定管理者制度の導入による調整であります。委員から指定管理者からの納入額は確定しているのかとの質疑に対しては、執行部から、指定管理者が収入から支出を差し引き残りを市に納めていただく。納入基準額を今回350万円として雑入の中に受け入れるようにしており、1年間での基準額は600万円としている。利益に応じて応分の納入をしていただきますので、この平成18年度の金額350万円は納入していただく最低基準額であります。パーセンテージは違いますが、利益に応じて市へ納入していただくシステムです、との答弁でありました。議第159号については全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第165号玉名市治山事業分担金徴収条例の制定についてであります。議第165号については、委員からの質疑は特になく、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案3件につきましては審査、採決したのち、その他では執行部から「市道 用地等の取得単価改正について」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」 の抜粋、「平成19年度新肖甞祭(献穀)について」の3件について関係課から説明が ありました。委員からは土地の買収単価、不在地主、今後の農業政策等についての質疑 があっております。

以上で、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長(松田憲明君) 引き続き、建設委員長 中尾嘉男君。

[建設委員長 中尾嘉男君 登壇]

○建設委員長(中尾嘉男君) おはようございます。今期、建設委員会に付託された案件は議案8件であります。審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、最初に、議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)中付託

分についてであります。 4款衛生費については浄化槽設置整備費に係るもので 410万円の補正であります。 8款土木費については 1億6,675万3,000円の補正で、主なものは道路新設改良費 6,975万7,000円の追加、都市再生整備事業 8,676万1,000円の追加、住宅管理費 818万1,000円の追加などであります。 11款災害復旧費については、公共土木施設につきましては、道路、河川、住宅、公園で 129カ所 1 億8,765万5,000円の補正であります。

第3表地方債補正につきましては、追加としまして災害復旧費事業1億1,920万 円、変更としまして、まちづくり交付金事業が4億6,240万円から5億2,500万 円に、道路橋りょう整備事業が3億5,320万円から3億8,360万円にそれぞれ増 額変更するものであります。委員から公園の修理費について災害時とは別として計画的 に当初予算で上げればいいのではないか、補正で上げる理由は何かとの質問に対し、執 行部より合併した17年度に遊具施設の劣化診断業務を行なっており、その報告から当 初予算に計上できなかった部分もあり、報告が上がった中で危険を及ぼす部分を今回補 正で計上したとの答弁があっております。また岱明の扇崎公園については予算が出てお らず、一方横島の公園については大した金額ではないと言いながらも危険だということ で、当初でなく補正で予算がついている。片一方では補正がつき、片一方ではつかな い、その辺の予算の取り扱いのバランスについて質問があり、執行部より岱明の扇崎公 園については今年度の完成を目指し補正のお願いもしたが、厳しい財政状況で今年度は どうしても認められなかった。新年度で早期にやりあげて都市公園として供用開始をし たいとの答弁があっております。また新幹線新駅周辺の発掘調査について、直営のとき よりも委託の金額は大分多くなっているが、その中身について質問があり、執行部よ り、委託の場合は学芸員の人件費が当然入っているが、直営の場合は職員がやるので人 件費は入っていないなどがまず一つ。もう1点、諸経費関係について、直営の場合調査 をするだけで構わないが委託の場合、調査を行なって利益を上げなければならない。そ ういう部分で金額的に違っているとの答弁があっております。そのほかにも発掘調査に 関連する質問、住宅補償の件についての質問など出ておりますが、議第156号中付託 分については全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第160号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,359万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額6,354万7,000円とするものであります。これにつきましては、天水小天地区水源地井戸掘削工事関連の補正であります。第2条の地方債につきましては限度額を950万円から2,930万円に変更するものであります。委員から特に質問もなく、議第160号につきましては全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第161号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,607万円とするものであります。主な内容は浄化槽市町村整備推進事業減債基金の創設によりますところの積立金が主なものであります。この減債基金につきましては、後年度の元利償還金に充てるためのものでございまして、財源としては県からの交付金を充てるものであります。委員から特に質問もなく、議第161号につきましては全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第162号玉名市水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。 収益的収入で水道管移設補償費の増額に伴う雑収益300万円の増額、収益的支出で原水配水費で工事請負費の水道管移設工事315万円の追加、総係費の職員給与費調整及び補償費のリース解約精算金による696万9,000円の追加であります。また消費税及び地方消費税の減額による206万円の減額であります。資本的収入で第5次拡張事業の横島昭栄地区排水管布設工事に伴う企業債2,440万円の追加、資本的支出で委託料で横島町昭栄地区及び世間部地区配水管布設工事実施設計業務委託等1,517万9,000円、工事請負費で横島町昭栄地区配水管布設工事2,463万円、用地購入費で世間部加圧所用地購入128万円の増額でございます。委員から特に質問もなく、議第162号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第163号玉名市下水道事業会計補正予算(第1号)についてでありま す。収益的収入につきましては、一般会計補助金の予算組み替えによるところの営業外 収益300万円の増額、収益的支出で営業費用1,985万5,000円の増額、営業外 費用283万7,000円の減額。これは4月の人事異動に伴う人件費、岱明分の固定 資産減価償却額の変更及び起債借りかえによります利息、全体事業費変更に伴う消費税 額の減額であります。資本的収入につきましては補助事業費の増額と企業債の借りか え、一般会計補助金と組み替えに伴う企業債1億580万円と補助金550万円の増 額、資本的支出につきまして人事異動に伴う人件費及び補助事業による建設改良費2. 194万5,000円の増額と企業債の償還金の9,840万3,000円の増額であり ます。債務負担行為の補正としまして、浄化センター簡易処理施設改築事業を1億6, 000万円追加、企業債補正につきましては追加として公営企業金融公庫債9,820 万円を低利に借りかえるものと、補助事業の増額に伴い、公共下水事業債の限度額を7 6 0万円に増額、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、 職員給与費を1,319万7,000円増額。利益剰余金の処分として当年度利益剰余金 のうち2,790万5,000円を資本的収支の不足とする額に補てん財源として処分す るものでございます。委員から横島で真空ポンプ式の下水をやっているために停電時に トイレの使用ができないが、その辺の対処について質問があり、執行部より横島の集落

排水の設立当初のあり方について、横島は井戸水のため停電時には下水に入水がなく、 費用対効果を検討し、処理場に非常用電源に置かない方針であったとの説明があっております。しかし、発電機は置ける設計になっており新年度あたりから徐々に整備をしていきたいとの回答があっております。議第163号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第164号玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の制定についてであります。これは浄化槽市町村整備推進事業に係る市債の償還に必要な財源を確保するための基金を設置するため、条例を制定するものであります。委員から市町村設置型はいいと思うが、旧天水町以外で希望する場合にはどうしたらいいか、また将来的な見解について質問があり、執行部より管理としては市町村設置型の方が個人設置型に比べ完璧に行なえる。しかし数的に膨大な量であるため、市が負担をしていく義務を設けて個人が基準値以内の排水を出すような指導をしていきたいとの回答があっております。また浄化槽の設置については複数件の設置申請を待たずとも、1件ずつからでも工事を行なうようにとの委員会要望がなされております。議第164号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第170号玉名市水道事業設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは水道事業区域及び給水区域の拡張に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容としまして現在横島町昭栄地区の飲料水につきましては、横島干拓飲料水組合の専用水道で供給されておりますが、水質の悪化により市の上水道を供給することに伴い、条例を改めるものでございます。委員から特に質疑もなく、議第170号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第172号市道路線の認定であります。これは道路法第8条第2項の規定により議会の承認を得るものであります。今回認定する路線は岩崎3号線、両迫間5号線、栗崎団地東2号線の3路線の認定でございます。委員から特に質疑もなく、議第172号につきましては全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

なお、委員会閉会後、岱明の扇崎公園の現地視察をしましたこともあわせて報告させていただきます。

以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。よろしく お願いします。

○議長(松田憲明君) 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○**文教厚生委員長(作本幸男君)** おはようございます。文教厚生委員会に付託されました案件は、議案 5 件と陳情 1 件、継続審査となっております陳情 3 件であります。審

査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)中付託分であります。3款民生費は6,253万3,000円の補正で、主なものは障害福祉費が1,104万7,000円の補正で、障害自立支援法に係る支援事業費等であります。また児童福祉総務費が5,080万7,000円の追加で乳幼児医療費4,936万3,000円が主なものであります。4款衛生費は浄化槽設置整備費を除いて、共済費と賃金で155万円の補正、10款教育費は2,333万6,000円の補正で、主なものは小中学校の耐震化優先度調査業務委託費1,437万円の補正で、小学校14校31棟、中学校5校14棟の調査を行なうものであります。11款災害復旧費においては、永安寺東西古墳で1,781万7,000円の補正であります。

委員から3款民生費2項児童福祉費の中の扶助費について質疑があり、執行部より 乳幼児医療費は前年度並みの当初予算を組んでいたが、制度を変えて今までは役所に申 請書を取りにきて病院で1カ月分まとめて役所に持ってきてもらっていたが、保護者の 利便性を考え、直接病院から役所に申請をしてもらう手続きになった。前年度実績に伴 う補正となった旨の答弁があっております。また10月1日からの地域生活支援事業に ついて質疑があり、執行部よりこれは広域で料金・事業の話し合いを行ない、8月末に 使用料は広域で統一している。その結果、条例を整備する必要があったが、県の指導も あり要綱に従って10月1日から施行したい。条例については12月議会に提案する予 定である旨の答弁があっております。また10款教育費の小中学校学校耐震化優先度調 査業務委託費について質疑があり、執行部より耐震化優先度調査については昭和56年 以前の建物が対象であり、小学校21校中14校が調査対象となっておる。またこの調 査で優先度を決めて年次計画を立て、今後の改築をやっていきたい。また国交省から3 分の1の補助も見込まれ、12月までにはめどを立てて補助申請をやるよう計画してい る旨の答弁があっております。議第156号中付託分については、障害者自立支援法関 係で一部負担金をとるという負担増には納得できないとの異議があり、採決の結果、賛 成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第157号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,255万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億1,828万5,000円とするものであります。歳入の主なものは、1款保険税収入が4,654万円の減額で、3款国庫支出金が特別調整交付金の交付見込みにより596万1,000円の追加、4款療養給付費等交付金が退職者医療の現年度分と前年度精算分で1,672万1,000円の追加、5款共同事業交付金が保険財政共同安定事業交付金の創設に伴うもので5億151万3,000円の補正、8款繰入金が職員の定期異動等に伴う人件費分で1,261万1,000円

の減額と国民健康保険の条例改正に伴う出産育児一時金で200万円の追加、9款繰入 金は平成17年度決算見込みによる1,121万5,000円の追加などであります。歳 出は、1款総務費が人件費で1,261万1,000円の減額、2款保険給付費が国民健 康保険の条例改正に伴う出産育児一時金で300万円の追加、3款老人保健拠出金が決 定により1,940万5,000円の減額、5款共同事業拠出金が保険財政共同安定化事 業創設に伴う4億8,278万5,000円の補正、9款諸支出金が償還金で療養給付費 等交付金の前年度超過分1,273万5,000円の追加であります。

委員から保険財政共同安定化事業交付金について質疑があり、執行部より、医療制度改革に伴う事業として10月1日から新しく創設された事業であり、都道府県内の市町村間の国保保険料の平準化・財源安定化を図るため、各市町間レセプトの1件あたり30万円以上が対象、これを県下で統一、平均化してそれよりも高い市町村は歳入をし、低い市町村は歳出をする。本市は歳入ということだが、いわゆる医療費の高い市町村は県下の市町村間でお互いに助け合いましょうという事業である旨の答弁があっております。議第157号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第158号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算総額に変更はありませんが、第1号被保険者保険料還付金の不足が生じておりますので、介護給付費準備基金を40万円減額し、7款諸支出金の第1号被保険者保険料還付金を40万円補正し、補正予算の組み替えを行なうものであります。委員から特に質疑はなく、議第158号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第167号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは障害者自立支援法の施行に伴い、条例の整備を図るもので、主な内容としては、第2条第5号の一部負担金の定義を法改正により整備するものであります。附則として、この条例は平成18年10月1日から施行し、改正後の玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、同日以降に行なわれた診療に係る医療費について適用するものであります。

委員からこの改正によって障害者の方に新たな負担が増えるのではないかとの質疑があり、執行部より、あくまでも最低限の負担であり、残りは市が負担するものである。負担については従来どおりである旨の答弁があっております。議第167号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第168号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について であります。これは国民健康保険法の一部改正に伴い条例の整備を図るもので、内容と しては被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の額を30万円から35万 円に改正するものであります。附則として、この条例は平成18年10月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

委員から出産育児一時金の申請について質疑があり、執行部より病院やいろんな広報紙で周知をしており、申請については出産証明書を病院に発行してもらい、市役所に申請していただくとの答弁があっております。議第168号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に当委員会に付託されました陳情についてであります。陳第8号教育基本法 「改正」法案の廃案を求める意見書の提出と教育基本法の理念を学校と社会に生かすこ とを求める陳情についてであります。委員から教育基本法改正法案は廃案ではなく、必 要である旨の意見が出され、陳第8号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべ きものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についてであります。執行部より一般質問においても答弁したようにすべての対象者が一斉にこの制度を利用できるように、本年4月から今の制度を実施しており、現物給付併用制度については、もうしばらく検討させてほしいとの答弁があり、陳第1号につきましては採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についてであります。委員から継続を との意見が出され、陳第2号につきましては採決の結果、賛成多数で継続審査にすべき ものと決しました。

最後に陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情についてであります。委員からこの問題は教育委員会で検討しているのではとの質疑があり、執行部より、一般質問においても市長が答弁されているとおり、用務員については廃止の方向で検討されている。指導員については全校配置は難しいと思うが、検討している旨の答弁があっております。陳第7号については採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長(松田憲明君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑・討論・採決

- ○議長(松田憲明君) ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告があっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) おはようございます。日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案されています議案の中で、議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)につきましては、反対します。提案されています一般会計補正予算には、先の大雨災害に対する復旧費や小中学校の耐震調査費、一歩前進した乳幼児医療費の助成に伴う医療費の増額などが含まれています。ところが一方では財政調整基金積立に3億2,000万円、積立総額は18億円であります。すべての基金総額は18年度末で45億円、合併当初の目標30億円を達成しております。財源はあります。4月から原則1割の応益負担が導入された障害者自立支援法は10月から本格的な施行となり、利用者の負担増の改善を求める運動が熊本県内でも全国でも大きく広がっています。玉名市におきましても障害者の方が在宅及び施設での福祉施策利用料1割負担が大きな重しとなり、障害者の生活そのものを脅かすものとなってきました。私は先の議会で玉名市独自で応益負担の軽減を求めましたが、残念ながらまだその実施はありません。障害者自立支援法が「自立阻害法」とならないためにも再度障害者の負担軽減を求めるものであります。

次に、陳第8号教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の提出と教育基本法 の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情についてであります。委員長の報告は不 採択ということでありますが、私は直ちに本陳情を採択をして意見書を国会及び関係省 庁に送付すべきだと思います。9月21日、東京地方裁判所は東京と教育委員会が行な ってきた「日の丸・君が代」についての一連の指導は違憲、違法であるという判決を出 しました。都教委の指導は教育基本法第10条に照らして違法だとしたわけです。教育 基本法は戦前の教育が国家統制のもとに置かれたことへの反省から、その10条1項で 「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれる べきである。」と定めてあります。1976年の最高裁判決も教育内容に対する国家的 介入はできるだけ抑制的でなければならないという判断を示しています。東京地裁の判 決は都教委の通達と一連の指導は教育の自主性を侵害し、教職員に対し一方的な一定の 理論や観念を生徒に教え込むことを強制するに等しいと述べて、教育基本法のいう「不 当な支配」に当たるとして都教委の教育介入に歯止めをかけたわけであります。政府の 教育基本法「改正」案は、この教育基本法10条1項を変えて、教育委員会の通達など の行政裁量で行なわれる行為はすべて「不当な支配」には当たらないものにしようとい うものであります。また「改正」案は新たに教育の目標として、国を愛する態度などの 20の徳目を定め、それを身につけることを国民全体に義務づけようとしています。教 育で民主的な市民道徳を培うこと、これは非常に大切なことであります。しかしそれは 法律で強制するものではなく、教育の自由で自主的な運営によって培われるものだと考 えるわけであります。

以上のようなことから、私は陳第8号は直ちに採択をすべきと考えます。

また委員長報告で継続と言われました陳第1号、第2号及び陳第7号についても直 ちに採択を求めるものであります。

以上です。

○議長(松田憲明君) 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番(吉田喜德君) 陳第8号に対する反対討論であります。すなわち教育基本法 「改正」に対する賛成の意味であります。

熊本県議会は平成16年3月3日教育基本法の早期改正を求める意見書を決議、自 由民主党は平成16年5月18日当時の安倍幹事長名で自民党都道府県連支部連合会会 長並びに幹事長に対し、早期改正を求める意見書採択の推進について党の方針としての 通達がなされました。また旧玉名市議会は平成16年6月議会、教育基本法早期改正を 求める意見書を議決、同じく天水6月18日、岱明9月15日、横島9月17日、各議 会も議決しております。全国各議会のこうした中、中央教育審議会は新しい時代にふさ わしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方についての答申を文部科学大臣に行な い、その中で教育基本法の改正に取り組むことを期待すると述べています。改正に当た っては教育行政の国・地方の役割の明確化、教育振興基本計画の策定などを盛り込むこ とを提言しております。改正に反対する人からは愛国心を批判するかのように聞こえま すが、家族や郷土を愛する人で国を愛さない人がどこにおるでしょうか。伝統文化を尊 重し、これらを育んできたわが国と郷土を愛し、他国を尊重し国際社会の平和と発展に 寄与する態度を養うことであります。あるいは宗教的情操の涵養と公徳心、そして家庭 や地域社会での教育の向上など教育の再建に向け、次代を担う青少年の健全育成を図 り、国際社会で認められる国際感覚を併せ持った人材、いわゆる時代を担う青少年の育 成を図り、国や地域をいとおしみ、支えているという自覚の共有を家庭の目標と家庭生 活の充実などなど、新たな時代の教育の方向性を明確にして志の高い教育国家を目指す 教育改革、教育基本法「改正」は喫緊の国民的課題ではないでしょうか。この改正を踏 まえ、一層教育をよくすることは単に子どもたちのことを考えるのみでなく、国民各層 を明日のよりよき社会をつくり、生きられる仕組みをつくることだと確信いたします。

日本国憲法は昭和21年、1946年交付GHQの介入、GHQの指導型で制定、 翌22年米国の教育施設団の支持で教育基本法が制定されました。それから60年、半 世紀以上という歳月は地球を世界をそして我が国の社会生活、社会構造を変化させ、今 日の社会現象の実情をもたらしていることは国民の等しく認めるところであります。近年教育の責任を取り巻く環境は子どもたちが犠牲になるという現象。そういう事件の増発、青少年の凶悪犯罪のしかも低学年化の増加、不登校や学校がいじめ、広く社会にあっては飲酒運転等に見られる公の精神、公の精神、公徳心の欠如など、枚挙にいとまがありません。これは現行基本法のもとの教育の責任と反省点と痛感する次第であります。

終わりに当たり世界青年意識調査の中で、あなたは自分の国のために役立つことであれば、自分自身の利益を犠牲にしてよいかという質問を申し上げますと、「イエス」と答えた人の割合では米国70%、シンガポール70%、中国65%、韓国62%、スウェーデン48%、英国48%、ドイツ41%、日本はわずか13%であります。このことは教育の果たす責任と役割の重大さを証明していると確信するものであります。まさに我が国の将来を憂う次第であります。この「改正」は、日本人が日本人らしく真の日本人として生きるためと強調して止みません。教育再生、教育日本の再建を大スローガンとして、今や時代にふさわしい教育基本法「改正」を信念とする安倍自民党政権誕生もいよいよ秒読みになりました。我が国日本の愛せずにはいられない未来の子どもたちのためにも、教育基本法「改正」案が廃案になることに断固反対し、すなわち改正が成立することを大いに期待して念願して討論を終わります。

○議長(松田憲明君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第157号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議第158号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第159号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)

議第160号 平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第161号 平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)

議第162号 平成18年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)

議第163号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第1号)

の予算議案7件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第156号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第2号)については異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第156号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松田憲明君) 起立多数であります。よって、議第156号については、原案 のとおり決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時24分 開議

- ○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 議第164号 玉名市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の制定について
 - 議第165号 玉名市治山事業分担金徴収条例の制定について
 - 議第166号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第167号 玉名市重度心身障害者医療助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
 - 議第168号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第169号 玉名市消防団の設置等に関する条例及び玉名市消防団員の定員、任 免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第170号 玉名市水道事業設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を 改正する条例の制定について
 - の条例案7件は各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。
 - 議第171号 有明広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につい て

議第172号 市道路線の認定について

の議案2件は、各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に陳情について、陳情8号教育基本法「改正」法案の廃案を求める意見書の提出と

教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情についての委員長報告は不採 択でありますので、原案について採決をいたします。

陳第8号については、原案のとおり採択することに賛成の職員の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○議長(松田憲明君) 起立少数であります。よって、陳第8号については、不採択と 決定いたしました。

次に継続審査となっております陳情について、陳第1号乳幼児医療費を就学前まで 入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についての委員長の報告は継続審査であります。 委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立]

○議長(松田憲明君) 起立多数であります。よって、陳第1号については、継続審査 とすることに決定いたしました。

陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松田憲明君) 起立多数であります。よって、陳第2号については、継続審査 とすることに決定いたしました。

陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する 陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査と することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松田憲明君) 起立多数であります。よって、陳第7号については、継続審査 とすることに決定いたしました。

日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

○議長(松田憲明君) 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

「新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇」

○新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長(堀本 泉君) 御指名を受けまして委員長報告をいたします。新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

去る9月6日に委員会を開催し、1. 玉名市九州新幹線渇水被害対策連絡協議会の先進地研修の報告について、2. 駅名決定の今後の進め方について、3. 新駅周辺整備に係る交流施設の検討について、4. 新駅周辺整備に係る文化財調査の対応について。以上4点につき執行部より説明があり、質疑応答を行ないました。当日提示がありました項目ごとに御報告を申し上げます。

- まず1. 玉名市九州新幹線渇水被害対策連絡協議会の先進地研修の報告について、執行部の説明によりますと去る7月31日に、玉名市渇水被害対策協議会の先進地研修として、水俣市を訪れ渇水対策に係る恒久対策施設、さらに恒久対策協議の合意以降に発生した問題点について教示を受け、意見交換を行なったとのことであります。特筆すべき内容は水俣市においても当市と同じく、トンネル掘削開始から約1年経過したころ渇水被害が発生したことであり、鉄道運輸機構による応急対策後、トンネル内のコンクリート巻き立てが終わり、地下水脈がおおむね落ち着いたと考えられる時期に鉄道運輸機構から市が受託し、農業用水ため池の建設を行なったようであります。水俣市の担当者が苦慮した点として、被害対象調査面積の考え方で、当初機構側と差異があった。地目は田でも耕作田、休耕田、放棄田とさまざまで交渉の結果造成などにより明らかに田として機能しなくなった水田を除いた登記面積で合意ということであります。最後に水俣市から恒久対策は十分時間をかけて協議し、納得のいく形で合意した方がよいとのアドバイスを受けたとのことであります。委員からは研修の成果を玉名市においても参考にし、鋭意地元と協議を重ね、遺漏なく対応するように意見がありました。
- 2. 駅名決定の今後の進め方について、現在、仮称駅名は新玉名駅となっているため駅のイメージを明確にするよう早く名前を決めてほしいと、前回の委員会で要望がありました。その意見に対し、執行部より、駅名はJR九州が決定するが、駅設置市の要望があればJRは地元提案を聞きとる用意があるとのこと。このため仮称駅名として選考過程や募集範囲を県北に限定するのか、あるいは広範囲に募集するのか、どれが適切なのか引き続き検討を行ない、来年度において仮称駅名の募集を行ない、JR九州に候補駅名として提案したいとの考えであります。また応募のあった中なら選考するための委員会のような組織を立ち上げたいと考えているが、委員の構成等については今後十分検討するとの答えがあっております。委員からは、玉名を売り込むためには全国的に募集の範囲を設定するとともに新駅誘致の目的や経緯にも配慮するようにとの意見が出されました。
- 3. 新駅周辺整備に係る交流施設の検討について、新駅周辺整備の中で駅や駅前広場利用者の利便施設として4へクタール内に計画している延面積300平米程度の観光交流センターの設置場所についての説明を受けました。執行部の考え方としては観光交流センターの機能は観光物産案内所、公衆トイレ、休息所、物産販売コーナー、軽飲食コ

ーナーを兼ね備えたものであり、既に開業している九州新幹線の各駅の事例を調査し、 検討を重ねた結果、屋外より高架下に設置した方がメリットが大きいと判断し、提案し たいということでありました。委員会としても新八代駅、新水俣駅、出水駅、川内駅の 状況等も参考にしながら、多岐にわたる議論を重ね、利便性の観点から事務局案で進め るようにいたしました。

4. 新駅周辺整備に係る文化財調査の対応について申し上げます。埋蔵文化財の試掘調査の状況説明に続き、本年度の本調査範囲について執行部より説明がありました。そのほか調査を行なう必要がある範囲については県文化課と市文化課との協議が進行中であり、その推移を注視したいとのことであります。委員からは駐車場や通路部分については、盛土施工となるため発掘調査しないような対応が可能ならば、期間、資金面においても軽微となるが、そのような対応ができないかとの意見が出されました。これに対し、執行部より本年度の調査は水路など水田面を掘削し、遺構に影響を及ぼす部分を優先して行なうが、盛土部分は引き続き県の文化課と市の文化課で協議が行なわれるとのことであります。当委員会としても熊本県教育委員会に議会としての要望を意見書の形で提出してはどうかとの提案に対し、その方向で提言活動を展開することとなりました。後ほどその意見書採択を発議したいと存じますので、よろしくお願いを申し上げ、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、今後の委員会の開催等については、それぞれ進捗状況を見ながら慎重審議を 期するため引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会 一致をもって決定いたしました。

以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長(松田憲明君) 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長(松田憲明君) ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出があります ので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉 会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

○議長(松田憲明君) 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決をいたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君。

[玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君 登壇]

○**玉名バイパス建設促進特別委員長(小屋野幸隆君)** 委員長報告も5人目で最後になりました。もうちょっとだけ時間をいただきたいと思います。ただいまから、玉名バイパス建設促進特別委員会の審査の経過及び結果を御報告を申し上げます。

8月24日執行部の出席をいただき委員会を開催いたしました。その内容といたしましては、執行部から玉名バイパス計画説明会についての報告と(仮称)新玉名大橋の名称についての相談がございました。

まず、計画説明会の報告についての概略を申し上げますと、説明会は7月18日から21日までの4日間、4カ所で行なわれ254人の参加者に対し、国土交通省熊本河川国道事務所調査2課の職員が玉名バイパス2・3工区の計画について説明をされ、その中での質疑応答について報告がございました。委員会では委員から文化財の発掘調査の期間はどのくらいかかるかとの質疑がございまして、執行部から国交省とされては民間委託等により1年から2年で終わらせる予定でいると回答をいただきました。次に(仮称)新玉名大橋の名称についての相談がございまして、名称については玉名バイパス促進委員会の意見も聞きながら決めていけばどうかと回答したところでございます。それから委員会は7月13日、14日に県選出国会議員並びに国土交通省及び財務省への提言活動を行ないました。平成18年2月に熊本県と玉名市との間で、「新玉名(仮称)駅周辺地域などの整備に関する協定」を締結し、玉名バイパスを新駅へのアクセス道路の最重要路線と位置づけ、県・市連携協力して必要な取り組みを行なうことを明確にしたことを申し上げ、長年にわたる整備の進捗状況などもあわせて御賢察をいただき、玉名バイパスの新幹線開業時までの全線供用開始と継続的な予算の確保をお願い申し上げてきたところでございます。

なお、本委員会は今後も引き続き審査する必要がございますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定し、閉会をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長(松田憲明君) 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告を終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長(松田憲明君) ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。ただいま委員長の報告のとおり、継続審査の申し出があります ので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを 閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部、企画 財政部及び地域自治区調整室の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部 の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、 文教厚生委員長から教育委員会、市民部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営 委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する 事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出があ っておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時13分 開議

○議長(松田憲明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 意見書案上程

○議長(松田憲明君) 日程の追加についてお諮りいたします。

意見書案第4号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

意見書案第5号 新玉名駅(仮称)周辺整備に係る埋蔵文化財調査に関する意見書 の提出について

を日程表のとおり日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、 議題とすることに決定いたしました。
- ○議長(松田憲明君) これより意見書案の審議に入ります。

意見書案第4号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

意見書案第5号 新玉名駅(仮称)周辺整備に係る埋蔵文化財調査に関する意見書 の提出について

を議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

議長(松田憲明君) 意見書案第4号道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する 意見書の提出について、意見書案第5号新玉名駅(仮称)周辺整備に係る埋蔵文化財調 査に関する意見書の提出について質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

意見書案第4号道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出については、異議がありますので起立によって採決いたします。

意見書案第4号については、賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立]

○議長(松田憲明君) 起立多数であります。よって、意見書案第4号については、原 案のとおり可決いたしました。

私の不手際で失礼いたしました。特定財源の確保に関する意見書の提出については、 意見書案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

意見書案第5号新玉名駅(仮称)周辺整備に係る埋蔵文化財調査に関する意見書の 提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号については、 原案のとおり可決いたしました。

日程第9 発言の取り消しについて

○議長(松田憲明君) お諮りいたします。24番田島八起君から15日の一般質問に おける発言について会議規則第65条の規定により、発言の一部取り消しの申し出があ りましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすること に決定いたしました。

お諮りいたします。24番田島八起君の15日の一般質問における発言について、 会議規則第65条の規定により、発言の一部取り消しの申し出がありましたので、これ を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(松田憲明君) 異議なしと認めます。よって、発言の一部取り消しの申し出を 許可することに決定いたしました。
- ○議長(松田憲明君) 以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いた しました。

これにて本会議を閉じ、平成18年第4回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 松田憲明

玉名市議会議員 青木 壽

玉名市議会議員 森川和博

玉 名 市 議 会 会 議 録 平成18年第4回定例会

発行人 玉名市議会議長 松田憲明編集人 玉名市議会事務局長 松岡誠也作成熊本コピー株式会社

電 話(096)372-1010

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地 電 話 (0968) 75-1155